

事務事業一元化調書

報告第 23 号 各種事務事業の取扱いについて（C ランク）その 3

第 6 回 相模原・津久井地域合併協議会

事務事業一元化調書 目次

報告第 23 号 各種事務事業の取扱いについて（C ランク）その 3

企画部会	1
保健福祉部会	8
経済部会	132
環境保全部会	236
農業委員会部会	240

**報告第 23 号 各種事務事業の取扱いについて
(C ランク) その 3**

企 画 部 会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 企画政策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 11	事務事業名 ふるさと創生事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室	企画財政課		
歳入予算額(平成16年度)		135千円	90,611千円			
根拠法令等		城山町ふるさと創生事業基金の設置、管理及び処分に関する条例	津久井町ふるさと文化振興基金条例			
会計の種類別		一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)		135千円	84,404千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		特定財源	特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 市町村が自主的・主体的に実施する地域づくりへの取組みを支援するために創設された「自ら考え自ら行う地域づくり」事業(ふるさと創生1億円事業)により交付税措置された1億円を原資として魅力ある地域づくりに繋がる特色ある事業を実施する。</p> <p>【内容】 平成元年に「城山町ふるさと創生事業基金」を設置して積み立てている。 平成3年に「ふるさと創生1億円事業選考委員会」等により、その活用方策を検討し、基金の一部を活用して保健福祉センターの中庭に、町民の健康と子供たちの健やかな成長を願い、シンボルとなるブロンズの母子象を設置した。 事業費 12,669千円</p> <p>平成15年度末基金現在高 134,344千円 平成16年度末残高見込 134,479千円</p>	<p>【目的】 国の「ふるさと創生事業」の創設に伴い、活力と魅力ある地域文化の振興を図るために「ふるさと文化振興基金」を設置し、次の事業を選定対象として実施する。 人材の育成 地域・国際交流 伝統文化の育成・継承 地域おこし</p> <p>【内容】 基金を原資として種々の事業を所管課にて展開 平成16年度事業及び予算額 ・国際交流推進事業 2,225千円 ・中学生海外派遣事業 8,231千円 ・津久井城址城山のイメージを高める事業 3,977千円 ・郷土の偉人尾崎弔堂に学ぶ事業 2,270千円 ・合唱の里づくり事業 1,200千円 ・町史編さん事業 19,506千円</p> <p>他4事業 平成15年度末基金現在高 476,119千円</p>	該当なし	【課題】 城山町及び津久井町の基金の取扱い	【調整方針】 合併時に廃止する。ただし、城山町及び津久井町の基金の取扱いについては、その設立の趣旨に配慮し、調整するものとする。また、津久井町で実施されている事業については、その趣旨を尊重し、個別に調整するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		企画部会		企画政策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
14	パブリックコメントの実施					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	企画政策課	政策秘書課	企画政策室			
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
根拠法令等	相模原市パブリック・コメント手続実施要綱	城山町パブリック・コメント手続条例				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市の政策等の策定にあたって、幅広い市民の意見を反映するため、政策等の策定過程における透明性、公正性を確保するとともに、市民への説明責任を果たし、市民の市政への参画を推進することを目的とする。</p> <p>【内容】 1 実施機関 市長・教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会 2 対象となる市民等 市内に住所を有する者・市内の事務所又は事業所に勤務する者・市政に関し意見等を有する者 3 パブリック・コメント手続の対象 ・市の基本的な制度や方向性を定める条例の制定又は改廃 ・市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く)の制定又は改廃 ・総合計画等、市の基本的政策を定める計画及び部門別・分野別の計画の策定又は改定 ・大規模なまちづくりに関する構想等の策定又は改定 ・市が整備する施設の基本計画の策定又は改定 ・その他前各号に準ずるもの 4 手続等 パブリック・コメント手続の実施予告…実施の10日前までに予告 条例・政策等の素案の策定 素案公表・意見募集…意見募集期間は20日以上 市民意見を踏まえた原案策定 意思決定 市民意見及び市の考え方の公表 5 公表及び意見提出の方法 ・公表…市HP、指定場所での閲覧及び概要版の配付、広報誌 ・意見提出…指定場所への書面提出、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他</p>	<p>【目的】 町の政策等の形成過程における公正性の確保と透明性の向上を図り、町の町民に対する説明責任を果たすとともに、町民の町政への積極的な参画を促進し、もって町民との協働による開かれた町政を実現することを目的とする。</p> <p>【内容】 1 実施機関 町長・教育委員会・選挙管理委員会・農業委員会 2 対象となる町民等 町政に関し意見等を有するすべてのもの 3 パブリック・コメント手続の対象 ・町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃 ・町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃 ・町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く)の制定又は改廃 ・総合計画等、町の基本的政策を定める計画及び部門別・分野別の計画の策定又は改定 ・その他前各号に準ずるもの 4 手続等 パブリック・コメント手続の実施予告…実施の10日前までに予告 条例・政策等の素案の策定 素案公表・意見募集…意見募集期間は20日以上(休日含まず) 町民意見を踏まえた原案策定 意思決定 町民意見及び町の考え方の公表 5 公表及び意見提出の方法 ・公表…町HP、指定場所での閲覧及び概要版の配付、広報誌 ・意見提出…指定場所への書面提出、郵便、ファクシミリ、電子メール、その他</p>	該当なし	該当なし	【課題】 相模原市が要綱であるのに対し、城山町は条例での実施となっている。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、パブリックコメントに関する条例の必要性については、新市において検討するものとする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 土地利用調整課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 公有地の拡大の推進に関する法律に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土地利用調整課	財務課・都市計画課	企画政策室	都市整備課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律・	公有地の拡大の推進に関する法律・	公有地の拡大の推進に関する法律・		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する、売主が地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事前届出</p> <p>基準 市街化区域で5000㎡以上 市街化調整区域で10000㎡以上 都市計画施設の区域内に所在する土地や、道路や公園などの予定地として決定された土地等は、200㎡以上で届出が必要</p> <p>提出期日 契約を締結予定日の3週間以上前までに届出すること。</p> <p>年間受理件数：12件(H15年度) 買取件数：なし(H15年度)</p> <p>2. 公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する、売主が地方公共団体等による土地の買取を希望する場合に行う買取申出</p> <p>基準 都市計画区域で200㎡以上</p> <p>提出期日 なし。</p> <p>年間受理件数：4件(H15年度) 買取件数：1件(H15年度)</p> <p>回答期限(第4条・第5条とも) 市長は届出から3週間以内に買取希望団体の有無について通知する。</p> <p>その他(第4条・第5条) 買取協議を行う旨の通知があった場合は、通知があった日から起算して3週間以内までは譲渡(売買など)できない。</p> <p>担当職員数 2名</p>	<p>該当なし</p> <p>本町では、第4、5条の届出は、經由事務のみを実施しています。</p> <p>【平成15年度経由実績】 第4条 なし 第5条 なし</p> <p>担当職員 3名(兼務)</p>	<p>1. 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する、売主が地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事前届出</p> <p>基準 都市計画区域内で10000㎡以上 都市計画施設の区域内に所在する土地や、道路や公園などの予定地として決定された土地等は、100㎡以上で届出が必要(都市計画区域外は、200㎡以上)</p> <p>提出期日 契約を締結予定日の3週間以上前までに届出すること。</p> <p>年間受理件数：2件(H15年度) 買取件数：なし(H15年度)</p> <p>2. 公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する、売主が地方公共団体等による土地の買取を希望する場合に行う買取申出</p> <p>基準 都市計画区域で100㎡以上(都市計画区域外は200㎡以上)</p> <p>提出期日 なし。</p> <p>年間受理件数：0件(H15年度) 買取件数：0件(H15年度)</p> <p>当町においては届書の經由事務となる。 その他、買取希望の有無について県知事に申出書を送付。</p> <p>担当職員数 1名</p>	<p>1. 公有地の拡大の推進に関する法律第4条に規定する、売主が地方公共団体等以外へ土地を有償譲渡しようとする場合に行う事前届出</p> <p>基準 10000㎡以上 都市計画施設の区域内に所在する土地や、道路や公園などの予定地として決定された土地等は、100㎡以上で届出が必要</p> <p>提出期日 契約を締結予定日の3週間以上前までに届出すること。</p> <p>年間受理件数：なし(H15年度) 買取件数：なし(H15年度)</p> <p>2. 公有地の拡大の推進に関する法律第5条に規定する、売主が地方公共団体等による土地の買取を希望する場合に行う買取申出</p> <p>基準 都市計画区域で100㎡以上</p> <p>提出期日 なし。</p> <p>年間受理件数：なし(H15年度) 買取件数：なし(H15年度)</p> <p>当町においては届出書の經由事務となる。 その他、買取希望の有無について県知事に申出書を送付。</p> <p>担当職員数 1名(兼任)</p>	<p>【課題】 ・相模原市は中核市として一連の事務を完結。他の3町は県知事への經由事務としている。 ・県基準と相模原市基準の相違。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 土地利用調整課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整			
事務事業番号 9	事務事業名 特定地域土地利用計画に関すること					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土地利用調整課	都市計画課	企画政策室	都市整備課		
歳出予算額(平成16年度)			0千円	0千円		
根拠法令等			特定地域土地利用計画策定指針(神奈川県)	特定地域土地利用計画策定指針(神奈川県)		
会計の種類			一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)			0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	津久井町特定地域土地利用計画 【目的】 総体的に土地利用規制の緩やかな特定地域において、地域特性を踏まえたまちづくりの推進及び秩序ある土地利用の実現を図る。 【内容】 特定地域における土地利用の基本的な方向性 保全ゾーンの設定 利用検討ゾーンの設定 6箇所 75.4ha 利用検討ゾーン内訳 産業系 4箇所 72.6ha (内、土地利用転換面積 23.7ha) 住居系 2箇所 2.8ha (内、土地利用転換面積 1.9ha) 【策定年月】 平成13年7月 【計画期間】 平成13年度～平成17年度	相模湖町特定地域土地利用計画 【目的】 総体的に土地利用規制の緩やかな特定地域において、地域特性を踏まえたまちづくりの推進及び秩序ある土地利用の実現を図る。 【内容】 特定地域における土地利用の基本的な方向性 保全ゾーンの設定 利用検討ゾーンの設定 4箇所 123.7ha 利用検討ゾーン内訳 産業系 3箇所 122.9ha (内、土地利用転換面積 23.0ha) 社会福祉系 1箇所 0.8ha (内、土地利用転換面積 0.8ha) 【策定年月】 平成6年3月 【計画期間】 平成7年度～平成17年度	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 土地利用調整課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 10	事務事業名 地籍調査事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	土地利用調整課	経済課	建設課	産業環境課		
歳入予算額(平成16年度)		14,627千円		30千円		
根拠法令等		国土調査法、地籍調査作業準則、運用基準		国土調査法、地籍調査作業準則、運用基準		
会計の種類別		一般会計		一般会計		
歳入予算額(平成16年度)		6,406千円		0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		使用料/手数料等・補助金/交付金等		補助金/交付金等		
事務事業の別		特定財源・電算システム		特定財源		
電算システム名		GAINS-EH・LandMap				
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 現在の公園や登記簿は、明治の地租改正時に作られたものが基となっており、実際の土地と記載事項が合わなくなっている。これを是正するため地籍の明確化を図り、土地の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とする。</p> <p>【内容】 調査 取りまとめ・閲覧 認証 登記 窓口閲覧 誤り等訂正</p> <p>【手数料】 地籍調査成果証明(1件300円)</p> <p>【負担金】 神奈川県国土調査推進協議会会費</p> <p>【特定財源】 地籍調査補助金 国 50% 県 25% 町 25%</p> <p>【参考】 町の計画面積 16.44km² 調査完了面積 2.21km²(15年度末現在) 現在の進捗状況 約13.4%</p>	該当なし	<p>【目的】 現在の公園や登記簿は、明治の地租改正時に作られたものが基となっており、実際の土地と記載事項が合わなくなっている。これを是正するため地籍の明確化を図り、土地の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とする。</p> <p>【内容】 調査 取りまとめ・閲覧 認証 登記 窓口閲覧 誤り等訂正</p> <p>【手数料】 地籍調査成果証明(1件 300円)</p> <p>【負担金】 神奈川県国土調査推進協議会会費</p> <p>【特定財源】 地籍調査費補助 国 50% 県 25% 町 25%</p> <p>【参考】 町の計画面積 1.7km² 調査完了面積 0.29km²(15年度末現在) 現在の進捗状況 約17.1%</p> <p>平成12年度より休止中。</p>	<p>【課題】 実施について各市町に相違あり。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併時は休止して、国が実施する平成16年度、平成17年度の都市再生街区基本調査の結果を踏まえ、再度検討する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	企画部会	広聴広報課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
6	広報紙発行事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額(平成16年度)	100,125千円	7,178千円	7,879千円	3,667千円		
根拠法令等	相模原市広聴広報規則		津久井町情報の共有化の推進に関する規則・町行政情報連絡調整会議設置要綱	相模湖町広報規則		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	50千円	177千円	150千円	150千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市政の現状や課題、市民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。また、広報紙に掲載した記事を市民や市民生活の変遷を記録する貴重な行政資料として後世に残すと共に、一般の利用に供するため縮刷版を作成する。</p> <p>【内容】 広報さがみはらの発行 ・発行 定例号毎月2回(1日・15日)、臨時号1回(市長選挙) ・規格 タブloid版 2ページ、8ページ、12ページ ・発行部数 平均224,000部/回 ・配布方法 新聞折込、新聞未購読者への郵送、出張所・公民館・各駅等に配置 ・事業費 99,925千円 縮刷版の発行 ・対象 1年間に発行した広報紙 ・発行部数 250部 16年度からCD版に変更 ・配布先...市議会、小・中学校、図書館など ・事業費 200千円</p> <p>【参考】 広報さがみはらの発行 ・発行回数 25回 タブloid版 2ページ(1回)、8ページ(14回)、12ページ(10回) ・発行部数 平均224,000部/回 (内訳) ・新聞折込215,540部(朝日・毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経) ・新聞未購読者への郵送約2,500部(年平均) ・駅(JR9、京王1、小田急3) 1,850部 ・本庁 3,000部 ・出張所・公民館(23箇所) 1,110部 縮刷版の発行 (主な配布先) 議会 46部(議員数46)、小中学校 82(82校)、公民館図書室 23(23か所)、図書情報コーナー10(本庁1か所)、博物館2(1か所)、図書館4(4か所) 【特定財源の内容】 県市町村振興協会広報掲載料等交付金</p>	<p>【目的】 町の施策や制度をはじめとして、各種相談や検診など町民の暮らしに必要な情報を分かりやすく周知することにより、町民の町政への理解と関心を高め、町政への参加を推進する。</p> <p>【内容】 - 1 広報ふりにーずの発行 ・発行 毎月1日発行(年12回) ・規格 A4判 平均20ページ ・発行部数 7,200部/回 ・配布方法 自治会配布、金融機関、コンビニ等に配置 - 2 広報おしらせ版ホットラインの発行 ・発行 毎月15日発行(年12回) ・規格 タブloid版 平均4ページ ・発行部数 8,000部/回 ・配布方法 新聞折込、コンビニ等に配置 縮刷版の発行 該当なし</p> <p>【参考】 - 1 広報ふりにーず ・発行回数 12回 A4判 平均20ページ ・発行部数 7,200部/回 (内訳) ・自治会(12団体) 6,545部 ・金融機関(6箇所) 50部 ・コンビニ(6箇所) 50部 ・県市町村(県、郡3町、八王子市) 85部 ・報道機関など 17部 ・庁舎内 370部 - 2 広報おしらせ版ホットライン ・発行回数 12回 タブloid版 平均4ページ ・発行部数 8,000部/回 (内訳) ・新聞折込 7,600部(朝日・毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経) ・コンビニ(6箇所) 60部 ・報道機関など 12部 ・庁舎内 200部 【特定財源の内容】 県市町村振興協会広報掲載料等交付金150千円 自衛官募集事務委託金27千円</p>	<p>【目的】 町政の現状や課題、町民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。</p> <p>【内容】 - 1 広報つくいの発行 ・発行 1日 ・規格 A4判 平均18ページ ・発行部数 9,350部/回 ・配布方法 各自治会経由での配布 郵便局等に配置 ・事業費 6,341千円 - 2 広報つくいお知らせ版の発行 ・発行 15日 ・規格 A4判 4ページ ・発行部数 10,350部/回 ・配布方法 新聞折り込み ・事業費 1,538千円 縮刷版の発行 該当なし</p> <p>【参考】 - 1 広報つくいの発行 ・発行回数 12回 A4判 平均18ページ ・発行部数 9,350部/回 ・自治会経由で配布8,700部 関係機関等へ配布450部 庁舎内等200部 - 2 広報つくいお知らせ版 ・発行回数 12回 A4判 4ページ ・発行部数 10,350部/回 ・新聞折込 10,050部(朝日・毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経) ・関係機関等へ配布250部 ・庁舎内等50部 【特定財源の内容】 県市町村振興協会広報掲載料等交付金</p>	<p>【目的】 町政の現状や課題、町民生活に必要な情報を迅速かつ分かりやすく提供することを目的に広報紙を発行する。</p> <p>【内容】 - 1 広報さがみこの発行 ・発行 1日 ・規格 A4判 16ページ ・発行部数 3,600部/回 ・配布方法 各自治会等経由での配布 公民館、駅等に配置 ・事業費 3,332千円(広報配布謝礼含む) - 2 広報さがみこお知らせ版の発行 ・発行 15日 ・規格 B4判(両面1枚) ・発行部数 3,500部/回 ・配布方法 新聞折り込み 公民館、駅等に配置 ・事業費 335千円 縮刷版の発行 該当なし</p> <p>【参考】 - 1 広報さがみこの発行 ・発行回数 12回 A4判 16ページ ・発行部数 3,600部/回 ・自治会等経由で配布3,021部 関係機関等へ配布450部 本庁等129部 - 2 広報さがみこお知らせ版 ・発行回数 12回 B4判(両面1枚) ・発行部数 3,500部/回 ・新聞折込 3,090部(朝日・毎日・読売・産経・東京・神奈川・日経等) ・関係機関等へ配布375部 ・本庁等35部 【特定財源の内容】 県市町村振興協会広報掲載料等交付金</p>	<p>【課題】 ・規格の相違 相模原市 タブloid版のみ 城山町、津久井町、相模湖町 A4版とタブloid版(お知らせ)を併用 ・配布方法の相違 相模原市 新聞折込、郵送 城山町、津久井町、相模湖町 自治会配布と新聞折込を併用 ・縮刷版の発行 相模原市のみ</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 企画部会		相模原市の課等の名称 広聴広報課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整			
事務事業番号 16	事務事業名 市勢要覧・市の概要発行事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	広聴広報課	町民課	企画政策室	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）	9,250千円		0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市広報広聴規則		津久井町情報の共有化の推進に関する規則			
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市の現状やあゆみを広く紹介する。</p> <p>【内容】 市勢要覧 市の歴史、自然、都市像などをビジュアルで紹介する。 ・発行 2～3年に1回 ・発行部数 10,000部（英語か中国語を併記） ・規格 A4 72ページ程度 オールカラー ・配布対象 銀行、理・美容室、郵便局、病院などに配布、行政資料コーナーで有償刊行物としても販売 事業費 9,010千円</p> <p>市の概要 統計数値を中心に、市の概要をコンパクトにまとめたもの ・年1回発行（6月） ・発行部数 7,500部 ・規格 縦11$\frac{1}{2}$”×横35$\frac{1}{2}$”（折りたたみ時...横7$\frac{1}{2}$”） ・配布対象 市職員、市民 事業費 240千円</p> <p>【参考】 市勢要覧 ・配布先（各施設1冊） 銀行45 理容室350 郵便局43 福祉施設43 農協16 駅13 書籍店24 浴場11 病院568 ホテル11 美容室249 市内大学15 市内高校17</p> <p>市の概要 （配布内訳） ・職員 4,000人 ・市民配布 3,500人</p>	<p>該当なし</p> <p>参考 ・発行 平成7年度（町制40周年） ・規格 A4版96ページ オールカラー ・事業費 5,490千円</p> <p>【参考】 ・配布先（各施設1冊） 銀行2 理容室11 郵便局2 福祉施設1 農協2 書籍店2 医療機関17 美容室15 町内高校1</p> <p>（配布内訳） ・職員 200人</p>	<p>【目的】 町の概要などを紹介する。</p> <p>【内容】 該当なし</p> <p>参考 ・発行 平成13年度事業 ・発行部数 10,000部 英訳版...2,000部 ・規格 A4判 52ページ オールカラー（英語版） A4判 36ページ オールカラー ・配布対象 全戸配布・公共機関等 約9,000部 英語版...必要に応じ 事業費 1,459千円 英語版...738千円</p> <p>町の概要 統計数値を中心に、町の概要をコンパクトにまとめたもの ・年1回発行 ・発行部数 150部 ・規格 縦13$\frac{1}{2}$”×横36.5$\frac{1}{2}$”（折りたたみ時...横8$\frac{1}{2}$”） ・配布対象 町職員 事業費 0千円</p> <p>【参考】 町勢要覧 ・配布先（各施設1冊） （配布先）約70か所 銀行4 理容店10 郵便局7 福祉施設1 農協12 書籍店1 病院・診療所17 美容室10 町内高校1等</p> <p>町の概要 （配布内訳） ・職員 150人</p>	<p>該当なし</p> <p>参考 ・発行 平成9年度事業 ・発行部数 5,000部 ・規格 A4判 44ページ （36ページ カラー 8ページ 白黒） 事業費 3,738千円</p> <p>【参考】 町勢要覧 ・配布先（各施設1冊）約50か所 銀行2 理容室6 郵便局2 福祉施設3 農協2 駅1 書籍店1 医療機関7 宿泊施設15 美容室8 町内大学1等</p> <p>町の概要 （配布内訳） ・職員 分 120人 ・町民配布分 3,694世帯</p>	<p>【課題】 掲載内容の精査が必要</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

保健福祉部会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 8	事務事業名 高齢者入所判定委員会運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	311千円		90千円	60千円		
根拠法令等	・相模原市高齢者入所判定委員会要綱		津久井町高齢者サービス供給部会設置要綱		相模湖町福祉サービス検討部会設置要綱	
会計の種類別	一般会計		一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 65歳以上で身体上、精神上、環境上または経済的理由により、居宅養護困難な者に対して、養護老人ホームへの入所措置が最も適切なものとして行われるよう、入所判定委員会において、措置の要否を総合的に判定する。 また、委員会へ諮る事項の事前協議を行うため、検討会を設置している。</p> <p>=委員構成= 市医師会、市歯科医師会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉施設、市職員</p> <p>【開催状況(平成15年度)】 入所判定委員会...2回 検討会...2回</p> <p>【平成16年度予算】 入所判定委員会 医師謝礼@41,700×6人=250,200円 委員謝礼@ 5,000×6人= 30,000円 検討会 委員謝礼@ 5,000×6人= 30,000円</p>	該当なし	<p>【事業目的・内容】 65歳以上で身体上、精神上、環境上または経済的理由により、居宅養護困難な者に対して、養護老人ホームへの入所措置が最も適切なものとして行われるよう、高齢者サービス供給部会において、措置の要否を総合的に判定する。</p> <p>=委員構成= 町医師会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉施設、福祉推進委員協議会、社会福祉協議会職員、津久井保健福祉事務所職員、町職員</p> <p>【開催状況(平成15年度)】 なし</p> <p>【平成16年度予算】 委員謝礼@ 5,000×9人×2回= 90,000円</p>	<p>【事業目的・内容】 65歳以上で身体上、精神上、環境上または経済的理由により、居宅養護困難な者に対して、養護老人ホームへの入所措置が最も適切なものとして行われるよう、入所判定委員会において、措置の要否を総合的に判定する。</p> <p>=委員構成= 町医師会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、津久井保健福祉事務所職員、町保健師</p> <p>【開催状況(平成16年度より開催)】</p> <p>【平成16年度予算】 入所判定委員会 医師謝礼@10,000円×3人=30,000円 委員謝礼@ 5,000×6人= 30,000円</p>	<p>・入所判定委員会における医師謝礼単価の相違 相模原市...41,700円 相模湖町...10,000円 ・相模原市で開催している検討会は、相模湖町には設置されていない。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 9	事務事業名 高齢者保健福祉計画推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額(平成16年度)	10,195千円			1,656千円		
根拠法令等	・老人福祉法第20条の8・ ・老人保健法第46条の18・ ・介護保険法第117条	・老人福祉法第20条の8・ ・老人保健法第46条の18・ ・介護保険法第117条				
会計の種類別	一般会計			一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円			0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進行管理 次期計画(3年ごとに行われる計画の見直し)の適切かつ円滑な策定</p> <p>【平成16年度事業内容】 高齢者保健福祉推進会議(計画の進行管理組織)の開催 [委員構成(20名)] 学識経験者、医療関係者、福祉関係者、各種団体、公募市民 高齢者等実態調査の実施 市民シンポジウムの開催</p> <p>【推進会議開催状況(15年度)】 推進会議...2回 勉強会...1回 施設見学...2回</p> <p>【高齢者保健福祉計画の概要】 沿革 平成5年度(旧)老人保健福祉計画(計画終期平成11年度) 平成12年度 第1期高齢者保健福祉計画(計画終期平成16年度) 平成15年度 第2期高齢者保健福祉計画(計画終期平成19年度) 第2期高齢者保健福祉計画の概要 ・計画期間 平成15年度～19年度(5か年) ・基本理念 「いきいきと充実した生活をおくることができる高齢社会の形成」</p> <p>【平成16年度予算】 シンポジウム謝礼 171千円 推進会議委員謝礼(3回分) 264千円 実態調査委託 9,730千円 施設使用料 30千円</p>	<p>該当なし</p> <p>見直し・策定については、平成17年度行うため、平成15・16年度は事業執行はありません。</p> <p>平成17年度予算(新規事業計画書より) 4,466千円 (介護保険事業計画で再掲)</p>	<p>該当なし</p> <p>*平成17年度に計画の見直しに係る事業を予定。</p>	<p>平成14、15年度で保健福祉総合計画(仮称)策定 【高齢者保健福祉計画】 【障害者福祉計画】 【子育て支援計画】 【健康さがみこ21】 【介護保険事業計画】策定済</p> <p>平成16年度で印刷製本の実施(委託)</p> <p>【平成16年度予算】 委託料 1,656千円</p>	<p>・計画の策定期間は同一であるが、策定手法等に相違がある。(相模原市は、計画の策定及び進行管理組織として高齢者保健福祉推進会議を設置している。)</p> <p>・計画策定にあたっては、各市町の介護保険事業計画との整合性を図る必要がある。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、第3期計画については、平成17年度中に合併後を想定した計画を策定する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 10	事務事業名 高齢者大学運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	27,509千円	0千円	0千円	85千円		
根拠法令等	・相模原市高齢者大学設置運営要綱 ・あじさい大学開催要項			・相模湖町高齢者の生きがいと健康づくり企画推進会議運営要綱		
会計の種類別	一般会計		一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	13,754千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム					
電算システム名	保健福祉オンライン					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者の方々が、心身ともに健康で生きがいと喜びに満ちた生活を送るために、学習活動を通じて仲間づくりを図りつつ、知識と技能の習得を図る。</p> <p>【平成16年度事業内容】 学科数：4学部29学科 芸術学部...書道4学科、刻字1学科、美術4学科、版画1学科、陶芸2学科、民謡1学科、詩吟1学科 健康学部...健康3学科、調理2学科 文学部...文芸1学科、文学3学科、歴史4学科 園芸学部...園芸2学科 定員：912人 授業時間：週1回2時間(各学科年間平均24回前後) 授業料：無料 教材費は自己負担</p> <p>【平成15年度実績】 4学部28学科 定員888人 入学希望者 1,849人 倍率2.08倍 修了者850 事業費決算額 17,980千円</p> <p>【保健福祉オンライン】 申込者の氏名、住所等のほか、受講状況等を把握するために使用</p> <p>【平成16年度予算】 講師謝礼 20,653千円 システム開発委託料 3,279千円 施設使用料 1,640千円 備品購入費 920千円 その他 1,017千円 特定財源 国庫補助金 13,754千円</p>	<p>該当なし</p> <p><参考> 町民の生涯学習の場として「しるやま町民大学」シニア講座を実施している。 教育委員会生涯学習課において所管している。</p>	<p>該当なし</p> <p><参考> 生涯を通じた町民の学習の場として「津久井町民大学」～グリーンカレッジつくい～を実施、教育委員会生涯学習課、生涯学習センターにおいて所管しています。</p>	<p>【事業目的】 高齢者が充実した生活を創造するため学習活動を通じて生きがいと社会参加することを目的とする。</p> <p>平成16年度事業内容】 学部数 3学部 教養学部 園芸学部 保健体育部 定員 180人</p> <p>【平成15年度実績】 3学部 定員 180人 延参加人員 1,414人 実施回数 41回 事業費決算額 614千円</p> <p>【平成16年度予算】 講師謝礼 35千円 その他 50千円</p>	<p>・相模原市と相模湖町で実施している事業であるが、内容、定員等に相違がある。 ・相模原市のあじさい大学の開講は、例年5月となっているため、科目設定、講師依頼、会場確保など、前年度からの準備が必要である。</p>	<p>【調整方針】 3年間で、段階的に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 11	事務事業名 生きがい農園運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	1,600千円		26千円			
根拠法令等	相模原市生きがい農園設置及び運営要綱					
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円		19千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別			特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者が土に親しみ、作物を育てることを通じて、生きがいを高めるとともに、地域における高齢者の交流を図る。</p> <p>【事業内容】 相模原市市民農園運営協議会に対し、生きがい農園に関する運営費用の助成を行う。</p> <p>=生きがい農園の概要= ・農園数 21農園(958区画)H16.4現在 ・耕作面積 1人1区画 10㎡ ・耕作期間 4月から翌々年の1月までの22ヶ月 耕作地については、地権者から無償で6年間の使用貸借契約で借り上げ。</p> <p>【対象】 60歳以上の市民</p> <p>【平成16年度予算】 生きがい農園運営費補助金 1,600千円</p>	該当なし	<p>【事業目的】 高齢者が土に親しみ、作物を育てることを通じて、生きがいを高めるとともに、地域における高齢者の交流を図る。</p> <p>【事業内容】 津久井町老人クラブ連合会に生きがい農園に関する運営を委託して実施。</p> <p>=生きがい農園の概要= ・耕作面積 2,000㎡ ・耕作期間 4月から翌年の3月まで1年間 *耕作地：津久井町借上 *その他：農業用倉庫に対する損害保険に加入</p> <p>【対象】 老人クラブ会員等高齢者</p> <p>【平成16年度予算】 生きがい農園運営費 26千円</p> <p>特定財源 県補助金 19千円</p>	該当なし	<p>・事業内容の相違 耕作期間 相模原市... 2.2ヶ月間 津久井町... 1年間 対象者 相模原市... 60歳以上の市民 津久井町... 老人クラブ会員等高齢者 ・相模原市の生きがい農園は、耕作期間が2年間に跨ることや、4月からの農園開放に合わせ、利用者を募集するなど、前年度からの準備が必要となる。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後、津久井町の生きがい農園の運営方法について検討する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 12	事務事業名 高齢者交流事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	6,628千円					
根拠法令等	・相模原市高齢者交流事業実施要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 市内の公衆浴場を利用して親湯会を開催し、高齢者の仲間づくりと健康づくりを進めるとともに相互の交流と親睦を深め、高齢者福祉の向上を図る。</p> <p>【事業内容】 実施日...前期(7~9月)後期(11~1月)の平日 祝日及び12月27日から1月7日を除く 利用回数...月4回まで 利用方法...市に登録し利用券発行 利用者負担...100円 実施施設...市内11浴場</p> <p>【対象】 65歳以上の市民</p> <p>【過去の利用実績】 平成13年度 16,584人 平成14年度 36,727人 平成15年度 24,499人</p> <p>【平成16年度予算】 協力謝礼 6,591千円 利用券用紙 37千円</p>		該当なし	<p>該当なし</p> <p>*高齢者交流については、町老人クラブ連合会主催により実施。</p>	該当なし	<p>なし</p> <p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課																																							
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了																																							
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整																																							
事務事業番号 13	事務事業名 シルバー人材センター育成事業																																											
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																						
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課																																								
歳出予算額(平成16年度)	129,258千円	5,815千円	6,965千円	4,945千円																																								
根拠法令等		高齢者の雇用の安定等に関する法律		相模湖町福祉活動費補助金交付要綱																																								
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計																																								
歳入予算額(平成16年度)	32,920千円	1,800千円	1,800千円	1,800千円																																								
関係団体・慣行	一部事務組合等	公共的団体	公共的団体	公共的団体																																								
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等																																								
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源																																								
電算システム名																																												
備考1																																												
備考2																																												
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																												
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 高齢者の就業と仲間づくりの機会の提供を目的とする(社)相模原市シルバー人材センター育成のための助成を行う。</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>運営費補助金</td><td style="text-align: right;">104,038千円</td></tr> <tr><td>運営資金貸付金</td><td style="text-align: right;">25,000千円</td></tr> <tr><td>県シルバー人材センター負担金</td><td style="text-align: right;">120千円</td></tr> <tr><td>全国シルバー人材センター負担金</td><td style="text-align: right;">100千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td>県補助金</td><td style="text-align: right;">7,920千円</td></tr> <tr><td>貸付金元金収入</td><td style="text-align: right;">25,000千円</td></tr> </table>	運営費補助金	104,038千円	運営資金貸付金	25,000千円	県シルバー人材センター負担金	120千円	全国シルバー人材センター負担金	100千円	特定財源		県補助金	7,920千円	貸付金元金収入	25,000千円	<p>【事業目的・内容】 高齢者の短期的就業機会の確保と就業に伴う生きがいづくりの機会の提供を目的とする城山町生きがい事業団の運営のための補助を行う。</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>運営費補助金</td><td style="text-align: right;">5,800千円</td></tr> <tr><td>その他(県シルバー人材センター負担金)</td><td style="text-align: right;">15千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td>県補助金</td><td style="text-align: right;">1,800千円</td></tr> </table>	運営費補助金	5,800千円	その他(県シルバー人材センター負担金)	15千円	特定財源		県補助金	1,800千円	<p>【事業目的・内容】 高齢者の就業と仲間づくりの機会の提供を目的とする津久井町生きがい事業団育成のための助成を行う。</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>運営費補助金</td><td style="text-align: right;">6,950千円</td></tr> <tr><td>その他(県シルバー人材センター負担金)</td><td style="text-align: right;">15千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td>県補助金</td><td style="text-align: right;">1,800千円</td></tr> </table>	運営費補助金	6,950千円	その他(県シルバー人材センター負担金)	15千円	特定財源		県補助金	1,800千円	<p>【事業目的・内容】 高齢者が知識・経験・技能を生かし相互の協力のもと、生きがいを見出し、相互の交流を深めるため相模湖町生きがい事業団に助成を行う。</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>運営費補助金</td><td style="text-align: right;">4,945千円</td></tr> <tr><td>その他(県シルバー人材センター負担金)</td><td style="text-align: right;">15千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td>県補助金</td><td style="text-align: right;">1,800千円</td></tr> </table>	運営費補助金	4,945千円	その他(県シルバー人材センター負担金)	15千円	特定財源		県補助金	1,800千円	<p>・相模原市のシルバー人材センターと3町の生きがい事業団が合併すると、現在3町に交付されている県補助金がなくなる。</p>	<p>【調整方針】 速やかに相模原市の制度に統合する。 ただし、相模原市のシルバー人材センターと3町の生きがい事業団が合併することが前提となる。</p>
運営費補助金	104,038千円																																											
運営資金貸付金	25,000千円																																											
県シルバー人材センター負担金	120千円																																											
全国シルバー人材センター負担金	100千円																																											
特定財源																																												
県補助金	7,920千円																																											
貸付金元金収入	25,000千円																																											
運営費補助金	5,800千円																																											
その他(県シルバー人材センター負担金)	15千円																																											
特定財源																																												
県補助金	1,800千円																																											
運営費補助金	6,950千円																																											
その他(県シルバー人材センター負担金)	15千円																																											
特定財源																																												
県補助金	1,800千円																																											
運営費補助金	4,945千円																																											
その他(県シルバー人材センター負担金)	15千円																																											
特定財源																																												
県補助金	1,800千円																																											

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 14	事務事業名 老人クラブ補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	23,181千円	913千円	2,473千円	894千円		
根拠法令等	・相模原市老人クラブ連合会運営費補助金交付要綱	・城山町補助金等の交付に係る予算の執行に関する規則	津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則	・相模湖町福祉活動費補助金交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	3,667千円	0千円	1,133千円	567千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと仲間づくりを目的に設立された老人クラブに対して活動の一層の充実を図るため、運営費の助成を行う。</p> <p>【平成16年度補助対象クラブ数】 適正クラブ 222クラブ 小規模クラブ 8クラブ</p> <p>【平成16年度予算】 運営費補助金 23,181千円 特定財源 国庫補助金 3,667千円</p>	<p>【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費の補助を行う。</p> <p>【補助対象クラブ予定数】 適正クラブ 13(連合会1団体含む) 単位地区クラブ 12</p> <p>【平成16年度予算】 運営費補助金 913千円 特定財源 県費補助金 485千円</p>	<p>【事業目的・内容】 高齢者の生きがいと社会参加に関する意識の向上、また老後の教養を深めるための事業を行う老人クラブに対して事業の充実を図るため、運営費の補助を行う。</p> <p>【補助対象クラブ予定数】 適正クラブ 35(連合会1団体含む) 単位地区クラブ 34</p> <p>【平成16年度予算】 運営費補助金 2,473千円 特定財源 県費補助金 1,133千円</p>	<p>【事業目的・内容】 高齢者の生きがい、健康増進、仲間づくりを目的として活動している老人クラブに対して活動の一層の充実を図るため、運営費の補助を行う。</p> <p>【補助対象クラブ予定数】 適正クラブ 16(連合会1団体含む) 単位地区クラブ 15 小規模クラブ 1</p> <p>【平成16年度予算】 運営費補助金 894千円 特定財源 県費補助金 567千円</p>	<p>・現在相模原市では、公民館区ごとに地区老人クラブ連合会(地区老連)を設置しているため、合併時は、城山地区老連、津久井地区老連、相模湖地区老連と位置付け、地区老連単位で合併前の活動等を継承するとともに、相模原市老人クラブ連合会の活動にも参加してもらうことが想定される。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 15	事務事業名 老人いこいの家の維持管理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	775千円			37千円		
根拠法令等	・相模原市立老人いこいの家条例			相模湖町立集会施設等の設置及び管理に関する条例		
会計の種類	一般会計			一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円		
関係団体・慣行	一部事務組合等			公共的団体		
使用料・手数料・補助金等				補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 高齢者が相互の親睦、レクリエーション、老人クラブ活動を行う場を提供し、相互の交流と高齢者福祉の向上を図る。</p> <p>【施設概要】 開設...昭和50年2月 所在地...相模大野8-9-5 規模...敷地面積186.88㎡ 床面積122.55㎡ 和室2室 利用時間...午前9時～午後4時 休所日...日曜・祝日、年末年始 管理...（社）相模原市シルバー人材センターへ委託</p> <p>【平成16年度予算】 管理委託料 500千円 光熱水費 119千円 その他 156千円</p>	該当なし	該当なし	<p>【施設概要】 開設...昭和60年3月 所在地...相模湖町千木良363-2 規模...敷地面積211.63㎡ 床面積97.50㎡ 管理...赤馬自治会へ委託</p> <p>地域集会所として、他の地域集会所と一緒にして「町立集会施設等の設置及び管理に関する条例」を設置条例としている。 管理委託については、団体を特定してこれを認めており、委託契約の中で管理補助金として年額20,000円を交付するものとしている。</p>	<p>・相模原市は、老人いこいの家としての単独条例を持っているが、相模湖町は、町立集会施設の条例の中に位置付けられている。 ・管理委託先については、相模原市はシルバー人材センターであるが、相模湖町は単位自治会となっている。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 16	事務事業名 福祉施策紹介冊子作成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	665千円	0千円				
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業内容】 高齢者に関する各種サービスの内容をわかりやすく簡単に紹介するため、介護保険、保健、医療、年金、税金などの制度、事業等を全般的に掲載した冊子を発行する。 また、平成13年度から、高齢者一般福祉施策の紹介パンフレットをあわせて作成している。</p> <p>平成16年度発行部数（予定） ・冊子...7,000部 ・パンフレット...15,000部</p> <p>【平成16年度予算】 福祉施策紹介冊子印刷製本費 665千円 （パンフレットは、庁内印刷対応）</p>	<p>【事業内容】 高齢者に関する各種サービスの内容をわかりやすく簡単に紹介するため、介護保険、検診、老人医療など事業を掲載した冊子を発行する。</p> <p>【平成16年度発行部数】 500部</p>	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課																									
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了																									
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整																									
事務事業番号 17	事務事業名 敬老会開催事業																													
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																								
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課																										
歳出予算額（平成16年度）	16,820千円	1,967千円	410千円	423千円																										
根拠法令等	・「敬老の日」を中心とする行事について（国老人福祉課長通知） ・相模原市敬老会実施要領	・「敬老の日」を中心とする行事について（国老人福祉課長通知） ・城山町敬老のつどい実施要綱		・「敬老の日」を中心とする行事について（国老人福祉課長通知） ・																										
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計																										
歳入予算額（平成16年度）	0千円	651千円	410千円	0千円																										
関係団体・慣行																														
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等																											
事務事業の別		特定財源	特定財源																											
電算システム名																														
備考1																														
備考2																														
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																														
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 対象の高齢者を送迎バスで招待し、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【対象】 9月15日現在77歳と80歳以上で、4月1日から引き続き市内に住んでいる者</p> <p>【平成16年度事業計画】 期日...9月17日～19日（3日間、5回開催） 会場...市民会館ホール 内容...式典、演芸</p> <p>【過去の参加者人数】 平成12年度 4,962人 平成13年度 5,287人 平成14年度 4,241人 平成15年度 4,116人</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>会場整理員等謝礼</td><td style="text-align: right;">495千円</td></tr> <tr><td>演芸等委託料</td><td style="text-align: right;">5,760千円</td></tr> <tr><td>バス借料</td><td style="text-align: right;">9,765千円</td></tr> <tr><td>施設使用料</td><td style="text-align: right;">429千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">371千円</td></tr> </table>	会場整理員等謝礼	495千円	演芸等委託料	5,760千円	バス借料	9,765千円	施設使用料	429千円	その他	371千円	<p>【事業目的】 対象の高齢者を招待し、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【対象】 9月15日現在75歳以上の者に招待状を送付。表彰は満80歳と長寿夫妻（結婚50・60年で本人申請による）</p> <p>【平成16年度事業計画】 期日...9月18日（9月の第3土曜日） 会場...町立川尻小学校体育館 内容...式典、演芸 表彰者には記念品あり 来場者には送迎バスを3台運行している。</p> <p>【過去の参加者人数】 平成12年度 408人 平成13年度 417人 平成14年度 464人 平成15年度 375人</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>報償費（記念品）</td><td style="text-align: right;">625千円</td></tr> <tr><td>冷房委託料</td><td style="text-align: right;">763千円</td></tr> <tr><td>バス借料</td><td style="text-align: right;">116千円</td></tr> <tr><td>需用費（食糧費他）</td><td style="text-align: right;">429千円</td></tr> <tr><td>その他（筆耕料）</td><td style="text-align: right;">34千円</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">県補助金 651千円</p>	報償費（記念品）	625千円	冷房委託料	763千円	バス借料	116千円	需用費（食糧費他）	429千円	その他（筆耕料）	34千円	<p><補助金等交付事業> 財産区からの原資をもって敬老会運営費を助成する。</p> <p>【内容】 中野地区敬老会助成金 300千円 三ヶ木地区敬老会助成金 110千円 他地区においても自治会にて開催。</p> <p>【対象】 敬老会運営団体 2団体</p> <p>【平成16年度予算】 補助金 410千円</p> <p>特定財源 財産区繰出金 410千円</p>	<p>【事業目的】 対象の高齢者を送迎バスで招待し、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【対象】 老人クラブ会員若しくは町内に在住の65歳以上の者</p> <p>【平成16年度事業計画】 期日...9月17日 会場...相模湖交流センター 内容...式典、演芸</p> <p>【過去の参加者人数】 平成13年度 382人 平成14年度 436人 平成15年度 437人</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>需用費</td><td style="text-align: right;">291千円</td></tr> <tr><td>バス借料</td><td style="text-align: right;">132千円</td></tr> </table>	需用費	291千円	バス借料	132千円	相模原市、城山町、相模湖町で事業実施しており、内容は同一だが、対象者の年齢に相違がある。 相模原市...77歳及び80歳以上 城山町...75歳以上 相模湖町...65歳以上	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後、新市としての敬老会のあり方を検討する。</p>
会場整理員等謝礼	495千円																													
演芸等委託料	5,760千円																													
バス借料	9,765千円																													
施設使用料	429千円																													
その他	371千円																													
報償費（記念品）	625千円																													
冷房委託料	763千円																													
バス借料	116千円																													
需用費（食糧費他）	429千円																													
その他（筆耕料）	34千円																													
需用費	291千円																													
バス借料	132千円																													

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 18	事務事業名 敬老訪問事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	106千円	855千円	0千円	40千円		
根拠法令等	・「敬老の日」を中心とする行事について（国老人福祉課長通知）	城山町敬老祝品贈呈事業実施要領 城山町老人週間慰問品贈呈事業実施要領	津久井町敬老祝品条例	・相模湖町敬老金交付金要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	1千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 100歳以上の高齢者を訪問し、長寿を祝い、多年にわたり社会に寄与されことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【事業内容】 市の幹部職員（原則として市長）が対象者を訪問し、記念品（市長筆耕色紙）を贈呈する。</p> <p>【過去の事業実績】 平成15年度 対象者数48人 訪問者数10人 平成14年度 対象者数36人 訪問者数 4人 平成13年度 対象者数21人 訪問者数 3人</p> <p>【平成16年度予算】 消耗品費（色紙、額等） 99千円 印刷製本費（記念写真） 7千円</p>	<p>【事業目的】 高齢者に対し敬老祝品を贈呈することにより、長寿を祝い、敬老の意を表わすことを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ・90歳以上の高齢者 9月中旬に、町長が対象者宅を訪問し贈呈する（カタログギフト） ・100歳高齢者 原則として、誕生日に町長が対象者宅を訪問し贈呈する（希望の品）</p> <p>【過去の事業実績】 平成15年度 90歳以上 103人 100歳 1人 平成14年度 90歳以上 91人 100歳 なし</p> <p>【平成16年度予算】 報償費 855千円</p>	<p>【事業目的】 賀寿を迎える高齢者に対し、敬老祝品を支給し長寿を祝い、敬老の意を表する。</p> <p>【事業内容】 ・88歳以上の賀寿 誕生月に、町長が対象者を訪問し、祝品を贈呈する。 （80歳については、民生委員による贈呈） ・町最高齢者、最長寿夫妻及び町内老人ホーム入所者に対し敬老の日に、町長が対象者を訪問し、花束を贈呈する。</p> <p>【対象者】 （1）80歳、88歳、99歳及び100歳を迎える者 （2）年齢に達する日現在で引き続き6月以上居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に登録されている者又は、外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されている者。</p> <p>敬老祝金等支給事業（D-6-19）参照</p> <p>【祝品】 （1）80歳の者 7,000円相当の品物 （2）88歳の者 10,000円相当の品物 （3）90歳の者 13,000円相当の品物 （4）99歳の者 15,000円相当の品物 （5）100歳の者 25,000円相当の品物</p> <p>【祝金支給実績】 平成14年度 94人 平成15年度 99人</p> <p>【平成16年度予算】 報償費（祝品） 1,310千円 消耗品費 5千円</p>	<p>【事業目的】 100歳以上の高齢者を訪問し、長寿を祝い、多年にわたり社会に寄与されことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【事業内容】 町長が対象者を訪問し、祝金を贈呈する。</p> <p>【過去の事業実績】 平成15年度 対象者数 2人 訪問者数 1人 平成14年度 対象者数 1人 訪問者数 1人 平成13年度 対象者数 1人 訪問者数 1人</p> <p>【平成16年度予算】 報償費（祝い金） 40千円</p>	<p>・1市3町でそれぞれ実施しているが、対象者等に相違がある。 対象者 相模原市、相模湖町...100歳以上 城山町...90歳以上 津久井町...80、88、99、100歳 贈呈内容 相模原市、城山町、津久井町...祝い品 相模湖町...祝い金</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 19	事務事業名 敬老祝金等支給事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	54,116千円	3,014千円	1,315千円	230千円		
根拠法令等	・相模原市敬老金条例	城山町敬老金要綱	津久井町敬老祝品条例	相模湖町敬老金交付金要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	36千円	0千円	0千円	1千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源			特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 77歳以上の高齢者に祝い金や祝い品を贈り、長寿を祝うとともに多年にわたり社会に寄与されたことに感謝し、その労をねぎらう。</p> <p>【事業概要】 祝い金 ・77歳 5,000円 ・80歳 7,000円 ・88歳 10,000円 ・90歳 10,000円 ・95歳 20,000円 ・99歳 30,000円 ・100歳以上 50,000円 祝い品 ・市長の色紙(90歳以上の者)</p> <p>【祝い金支給実績】 平成12年度 4,838人 平成13年度 4,999人 平成14年度 5,847人 平成15年度 5,973人</p> <p>【平成16年度予算】 祝い金 53,277千円 祝袋等印刷製本費 558千円 祝い金運搬警備委託 126千円 その他 155千円 特定財源 県委託金 36千円</p>	<p>【事業目的】 高齢者に対し敬老祝金を支給することにより、長寿を祝い敬老の意を表わすことを目的とする。</p> <p>【対象者】 (1) 9月15日現在で77歳、88歳、99歳又は100歳以上である者 (2) 9月15日現在で引き続き6月以上本町に在住かつ、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に登録されている者又は、外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されている者。</p> <p>【祝金の額】 (1) 77歳の者 15,000円 (2) 88歳の者 20,000円 (3) 99歳の者 25,000円 (4) 100歳以上者 30,000円</p> <p>【祝金支給実績】 平成14年度 107人 平成15年度 225人</p> <p>【平成16年度予算】 印刷製本費 4千円 祝い金 3,010千円</p>	<p>【事業目的】 賀寿を迎える高齢者に対し、敬老祝品を支給し、長寿を祝い、敬老の意を表する。</p> <p>【事業内容】 ・88歳以上の賀寿誕生月に、町長が対象者を訪問し、祝品を贈呈する。 (80歳については、民生委員による贈呈) ・町最高齢者、最長寿夫妻及び町内老人ホーム入所者に対し敬老の日に、町長が対象者を訪問し、花束を贈呈する。</p> <p>【対象者】 (1) 80歳、88歳、99歳及び100歳を迎える者 (2) 年齢に達する日現在で引き続き6月以上居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に登録されている者又は、外国人登録法に基づき外国人登録原票に登録されている者。</p> <p>【祝品】 (1) 80歳の者 7,000円相当の品物 (2) 88歳の者 10,000円相当の品物 (3) 90歳の者 13,000円相当の品物 (4) 99歳の者 15,000円相当の品物 (5) 100歳の者 25,000円相当の品物</p> <p>【祝金支給実績】 平成14年度 94人 平成15年度 99人</p> <p>【平成16年度予算】 報償費(祝品) 1,310千円 消耗品費 5千円</p>	<p>【事業目的】 多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表しその長寿を祝う。</p> <p>【事業概要】 祝い金 ・88歳 5,000円 ・99歳 15,000円 ・100歳 20,000円 ・100歳以上 20,000円</p> <p>【祝い金支給実績】 平成12年度 98人 平成13年度 76人 平成14年度 108人 平成15年度 91人</p> <p>【平成16年度予算】 祝い金 230千円 特定財源 県委託金 1千円</p>	<p>・1市3町でそれぞれ実施しているが、対象者の年齢、祝い金の額等に相違がある。 ・津久井町は、祝い金ではなく、祝い品を贈呈している。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、新市において、敬老訪問事業との統合や本事業そのものの見直しを行うこととする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課											
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了											
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整											
事務事業番号 20	事務事業名 高齢者能力活用施設運営事業															
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針										
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課												
歳出予算額（平成16年度）	1,657千円															
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱）															
会計の種類別	一般会計															
歳入予算額（平成16年度）	374千円															
関係団体・慣行	一部事務組合等															
使用料・手数料・補助金等																
事務事業の別	特定財源															
電算システム名																
備考1																
備考2																
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者の能力や技能の活用及び趣味や活動を通じての社会参加や地域交流を促進するための事業を行う。 また、高齢者の短期的な就業の機会を確保し、組織的に提供する（社）相模原市シルバー人材センターの運営を支援する。</p> <p>【事業内容】 講座等の開催 健康づくりや介護予防に関する講座等、家庭でできる軽易な補修技能などの修得を目的とした講習、高齢者の趣味や活動の支援のため講座等を行う。 施設管理運営委託 施設の管理運営について（社）相模原市シルバー人材センターへ委託する。</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>施設賠償責任保険</td><td style="text-align: right;">8千円</td></tr> <tr><td>施設管理運営委託</td><td style="text-align: right;">901千円</td></tr> <tr><td>事業実施委託</td><td style="text-align: right;">748千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td>国庫補助金</td><td style="text-align: right;">374千円</td></tr> </table>	施設賠償責任保険	8千円	施設管理運営委託	901千円	事業実施委託	748千円	特定財源		国庫補助金	374千円	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。
施設賠償責任保険	8千円															
施設管理運営委託	901千円															
事業実施委託	748千円															
特定財源																
国庫補助金	374千円															

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	高齢者福祉課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
21	れんげの里あらいその管理運営					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	78,550千円					
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市立ふれあいセンター条例 ・相模原市立大鳳センター条例 ・相模原市立こどもセンター条例 					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	145千円					
関係団体・慣行	一部事務組合等					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 れんげの里あらいそ（相模原市立新磯ふれあいセンター、相模の大鳳センター、新磯こどもセンター）の施設管理運営を行う。各施設の事業運営はそれぞれが別個に行うものとし、施設全体の維持管理は、複合による施設の効率性による3施設一括管理を行っている。管理運営については、（財）相模原市都市整備公社へ委託し、利用料金制度を導入している。 新磯ふれあいセンターは、市民の健康の保持及び増進並びに高齢者の福祉の向上に寄与するために設置している。</p> <p>【施設概要】 敷地面積 5,908㎡ 延床面積 3,068.8㎡ 新磯ふれあいセンター 1,611.35㎡ 相模の大鳳センター 937.82㎡ 新磯こどもセンター 519.63㎡</p> <p>【利用料金】 新磯ふれあいセンター基本利用料金 ・浴室：1回 大人200円 小人100円 ・陶芸窯室：1時間300円 ・大広間：夜間（18時～22時）1,000円 ・交流広場：1日（9時～22時）2,800円 ・多目的ホール（全面）：1日（9時～22時）9,300円 相模の大鳳センター ・工作室：1日（9時～22時）6,100円</p> <p>【平成16年度予算】 管理運営委託 77,511千円 その他 1,039千円 特定財源 電話使用 25千円 自動販売機光熱水費負担金 120千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	高齢者福祉課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号	事務事業名				
22	給食サービス事業				
	相模原市	城山町	津久井町		
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	186,780千円	8,412千円	13,240千円		
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模原市ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 城山町配食サービス事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） 津久井町給食サービス事業実施要綱 相模湖町福祉給食サービス事業実施要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	42,085千円	7,076千円	9,405千円		
関係団体・慣行	一部事務組合等				
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源		
電算システム名	保健福祉オンライン				
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅の要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、定期的に栄養のバランスのとれた食事を自宅まで届けるサービスを提供することにより、食生活の維持向上を支援するとともに、安否の確認、孤独感の軽減等を図り、生活の自立支援に資する。</p> <p>【事業内容】 対象者に、週4回（月・火・木・金）以内、夕食を自宅まで直接届ける。</p> <p>【対象】 在宅で自分で食事の支度をすることが困難かつ家族等からも食事の提供を受けることが困難な以下の世帯の者 概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦、心身障害者</p> <p>【実施方法】 （福）相模原市社会福祉協議会へ委託（調理等は再委託。老人ホーム等20施設、3業者へ。）</p> <p>【利用者負担】 1食当たり400円</p> <p>【過去の実績（延配食数）】 平成12年度 167,201食 平成13年度 183,021食 平成14年度 210,908食 平成15年度 208,996食</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 186,780千円 特定財源 国庫補助金 42,085千円</p>	<p>【事業目的】 定期的に居宅を訪問し配食サービスを行うことで孤独感の解消及び安否確認、栄養バランスの取れた食事の提供による健康管理等を目的とする。</p> <p>【事業内容】 対象者に昼食週3回（月・火・木）また夕食（金）自宅までボランティアが届けている。</p> <p>【対象】 町内に居住し、自分で食事の支度をすることが困難であり、かつ、家族等からの食事の提供が受けられない状況にあって配食が必要と認められる次に該当する者。 （1）おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦等 （2）身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級である。 （3）その他必要と認める者</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会へ委託 社会福祉法人 かわせみ会</p> <p>【利用者負担】 1食当たり400円</p> <p>【過去の実績（延配食数）】 平成14年度 5,116食 平成15年度 7,096食</p> <p>【平成16年度予算】 委託料 8412千円 県補助金 4004千円 利用者負担金 3072千円</p>	<p>【事業目的】 食事作りの困難な在宅の一人暮らし高齢者に対して、健康管理・孤独感の解消・安否確認等を目的に昼食を配食することにより、安全で健康的な生活を支援する。</p> <p>【事業内容】 1 会食会開催事業（昼食交流会） 町内の対象者を一堂に会し、昼食と演芸会を催す中で、年2回開催する。 また、会場までの送迎を実施する。</p> <p>2 配食サービス事業 対象者に週4回（火・水・木・金）昼食を自宅まで委託業者が届ける。</p> <p>【対象】 町内に居住し、自分で食事の支度をすることが困難であり、かつ、家族等からの食事の提供が受けられない状況にあって会食又は配食が必要と認められる次に該当する者。 （1）おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦 （2）障害者手帳の交付を受けている者 （3）その他必要と認める者</p> <p>【実施方法】 1 会食会開催事業 津久井町社会福祉協議会へ委託（調理は再委託）</p> <p>2 配食サービス事業 民間業者へ委託（1業者）</p> <p>【利用者負担】 1 会食会開催事業 無料 2 配食サービス事業 1食当たり300円</p> <p>【過去の実績（延配食数）】 平成12年度 10,979食 平成13年度 11,294食 平成14年度 13,564食 平成15年度 10,928食</p>	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らしの高齢者等に対して、食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否確認を行う。</p> <p>【事業内容】 対象者に昼食週4回（火・水・木・金）の昼食を自宅まで届けている。</p> <p>【対象】 町内在住のひとり暮らし老人、老人夫婦世帯のみの世帯等</p> <p>【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会へ委託（調理は再委託）</p> <p>【利用者負担】 1食当たり450円</p> <p>【過去の実績（延配食数）】 平成14年度 2,362食 平成15年度 2,577食</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 1,113千円 特定財源 県補助金 834千円</p>	<p>・1市3町でそれぞれ実施しているが、実施方法に相違がある。 配食 相模原市...夕食 3町...昼食 城山町は週1回夕食 利用者負担 相模原市、城山町...400円 津久井町...300円 相模湖町...450円 委託先 相模原市、城山町、相模湖町...社協 津久井町...民間業者 ・津久井町では、会食会（昼食交流会）を開催している。</p> <p>【調整方針】 速やかに相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 22	事務事業名 給食サービス事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】			<p>【平成16年度予算】</p> <p>事業委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会食会開催事業委託料 700千円 ・配食サービス事業委託料 12,540千円 <li style="text-align: right;">計 13,240千円 <p>特定財源</p> <ul style="list-style-type: none"> 県補助金 5,985千円 諸収入(負担金) 3,420千円 			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
23	ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	1,176千円	7,632千円	25,000千円	1,799千円		
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) ・相模原市ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) ・城山町移送サービス事業実施要綱	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) ・津久井町移送サービス事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) 相模湖町ハンディキャブ(リフト付)運行事業実施要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	4,075千円	10,725千円	1,349千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		特定財源		特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 ねたきり高齢者等に対し、全介助を伴う移送サービスに要する料金の一部を助成することにより、利用者負担の軽減を図り、高齢者の生活の支援に資する。</p> <p>【事業内容】 ねたきり高齢者等が通院等の目的で、外出しようとする時、居室から移送車両までの介助及びストレッチャー対応の車両により目的地までの移送、目的地での引継ぎのサービスの提供に対して助成する。助成にあたっては、利用券を交付する。</p> <p>助成内容 市民税非課税世帯...2,700円の利用券を年間36枚交付 その他世帯...5,000円の利用券を年間12枚交付</p> <p>【対象】 介護保険の要介護4、5の認定を受けた者及び要介護3の内市長が特に認める者で、次の各号の全てに該当する者。ただし、生活保護法により移送扶助を受けることができる被保護者及び相模原市在宅重度障害者タクシー利用助成要綱により利用助成を受けている者を除く。 身体的要因により、ストレッチャー又は車椅子等による特別な移送を必要とする者 居室から移送車両まで全介助を要する者</p> <p>【実施方法】 移送事業者へ委託</p> <p>【利用券交付人数】 平成12年度 7人 平成13年度 47人 平成14年度 50人 平成15年度 82人</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 1,176千円</p>	<p>【事業目的】 家庭において移送することが困難な高齢者及び重度身体障害者に対して、ハンディキャブ等を利用して移送を行うことにより、寝たきり高齢者等の福祉の向上を図る。</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会に委託して行う。</p> <p>【対象者】 (1) おおむね60歳以上のものであって床にしている状態がおおむね3ヶ月以上経過している者 (2) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳に交付を受け、その障害の程度が1級又は2級であり、かつ、著しく歩行が困難な者 (3) 町長が特に認めた者</p> <p>【利用範囲】 (1) 病気治療(通院治療、入退院) (2) 福祉施設への通所、入退所 (3) 福祉団体等が主催する事業、会議に参加するとき (4) 公共機関の手続き (5) 買い物 (6) その他町長が認めたとき</p> <p>【運行範囲】 原則町内及び30キロ以内の近隣市町村 町内 片道200円 町外5キロ未満 片道250円 町外5～10キロ未満 片道300円 町外10～15キロ未満 片道400円 町外15～20キロ未満 片道500円 町外20～25キロ未満 片道600円 その他 片道700円</p> <p>【平成16年度予算】 委託料 7,632千円 補助金 3,429千円 利用者負担金 646千円</p> <p>【利用状況】 平成14年度 1,196回 平成15年度 1,596回</p>	<p>【事業目的】 ねたきり高齢者等に対し、ハンディキャブ等による送迎を行い、外出の支援、社会参加の促進を図るとともに、介護者の負担の軽減を図り、高齢者の生活の支援に資する。</p> <p>【実施方法】 津久井町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【対象者】 町内に居住し次の各号のいずれかに該当し、交通機関の利用に支障のある者 (1) 身体障害者の手帳交付を受けている者 (2) 介護保険による要介護者及び要支援者 (3) 前項に準ずる者で町長が認めた者</p> <p>【利用の範囲】 (1) 医療機関への通院。 (病状悪化等緊急の場合を除く) (2) 福祉施設への入退所時。 (3) 官公庁への事務手続き (4) その他町長が必要と認めたとき</p> <p>【運行範囲】 原則として30キロ圏内</p> <p>【利用者負担】 1kmにつき 50円</p> <p>【利用状況】 平成12年度 6,728回 平成13年度 6,843回 平成14年度 7,887回 平成15年度 8,554回</p>	<p>【事業目的】 日常生活を営むのに支障のある高齢者等など一般交通機関を利用することが困難な者に対し、ハンディキャブ等を行うことにより、交通の不便の解消、自立生活の助長、社会的孤立感の解消を図る。</p> <p>【事業内容】 歩行が不自由な65歳以上の高齢者・心身障害児者等</p> <p>【利用者負担】 町内 一律 300円 町外1kmにつき 70円 50km以上 1km毎50円</p> <p>【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会に委託して行う。</p> <p>【利用状況】 平成15年度 町内 952回 町外 1,377回</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 1,799千円 特定財源 県補助金 1,349千円</p>	<p>・1市4町でそれぞれ実施しているが、実施内容等に相違がある。 委託先 相模原市...民間移送事業者 3町...社協 対象者 相模原市...要介護4・5の認定を受けた者等 城山町...60歳以上のねたきり高齢者等 津久井町...要支援・要介護の認定を受けた者等 相模湖町...歩行不自由な65歳以上の高齢者等</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後、新市において移送サービス事業のあり方を検討する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 24	事務事業名 寝具消毒乾燥事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	3,149千円		38千円			
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模原市ねたきり高齢者等寝具消毒乾燥事業実施要綱		介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・津久井町ねたきり老人等寝具消毒乾燥事業実施要綱			
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	1,574千円		28千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等			
事務事業の別	特定財源・電算システム		特定財源			
電算システム名	保健福祉オンライン					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅の要介護高齢者、ひとり暮らし高齢者及び障害者等に対し、寝具の水洗い及び消毒乾燥等のサービスを提供することにより、日常生活における衛生管理の向上と生活の自立支援に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 寝具乾燥の業者が家庭を訪問し、寝具（掛け布団、敷きぶとん、毛布、枕）の消毒と乾燥を、それぞれ年3回ずつ行う。</p> <p>【対象】 寝具乾燥の必要があるが、自宅において寝具の衛生管理等が困難な状況にある市内に居住する次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者とする。 おおむね65歳以上のねたきり高齢者又は痴呆性高齢者の世帯 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯 重度障害者（身体障害者1・2級又は療育手帳A1・A2の者）世帯 前各号に規定する世帯のほか、特に市長が必要と認める世帯</p> <p>【実施方法】 民間事業者へ委託</p> <p>【延べ実施者数】 平成12年度 428人 平成13年度 492人 平成14年度 567人 平成15年度 441人</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 3,149千円 特定財源 国庫補助金 1,574千円</p>	該当なし	<p>【事業目的】 在宅の要介護高齢者、ひとり暮らし高齢者及び障害者等に対し、寝具の水洗い及び消毒乾燥等のサービスを提供することにより、日常生活における衛生管理の向上と病苦の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 寝具乾燥の業者が家庭を訪問し、寝具（掛け布団、敷きぶとん、毛布、枕）の消毒と乾燥を、それぞれ年1回ずつ行う。</p> <p>【対象】 おおむね65歳以上のねたきり高齢者又は痴呆性高齢者で寝具乾燥が必要と認められるもの前各号に規定する世帯のほか、特に町長が必要と認める世帯 過去の延べ実施者数</p> <p>【実施方法】 民間事業者へ委託</p> <p>【延べ実施者数】 平成12年度 平成13年度 平成14年度 平成15年度 実績なし</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 38千円 特定財源 県補助金（3/4） 28千円</p>	該当なし	・相模原市では、ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯も対象としている。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	高齢者福祉課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
25	家事援助事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	35,442千円	551千円	2,182千円	92千円		
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・ ・相模原市高齢者家事援助条例 ・相模原市高齢者家事援助条例施行規則	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・ ・城山町軽度生活援助事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱 ・津久井町生活支援型ホームヘルパー派遣事業運営 ・規則	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・ ・相模湖町生活支援ホムヘルプサ・ビス事業実施 ・要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	18,429千円	426千円	1,551千円	68千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	保健福祉オンライン					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 家事等の日常生活の世話をを行うことにより、高齢者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ホームヘルパーを派遣し、家事に関する援助(調理、衣類の洗濯及び補修、住居等の掃除及び整理、生活必需品の買物、関係機関等との連絡、その他必要な家事)、日常生活に関する相談及び援助等を行う。サービス提供は原則週1回2時間以内。</p> <p>【対象】 市内に住所を有する60歳以上の高齢者で、加齢、虚弱、傷病等により日常生活を営むのに支障がある者(介護保険認定者は除く)。</p> <p>【利用者負担】 ・生活保護世帯 なし ・市民税非課税世帯 60円/時間 ・上記以外の世帯 210円/時間</p> <p>【実施方法】 相模原市社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延べ利用時間】 平成12年度 8,081時間 平成13年度 11,841時間 平成14年度 10,720時間 平成15年度 9,712時間</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 35,442千円 特定財源 国庫補助金 17,010千円 利用者負担金 1,419千円</p>	<p>【目的】 家事等の日常生活の世話をを行うことにより、高齢者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助する。</p> <p>【事業内容】 65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる高齢者で、加齢、虚弱、傷病等の身体的理由又は、社会的理由により日常生活を営むのに支障がある者(介護保険法の要支援認定を受けている者、身体障害者福祉法により、施設訓練等支援費の支給に係るもの、知的障害者福祉法による、施設訓練等支援費の支給にかかる者を除く)。</p> <p>【対象】 町内に居住する高齢者</p> <p>【利用者負担】 ・生活保護世帯 なし ・上記以外の世帯 150円</p> <p>【実施方法】 介護保険指定事業所へ委託</p> <p>【延べ利用時間】 平成14年度 なし 平成15年度 54時間</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 551千円 県補助金 372千円 利用者負担金 54千円</p>	<p>【事業目的】 在宅で生活する高齢者に対し簡易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者の在宅での自立した生活の継続を可能とし、また要支援状態への防止及び進行を防ぐことにより高齢者福祉の向上を図り健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ホームヘルパーを派遣し、家事に関する援助(調理、衣類の洗濯及び補修、住居等の掃除及び整理、生活必需品の買物、関係機関等との連絡、その他必要な家事)、健康管理・栄養管理に関する助言等を行う。</p> <p>【対象】 在宅で生活するおおむね65歳以上の高齢者等で、生活に関する援助がなければ居宅での生活を営むのに支障がある者(介護保険認定者は除く)。</p> <p>【利用者負担】 ・生活保護世帯 なし ・30分未満まで 80円 (以後30分毎に80円)</p> <p>【実施方法】 津久井町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延べ利用時間】 平成12年度 142.7時間 平成13年度 478.9時間 平成14年度 924.0時間 平成15年度 543.9時間</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 2,182千円 特定財源 県補助金 0千円 利用者負担金 60千円</p>	<p>【事業目的】 家事等の日常生活の世話をを行うことにより、高齢者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 65歳以上の高齢者で日常生活に支障のある方(介護サ・ビス利用者は対象外)にホムヘルパを派遣し、家事に関する援助、日常生活に関する相談及び助言する。</p> <p>【対象】 町内に居住する高齢者</p> <p>【利用者負担】 ・生活保護世帯 なし ・上記以外の世帯 100円</p> <p>【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延利用時間】 平成14年度 なし 平成15年度 10時間</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 92千円 県補助金 68千円 利用者負担 9千円</p>	1市3町それぞれで実施しているが、対象年齢、利用者負担等に相違がある。 対象年齢 相模原市...60歳以上 3町...65歳以上 委託先 相模原市、津久井町、相模湖町...社協 城山町...介護保険指定事業所	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 26	事務事業名 住宅改修相談事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	3,352千円	1,230千円				
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) ・相模原市住宅改修相談員設置要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) ・城山町住宅改修相談事業実施要綱				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	1,665千円	922千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者や障害者の自立と家族の介護負担軽減のための住宅改修に対し、情報の提供と専門的指導・助言を行う。</p> <p>【事業内容】 保健福祉総合相談課及び南保健福祉総合相談班に住宅改修相談員(非常勤特別職)を配置し、住宅改修に係る各種相談への対応、情報提供を行う。</p> <p>【対象】 住宅設備の改善を必要とする高齢者及び障害者とその家族(それらの依頼を受けたケアマネージャー及び改修業者からの相談にも対応) 高齢者に備えた住宅設備・構造の情報提供については市民一般も対象とする。</p> <p>【相談件数】 平成13年度 131件 平成14年度 188件 平成15年度 246件</p> <p>【平成16年度予算】 相談員報酬 3,330千円 その他 22千円 特定財源 国庫補助金 1,665千円</p>	<p>【事業目的】 身体状況や家屋の構造等により、在宅生活に支障を来している高齢者及び障害者に対し住宅の改善等に関する相談や助言等を行うことにより、自立生活の助長、介護者の負担軽減および二次的障害の予防等を目的に行う。</p> <p>【対象者】 (1) 町内に居住し、在宅で生活していく上で、住環境の改善を考えている高齢者等とその家族 (2) 町長が必要と認める者</p> <p>【相談日及び回数】 (1) 家屋の構造、高齢者等の身体状況及び保健福祉サービスの活用状況等を踏まえ相談に応じ、助言を行う。 (2) 施工後において、適宜相談に応じ、助言を行う。 (3) 住宅改善が円滑に行われるよう関係機関との連絡を調整する。</p> <p>【事業実施】 社会福祉協議会に委託</p> <p>【相談件数】 平成14年度 76件 平成15年度 97件</p> <p>【平成16年度予算】 委託料 1230千円 補助金 922千円</p>	該当なし 基幹型在宅支援センターにて相談事業を実施。	該当なし	・相模原市が直営(非常勤職員)であるのに対し、城山町は社協へ委託により実施している。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、合併後、新市において相談員の配置場所を検討する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整		
事務事業番号 27	事務事業名 ねたきり高齢者出張理美容サービス助成事業						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課			
歳出予算額(平成16年度)	1,021千円						
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) ・相模原市ねたきり高齢者出張理美容サービス助成事業実施要綱						
会計の種類	一般会計						
歳入予算額(平成16年度)	0千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	【事業目的】 在宅のねたきり高齢者が、居宅での理容又は美容サービスが受けられるよう、居宅までの理容師又は美容師の出張料金を助成することにより、利用者の負担の軽減を図り、生活の支援に資することを目的とする。 【事業内容】 在宅のねたきり高齢者が、居宅での理容又は美容サービスを受ける場合における出張料金を助成する。助成にあたっては、年間6枚の助成券を交付する。 【対象】 市内に居住するおおむね65歳以上の在宅ねたきり高齢者 【実施方法】 神奈川県理容生活衛生同業組合(理髪組合)相模原支部・相模原南支部及び神奈川県美容業生活衛生同業組合(美容組合)相模原支部へ委託 平成16年度から、個人事業者へも委託 【利用券交付人数】 平成12年度 95人 平成13年度 100人 平成14年度 114人 平成15年度 125人 【平成16年度予算】 協力謝礼 150千円 助成券印刷費 52千円 事業委託料 819千円		該当なし(検討作業中)	該当なし 【該当者】 町内に居住するおおむね65歳以上の在宅ねたきり高齢者数 22人(4月1日現在)	該当なし	なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		
事務事業番号 28	事務事業名 生きがいデイサービス事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	
歳出予算額(平成16年度)	8,580千円	3,532千円	4,800千円	471千円	
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) ・相模原市高齢者生きがいデイサービス事業実施要綱	城山町虚弱高齢者孤独解消	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) ・津久井町生きがい対応型デイサービス事業実施要綱	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) ・相模湖町生きがい対応型デイサービス事業実施要綱	
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	1,620千円	0千円	
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等		
事務事業の別	電算システム				
電算システム名	保健福祉オンライン				
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 市内のデイサービスセンターにおいて生きがい活動及び昼食などのサービスの提供をとおして、社会的孤立感の解消、要介護状態になることの予防を行うことを目的とする。</p> <p>【事業内容】 生きがい活動等のサービス提供により、社会的孤立の解消や介護予防を図る。サービス内容は、生きがい活動(趣味・レクリエーション活動)、昼食提供。</p> <p>【対象】 60歳以上の高齢者のうち、次のいずれかに該当する者。ただし、介護保険の要支援・要介護に認定された者は除く。 一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で近隣との関係が薄い。 日中独居となり家に閉じこもりがちである。 虚弱・軽度痴呆等により家に閉じこもりがちである。 転入後間もないため近隣との関係が保てない。 その他家に閉じこもりがちで介護予防が必要である。</p> <p>【利用者負担】 1回当り500円(昼食相当分) 利用者が送迎、入浴を希望する場合は、実費負担。</p> <p>【実施方法】 市内でデイサービスセンターを運営する社会福祉法人等へ委託</p> <p>【延べ利用回数】 平成14年度 1,649回 平成15年度 1,448回</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 8,580千円</p>	<p>【事業目的】 家に閉じこもりがちでな虚弱高齢者に対し、生きがいづくりや社会参加を促進し、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図り、心身機能の維持向上を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 介護保険の対象外で、概ね65歳以上のひとり暮らしや心身の見守り支援が必要な虚弱高齢者</p> <p>【実施日時】 週2回(火曜日・金曜日)午前10時～午後3時</p> <p>【実施場所】 城山町保健福祉センター</p> <p>【利用人数】 1回の人数は15～20人</p> <p>【事業内容】 1. 歓談・レクリエーション・軽体操・手芸・外出・調理等 2. 年間行事として日帰り旅行・忘年会・新年会等</p> <p>【参加費】 1回150円 500円(昼食代)</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会に委託</p> <p>【事業目的】 家に閉じこもりがちでな虚弱高齢者に対し、自宅ヘルパーが訪問し社会的孤立感の解消と安否の確認及び見守りを行うことを目的とする。</p> <p>【対象】 65歳以上のひとり暮らしや身体、生活に不安を感じている高齢者で、原則として介護保険対象外の方を対象とする。</p> <p>【実施回数】 1人につき、月1回から数回とする。</p>	<p>【事業目的】 在宅の高齢者に対し、通所の方法により各種のサービスを提供することにより、高齢者の自立生活の助長、孤独感の解消、生きがい趣味活動の習得心身機能の維持向上を図り、要介護状態になることの予防を行うことを目的とする。</p> <p>【事業内容】 生きがい活動等のサービス提供により、社会的孤立の解消や介護予防を図る。サービス内容は、生きがい活動(趣味・レクリエーション活動)、日常動作訓練、生活指導、健康チェック、昼食、入浴、送迎サービス提供。</p> <p>【対象】 町内に居住するおおむね65歳以上の高齢者。ただし介護保険の要支援・要介護に認定された者は除く。</p> <p>【利用者負担】 ・1回当り1,000円(飲食物費等) ・生活保護世帯に属する場合 なし</p> <p>【実施方法】 社会福祉法人(特養旭ヶ丘老人ホーム)へ委託</p> <p>【延べ利用回数】 平成12年度 308回 平成13年度 293回 平成14年度 438回 平成15年度 536回</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 4,800千円</p>	<p>【事業目的】 おおむね60歳以上の高齢者等であって、家に閉じこもりがちでな者を対象に社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 日常動作訓練、軽体操、レクリエーション、趣味、生活指導等を行う。</p> <p>【対象者】 町内居住者でおおむね60歳以上のひとり暮らし高齢者等で家に閉じこもりがちでな者</p> <p>【実施日時】 週3回(月、火、金)10:00～15:00</p> <p>【実施場所】 さがみ湖リフレッシュセンター</p> <p>【利用者負担】 1回当たり 300円 その他材料費 150円(必要時徴収) お茶代 150円(必要時徴収) 移送サービス・給食サービス希望者は実費負担</p> <p>【実施方法】 相模湖町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【延べ利用回数】 平成14年度 139回 平成15年度 137回</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 471千円</p>	<p>1市3町でそれぞれ実施しているが、対象者、実施方法に相違がある。 対象者 相模原市、相模湖町...60歳以上 城山町、津久井町...65歳以上 実施方法 相模原市、津久井町...社会福祉法人へ委託 城山町、相模湖町...社会福祉協議会へ委託</p> <p>【調整方針】 3年間で、段階的に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 28	事務事業名 生きがいデイサービス事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】		<p>【事業内容】 ヘルパーが定期的に対象者の自宅を訪問し、安否確認を行うとともに身体的、生活等での心配事があれば在宅介護支援センターと連絡を取り合い専門スタッフが相談に応じる。</p> <p>【利用料】 原則無料</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会に委託</p> <p>【延べ利用回数】 平成15年度 1,287件 平成14年度 1,674件</p> <p>【平成16年度予算】 委託料 3532千円</p>				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
30	緊急一時入所事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	54,748千円	205千円	276千円			
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) ・相模原市高齢者緊急一時入所事業実施要綱	城山町在宅ねたきり高齢者等一時入所実施要綱	津久井町在宅高齢者等短期入所実施要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	950千円	0千円	223千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム		特定財源			
電算システム名	保健福祉オンライン					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【事業内容】 介護保険の要介護・要支援認定を受けている者は、短期入所生活介護の日数を含めて、2か月が限度。介護疲れは1ヶ月に1週間以内を限度。なお、介護保険の要介護・要支援認定を受けている者は、短期入所生活介護を優先して利用。 また、低所得世帯に対して、12,778円を限度に緊急一時入所利用の際に必要な健康診断書の取得に要する費用を助成する。</p> <p>【対象者】 在宅の60歳以上の高齢者で、次のいずれかに該当する者 ・介護保険非該当者で、身体上又は精神上の障害があるため、日常生活を営むのに支障のある者 ・介護保険の要介護・要支援の認定を受けた者で、介護保険給付の上限まで利用し、なお一時入所が必要者</p> <p>【利用者負担】 短期入所生活介護の介護報酬の1割と食材料費等を合わせた額 介護保険非該当者は、305円/日と食材料費等を合わせた額 生活保護受給者は、食材料費等を除き無料</p> <p>【実施方法】 市内で特別養護老人ホーム及び介護老人ホームを運営する社会福祉法人へ委託</p> <p>【延べ利用日数】 平成12年度 1,380日 平成13年度 2,002日 平成14年度 4,571日 平成15年度 3,149日</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 54,682千円 健康診断料 66千円 特定財源 国庫補助金 950千円</p>	<p>【事業内容】 在宅のねたきり高齢者及び痴呆性高齢者を介護している者が緊急な理由により一時的に介護することができなくなった場合、高齢者等を一定期間、施設に入所させることにより高齢者福祉の向上と、家庭生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 町内に居住し、かつ住民基本台帳法の規定に基づき住民登録している者又は、外国人登録法の規定に基づき外国人登録原票に登録されている概ね65歳以上の虚弱高齢者、介護保険法において、要支援、要介護1及び要介護2に認定された高齢者</p> <p>【入所の範囲】 (1)災害により居住地を失ったとき。 (2)介護者が疾病及び傷病により入院したとき (3)介護者及び対象者が在宅にいないことができない心身状態にあるとき。 (4)前各号以外の理由により対象者の介護が一時的にできなくなったとき。 (5)その他やむを得ない理由により町長が認めるとき。</p> <p>【利用期間】 (1)前条第1号から第4号までの理由が解消されるまでの期間とし、原則として30日間を限度とする。 (2)前条第5号による入所は、原則として6月に1回の7日間を限度とする。</p> <p>【入所の指定施設】 町内の特別養護老人ホーム及び近隣市町村の特別養護老人ホーム</p> <p>【利用者負担金】 入所の範囲第1号から第3号までの理由による時は要支援・要介護状態区分により短期入所生活介護の介護報酬額の3割と食材料費等の負担額を合計した額。入所の範囲第4号の理由による時は、介護報酬額の5割と食材料費負担額を合計した額</p> <p>【延べ利用日数】 平成14年度 該当者なし 平成15年度 38日 【平成16年度予算】 事業委託料 205千円</p>	<p>【事業内容】 介護保険の要介護者及び要支援者で、介護者又は同居する者の緊急な理由により一時的に介護することができなくなった場合、高齢者等を一定期間施設に入所させることにより高齢者福祉の向上と、家庭生活の安定を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 町内に居住するおむね65歳以上の高齢者及び要支援者で、次のいずれかに該当する者は除く。 (1)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び感染症及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定により医療機関に入院すべき人。 (2)医療機関で医療を受ける必要があると認められる者。 (3)その他入所させることが適当でないと判断される者。</p> <p>【入所の範囲】 (1)心身機能の低下により一時的に在宅生活が出来ない場合。 (2)介護者等の疾病、事故、出産、冠婚葬祭、災害、失踪、出張等の理由により対象者の介護が一時的にできなくなったとき。</p> <p>【利用期間】 (1)原則として、1回7日間を限度とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は延長することができる。 (2)年間利用日数は50日間を限度とする。</p> <p>【実施方法】 町内の特別養護老人ホーム及び近隣市町村の特別養護老人ホームへ委託</p> <p>【利用者負担金】 ・1日当たり 3,000円 ・生活保護世帯 なし</p> <p>【延べ利用日数】 平成12年度 22日 平成13年度 43日 平成14年度 11日 平成15年度 該当なし</p>	該当なし	<p>・相模湖町を除く市町で実施しているが、対象年齢、利用者負担に相違がある。 対象年齢 相模原市...60歳以上 城山町、津久井町...65歳以上 利用者負担 相模原市...短期入所生活介護の介護報酬の1割 城山町...短期入所生活介護の介護報酬の3割または5割 津久井町...1日あたり3,000円</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課			
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了			
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整			
事務事業番号 31	事務事業名 徘徊高齢者家族支援サービス助成事業							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針		
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課				
歳出予算額（平成16年度）	2,089千円		126千円					
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模原市徘徊高齢者等検索サービス事業実施要綱		津久井町徘徊高齢者位置探知システム事業運営実施要綱					
会計の種類別	一般会計		一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	824千円		94千円					
関係団体・慣行								
使用料・手数料・補助金等								
事務事業の別	特定財源		特定財源					
電算システム名								
備考1								
備考2								
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC								
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 徘徊のみられる痴呆性高齢者・知的障害者を抱える家族に対し、痴呆性高齢者等が徘徊した場合に、早期発見ができるシステムを活用し、その居場所を伝えることにより、事故の未然防止を図り、家族の身体的・精神的負担の軽減に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 痴呆性高齢者等に小型の端末機を携帯してもらい、万一、徘徊によりその居場所がわからなくなった際に、家族等がオペレーション・センターへ問い合わせることで、検索システムを使って居場所を特定し、家族等に知らせる。</p> <p>【対象】 次のすべてに該当する60歳以上の高齢者と市長が特に認めるもの（知的障害者など） ・介護保険法に規定する要介護・要支援認定を受けた者 ・痴呆症による徘徊の常習があると認められる者</p> <p>【利用者負担】 月額機器レンタル料等 生活保護世帯：無料 市民税非課税世帯：420円 その他世帯：1,155円</p> <p>【登録者数（年度末現在）】 平成14年度 14人 平成15年度 29人</p> <p>【平成16年度予算】 業務委託料 151千円 端末機利用料 1,650千円 ファクシミリリース料 135千円 その他 153千円 特定財源 国庫補助金 824千円</p>		該当なし	<p>【事業目的】 徘徊のみられる痴呆性高齢者・知的障害者を抱える家族に対し、痴呆性高齢者等が徘徊した場合に、早期発見ができるシステムを活用し、その居場所を伝えることにより、事故の未然防止を図り、家族の身体的・精神的負担の軽減に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 痴呆性高齢者等に小型の端末機を携帯してもらい、万一、徘徊によりその居場所がわからなくなった際に、家族等がオペレーション・センターへ問い合わせることで、検索システムを使って居場所を特定し、家族等に知らせる。</p> <p>【対象】 町内に住所を有する65歳以上の在宅高齢者で次の各号の全てに該当する者。ただし65歳未満で初老期痴呆に該当する者も含む。 (1)介護保険法に規定する要介護・要支援認定を受けた者 (2)痴呆症による徘徊の常習があり、「つくい・はいかいネットワーク」に登録している者</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【登録者数（年度末現在）】 平成14年度より実施しているが、これまで利用実績なし</p> <p>【平成16年度予算】 業務委託料 126千円 特定財源 国庫補助金 94千円</p>		該当なし	・相模原市では、利用者負担があるが、津久井町ではない。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
32	家族介護慰労金支給事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	1,480千円	1,832千円				
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) ・相模原市家族介護慰労金支給事業実施要綱	介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)・ 城山町在宅寝たきり老人等介護手当交付要綱・ 城山町家族介護者元気回復事業実施要綱				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	350千円	75千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅でねたきり等の高齢者を介護する者の経済的負担等の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 家族介護慰労金の支給 ・市民税非課税世帯 年額100,000円 ・その他の世帯 年額 60,000円</p> <p>【対象】 介護保険の要介護4・5と認定された(またはそれに相当すると判断された)65歳以上の高齢者を、過去1年間介護保険のサービス(1週間程度のショートステイの利用を除く)を受けずに在宅で介護している家族等</p> <p>【支給決定件数】 平成13年度 20件(うち非課税世帯7件) 平成14年度 12件(うち非課税世帯5件) 平成15年度 12件(うち非課税世帯5件)</p> <p>【平成16年度予算】 慰労金 1,480千円 特定財源 国庫補助金 350千円</p>	<p>寝たきり老人等介護手当</p> <p>【事業目的】 在宅において、寝たきり老人及び痴呆性老人を常時介護する介護者の日頃の苦勞を労い、合わせて寝たきり老人等の福祉の向上を目的として、介護慰労金及び介護手当を交付する。</p> <p>【対象者】 (1)本町に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている満65歳以上の者 (2)要介護認定に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1号の規定に基づく要介護状態区分の要介護3から5の範囲の者又は、それに相当する状態と認める者 (3)上記の状態が8月1日において3か月以上継続し、引き続き継続すると認められる在宅生活者</p> <p>【介護慰労金】 要介護状態区分4または5の範囲の者並びにそれらに相当する状態と認める者で、住民税の非課税世帯に属し、介護保険法に基づく介護保険サービスが未利用(1週間程度の短期入所サービスの利用を除く)の者に対し交付する。</p> <p>【介護手当】 (1)要介護状態区分4または5の範囲の者で、慰労金対象者は除く (2)要介護状態区分3の者</p> <p>【交付の額】 慰労金 100千円 介護手当4.5 30千円 3 20千円</p> <p>【支給決定件数(介護手当)】 平成14年度 45件 平成15年度 46件</p> <p>【平成16年度予算】 慰労金 100千円 介護手当 1500千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 介護保険の要介護4・5と認定された65歳以上の高齢者数 142人</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 要介護4・5と認定された高齢者数 72人(16.4.1現在)</p>	<p>相模原市では、住民税非課税世帯以外の世帯にも慰労金を支給している。</p> <p>城山町では、慰労金のほかに介護手当を支給している。また、家族介護者元気回復事業も実施している。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 32	事務事業名 家族介護慰労金支給事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】		<p>家族介護者元気回復事業</p> <p>【事業目的】 利用対象者に対して、介護から一時的に解放し、宿泊・日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加するなど、心身の元気回復（リフレッシュ）を図る。</p> <p>【対象者】 高齢者を現に介護している家族</p> <p>【事業内容】 日帰り研修 年1回（6月ごろ） 講座 保健福祉センター（2～3回）</p> <p>【平成16年度予算】 報償費 60千円 需用費 24千円 役務費 14千円 使用料及び賃借料 134千円</p>				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 33	事務事業名 生活援助員派遣事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	41,097千円					
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模原市生活援助員派遣事業実施要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	12,291千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【事業目的】 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）及び高齢者世帯向け借上げ型市営住宅（あじさい住宅）に居住する高齢者等に対し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう生活援助員を派遣するもの。 【事業内容】 毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後3時まで（祝日及び年末年始を除く）、生活援助員を派遣し、生活指導及び相談、安否の確認、一時的な家事援助等を行う。 【対象】 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）及び高齢者世帯向け借上げ型市営住宅（あじさい住宅）に居住する高齢者等 【利用者負担】 生計中心者の前年所得税年額に応じて、0～3,400円 【実施方法】 市内で通所介護等を実施する社会福祉法人へ委託 【派遣先】 平成13年度 12か所 平成14年度 15か所 平成15年度 16か所 【平成16年度予算】 事業委託料 41,097千円 特定財源 国庫補助金 11,571千円 利用者負担金 720千円		該当なし	該当なし	該当なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課															
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了															
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整															
事務事業番号 34	事務事業名 成年後見制度利用支援事業																			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針														
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課																
歳出予算額（平成16年度）	848千円			170千円																
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模原市成年後見制度利用支援事業実施要綱 			<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱） ・相模湖町成年後見制度利用支援事業実施要綱 																
会計の種類別	一般会計			一般会計																
歳入予算額（平成16年度）	423千円			127千円																
関係団体・慣行																				
使用料・手数料・補助金等																				
事務事業の別	特定財源			特定財源																
電算システム名																				
備考1																				
備考2																				
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 痴呆性高齢者など判断能力が不十分な者が、財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、市長が、本人に代わって審判申立ての手続きを行う。</p> <p>【対象】 65歳以上の高齢者、知的障害者、精神障害者で次の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者や四親等以内の親族がいない ・親族がいても申立てを拒否 ・親族がいても虐待や放置される場合 ・親族が戸籍確認できるが、連絡がつかない場合 <p>【申請件数】 平成14年度 1件 平成15年度 2件</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">審判申立手数料</td> <td style="text-align: right;">781千円</td> </tr> <tr> <td>健康診断料</td> <td style="text-align: right;">67千円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">423千円</td> </tr> </table>	審判申立手数料	781千円	健康診断料	67千円	特定財源		国庫補助金	423千円	該当なし	該当なし	<p>【事業目的・内容】 痴呆性高齢者など判断能力が不十分な者が、財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、町長が、本人に代わって審判申立ての手続きを行う。</p> <p>【対象】 65歳以上の高齢者、知的障害者、精神障害者で次の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者や四親等以内の親族がいない ・親族がいても申立てを拒否 ・親族がいても虐待や放置される場合 ・親族が戸籍確認できるが、連絡がつかない場合 <p>【申請件数】 平成14・15年度 実績なし</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">審判申立等経費</td> <td style="text-align: right;">170千円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県補助金</td> <td style="text-align: right;">127千円</td> </tr> </table>	審判申立等経費	170千円	特定財源		県補助金	127千円	課題なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>
審判申立手数料	781千円																			
健康診断料	67千円																			
特定財源																				
国庫補助金	423千円																			
審判申立等経費	170千円																			
特定財源																				
県補助金	127千円																			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 36	事務事業名 高齢者住宅設備改善費助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	3,975千円					
根拠法令等	・相模原市高齢者住宅設備改善費助成要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者の介護予防を目的として、手すりの設置、段差解消等による転倒防止等の住宅を改造するために要する費用の一部を助成するもの。</p> <p>【事業内容】 既存の住宅に施工するもので、次の工事（維持補修的工事は除く。）を行う場合に、工事経費（上限額20万円）の5割（市民税非課税世帯は9割、生活保護世帯は10割）を助成する。助成は高齢者の属する世帯につき原則として1回とする。 手すりの取付け工事 床段差の解消工事 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更工事 扉の取替え工事 その他必要と認められる工事</p> <p>【対象】 次の条件のすべてに該当する者（ただし、介護保険で認定された方や重度障害者住宅設備改善費の助成対象の者を除く） 虚弱、傷病等により日常生活を営むのに支障がある60歳以上の高齢者。 高齢者の属する世帯が市民税非課税世帯または市民税均等割のみ課税世帯であること。</p> <p>【助成件数】 平成12年度 6件 平成13年度 11件 平成14年度 13件 平成15年度 16件</p> <p>【平成16年度予算】 扶助費 3,975千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	・課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
37	緊急通報システム運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	11,149千円	2,454千円	2,124千円	2,302千円		
根拠法令等	・相模原市ひとり暮らし高齢者等緊急通報サービス事業実施要綱	城山町ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業運営要綱	・津久井町緊急通報システム事業運営要綱	・相模湖町緊急通報システム事業運営要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	1,725千円	1,373千円	1,686千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		使用料/手数料等				
事務事業の別	電算システム	特定財源		特定財源		
電算システム名	保健福祉オンライン					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者及び身体障害者等に対し、在宅中の急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切に対応するサービスを提供することにより、日常生活における不安の解消を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅に、緊急ボタンを押すと自動的に119番通報ができる装置（電話機設置式及びペンダント式）を設置し、利用者の支援情報（かかりつけの医療機関等）を消防指令センターの受信装置に登録し、緊急通報時に迅速かつ適切に対応する。 あじさい住宅入居者から寄せられた緊急通報について、電話回線を通して24時間体制で受診し、必要に応じて委託業者と契約している警備会社社員が住宅に急行したり、救急車の出動要請を行う。</p> <p>【対象】 ・60歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯 ・ひとり暮らし重度身体障害者及び重度身体障害者のみの世帯 ・常時注意を要する高齢者又は重度身体障害者がいる世帯 ・あじさい住宅入居者</p> <p>【利用者負担】 緊急通報装置使用料として月額400円程度</p> <p>【実利用者数(年度末現在)】 平成12年度 512件 平成13年度 763件 平成14年度 968件 平成15年度 1,100件</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 電話料(取付工事料) 31千円 ボランティア保険料 240千円 業務委託料 10,878千円</p>	<p>【事業目的】 町内在住のひとり暮らし高齢者に対し、緊急事態発生における臨機の処置を講じ、もって緊急事態に対する不安解消及び日常生活の安全を確保するために実施</p> <p>【事業内容】 対象者から寄せられた緊急通報について、電話回線を通して24時間体制で受診し、必要に応じて近隣の協力員が住宅に急行したり、救急車の出動要請を行う。</p> <p>【対象】 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者で慢性疾患等により日常生活上注意を要する必要がある方 申請に際して民生委員が協力員となっていた</p> <p>【利用者負担】 緊急通報装置の設置負担金として3000円程度 尚、生活保護世帯・住民税非課税世帯等は免除 H16年度から施行</p> <p>【実利用者数(年度末現在)】 平成14年度 27件 平成15年度 37件</p> <p>【平成16年度予算】 設置手数料 153千円 業務委託料 2,301千円</p>	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、緊急事態発生における臨機の処置を講じ、もって緊急時の不安を解消し、日常生活の安全確保することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅に、緊急通報システムを設置、緊急ボタン（電話機設置式又はペンダント型）を押すと電話回線により自動的に委託業者へ通報、緊急時に迅速活適切な対応を行う。 また安否確認及び健康相談を行うため月1回以上電話をかける。 緊急時は、救急車の出動要請を行い、正誤報判断が困難な場合は、協力員に確認要請する。</p> <p>【対象】 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態の者 一人暮らしの重度障害者 その他特に必要と認められる者</p> <p>【実施方法】 安全センター・株式会社へ委託</p> <p>【利用者負担】 なし(通話料金は実費負担)</p> <p>【実利用者数(年度末現在)】 平成13年度 38人 (平成13年度より実施) 平成14年度 39人 平成15年度 33人</p> <p>【平成16年度予算】 手数料(設置・撤去) 293千円 業務委託料 1,831千円</p>	<p>【事業目的】 町内在住のひとり暮らし高齢者等の居宅に緊急通報装置を設置することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 対象者から寄せられた緊急通報について、電話回線を通して24時間体制で受信し、必要に応じて近隣の協力員が住宅に急行したり、救急車の出動要請を行う。</p> <p>【対象者】 60歳以上のひとり暮らし老人、ねたきり老人等を抱える高齢者世帯</p> <p>【実施方法】 安全センター・株式会社へ委託</p> <p>【利用者負担】 前年度の所得税額により負担あり 設置時のみ</p> <p>【実利用者数(年度末現在)】 平成14年度 49件 平成15年度 48件</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 2,302千円 補助金 1,686千円</p>	<p>・1市3町でそれぞれ実施しているが、対象年齢、利用者負担等に相違がある。 対象年齢 相模原市、相模湖町...60歳以上 城山町、津久井町...65歳以上 利用者負担 相模原市...月額400円程度 城山町...設置負担金3,000円程度 津久井町...なし 相模湖町...所得税額に応じた負担 ・緊急通報装置の仕様や緊急時の連絡先等に相違があるため、合併後、順次、相模原市のシステム、サービス内容に移行させていく必要がある。</p> <p>【調整方針】 3年間で、段階的に相模原市の制度に統合する。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 38	事務事業名 慰問品支給事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	952千円	120千円				
根拠法令等	・相模原市ねたきり高齢者等慰問品支給事業実施要綱		城山町老人週間慰問品贈呈事業実施要領			
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保健福祉オンライン					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 ねたきり、痴呆性高齢者に対し、慰問品を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 毎年11月に、業者が対象者に対し、慰問品（防水シーツ）を個別に配布する。</p> <p>【対象】 9月15日現在、65歳以上で、1年以上市内に在住し、かつ7月1日現在、次のいずれかに該当する者 ・ねたきり状態が6ヶ月以上継続中 ・痴呆の状態が継続中 ・介護度4・5の認定を受けているかもしくはこれに相当する者</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【支給件数】 平成14年度 445件 平成15年度 397件</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 慰問品 952千円</p>	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし老人及び寝たきり老人・痴呆老人に対し慰問品を贈呈することにより福祉の増進を図る。</p> <p>【対象】 (1) ひとり暮らし 9月15日現在で町内に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は外国人登録原票に登録されている者で77歳以上のひとり暮らし老人登録をしている者（9月1日現在でひとり暮らし老人登録をしている者） (2) 寝たきり老人等 9月15日現在で町内に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は、外国人登録原票に登録されている者で該当年度に在宅ねたきり老人等介護手当支給対象者である者</p> <p>【慰問品】 お茶</p> <p>【贈呈方法】 (1) ひとり暮らし老人 9月中旬に助役が対象者宅を訪問し、贈呈する。 (2) 寝たきり老人等 9月中旬に収入役（場合によっては職務代理者）が対象者宅を訪問し、贈呈する。</p> <p>【支給件数】 平成14年度 ひとり暮らし 41人 寝たきり 41人 平成15年度 ひとり暮らし 45人 寝たきり 46人</p> <p>【平成16年度予算】 消耗品費 120千円</p>	該当なし	該当なし	<p>・城山町では、ねたきり高齢者のほか、77歳以上のひとり暮らし高齢者も対象としている。（相模原市は、平成14年度からひとり暮らし高齢者を対象外としている。） ・津久井町では、介護用品支給事業で、防水シーツを配布している。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、新市において、事業内容の見直しを行うこととする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会	高齢者福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
39	日常生活用具給付事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	1,470千円	46千円	41千円			
根拠法令等	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) ・相模原市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)	・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱) ・津久井町在宅ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付事業実施要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	106千円	30千円	27千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源			
電算システム名	保健福祉オンライン					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅において虚弱、傷病、加齢に伴う身体的な衰えなどにより日常生活を営むのに支障がある、おおむね65歳以上の高齢者を対象に、介護予防などを目的とした歩行支援用具及び入浴補助用具等を給付することにより、自立した生活が営めるよう支援することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 給付品目 ()内は給付限度額 ・歩行支援用具(30,000円) ・入浴補助用具(30,000円) ・腰掛便座(10,000円) ・火災報知器(15,500円) ・自動消火器(30,900円) ・電磁調理器(45,400円)</p> <p>【対象】 概ね65歳以上の介護を要する在宅の高齢者 「歩行支援用具」、「入浴補助用具」、「腰掛便座」については、介護保険給付対象者を除く。</p> <p>【利用者負担】 1割負担 給付限度額を超えた分は全額自己負担 (生活保護受給世帯は自己負担なし)</p> <p>【給付件数】 平成12年度 17件 平成13年度 13件 平成14年度 26件 平成15年度 35件</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 扶助費 1,470千円 特定財源 国庫補助金 106千円</p>	<p>【事業目的】 在宅において虚弱で日常生活を営むのに支障がある、おおむね65歳以上の高齢者を対象に、生活の利便を図りその福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 給付品目 ()内は給付限度額 ・電磁調理器(45,400円)</p> <p>【対象】 概ね65歳以上の介護を要する在宅の高齢者</p> <p>【利用者負担】 給付限度額を超えた分は全額自己負担</p> <p>【給付件数】 平成12年度 0件 平成13年度 0件 平成14年度 0件 平成15年度 0件</p> <p>【平成16年度予算】 扶助費 46千円 特定財源 県補助金 30千円</p>	<p>【事業目的】 在宅ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 給付品目 ()内は給付限度額 火災報知器(15,500円) 自動消火器(30,900円) 電磁調理器(41,000円)</p> <p>【対象】 ・ については、概ね65歳以上の低所得の寝たきり高齢者及びひとり暮らし高齢者等 ・ については、概ね65歳以上で心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者</p> <p>【利用者負担】 所得税額により負担</p> <p>【給付件数】 平成13年度 0件 事業実績なし 平成14年度 1件 25,095円 平成15年度 0件 事業実績なし</p> <p>【平成16年度予算】 負担金、補助金及び交付金 41千円 特定財源 県補助金(2/3) 27千円</p>	該当なし	<p>・相模湖町を除く市町で実施しているが、給付品目、利用者負担に相違がある。 給付品目 相模原市... 6品目 城山町... 1品目 津久井町... 3品目 利用者負担 相模原市... 1割負担 城山町... なし 津久井町... 所得税額に応じた負担</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 40	事務事業名 はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	67,888千円					
根拠法令等	・相模原市はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業実施要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅の高齢者及び原子爆弾被爆者に対し、はり・きゅう・マッサージの施術料を助成することにより、健康の保持と介護予防を図り、生活の自立支援に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 助成券を年間12枚交付する。（ただし、年度の途中で申請があった場合には、申請月から1月当たり1枚を交付する。）助成は、1治療につき2,500円（生保世帯は3,500円）。</p> <p>【対象】 70歳以上の高齢者と被爆者健康手帳の交付を受けている市民 80歳未満の者は、本人及び扶養義務者の市県民税が非課税若しくは均等割のみ課税されている世帯に属する者に限る。 80歳以上の高齢者及び被爆者健康手帳の交付を受けかつ健康管理手当等を受給している市民は、所得制限なし。</p> <p>【利用者負担】 施術料と助成券との差額（生活保護受給者は利用負担なし）</p> <p>【実施方法】 はり・きゅう・マッサージ師会事業者及び個人事業者に委託</p> <p>【助成件交付者数】 平成12年度 1,367人 平成13年度 1,948人 平成14年度 2,333人 平成15年度 2,866人</p> <p>【平成16年度予算】 助成券印刷費 3,427千円 助成費 64,461千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、新市において、事業内容の見直しを行うこととする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整	
事務事業番号 41	事務事業名 老人ホーム入所措置事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額(平成16年度)	191,008千円	1,101千円	9,429千円	4,201千円		
根拠法令等	・老人福祉法第11条	老人福祉法11条	・老人福祉法第11条	・老人福祉法第11条		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	108,740千円	839千円	8,108千円	3,400千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等		
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源・電算システム		
電算システム名	保健福祉オンライン			SWANシステム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置する。</p> <p>【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な65以上の者 特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当し、やむを得ない事由により介護老人福祉施設(特養)に入所することが著しく困難な者</p> <p>【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、それぞれ費用を徴収</p> <p>【年間延べ措置者数】 平成12年度 660人 平成13年度 741人 平成14年度 813人 平成15年度 854人</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 191,008千円 特定財源 入所者負担金 26,474千円 国庫負担金 82,266千円</p>	<p>【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置する。</p> <p>【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な65以上の者 特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当し、やむを得ない事由により介護老人福祉施設(特養)に入所することが著しく困難な者</p> <p>【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、それぞれ費用を徴収</p> <p>平成16年度予算 養護老人ホーム入所措置費 1,101千円 特定財源 入所者負担金 64千円 国庫負担金 517千円 県補助金 258千円</p>	<p>【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置する。</p> <p>【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な65以上の者 特別養護老人ホーム 介護保険法に規定する要介護状態に該当し、やむを得ない事由により介護老人福祉施設(特養)に入所することが著しく困難な者</p> <p>【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、それぞれ費用を徴収</p> <p>【年間延べ措置者数】 平成12年度 5人 平成13年度 5人 平成14年度 5人 平成15年度 5人</p> <p>【平成16年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 9,429千円 特定財源 入所者負担金 1,642千円 国庫負担金 3,892千円 県補助金 2,574千円</p>	<p>【事業目的・内容】 家庭での養護や介護が困難な65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等に入所措置する。</p> <p>【対象】 養護老人ホーム 身体上もしくは経済的に居宅生活の困難な65以上の者</p> <p>【利用者負担】 本人及びその扶養義務者の負担能力に応じて、それぞれ費用を徴収</p> <p>【年間延べ措置者数】 平成12年度 3人 平成13年度 3人 平成14年度 2人 平成15年度 2人</p> <p>【SWANシステム】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【平成16年度予算】 養護老人ホーム入所措置費 4,201千円 特定財源 入所者負担金 1,006千円 国庫負担金 1,596千円 県費負担金 798千円</p>	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整		
事務事業番号 42	事務事業名 在日外国人高齢者等福祉給付金支給事業						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課			
歳出予算額（平成16年度）	4,752千円						
根拠法令等	相模原市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給要綱						
会計の種類	一般会計						
歳入予算額（平成16年度）	2,376千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別	特定財源						
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 相模原市在住の制度的無年金外国人高齢者等に福祉給付金を支給し、福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 月額18,000円の福祉給付金を支給する。</p> <p>【対象】 1年以上市内に在住する高齢者で、制度上無年金となっている者（大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人や、大正15年4月1日以前に生まれた日本人で昭和36年4月2日以降に国外から日本国内に住基法第22条1項の規定に基づく届け出をした者等）</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【実施方法】 年2回（9月・3月）に分割して口座振込</p> <p>【支給対象者数（各年3月）】 平成12年度 27人 平成13年度 25人 平成14年度 25人 平成15年度 22人</p> <p>【平成16年度予算】 福祉給付金 4,752千円 特定財源 県補助金 2,376千円</p>		該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
44	特別養護老人ホーム等建設費補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	199,943千円	3,200千円	3,200千円	10,525千円		
根拠法令等	相模原市特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設・施設整備費及び設備整備費補助金交付要綱			相模湖町福祉活動費補助金交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	181,894千円			0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	中核市事務・特定財源		一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 特別養護老人ホーム等の建設費の一部を助成し、整備を促進する。</p> <p>【事業内容】 補助率 国制度 国2/3、市1/3 市制度 国制度補助金の上乗せ制度 対象施設 特別養護老人ホーム 老人短期入所施設(特別養護老人ホームに併設するもの) 軽費老人ホーム(ケアハウス) 老人デイサービスセンター</p> <p>【対象】 国庫補助等を受けて、市内に特別養護老人ホーム等を建設しようとする社会福祉法人(建設と併せて社会福祉法人を設立しようとするものを含む)</p> <p>【平成16年度補助事業】 (仮称)特別養護老人ホームこもれびの郷(16・17年度事業) ・特別養護老人ホーム 60人 ・ショートステイ 20人 ・デイサービスセンター 10人/日 ・ケアハウス 20人</p> <p>【補助金交付状況】 平成11年度:9件 790,154千円 平成12年度:1件 100,547千円 平成13年度:2件 77,219千円 平成14年度:3件 353,131千円 平成15年度:なし</p> <p>【平成16年度予算】 建設費補助金 199,943千円 特定財源 国庫補助金 129,994千円 市債 51,900千円</p>	<p>高齢者保健福祉計画に基づき県や圏域市町と連携し、広域的に必要な費の確保に努めるとともに、施設のサービス水準の向上に向け支援に努めます。</p> <p>【平成16年度補助事業】 特別養護老人ホーム(さがみ桂寿苑)建設のため郡4町で費用の一部を負担する。</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度 800千円</p> <p>【平成16年度予算】 補助金 3,200千円</p>	<p>高齢者保健福祉計画に基づき県や圏域市町と連携し、広域的に必要な費の確保に努めるとともに、施設のサービス水準の向上に向け支援に努めます。</p> <p>【平成16年度補助事業】 特別養護老人ホーム(さがみ桂寿苑)建設のため郡4町で費用の一部を負担する。</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度 800千円</p> <p>【平成16年度予算】 補助金 3,200千円</p>	<p>【事業内容】 対象施設 特別養護老人ホーム</p> <p>【対象】 国庫補助等を受けて、町内に特別養護老人ホーム等を建設しようとする社会福祉法人。</p> <p>【平成16年度補助事業】 (仮称)特別養護老人ホームさがみ桂寿苑(16年度事業) ・特別養護老人ホーム 50人 ・ショートステイ 20人</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度 2,368千円</p> <p>【平成16年度予算】 建設費補助金 10,525千円</p>	<p>・町の補助事業は、県との協調事業として実施しているが、相模原市の補助事業は、県補助はない。</p>	<p>【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
45	軽費老人ホーム事務費補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	134,137千円					
根拠法令等	相模原市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 軽費老人ホーム(相模原市の場合はケアハウスのみ)入所者の経済的負担軽減のため、社会福祉法人が入所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合の減免額に対し補助する。 平成15年度中核市移行に伴う事業</p> <p>【対象】 市内で軽費老人ホーム(ケアハウス)を運営する社会福祉法人等</p> <p>【平成15年度補助実績】 8施設 121,396千円</p> <p>【平成16年度予算】 補助金 134,137千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	高齢者福祉課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
46	高齢者福祉施設運営費補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	38,324千円					
根拠法令等	・相模原市高齢者福祉施設運営費補助金交付要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 高齢者福祉施設(養護老人ホーム・ケアハウス)のサービス水準の維持、向上のため、社会福祉法人が設置する高齢者福祉施設の運営費を補助する。補助対象は、国の配置基準を超えて雇用する直接処遇職員経費及び国の定める基準事務費の級地区分を補正する経費。 平成15年度の中核市移行に伴い、県から移譲された事業</p> <p>【対象】 養護老人ホーム(本市措置者を有する県内施設を含む)及び市内軽費老人ホーム(ケアハウス)を運営する社会福祉法人</p> <p>【平成15年度補助実績】 11施設 37,037千円</p> <p>【平成16年度予算】 補助金 38,324千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	<p>【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
47	施設入所高齢者福祉給付金支給事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	3,108千円					
根拠法令等	・相模原市施設入所高齢者福祉給付金支給事業補 助金交付要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的・内容】 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム入所者のうち、無収入または極めて低所得の高齢者の処遇水準の維持向上を図るため、施設が月収7千円未満の入所者に、月額7千円を限度に福祉給付金を支給する事業に要する経費に対し、10/10を補助する。 平成15年度の中核市移行に伴い、県から移譲された事業</p> <p>【対象】 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人</p> <p>【平成15年度補助実績】 8施設 2,837千円</p> <p>【平成16年度予算】 補助金 3,108千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		相模原市の課等の名称																																																	
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会		高齢者福祉課																																																	
大分類コード	大分類項目	協議ランク		調整済の可否																																																	
		A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了																																																	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分																																																			
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整																																																	
事務事業番号	事務事業名																																																				
48	老人福祉センターの管理運営	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町																																																
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課	課題																																																
歳出予算額（平成16年度）	129,329千円		37,295千円	3,434千円																																																	
根拠法令等	・老人福祉法 ・相模原市立老人福祉センター条例 ・相模原市立老人福祉センター条例施行規則		津久井町文化福祉会館条例 津久井町文化福祉会館条例施行規則	・老人福祉法 ・相模湖町立老人福祉センター条例 ・相模湖町立老人福祉センター条例施行規則																																																	
会計の種類別	一般会計		一般会計	一般会計																																																	
歳入予算額（平成16年度）	130千円		2,064千円	0千円																																																	
関係団体・慣行																																																					
使用料・手数料・補助金等																																																					
事務事業の別	特定財源																																																				
電算システム名																																																					
備考1																																																					
備考2																																																					
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC																																																				
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者が健康で生きがいのある生活を築くことができるよう、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ・高齢者に対する趣味の講座、健康に関する相談の実施 ・施設の維持管理</p> <p>【施設概要】 [湊松園] ・施設類型 A型 ・開設 昭和47年9月 ・施設規模 鉄筋コンクリート造平家建 延2,055㎡ [若竹園] ・施設類型 A型 ・開設 昭和57年4月 ・施設規模 鉄筋コンクリート造一部2階建 延1,239㎡ [あじさい会館] ・施設類型 B型 ・鉄筋コンクリート造6階建（老人福祉施設部分3階 455㎡）</p> <p>【対象】 市内在住の概ね60歳以上の者、老人クラブ等の団体</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【過去の利用実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湊松園</td> <td>41,862人</td> <td>42,245人</td> <td>22,548人</td> </tr> <tr> <td>若竹園</td> <td>58,670人</td> <td>56,919人</td> <td>54,104人</td> </tr> <tr> <td>あじさい</td> <td>21,767人</td> <td>20,691人</td> <td>19,843人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成16年度予算】</p> <table border="1"> <tr> <td>自主事業費</td> <td>1,700千円</td> </tr> <tr> <td>施設維持管理費</td> <td>73,797千円</td> </tr> <tr> <td>施設維持補修費</td> <td>53,832千円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話使用料</td> <td>30千円</td> </tr> <tr> <td>光熱水費実費負担金</td> <td>100千円</td> </tr> </table> <p>上記予算は、湊松園及び若竹園にかかるもので、あじさい会館分については、あじさい会館施設 全体の管理運営予算（地域福祉課の予算）で対応</p>		H13	H14		H15	湊松園	41,862人	42,245人	22,548人	若竹園	58,670人	56,919人	54,104人	あじさい	21,767人	20,691人	19,843人	自主事業費	1,700千円	施設維持管理費	73,797千円	施設維持補修費	53,832千円	特定財源		電話使用料	30千円	光熱水費実費負担金	100千円	該当なし	<p>【事業目的】 高齢者の健康増進、生きがいの創造の場として、また、広く町民文化の向上、増進に供与することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ・施設の維持管理(教育委員会生涯学習課にて一元管理)</p> <p>【施設概要】 津久井町文化福祉会館 （津久井町中央公民館と津久井町老人福祉センターとの複合施設） ・鉄骨、鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階建 <老人福祉センター部分> ・2階 196㎡ ・学習室（和室）、集会室（和室）、教養娯楽室（和室）、浴室</p> <p>【対象】 一般</p> <p>【利用者負担】 高齢者団体（免除団体該当）として登録により免除</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table border="1"> <tr> <td>維持管理費</td> <td>37,180千円</td> </tr> <tr> <td>自主事業</td> <td>115千円</td> </tr> </table> <p>*上記は、津久井町文化福祉会館維持管理予算で、老人福祉センターについては、施設の一管理により全体の管理運営費（生涯学習課）で対応。</p>	維持管理費	37,180千円	自主事業	115千円	<p>【事業目的】 高齢者に対し各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ・高齢者に対する趣味の講座、健康に関する相談の実施 ・施設の維持管理</p> <p>【施設概要】 [相模湖町立老人福祉センター] ・開設 昭和50年5月 ・施設規模 鉄筋コンクリート造2階建 延726㎡</p> <p>【対象】 ・町内に居住する60歳以上の者 ・町内の老人クラブ会員</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【過去の利用実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>5,071人</td> <td>5,210人</td> <td>5,384人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成16年度予算】</p> <table border="1"> <tr> <td>需用費（電気料等）</td> <td>1,475千円</td> </tr> <tr> <td>役務費（ゴミ・し尿処理等）</td> <td>279千円</td> </tr> <tr> <td>委託料（警備・清掃等）</td> <td>1,630千円</td> </tr> <tr> <td>使用料（NHK受診料等）</td> <td>50千円</td> </tr> </table>		H13	H14	H15		5,071人	5,210人	5,384人	需用費（電気料等）	1,475千円	役務費（ゴミ・し尿処理等）	279千円	委託料（警備・清掃等）	1,630千円	使用料（NHK受診料等）	50千円
	H13	H14	H15																																																		
湊松園	41,862人	42,245人	22,548人																																																		
若竹園	58,670人	56,919人	54,104人																																																		
あじさい	21,767人	20,691人	19,843人																																																		
自主事業費	1,700千円																																																				
施設維持管理費	73,797千円																																																				
施設維持補修費	53,832千円																																																				
特定財源																																																					
電話使用料	30千円																																																				
光熱水費実費負担金	100千円																																																				
維持管理費	37,180千円																																																				
自主事業	115千円																																																				
	H13	H14	H15																																																		
	5,071人	5,210人	5,384人																																																		
需用費（電気料等）	1,475千円																																																				
役務費（ゴミ・し尿処理等）	279千円																																																				
委託料（警備・清掃等）	1,630千円																																																				
使用料（NHK受診料等）	50千円																																																				
【調整方針】																																																					
				・町田市との相互利用の協定の調整 ・湊松園のバスルートの見直し ・相模湖町の老人福祉センターは、施設の維持管理を町社協に委託しているため、指定管理者制度へ移行する準備を行う必要がある。																																																	
				【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。																																																	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	高齢者福祉課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
49	介護老人保健施設建設費補助金						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課			
歳出予算額(平成16年度)	0千円			16,000千円			
根拠法令等	・相模原市介護老人保健施設整備費補助金交付要綱			相模湖町福祉活動費補助金交付要綱			
会計の種類別	一般会計			一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円			0千円			
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等			補助金/交付金等			
事務事業の別	中核市事務・特定財源	一般市事務	一般市事務	一般市事務			
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他医療や日常生活上の世話をを行うことを目的とする介護老人保健施設を整備する医療法人等に対し、建設費の一部を助成し、整備を促進する。</p> <p>【事業内容】 次のうち、いずれか少ない額を交付 (1)補助金対象経費の実支出額(国庫補助金等を控除した額)の2分の1 (2)床数×200万円(上限100床・2億円) (3)総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額</p> <p>【対象】 国庫補助を受けて市内に介護老人保健施設を建設しようとする医療法人及び社会福祉法人等</p> <p>【補助金交付状況】 平成11年度：3件 423,000千円 平成12年度：2件 132,000千円 平成13年度：1件 115,000千円 平成14年度：2件 230,000千円 平成15年度：1件 115,000千円 平成7年度以来、9施設・931床分を整備</p> <p>【平成16年度予算】 対象施設がないため、予算措置なし</p>	該当なし	該当なし	<p>【事業目的】 要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他医療や日常生活上の世話をを行うことを目的とする介護老人保健施設を整備する医療法人等に対し、補助金を交付する。</p> <p>【対象】 国庫補助を受けて市内に介護老人保健施設を建設しようとする医療法人及び社会福祉法人等</p> <p>【補助金交付状況】 平成15年度： 4,000千円</p> <p>【平成16年度予算】 建設費補助金 16,000千円</p>	・補助内容の相違	<p>【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課															
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了															
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整															
事務事業番号 51	事務事業名 市立高齢者デイサービスセンター等の管理運営																			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針														
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課																
歳出予算額（平成16年度）	12,733千円																			
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市立高齢者デイサービスセンター条例、施行規則 ・相模原市立高齢者介護支援センター条例、施行規則 																			
会計の種類別	一般会計																			
歳入予算額（平成16年度）	0千円																			
関係団体・慣行	一部事務組合等																			
使用料・手数料・補助金等																				
事務事業の別																				
電算システム名																				
備考1																				
備考2																				
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																				
【事務事業の内容】	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理 ・デイサービスセンターの運営 ・在宅介護支援センターの運営 <p>【施設概要】</p> <p>[清新デイサービスセンター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設 平成9年4月1日 ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（市営住宅との合築） ・延床面積 606㎡ ・デイサービスセンター定員 25人 ・在宅介護支援センターの併設 あり <p>[星が丘デイサービスセンター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設 平成10年4月1日 ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（市営住宅との合築） ・延床面積 582㎡ ・デイサービスセンター定員 25人 ・在宅介護支援センターの併設 あり <p>[古淵デイサービスセンター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設 平成11年4月1日 ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（市営住宅との合築） ・延床面積 597㎡ ・デイサービスセンター定員 25人 ・在宅介護支援センターの併設 なし <p>【デイサービスセンターの利用料金】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>介護サービス費</td><td style="text-align: right;">4,153円～7,309円</td></tr> <tr><td>機能訓練</td><td style="text-align: right;">274円</td></tr> <tr><td>食事</td><td style="text-align: right;">397円</td></tr> <tr><td>送迎片道</td><td style="text-align: right;">478円</td></tr> <tr><td>入浴介助</td><td style="text-align: right;">447円</td></tr> <tr><td>特別入浴介助</td><td style="text-align: right;">661円</td></tr> </table> <p>【デイサービスセンターの利用者負担】</p> <p>利用料金額の10%</p> <p>【実施方法】</p> <p>（福）相模原市社会福祉事業団へ委託</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>施設維持管理委託料</td><td style="text-align: right;">12,733千円</td></tr> </table>	介護サービス費	4,153円～7,309円	機能訓練	274円	食事	397円	送迎片道	478円	入浴介助	447円	特別入浴介助	661円	施設維持管理委託料	12,733千円	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。
介護サービス費	4,153円～7,309円																			
機能訓練	274円																			
食事	397円																			
送迎片道	478円																			
入浴介助	447円																			
特別入浴介助	661円																			
施設維持管理委託料	12,733千円																			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
53	介護予防事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)			0千円	7,414千円		
根拠法令等						
会計の種類別			一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)			0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	相模原市は、中央保健センター事業や在宅介護支援センター事業の中で介護予防事業を実施している。	城山町では地域型在宅介護センターの事業の中で介護予防実施している。又、城山町社会福祉協議会へ委託している。	【事業内容】 津久井町は、在宅介護支援センター事業の中で、介護予防事業として転倒予防教室等を実施。また、町保健師が地域の高齢者を対象に介護予防に関する知識の普及を行う。 ・基幹型在宅支援センターにて、おおむね65歳以上の高齢者を対象に「転倒骨折予防教室」を実施。年1コース(8日間) ・地域型在宅介護支援センターにて、社協が主催するやすらぎステーションで「転倒予防教室」を年4回実施。 ・町保健師が老人会やすらぎステーション等に参加し、転倒予防や食生活、閉じこもり予防等の講座を実施。	相模湖町では、介護予防拠点施設である「さがみ湖リフレッシュセンター」において、介護予防事業を実施している。また、「さがみ湖リフレッシュセンター」で実施している高齢者を対象にした介護予防事業への参加者の送迎も実施している。 「さがみ湖リフレッシュセンター」で開催する介護予防事業の実施とリフト付マイクロバスの運行を相模湖町社会福祉協議会へ委託している。 平成16年度予算額 ・リフト付マイクロバス運行事業費 1,742千円 ・さがみ湖リフレッシュセンター管理委託費 5,672千円 介護予防事業は、28の生きがいデイサービスに掲載。	・相模湖町は、事業参加者(「さがみ湖リフレッシュセンター」で行う事業)の送迎を行っている。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 54	事務事業名 ゲートボール場維持管理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳出予算額(平成16年度)	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課 29千円	健康福祉課 23千円		
根拠法令等						
会計の種類別 歳入予算額(平成16年度)			一般会計 0千円	一般会計 0千円		
関係団体・慣行			公共的団体			
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	1.ゲートボール場維持経費(29) 【目的】 ゲートボール場の維持管理に努める。 【内容】 原材料費 29 用地砂代 28,350円(3箇所分) 民有地については、契約を行う(無償)	【事業目的】 高齢者の健康増進やコミュニケーションの場として設置。 【設置数】 相模湖町内 3箇所 【平成16年度予算】 需用費(砂代) 9千円 役務費(し尿処理手数料) 14千円	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
55	電話貸与事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額(平成16年度)	5,800千円	13千円	151千円			
根拠法令等	・相模原市ひとり暮らし高齢者等電話貸与サービス事業実施要綱	城山町老人福祉電話貸与事業運営要綱	津久井町福祉電話貸与に関する要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保健福祉オンライン					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、加入電話の貸与及び電話料等の助成を行うサービスを提供することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅へ加入電話を設置し、毎月の基本料及び1,000円までの通話料を市が負担する。</p> <p>【対象】 市内に居住する在宅の高齢者で、次のすべてに該当する世帯 60歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯 市民税非課税世帯(生活保護受給世帯を含む。) 現に加入電話を設置していない世帯</p> <p>【利用者負担】 毎月の通話料で、1,000円を超えた額</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【実利用者数(年度末現在)】 平成12年度 99人 平成13年度 118人 平成14年度 144人 平成15年度 155人</p> <p>【平成16年度予算】 電話料 5,637千円 その他電話架設料等 163千円</p>	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、加入電話の貸与をすることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅へ加入電話を設置し、その設置手数料のみを町が負担する。</p> <p>【対象】 町内に居住する在宅の高齢者で、おおむね65歳の生活保護世帯を原則としている。</p> <p>【利用者負担】 毎月の通話料全額</p> <p>【保健福祉オンライン】 行っていない</p> <p>【実利用者数(年度末現在)】 平成12年度 7人 平成13年度 7人 平成14年度 7人 平成15年度 7人</p> <p>【平成16年度予算】 電話架設料等 13千円</p>	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、加入電話の貸与をすることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 利用者宅へ加入電話を設置し、その設置手数料及び基本料金を町が負担する。</p> <p>【対象】 町内に居住する在宅の高齢者で、おおむね65歳の生活保護世帯を原則としている。</p> <p>【利用者負担】 毎月の通話料全額</p> <p>【保健福祉オンライン】 行っていない</p> <p>【実利用者数(年度末現在)】 平成12年度 (資料なし) 平成13年度 6人 平成14年度 6人 平成15年度 4人</p> <p>【平成16年度予算】 電話架設料等 151千円</p>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> 対象者年齢の相違 相模原市... 60歳以上 城山町、津久井町... 65歳以上 相模原市は、生活保護世帯のほか、市民税非課税世帯も対象としている。 利用者負担の相違 相模原市... 毎月の通話料で、1,000円を超えた額 城山町... 毎月の通話料全額 津久井町... 基本料金を除いた毎月の通話料 	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	高齢者福祉課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>				
事務事業番号	事務事業名					
56	電話訪問サービス事業					
	相模原市	城山町	津久井町			
	相模湖町					
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課			
歳出予算額（平成16年度）	5,695千円					
根拠法令等	・相模原市ひとり暮らし高齢者等電話訪問サービス事業実施要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保健福祉オンライン					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、電話による安否確認等を行うサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【事業内容】 安否確認及び健康相談を行うため、利用者に対し、老人ホームから週1回以上電話をかける。 また、利用者が電話に出ない場合など、必要に応じて緊急出動を行う。</p> <p>【対象】 市内に居住する60歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯で、心身が虚弱、傷病等のため常時注意を要する状態にあると認められる者</p> <p>【利用者負担】 なし</p> <p>【実施方法】 市内で特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人へ委託</p> <p>【保健福祉オンライン】 利用者の登録、サービス利用状況の照会等で使用</p> <p>【実利用者数（年度末現在）】 平成12年度 188人 平成13年度 180人 平成14年度 154人 平成15年度 143人</p> <p>【平成16年度予算】 事業委託料 5,695千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、相模原市では、本事業を平成17年度から在宅介護支援センター事業の中へ統合する方向のため、合併後は同事業の一環として実施する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
57	特別養護老人ホーム等建設費借入償還金補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額(平成16年度)	120,835千円					
根拠法令等	相模原市特別養護老人ホーム等福祉施設整備に係る建設資金の借入償還金助成要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 特別養護老人ホーム等を建設した社会福祉法人が、社会福祉・医療事業団及び県社会福祉協議会からの借入金の償還に要する費用の一部に対して助成を行い、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る。</p> <p>【事業内容】 元金償還額の1/4(特養、デイ等は国庫補助基本額の1/3の8割に相当する金額を、ケアハウスは1人当り200万円をそれぞれ控除した残りの元金が補助対象。土地購入費、造成費、利息は対象外)</p> <p>【対象】 特別養護老人ホーム等の建設に要する費用に充てるため、社会福祉・医療事業団及び県社会福祉協議会から借入れを行った社会福祉法人</p> <p>【補助金交付状況】 平成11年度：102,559千円 平成12年度：115,236千円 平成13年度：115,859千円 平成14年度：116,484千円 平成15年度：119,741千円</p> <p>【平成16年度予算】 償還金補助金 120,835千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整		
事務事業番号 58	事務事業名 介護老人保健施設建設費借入償還金補助金						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課			
歳出予算額（平成16年度）	36,682千円						
根拠法令等	・相模原市介護老人保健施設整備資金の借入金利子の補助金交付要綱						
会計の種類	一般会計						
歳入予算額（平成16年度）	0千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等						
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 介護老人保健施設の建設促進を図る中で、介護老人保健施設を建設した法人に対し、借入償還金の一部を助成することにより、施設経営の安定化を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 独立行政法人福祉医療機構からの借入に対し、償還期ごとの借入残高の1.5%を補助 独立行政法人福祉医療機構からの借入に対し、償還金額の1/2を補助</p> <p>【対象】 介護老人保健施設の建設に要する費用に充てるため、独立行政法人福祉医療機構から借り入れを行った医療法人</p> <p>【平成16年度補助事業】 ・事業内容の 対象施設：3施設 ・事業内容の 対象施設：5施設</p> <p>【補助金交付状況】 平成11年度：21,998千円 平成12年度：24,733千円 平成13年度：30,592千円 平成14年度：29,941千円 平成15年度：33,614千円（見込）</p> <p>【平成16年度予算】 償還金補助金 36,682千円</p>		該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 59	事務事業名 高齢者・障害者虐待防止体制					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	・相模原市高齢者・障害者虐待防止のための検討・会議並びに検討チームの設置要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業目的】 高齢者・障害者虐待の防止並びに早期対応及び総合的支援を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 高齢者・障害者虐待防止検討会議（庁内関係課長で組織） ・総合的な支援に対する協力体制の検討及び確認 ・高齢者・障害者虐待に関する現状分析及び対応策の検討 ・検討チームの進行管理 高齢者・障害者虐待防止検討チーム（庁内関係課及び警察署等の外部機関） ・高齢者・障害者虐待に関わる訪問調査 ・ケース情報、経過及び問題の把握（進行管理） ・処遇方針（総合的な支援）の検討</p> <p>【ケース実績（平成16年3月末現在）】 虐待防止体制発足（平成13年度）からの総件数 虐待件数 67件 終結件数 45件 経過観察件数 22件</p> <p>【平成16年度予算】 庁内関係課による会議が主のため、予算措置は行わない。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 60	事務事業名 生きがい対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）		775千円	900千円	280千円		
根拠法令等		城山町高齢者スポーツ大会開催要綱	津久井町福祉スポーツ大会実行委員会規約・介護予防・地域支え合い事業実施要綱(国要綱)	相模湖町ふれあいスポーツ大会開催要綱		
会計の種類別		一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）		581千円	672千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		特定財源	特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【事業内容】 高齢者が一堂に会しスポーツを楽しむことにより健康の増進及び生きがいを図るとともに社会との連携を深める。</p> <p>【事業内容】 町内12地区を4チーム組み分けし、競技を行う。 その他民生委員・町内2中学校・体育指導委員OBの協力を得て実行し、高齢者との交流を深めている。 大会において、参加賞を配布し、又抽選会を行っている。</p> <p>【対象】 60歳以上の町民</p> <p>【平成16年度予算】 報償費（参加賞・抽選会賞品） 125千円 需用費（食糧費・消耗品） 224千円 役務費（保険料） 56千円 委託料（会場設営） 254千円 使用料（送迎バス） 116千円 特定財源 県補助金 （高齢者の生きがいと健康づくり推進事業） 581千円</p>	<p>《津久井町福祉スポーツ大会》</p> <p>【事業目的】 高齢者や障害者を中心に、幼児から小中学校、高校の児童・生徒及びボランティアなど多くの町民が集い、スポーツを楽しむことを通じて、健康の増進、生きがいの高揚を図るとともに、世代を超えた交流や連帯感を深め、お互いの理解を高めることにより、町民福祉の向上を図ることを目的とします。 また、福祉関係団体や関係機関を構成団体として実行委員会を結成して実施していくことにより、「町民の自主参加型福祉」の実現を目指すものです。</p> <p>【事業内容】 実行委員会 ・構成 老人クラブ、障害者団体、福祉団体等 代表者 15人 ・開催数 3回 協力団体 ・旭ヶ丘老人ホーム、竹の子作業所、ガールスカウト神奈川第52団、ボランティア団体、県立津久井高等学校、町立小中学校、町体育協会、町体育指導員ほか 参加者 ・高齢者、障害をもたれる方、保育園児、中高生、ボランティアほか 送迎バスの運行 ・町内を7区分に分け、大型バスにより会場までの送迎を行う。 参加者 ・約800人</p> <p>【平成16年度予算】 報酬（体育指導員） 44千円 費用弁償（体育指導員） 8千円 報償費（謝礼・参加賞） 70千円 需用費（食糧費・消耗品） 129千円 使用料（送迎バス） 321千円 特定財源 県補助金 429千円</p>	<p>【事業内容】 心豊かな参加型の長寿社会を築くために町民一人ひとりが高齢社会についての認識を深め、スポーツ大会を通じて世代間相互の親睦を図る。</p> <p>【事業内容】 大会実行委員会は、町単位老人クラブ（16クラブ）の長と各単位クラブから選ばれた方16名、計32名で構成し実施する。また、本大会に保育園生、幼稚園生、小学生を招待し、一緒に競技をすることで世代間交流を図っている。</p> <p>【対象】 60歳以上の町民・小学生・幼稚園生・保育園生。</p> <p>【平成16年度予算】 報償費 100千円 需用費 100千円 役務費 10千円 使用料 70千円</p>	なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会			相模原市の課等の名称 高齢者福祉課																			
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			調整済の可否 調整終了																			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			廃止の方向で調整																			
事務事業番号 60	事務事業名 生きがい対策事業																							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																		
【事務事業の内容】			<p>《津久井町ゲートボール大会》</p> <p>【事業目的】 高齢者が一堂に集い、スポーツを楽しむことを通じて、健康の増進、生きがいの高揚を図り、町民福祉の向上を図ることを目的とします。</p> <p>【事業内容】 高齢者を対象としたゲートボール大会を開催する。 また、会場は大型バスにより送迎を行う。 大会運営は、津久井町ゲートボール協会が主幹する。</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>報償費（謝礼）</td><td style="text-align: right;">50千円</td></tr> <tr><td>需用費（食料費）</td><td style="text-align: right;">15千円</td></tr> <tr><td>使用料</td><td style="text-align: right;">189千円</td></tr> <tr><td>原材料費</td><td style="text-align: right;">29千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td> 県補助金</td><td style="text-align: right;">212千円</td></tr> </table> <p>《高齢者の生きがいと健康づくり推進事業》</p> <p>【事業目的】 高齢者の生きがいと健康づくり推進委員により、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図る。</p> <p>【平成16年度予算】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>報償費</td><td style="text-align: right;">45千円</td></tr> <tr><td>特定財源</td><td></td></tr> <tr><td> 県補助金</td><td style="text-align: right;">33千円</td></tr> </table>	報償費（謝礼）	50千円	需用費（食料費）	15千円	使用料	189千円	原材料費	29千円	特定財源		県補助金	212千円	報償費	45千円	特定財源		県補助金	33千円			
報償費（謝礼）	50千円																							
需用費（食料費）	15千円																							
使用料	189千円																							
原材料費	29千円																							
特定財源																								
県補助金	212千円																							
報償費	45千円																							
特定財源																								
県補助金	33千円																							

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 高齢者福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整			
事務事業番号 61	事務事業名 高齢者入浴サービス事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳出予算額（平成16年度）	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
		5,841千円	8,281千円			
根拠法令等			津久井町入浴サービス事業実施要綱			
会計の種類別 歳入予算額（平成16年度）		一般会計	一般会計			
		630千円	720千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		使用料/手数料等	補助金/交付金等			
事務事業の別			一般市事務・特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 家庭において入浴することが困難な高齢者に対し特殊浴槽を利用し入浴サービスを行うことにより、寝たきり高齢者等の福祉の向上を図る。</p> <p>【対象者】 入浴することが困難な高齢者とは、おおむね60歳以上の者であって、床につききりの状態がおおむね3ヶ月以上継続している者 (1) 自力で入浴することが困難で、かつ、家庭で入浴することが困難な者。 (2) 入浴サービスを受けることについて、家庭の同意と医師の承認を受けている者。</p> <p>【内容】 (1) 入浴及び洗髪 (2) 血圧、脈拍及び体温の測定 (3) 健康相談、助言その他必要な措置</p> <p>【実施方法】 城山町社会福祉協議会へ委託</p> <p>平成16年度予算 委託料 5841千円 利用者負担額 630千円</p> <p>平成16年度 利用状況（見込み） 登録者 9人</p>	<p><施設入浴サービス></p> <p>【目的】 家庭において入浴の困難な、要介護者に対して入浴サービスを提供することにより、衛生管理を行うとともに、健康な生活を維持できるよう援助を行い、また家族の身体的な負担の軽減を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】 福祉施設の特設浴槽等を利用し、 (1) 入浴及び洗髪 (2) 血圧、脈拍及び体温の測定 (3) 健康相談、助言その他必要な措置等の入浴サービスを行う。</p> <p>【対象者】 町内に居住する要介護者で、家庭において入浴が困難な方（介護保険サービス優先）</p> <p>【実施方法】 津久井町社会福祉協議会に委託</p> <p>【利用者負担】 1回 1,250円 *生活保護世帯 なし</p> <p>平成16年度予算 委託料 8,281千円 利用者負担金 720千円</p> <p>平成16年度利用状況（見込み） 登録者人数・・・17人 延回数・・・・・・594回</p>	該当なし	・課題なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後、事業内容について検討する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	高齢者福祉課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>					
事務事業番号	事務事業名						
62	生きがいセンターの維持管理						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	高齢者福祉課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課			
歳入予算額(平成16年度)			6,062千円				
根拠法令等			津久井町生きがいセンター条例・津久井町ミニ・ディサービス事業実施要綱				
会計の種類別			一般会計				
歳入予算額(平成16年度)			0千円				
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p><津久井町生きがいセンター管理></p> <p>【目的】 町内に居住する在宅の高齢者及び心身に障害がある者の保健福祉サービスを行う施設として生きがいセンターを設置する。</p> <p>【名称】 津久井町生きがいセンター</p> <p>【内容】 ディサービス事業及び機能訓練事業を行うと共に、高齢者・障害福祉団体等の活動拠点として活用。</p> <p>【施設概要】 建築面積 250.97㎡ 床面積 235.78㎡ 所要室：ミニディルーム、浴室、和室、リハビリルーム、木工機械室、事務室</p> <p>【職員配置】 非常勤職員 1人</p> <p>【平成16年度予算】 人件費 1,566千円 需用費 616千円 役務費 95千円 委託料 270千円 使用量及び賃借料 15千円</p> <p><津久井町ミニ・ディサービス事業></p> <p>【目的】 家庭に閉じこもりがちな者等に対し自立生活の助長、孤立感の解消、心身機能の維持向上を目的にミニ・ディサービスを行う。</p> <p>【対象者】 身体障害者・精神障害者認定者 老化等により心身機能の低下により外出の機会が少ない者 前項に準ずる者で町長が認めた者</p> <p>【事業内容】 町生きがいセンターにて、心身機能維持のため訓練・健康チェック・趣味活動・送迎サービス等を行う。</p> <p>【利用者負担】 なし（事業に要する材料費等は実費負担）</p> <p>【実施方法】 町社会福祉協議会へ委託</p> <p>【平成16年度予算額】 委託料 3,500千円</p>	該当なし	・課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	子育て支援課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合					
事務事業番号	事務事業名						
7	社会福祉審議会児童福祉専門分科会						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課			
歳出予算額(平成16年度)	515千円						
根拠法令等	社会福祉法第12条第1項・ 児童福祉法第8条第1項・ 市社会福祉審議会条例						
会計の種類	一般会計						
歳入予算額(平成16年度)	0千円						
関係団体・慣行	附属機関						
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務			
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【名称】 社会福祉審議会児童福祉専門分科会</p> <p>【目的】 児童福祉に関する事項を調査審議する</p> <p>【主な議題内容】 こどもプラン進捗について 民間保育所の設置認可等について 児童虐待防止対策等について</p> <p>【委員構成】 人数 10名 学識経験者、医師会、社会福祉協議会、 民生委員、私立保育園長会、幼稚園協会、小学 学校長会、中学校長会、児童相談所、 人権擁 護委員</p> <p>【予定開催回数】 4回</p> <p>【参考】 委員報酬 504千円 @12,600×10人×4 費用弁償 11千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に 統合する。	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
8	婦人保護事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳入予算額(平成16年度)	7,598千円					
根拠法令等	売春防止法					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	2,685千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 売春を行う恐れのある女子の発見に努め、相談・指導を行うとともに、女性のいるいるな悩みごとの相談相手となり、助言などを行う。</p> <p>【内容】 婦人相談員(非常勤特別職員)の設置 ・場所 ウエルネスさがみはら(2人) 南合同庁舎(2人) ・日時 月曜日～金曜日 (月、水、金 各々2名) (火、木、金 各々2名) 午前9時～午後5時</p> <p>【参考】 報酬 6,960千円 (@145,000×12月×4人) 共済費 50千円 旅費 424千円 需用費 40千円 年会費等負担金 24千円 要保護婦人移送費等援護費 100千円</p> <p>【特定財源】 名称 生活保護運営対策事業費等補助金 金額 2,685千円 補助率 1/2</p> <p>【補助金】 名称・金額 県婦人相談員連絡協議会負担金 12千円 県都市婦人相談員業務研究会負担金 12千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、相談員の人数及び任用(公募)手続きや配置場所(事務所)については、支所の設置構想等との庁内調整が必要となる。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 9	事務事業名 家庭児童相談事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	3,615千円					
根拠法令等	厚生省事務次官通知（昭和39年）					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別		一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 家庭における乳幼児の養育・しつけ・発育に関する相談、指導とともに、学齢期の児童の全般的な相談を行う。</p> <p>【内容】 家庭児童相談員（非常勤特別職職員）の設置 ・場所 ウエルネスさがみはら（1人） 南合同庁舎（1人） ・日時 ウエルネスさがみはら 月・水・金曜日 午前9時～午後5時 南合同庁舎 火・木・金曜日 午前9時～午後5時</p> <p>【参考】 報酬 3,480千円、@145,000×12月×2人 共済費 25千円、旅費 60千円、 需用費 40千円、年会費等負担金 10千円</p> <p>【補助金】 名称・金額 県都市家庭児童相談員連絡協議会負担金 10千円</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所に家庭児童相談員を設置している。</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所に家庭児童相談員を設置している</p>	津久井保健福祉事務所業務のため、該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、相談員の人数及び任用（公募）手続きや配置場所（事務所）については、支所の設置構想等との庁内調整が必要となる。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 10	事務事業名 幼児養育費の助成					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳入予算額(平成16年度)	40,800千円					
根拠法令等	幼児養育費支給要綱(市要綱)					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名	(バッチ処理のみ存在)					
備考1	他制度(保育課、学務課所管)と関連あり					
備考2	他関連制度との電算連携あり					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 幼児の保護者に対し、その養育に要する費用の一部を支給することにより、保護者の負担を軽減し、もって次代の社会を担う幼児の健全な育成を図る。</p> <p>【資格】 小学校就学前3年間の幼児の保護者か養育者で、当年6月1日現在住民登録または外国人登録があること。ただし、4月1日現在市内の認可保育園に在籍の幼児と、6月1日現在在園者として相模原市私立幼稚園就園奨励補助金を受ける幼児は対象にならない。 (補注：上記の条件より、一般的には在宅の幼児や、旧無認可保育園へ通園する幼児を対象とした制度といえる。)</p> <p>【申請時期】 9月。(10月以降は遅延理由書を徴して受け付け、最長12月末まで。) 子育て支援課、各出張所、両保健福祉総合相談課で受付。(原則として郵送提出は認めない)</p> <p>【支給額・支払方法】 幼児1人につき12,000円を11月末頃指定口座に振り込み。(当初期日に間に合わなかった分は、2月中旬に支払)</p> <p>【参考】 支給費 (3,400人×@12,000円) 40,800千円 事務費 (申請書印刷製本費4,200枚×@15=63千円、 データバンチ入力業務委託 3,600件×@12.08=44千円 通知書(圧着ハガキ) 3,400枚×@4.62=16千円、 窓あき封筒3,400枚×@17.9=61千円) 184千円</p> <p>申請件数(15年度実績) 3,232人 (内子育て支援課取り扱い分 80%)</p> <p>【交付金】 幼児養育費支給費 (3歳児) 2,850人 34,200千円 (4歳児) 285人 3,420千円 (5歳児) 265人 3,180千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 支給が実施された場合 平成16年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 637名 認可保育所入所児童数 115名 幼稚園入園児童数 約500名</p> <p>対象幼児数 22名(637-115-500) 見込支給金額 22名×12,000円=264,000円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 支給が実施された場合 平成16年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 762名 認可保育所入所児童数 241名 幼稚園入園児童数 約500名</p> <p>対象幼児数 21名(762-241-500) 見込支給金額 21名×12,000円=252,000円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 支給が実施された場合 平成16年4月1日現在における 小学校就学前3年間の幼児数 188名 認可保育所入所児童数 38名 幼稚園入園児童数 約105名</p> <p>対象幼児数 45名(188-38-105) 見込支給金額 45名×12,000円=540,000円</p>	<p>【課題】 なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
11	児童手当・特例給付事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	2,885,810千円	96397(当初予算+法改正による追加分)	107,340(当初予算+法改正による追加分)	31400(当初予算+法改正による追加分)		
根拠法令等	児童手当法	児童手当法	児童手当法	児童手当法		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	2,497,066千円	83345(当初予算+法改正による追加分)	92,012(当初予算+法改正による追加分)	27003(当初予算+法改正による追加分)		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム	特定財源		
電算システム名	保健福祉オンライン(児童(手当)システム)	児童福祉システム(児童手当システム)	児童手当システム			
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国・県・市・事業主が費用を持合い、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者(厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者等)で、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給される。小学校第3学年修了前特例給付は、3歳以上小学校第3学年修了前の児童を養育している人に手当を支給する制度。(今年度施行予定)</p> <p>【内容】 ・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定の所得限度額未満である人 ・支給額 1・2人目の児童(月額)5,000円 3人目以降の児童(月額)10,000円 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の出生順) ・支給月 2月・6月・10月 (申請した月の翌月分から支給月の前月まで) ・支給児童数 延べ519,182人(当初予算見込)</p> <p>【参考】 児童手当支給費 2,885,810千円 現況届対象数(15年度) 20,741件 対象者数</p> <p>【特定財源】 名称・金額・負担率 国)被用者児童手当負担金 432,342千円 9/10 国)非被用者児童手当負担金 188,160千円 4/6 国)特例給付負担金 217,080千円 10/10 国)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 895,360千円 4/6 国)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 375,380千円 4/6 県)被用者児童手当負担金 24,019千円 0.5/10 県)非被用者児童手当負担金 47,040千円 1/6 県)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 223,840千円 1/6 県)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 93,845千円 1/6</p>	<p>【目的】 国・県・市・事業主が費用を持合い、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者(厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者等)で、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給される。小学校第3学年修了前特例給付は、3歳以上小学校第3学年修了前の児童を養育している人に手当を支給する制度。(今年度施行予定)</p> <p>【内容】 ・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定の所得限度額未満である人 ・支給額 1・2人目の児童(月額)5,000円 3人目以降の児童(月額)10,000円 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の出生順) ・支給月 2月・6月・10月 (申請した月の翌月分から支給月の前月まで) ・支給児童数 延べ11,640人(当初予算見込)</p> <p>【参考】 児童手当支給費(15年度) 65,780千円 現況届対象数(15年度) 670件 対象者数 延べ11,772人</p> <p>【特定財源】 名称・金額・負担率 国)被用者児童手当負担金 15,930千円 9/10 国)非被用者児童手当負担金 6,200千円 4/6 国)特例給付負担金 5,700千円 10/10 国)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 30,065千円 4/6 国)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 12,400千円 4/6 県)被用者児童手当負担金 885千円 0.5/10 県)非被用者児童手当負担金 1,550千円 1/6 県)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 7,515千円 1/6 県)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 3,100千円 1/6</p>	<p>【目的】 国・県・市・事業主が費用を持合い、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者(厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者等)で、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給される。小学校第3学年修了前特例給付は、3歳以上小学校第3学年修了前の児童を養育している人に手当を支給する制度。(今年度施行予定)</p> <p>【内容】 ・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定の所得限度額未満である人 ・支給額 1・2人目の児童(月額)5,000円 3人目以降の児童(月額)10,000円 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の出生順) ・支給月 2月・6月・10月 (申請した月の翌月分から支給月の前月まで) ・支給児童数 延べ17,352人(当初予算見込)</p> <p>【参考】 児童手当支給費 107,340千円 現況届対象数(15年度) 796件 対象者数</p> <p>【特定財源】 名称・金額・負担率 国)被用者児童手当負担金 14,364千円 9/10 国)非被用者児童手当負担金 8,160千円 4/6 国)特例給付負担金 4,200千円 10/10 国)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 32,760千円 4/6 国)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 17,200千円 4/6 県)被用者児童手当負担金 798千円 0.5/10 県)非被用者児童手当負担金 2,040千円 1/6 県)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 8,190千円 1/6 県)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 4,300千円 1/6</p>	<p>【目的】 国・県・市・事業主が費用を持合い、児童を養育している人に手当を支給し、家庭における生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を図る。特例給付は、被用者(厚生年金保険等の被用者年金制度の被保険者等)で、児童手当の所得限度額以上、一定の限度額未満の人に支給される。小学校第3学年修了前特例給付は、3歳以上小学校第3学年修了前の児童を養育している人に手当を支給する制度。(今年度施行予定)</p> <p>【内容】 ・対象 小学校第3学年修了前の児童を養育し、一定の所得限度額未満である人 ・支給額 1・2人目の児童(月額)5,000円 3人目以降の児童(月額)10,000円 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童の出生順) ・支給月 2月・6月・10月 (申請した月の翌月分から支給月の前月まで) ・支給児童数 延べ3,675人(当初予算見込)</p> <p>【参考】 児童手当支給費 31,400千円 現況届対象数(15年度) 213件 対象者数</p> <p>【特定財源】 名称・金額・負担率 国)被用者児童手当負担金 4,590千円 9/10 国)非被用者児童手当負担金 2,600千円 4/6 国)特例給付負担金 1,500千円 10/10 国)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 8,797千円 4/6 国)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 5,130千円 4/6 県)被用者児童手当負担金 255千円 0.5/10 県)非被用者児童手当負担金 650千円 1/6 県)被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 2,199千円 1/6 県)非被用者小学校第3学年修了前特例給付負担金 1,282千円 1/6</p>	<p>【課題】 なし 微細な部分での手続きの標準化は必要</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	子育て支援課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
12	助産施設母子生活支援施設入所委託事業					
	相模原市	城山町	津久井町			
	相模湖町	課題	調整方針			
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	17,400千円					
根拠法令等	児童福祉法 相模原市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	8,400千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別	特定財源	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【助産】 保健上の必要があるにもかかわらず、経済的な理由により出産が困難と認められる新産婦を助産施設に入所させ、助産措置を受けさせることで、母子の保健保持を図るもの 市内助産施設 総合相模更生病院 のぞみ助産院 独立行政法人国立病院機構相模原病院</p> <p>【母子生活支援施設】 配偶者のない女子又はこれに準じる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を母子生活支援施設に入所させることで保護するもの</p> <p>【参考】 入所委託費 17,400千円 措置見込み数 32人 平成15年度助産実績 26人 平成15年度実績 4施設に4世帯入所</p> <p>【特定財源】 名称・金額・負担率 助産施設生活支援施設入所者負担金 248千円 (措置見込み人数32人のうち要負担階層 (@62千円)を4人と見込んだ。) 児童福祉費負担金 8152千円 1/2</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所において実施している事業である。</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所において実施している事業である。</p>	<p>津久井保健福祉事務所業務のため、該当なし</p>	<p>【課題】 なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 13	事務事業名 (仮称)子どもの権利条例制定事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	414千円					
根拠法令等	子どもの権利条約					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【名称】 (仮称)子どもの権利条例制定検討委員会</p> <p>【目的】 子どもの権利の主体として尊重し、子どもの権利が保障される環境を確立する(仮称)子どもの権利条例の制定の検討をする。</p> <p>【委員人数】 人数 15名</p> <p>【参考】 ファシリテータ @20,000円×1名×3回 学識委員謝礼 @12,600円×3名×3回 一般公募市民 @5,000円×12名×3回</p>	<p>該当なし</p> <p>『子どもの権利条例』の策定については、子どもにとって最善の利益が得られる配慮ができるように、児童憲章・児童権利宣言などを基に研究をすすめていきたいと考えております。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>【課題】 なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 14	事務事業名 児童虐待防止事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	567千円			15千円		
根拠法令等	市児童虐待防止ネットワーク設置要綱			相模湖町児童虐待防止ネットワーク運営要綱		
会計の種類別	一般会計			一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円			2千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等				補助金/交付金等		
事務事業の別				特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童虐待に迅速かつ適切に対応するとともに、児童虐待を未然に防止するための諸事業を実施する。</p> <p>【内容】 市児童虐待防止ネットワークの事務局である子育て支援課が、児童虐待防止に関わる主な関係機関である相模原児童相談所、相模原福祉事務所、南福祉事務所、保健所（地域保健課、保健予防課、中央保健センター）等の連絡調整を行う。</p> <p>【参考】 児童虐待防止協議会 虐待問題への取り組みに関する情報交換、協議、連携等を目的に年2回程度開催。 [委員内訳] 児童相談所、児童養護施設、民生委員児童委員協議会、市医師会、市歯科医師会、私立保育園長会、弁護士会、人権擁護委員会、警察署、幼稚園関係団体、小学校校長会、中学校校長会、市（保健福祉部長、保健所長、学校教育部長） [委員謝礼] 医師・弁護士@12,600、 その他委員@5,000円</p> <p>児童虐待防止連絡会議 全体会議 個々の事例からでた共通の課題についての助言や調整等を行うために事例紹介、情報交換、研修等の内容で年3回程度開催。（関係課所属長および児童相談所により構成。） ケース会議 関係機関が、それぞれの立場から、子どもの安全を最優先にして、どういった援助をしていくかを検討するために開催。必要時に開催する。（15年度は77回開催） [参加機関] 児童相談所、小学校、保育所、幼稚園、主任児童委員等、市（福祉事務所、保健所、子育て支援課等） ケース確認会議 各機関で把握した新規ケースの報告、状況改善等により終結を予定するケースの検討などを行なうために月1回開催。（関係各課）</p>	<p>該当なし 保健福祉事務所が実施主体（平成14～16年度）</p>	<p>現在、関係課にてネットワーク構築に向け作業中。今年度中に組織を確立する予定。</p>	<p>【目的】 児童虐待の予防、早期発見及び適切な対応を図るとともに子どもたちの健やかな成長と健全な子育て支援を行うための諸会議などを実施。</p> <p>【内容】 事務局 こども課 1 町における児童虐待・子どもや子育てをめぐる課題についての実状把握 2 支援困難とする事例、他機関との調整が必要な事例などの検討会 3 支援体制の検討及び評価 4 関係機関の連絡調整 5 児童虐待や子どもや子育てをめぐる情報交換、研修、勉強会</p> <p>（構成会議や研修会など） 1 施策調整者会議・ネットワークを総合的に調整推進することを目的とする。（年1回） 相模原児童相談所、津久井保健福祉事務所、県立総合療育センター、神奈川県リハビリテーション事業団七沢学園、津久井やまゆり園、津久井養護学校、津久井赤十字病院、津久井警察署、町国民健康保険診療所、相模湖町健康福祉課・教育委員会教育総務課・こども課 2 実務担当者会議・事例検討を通じ関係機関の連絡調整を行う。 ・全体会（年2回） ・庁内担当者会議（年3回） ・通園事業カンファレンス（年4回） 3 個別援助チーム活動・個々のケースに対し実際に個別援助チームを組んで行う。（随時） 4 教職員に対する研修会など ・講師謝礼 @10,000円 ・需要費 5,000円</p> <p>【特定財源】 県費負担金 育児等健康支援事業費補助金 2千円</p>	<p>【課題】 なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、協議会委員などの選出、育児支援教室の会場や開催回数などについては調整が必要である。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 児童虐待防止事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>事務担当者会議 事務的な課題の増加・複雑化などに対応するために、月1回開催。(関係各課)</p> <p>定例会議 各機関で把握しているケースの状況報告と今後の対応方針の確認及び検討を行なうために年2回開催。 (関係各課および児童相談所。)</p> <p>育児支援教室「AQUA」 育児不安や育児ストレスから子どもとの関係に悩む母親たちに、同じような悩みを抱えた「仲間に出会う場所」を提供し、心の内を話し合い、自らの悩みを見つめ直すことにより、不安やストレスを軽減し、より良い親子関係を築き、児童虐待の予防を図る。保健師、保育士がスタッフとなり月1回開催。 [非常勤保育士賃金] @1,050×3時間×12回×3人 [運営アドバイザー謝礼] @10,000×2時間×4回</p> <p>職員研修 児童虐待に対する知識を深め、虐待予防、早期発見、早期対応を図るための研修を実施する。 15年度は5回開催。 [講師謝礼] @15,000×2時間×4回</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
15	次世代育成支援行動計画策定事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳入予算額(平成16年度)	1,231千円	4,200千円	3,800千円	1,260千円		
根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策推進法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「行動計画」を策定する。</p> <p>【内容】 地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容を記載した行動計画とする。 計画案について意見を伺うため、「次世代育成支援協議会」を設立する。また、シンポジウムを開催する。</p> <p>【策定年月】 平成17年3月</p> <p>【計画期間】 平成17年度～平成21年度</p> <p>【計画期間】 平成17年度～平成21年度(第1期)</p> <p>【名称】 市次世代育成支援対策協議会</p> <p>【委員人数】 人数 18名</p> <p>【参考】 次世代育成支援協議会委員 学識経験者 2名×@12,600×7回 その他委員(公募市民8名含む) 16名×@5,000×7回 シンポジウム(1回) 基調講演、パネルディスカッション。</p>	<p>【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「行動計画」を策定する。</p> <p>【内容】 地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容を記載した行動計画とする。</p> <p>【策定年月】 平成17年3月</p> <p>【計画期間】 平成17年度～平成21年度</p> <p>【参考】 次世代育成支援地域行動計画策定業務委託 4,200,000円</p>	<p>【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「行動計画」を策定する。</p> <p>【内容】 地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容を記載した行動計画とする。 計画案について児童福祉協議会の意見を伺う。</p> <p>【策定年月】 平成17年3月</p> <p>【計画期間】 平成17年度～平成21年度(第1期)</p> <p>【名称】 児童福祉協議会(兼任)</p> <p>【委員人数】 人数 25名</p> <p>【参考】 児童福祉協議会の予算に計上。</p>	<p>【目的】 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「行動計画」を策定する。</p> <p>【内容】 地域における子育て支援、親子の健康の確保と増進、次世代を担う子どもの成長に資する教育環境の整備、子育てを支援する生活環境の整備、職業生活と家庭生活との両立の推進、子どもの安全の確保、要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進を目標達成するための行動計画とする。</p> <p>【策定年月】 平成17年4月1日</p> <p>【計画期間】 平成17年度～平成21年度(第1期)</p> <p>【名称】 町次世代育成支援対策協議会</p> <p>【委員人数】 人数 26名</p> <p>【参考】 委託料 1,260千円</p>	数値目標を変更する必要がある	<p>【調整方針】 速やかに相模原市の制度に統合する。 統合にあたっては、相模原市の計画を基本とし、各町の計画との整合を図る。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
16	ファミリー・サポート・センター推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	12,178千円					
根拠法令等	仕事と家庭両立支援特別援助事業実施要綱・相模原市ファミリーサポートセンター設置要綱・相模原市ファミリーサポートセンター事務取扱規定					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	5,604千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 安心とゆとりをもって子育てができるように、子どもをもつ家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人で行いたい人を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援するために、「相模原市ファミリーサポートセンター」を運営する。</p> <p>【運営方法】 (社福)相模原市社会福祉協議会に委託</p> <p>【運営体制】 センター事務局 ・所在地 (社福)相模原市社会福祉協議会内(相模原市立あじさい会館) ・開設時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後7時30分まで ・アドバイザーの配置人数 4人(6時間勤務3人、3時間勤務1人) 運営委員会 事業の充実を図るため、会員及びエリアポスト、協力施設長等で構成する運営委員会を設置 ・委員数 10名以内 ・開催回数 年3回程度 エリアポスト 市民にとって利用しやすい「しくみ」とするため、『エリアポスト(地域の窓口)』として、保育園・幼稚園・こどもセンターを指定。 ・箇所数 120箇所 (公立保育園18、民間保育園38、幼稚園45、こどもセンター19)</p> <p>【会員数】 1,118人(平成16年3月末現在) (利用会員 665人、援助会員 403人、両方会員 50人)</p> <p>【平成15年度相互援助活動件数】 9,735件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【課題】 事業運営を社会福祉協議会に委託しているため、3町の社会福祉協議会との関係を調整する必要がある</p>	<p>【調整方針】 速やかに相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 16	事務事業名 ファミリー・サポート・センター推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【平成15年度説明会・講習会の開催状況等】</p> <p>説明会 14回 講習会 9回 随時研修（援助会員対象） 2回 会員交流会 2回 会報の発行 2回</p> <p>【特定財源】</p> <p>名称・金額・負担率</p> <p>女性就業援助促進費補助金 2,802千円 1/2 児童保護費等補助金 2,802千円 1/2</p> <p>【負担金】</p> <p>女性労働協会年会費 10千円</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
17	児童扶養手当の認定及び支給事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	1,692,000千円	県において支出を行なう	県において支出を行なう	県において支出を行なう		
根拠法令等	児童扶養手当法	児童扶養手当法	児童扶養手当法	児童扶養手当法		
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	1,269,000千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム					
電算システム名	保健福祉オンライン(児童(手当)システム)					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給(月額) 41,880円 一部支給(月額) 9,880~41,870円 児童2人のとき 上記金額(月額)に5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月(申請した月の翌月分から支給月の前月まで)</p> <p>【予算】 児童扶養手当支給費 1,692,000千円</p> <p>【特定財源】 名称 児童扶養手当負担金 金額 1,269,000千円 補助率 3/4</p> <p>【参考】 15年度実績 請求件数 781件 受給者数(H16.3末) 3,677人</p>	<p>【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給(月額) 41,880円 一部支給(月額) 9,880~41,870円 児童2人のとき 上記金額(月額)に5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月(申請した月の翌月分から支給月の前月まで)</p> <p>【予算】 神奈川県において支出</p> <p>【参考】 15年度実績 請求件数 31件 受給者数(H16.3末) 109人 <全部支給 57名 一部支給 52名></p>	<p>【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給(月額) 41,880円 一部支給(月額) 9,880~41,870円 児童2人のとき 上記金額(月額)に5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月(申請した月の翌月分から支給月の前月まで)</p> <p>【予算】 神奈川県において支出</p> <p>【参考】 15年度実績 請求件数 42件 受給者数(H16.3末) 140人</p>	<p>【目的】 父母の離婚、父の死亡などにより、父と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】 ・対象 父母の離婚、父の死亡などで、父と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者。 ・支給額 全額支給(月額) 41,880円 一部支給(月額) 9,880~41,870円 児童2人のとき 上記金額(月額)に5,000円加算 ・支給月 4月・8月・12月(申請した月の翌月分から支給月の前月まで)</p> <p>【予算】 神奈川県において支出</p> <p>【参考】 15年度実績 請求件数 12件 受給者数(H16.3末) 33人 <全部支給 16名 一部支給 17名></p>	<p>【課題】 なし 微細な部分においての手続きの標準化は必要である。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 18	事務事業名 母子寡婦自立支援計画策定事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	750千円					
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・ 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措 置に関する基本的な方針					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	300千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的及び内容】 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に基づき、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの本市における母子家庭及び寡婦施策の方向性を示す「自立促進計画」を策定するもの 平成16年度に策定公表する</p> <p>【特定財源】 名称 母子寡婦自立支援計画策定事業補助金 金額 300千円 補助率 1/2</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 速やかに相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>			
事務事業番号	事務事業名					
19	母子・父子家庭等援護事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	148,826千円	2,640千円	60千円	0千円		
根拠法令等	相模原市母子・父子家庭等福祉手当支給要綱・相模原市母子・父子家庭等高校進学・就職支度金支給要綱・相模原市母子福祉資金等利子補給規則・相模原市補助金等に係る予算執行に関する規則	城山町母子・父子家庭等福祉交付金支給要綱	津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等				
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保険福祉業務システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【母子・父子家庭等福祉手当】</p> <p>【目的】</p> <p>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している母子・父子家庭等に対し、福祉手当を支給し福祉の増進を図る。</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎数値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 対象者本人の市民税額が均等割課税以下に該当する母子・父子家庭等 支給額 1世帯（月額） 3,000円 平成16年度予算額 138,663千円 対象世帯 延べ46,221世帯 <p>【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】</p> <p>【目的】</p> <p>母子・父子家庭等の中学生が進学又は就職するときに支度金として支給し、激励するとともにその家庭の経済的負担を軽減する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 12月1日現在市内に居住し、中学3年生を養育している母子・父子家庭等 支給額 児童1人につき 20,000円 平成16年度予算額 9,200千円 対象人数 460人 <p>【母子福祉資金等利子補給】</p> <p>【目的】</p> <p>福祉資金の貸付けを受け、その年分の償還を完了している人に対し、利子を補給し、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【参考】</p> <p>母子・寡婦・特別母子福祉資金のその年の償還を完了した人</p> <p>支給額 その年に返済した利子相当額</p> <p>平成16年度予算額 900千円</p> <p>【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】</p> <p>【目的】</p> <p>会員の生活及び教養文化の向上並びに厚生の実を図り、会員の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【参考】</p> <p>相模原市母子寡婦福祉協議会の活動に対し、運営費補助を行う。</p> <p>平成16年度予算額 63千円</p>	<p>【母子・父子家庭等福祉交付金】</p> <p>【目的】</p> <p>本町に在住し、18歳までの児童を監護している母子・父子家庭等の対象世帯に対し、月額2,000円の交付金を支給する。</p> <p>【参考】</p> <p>平成16年度予算額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象世帯数 110件 ・交付金額 2,640,000円 *所得制限については児童扶養手当法の所得制限を適用 <p>本町においては、</p> <p>【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】</p> <p>【母子福祉資金等利子補給】</p> <p>【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】</p> <p>に相当するものはなし。</p>	<p>【母子・父子家庭等福祉手当】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税額が均等割課税以下に該当する母子家庭 112世帯 ・町民税額が均等割課税以下に該当する父子・家庭 2世帯 <p>【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16.3末に中学3年生を養育している母子家庭 18世帯 ・平成16.3末に中学3年生を養育している父子家庭 0世帯 <p>【母子福祉資金等利子補給】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16.3末の母子家庭 182世帯 <p>【津久井町母子福祉社会活動運営事業費補助金】</p> <p>【目的】</p> <p>会員の生活及び教養文化の向上並びに厚生の実を図り、会員の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【参考】</p> <p>津久井町母子福祉社会の活動に対し、運営費補助を行う。</p> <p>平成16年度予算額 60千円</p>	<p>【母子・父子家庭等福祉手当】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税額が均等割課税以下に該当する母子家庭 38世帯 ・町民税額が均等割課税以下に該当する父子・家庭 2世帯 <p>【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16.3末に中学3年生を養育している母子家庭 6世帯 ・平成16.3末に中学3年生を養育している父子家庭 0世帯 <p>【母子福祉資金等利子補給】</p> <p>該当なし</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16.3末の母子家庭 60世帯 <p>本町においては、</p> <p>【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】</p> <p>に相当するものはなし。</p>	<p>【母子・父子家庭等福祉手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相違点 相模原市 所得制限 市民税均等割課税以下 支給額 月額 3,000円 対象者 公的年金受給者も可 城山町 所得制限 児童扶養手当の所得制限適用 支給額 2,000円 対象者 児童扶養手当対象者 津久井町、相模湖町 該当なし <p>【母子・父子家庭等高校進学・就職支度金】</p> <p>特になし</p> <p>【母子福祉資金等利子補給】</p> <p>特になし</p> <p>【相模原市母子寡婦福祉協議会補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相違点 相模原市 補助金額 63,000円 津久井町 補助金額 60,000円 	<p>【調整方針】</p> <p>母子・父子家庭等福祉手当については、合併時に相模原市の制度に統合する。</p> <p>ただし、対象者については、児童扶養手当対象者以外に父子家庭と公的年金受給者の母子家庭も対象となるため、3町の対象者の把握については広報等周知により、申請に基づいて実施する。</p> <p>母子・父子家庭等高校進学・就職支度金については、合併時に相模原市の制度に統合する。</p> <p>なお、3町の対象者の把握は住民登録により行う。</p> <p>母子福祉資金等利子補給については、合併時に相模原市の制度に統合する。</p> <p>相模原市母子寡婦福祉協議会補助金については、合併時に相模原市の制度に統合する。</p> <p>ただし、各市町の母子寡婦福祉協議会を一本化し、相模原市の基準により助成する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 20	事務事業名 母子相談事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	12,817千円					
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子（父子）家庭の就職や、子どもの養育に関する相談・福祉資金の貸付け指導等を行う。</p> <p>【内容】 母子自立支援員（非常勤特別職員）の設置 ・ 場所 ウェルネスさがみはら（2人） 南合同庁舎（2人） ・ 日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ・ 報酬 週5日勤務（1人） @295,700×12月×1人 週3日勤務（3人） @169,700×12月×3人</p> <p>【参考】 報酬 11,355千円、共消費 980千円、 旅費 414千円、需用費 68千円</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に母子自立支援員を設置している。</p>	<p>該当なし</p> <p>津久井保健福祉事務所に母子自立支援員を設置している。</p>	津久井保健福祉事務所業務のため、該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、相談員の人数及び任用（公募）手続きや配置場所（事務所）については、支所の設置構想等との庁内調整が必要となる。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 21	事務事業名 母子家庭等自立支援事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	24,584千円					
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・ 母子及び寡婦福祉法施行令・ 母子及び寡婦福祉法施行規則					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	18,381千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	中核市事務・特定財源	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子家庭の母等の自立を図るため、各種セミナーの実施や給付金を支給し、就業・企業等を支援する。</p> <p>【内容】 自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母が自主的に行う職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練終了後、給付金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準にあること等の要件を満たす母子家庭の母 ・対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座など。 ・支給額 対象講座の受講料の40%相当額（上限20万円、下限8千円） <p>母子家庭高等技能訓練促進費 母子家庭の母の就職に有利となり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成校での受講期間のうち一定期間について高等技能訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準にあること等の要件を満たす母子家庭の母 ・支給期間 修業機関の最後の1/3に相当する期間（12ヶ月を上限とする）で、申請のあった日の属する月以降の各月において支給する。（修業期間の2/3を超過した日以後に申請可能） ・対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士 ・支給額 月額10万3千円 <p>母子家庭就業促進事業 母子家庭の母等の就業・起業、キャリアアップを図るため、就業準備や離転職に関するセミナーを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 適職発見スターティングセミナーの開催 ・実施方法 （財）横浜市女性協会へ委託（県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市が協調して委託） 	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 21	事務事業名 母子家庭等自立支援事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【予算】 就業促進委託料 224千円、 給付金及び促進費 24,360千円</p> <p>【特定財源】 名称 母子家庭等自立支援事業補助金 金額 18,381千円 補助率 3/4・1/2</p> <p>【補助金】 名称・金額 自立支援教育訓練給付金 @200,000円×60件 12,000千 母子家庭高等技能訓練促進費 @1,236,000円×10件 12,360千円</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 22	事務事業名 母子家庭等日常生活支援事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳入予算額（平成16年度）	400千円					
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法 母子及び寡婦福祉法施行規則 母子家庭等日常生活支援事業実施要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	214千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別	中核市事務・特定財源	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子家庭等の生活上の困難を生活支援員の派遣により解決を手助けし、当該家庭の福祉の増進に努める。</p> <p>【内容】 母子家庭等の病気などによる家庭機能の低下の事態に対し、生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行うことにより、当該家庭の福祉の増進に努める。</p> <p>【対象】 母子家庭、父子家庭及び寡婦</p> <p>【派遣事由】 母子家庭等の家族の傷病、冠婚葬祭や公的行事への出席、技術習得のための通学、就職活動、配偶者急死等の緊急事態（事由発生後概ね6ヶ月以内）など</p> <p>【派遣内容】 食事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品等の買い物、医療機関への連絡等 派遣日数 ひとつの派遣事由につき原則として10日以内</p> <p>【実施方法】 市母子寡婦福祉協議会へ委託</p> <p>【特定財源】 名称 母子家庭等日常生活支援事業補助金 金額 184千円 補助率 1/2</p> <p>【利用料】 所得に応じて負担金あり</p> <p>【参考】 派遣数（H16見込み） 100件</p>	<p>該当なし 福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。</p>	<p>該当なし 福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。</p>	<p>該当なし 福祉事務所より家庭生活支援員を派遣している。</p>	<p>【課題】 なし</p>	<p>【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 23	事務事業名 ひとり親家庭生活支援事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳出予算額（平成16年度）	子育て支援課 1,407千円	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
根拠法令等						
会計の種類別 歳入予算額（平成16年度）	一般会計 702千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ひとり親家庭等の親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るため、ひとり親家庭及び寡婦への生活支援事業を実施する。</p> <p>【対象】 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦</p> <p>【内容】 育児、健康づくり等の生活支援講習会、及び生活相談の実施</p> <p>【実施方法】 市母子寡婦福祉協議会へ委託</p> <p>【特定財源】 名称 ひとり親家庭生活支援事業補助金 金額 702千円 補助率 1/2</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 24	事務事業名 母子家庭等厚生活動事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳出予算額（平成16年度）	子育て支援課 406千円	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
根拠法令等						
会計の種類 歳入予算額（平成16年度）	一般会計 0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子家庭に対する厚生活動の一環として集い互いに情報交換する機会を提供することにより、相互扶助活動を支援する。</p> <p>【対象】 母子家庭の母と児童</p> <p>【内容】 「湖月荘」（津久井郡城山町）への招待（年1回40人）</p> <p>【実施方法】 県母子寡婦福祉連絡協議会へ委託（県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市が協調して委託）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 25	事務事業名 ひとり親差額家賃助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	290千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 民間の賃貸住宅に居住しているひとり親等の世帯が、取り壊し等家主側の都合により立ち退きを求められ、新しい賃貸住宅に転居するときに家賃の差額などを助成し、住み慣れた地域での居住の安定を図る。</p> <p>【内容】 県の補助金の廃止を受け、平成10年度以降は新規申請を受付けていない。 現在の対象世帯は1世帯で、3年間をめどに廃止することとなり、今後は公営住宅等への早期の入居を促すことが求められる。</p> <p>【予算】 差額家賃助成費 290千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、実施は相模原市のみであり、対象も1世帯のみであるため、公営住宅への入居を促すなどし、制度の廃止を検討する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 26	事務事業名 母親クラブ育成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	生涯学習課	教育委員会 生涯学習課		
歳出予算額(平成16年度)	450千円		136千円	5千円		
根拠法令等	相模原市母親クラブ連絡協議会補助金交付要綱		津久井町補助金等の予算執行に関する規則	相模湖町教育委員会補助金及び交付金交付要綱		
会計の種類別	一般会計		一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体		公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域の子どもの幸せと母親自身の向上を目指して継続的に活動する自主的な団体に対する支援及び育成を目的とする。</p> <p>【内容】 運営費補助 ・相模原市母親クラブ連絡協議会 150千円 ・単位母親クラブ 1クラブあたり 12千円(10月以降設立されたクラブは6千円) 単位クラブ補助要件 ・会員が概ね10人以上であり、市内在住、在勤、在学者が構成員の三分の二以上占めていること。 ・会則を備えていること。 ・独自の会計帳簿を備えていること。 ・会員の総意で自主的に運営されていること。</p> <p>【参考】 単位クラブ数 15クラブ(16年4月現在)</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 本町においては、該当する母親クラブはないものと思われる。</p>	<p>【目的】 地域の子どもの幸せと母親自身の向上を目指して継続的に活動する自主的な団体に対する支援及び育成を目的とする。</p> <p>【内容】 運営費補助 ・単位母親クラブ 1クラブあたり 11,300円 単位クラブ補助要件 ・独自の会計帳簿を備えていること。 ・年間計画をさだめていること。</p> <p>【参考】 15年度補助金交付単位クラブ数 4クラブ(16年4月現在)</p>	<p>【目的】 地域の子どもの幸せと母親自身の向上を目指して継続的に活動する自主的な団体に対する支援及び育成を目的とする。</p> <p>【内容】 活動事業補助 ・単位母親クラブ 1クラブあたり 5,000円 単位クラブ補助要件 ・独自の会計帳簿を備えていること。 ・年間計画をさだめていること。</p> <p>【参考】 15年度補助金交付単位クラブ数 1クラブ(16年4月現在)</p>	<p>【課題】 ・補助要件、補助金額等補助金制度が異なるため、基準の統一について、調整をする必要がある。 ・単位クラブの連絡調整を行う連絡協議会があるのは本市のみのため、組織体制について調整をする必要がある。 ・連絡協議会の事務局業務を団体が行っているため、合併をした場合に対応が可能なかどうか、団体に確認する必要がある。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、各団体に意向を確認し、調整を行った上で、統合するものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	子育て支援課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
28	児童遊園維持管理事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	生涯学習課	児童福祉課	教育委員会 生涯学習課			
歳出予算額(平成16年度)	3,598千円	92千円	1,501千円	263千円			
根拠法令等	市立児童遊園要綱			相模湖町児童遊園施設維持管理要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童に安全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置した児童遊園の維持管理をおこなう。</p> <p>【内容】 市内14箇所の子供遊園の維持管理 平成15年度から地元自治会等のアダプト制度による活動支援を導入。</p> <p>アダプト制度に係る活動支援費 468,000円 管理する児童遊園の面積に応じて積算 基本額@19,000円+(面積-100㎡)×1,500円 光熱水費 143,000円 ひまわり児童遊園土地借料 1,396,000円 管理運営委託料 833,000円</p> <p>【参考】 児童遊園 14箇所(総面積:14834.88㎡)</p>	<p>【目的】 自治会からの要望により自治会内に児童の遊び場を提供する</p> <p>【内容】 施設数 12箇所 (H16.8.31で1箇所返還するため9月以降は11箇所) ・児童遊園地 4箇所 ・青少年広場 7箇所</p> <p>管理団体 自治会</p> <p>施設内遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、うんてい等</p> <p>維持管理は自治会が行う 町から補助金等の交付はない 自治会と地権者で契約が必要な場合は、町と3者で土地使用貸借契約を行う。 その場合は町が地権者に謝礼を支払っている</p> <p>箱型ブランコ等危険な遊具は公費にて撤去する</p> <p>土地借用謝礼 32,000円(8,000円×4人) 遊具撤去工事費 60,000円</p> <p>【参考】 児童遊園地、青少年広場 11箇所(総面積:31,027.18㎡) うち公的機関からの借用面積 19,162.18㎡</p>	<p>【目的】 古くから地域の広場として親しまれた児童遊園地や、町住環境整備条例に基づき設定された児童遊園地に小規模の遊具を設置し、児童の遊び場を提供する。</p> <p>【内容】 施設数 36箇所(総面積 20,800.84㎡) 施設内遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、うんてい等</p> <p>管理は町で行なっている。</p> <p>【参考】 16年度予算 ○消耗品費 51千円 ○水道代 46千円 ○施設、遊具修繕料 756千円 ○遊具点検委託料 619千円 ○原材料費 29千円</p> <p>8箇所は地主から無償で借りている。有償で借りている児童遊園地はない。</p>	<p>【目的】 町内各地域に設置してある児童遊園地が、子供達にとって安全に遊べるよう、自治会、育成会に管理委託を依頼し、事故のないよう安全管理に務めるとともに、地域のふれあいの場として社会性の育成に努める。</p> <p>【内容】 施設数 12箇所(1箇所整備予定) ・児童遊園地 11箇所 ・青少年広場 1箇所</p> <p>管理団体 自治会、育成会</p> <p>施設内遊具 ブランコ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、うんてい等</p> <p>維持管理は自治会、育成会に委託する。 (管理委託料@15,000円)</p> <p>【参考】 児童遊園 12箇所(総面積:約9,743㎡)</p>	<p>【課題】 ・管理委託方法や土地借料等制度に相違。</p>	<p>【調整方針】 3年以内に相模原市の制度に統合する。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 29	事務事業名 子どもの広場助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	生涯学習課	児童福祉課	こども課		
歳入予算額(平成16年度)	6,780千円					
根拠法令等	市子どもの広場設置要領					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域の子供たちの安全な遊び場として、自治会または青少年を育成する団体等が土地所有者と土地の無償使用賃貸契約を締結して設置・管理する「子どもの広場」に対して、各種助成をおこなうことにより広場の確保を図る。</p> <p>【内容】 子どもの広場を設置・管理する自治会等に対して経費の一部を補助する。</p> <p>【参考】 既存広場数 122ヶ所 (平成16年4月1日)</p> <p>【補助金】 運営費等補助金 施設賠償責任保険料補助金 補助率1/2 限度額10,000円 建設事業補助金 整備費等補助金 設置 補助率1/2 限度額300,000円 整備 補助率1/2 限度額150,000円 撤去 補助率1/2 限度額200,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	子育て支援課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
30	児童館管理運営事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課			
歳出予算額(平成16年度)	77,417千円						
根拠法令等	相模原市立児童館条例 相模原市立児童館条例施行規則						
会計の種類別	一般会計						
歳入予算額(平成16年度)	0千円						
関係団体・慣行	一部事務組合等						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等						
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊にし、もって青少年の健全育成を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 (1) 児童館の概要 児童館数 25館 開設時間 平日及び日曜日 午後1時から午後5時まで 土曜日 午前9時から午後5時まで 休館日 月曜日、祝日の翌日、年末年始 児童館での主な行事 三世交代事業、工作展、なかよし大会、卓球大会などを実施している。</p> <p>(2) 指導員 身分 相模原市非常勤一般職、時給830円 勤務体制 開設時間に1人勤務 行事等の準備のため年間65日の2人勤務がある 任用者数 50人 任用期間 6ヵ月ごとの任用、更新有り</p> <p>(3) 運営形態 自治会長、民生委員、小学校の代表者、子ども会育成会等の地域の代表者からなる運営委員会を設立している。 契約は、自治会等へ委託契約を締結している。委託契約に基づき、契約額に応じて消耗品や行事等を実施している。</p> <p>【参考】 運営費 指導員(50人)賃金、指導員研修 大会等経費 子供と高齢者のふれあい事業委託(25館) 維持管理費 児童館25館の管理運営委託及び維持補修管理 維持補修費 児童館25館の小規模修繕</p> <p>【補助金】 児童健全育成推進財団会費 25,000円 市児童館連絡協議会補助金 115,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	子育て支援課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
31	児童クラブ管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町			
	相模湖町					
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課			
歳出予算額（平成16年度）	188,013千円		こども課 1,525千円			
根拠法令等	放課後児童健全育成事業費補助金・相模原市児童クラブ条例・相模原市児童クラブ条例施行規則		児童福祉法・放課後児童健全育成事業補助金			
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	89,094千円		4,755千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童に対し、授業終了後に市立児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため児童クラブ管理運営事業を行う。</p> <p>【内容】 (1) 児童クラブの概要 施設数 - 独立施設 19クラブ、 余裕教室型 15クラブ 開設時間 - 授業終了時から午後6時まで（土曜日や学校の長期休業日は、午前8時30分から午後6時まで） 休会日 - 日曜日、祝日、年末年始等 費用 - 児童クラブ育成料 月額4,700円を入会保護者から徴収。 ただし、生活保護世帯や市民税非課税世帯等は、減免制度がある。 その他に、おやつ代として月2,000円傷害保険料年間850円。 （直接クラブへ支払） クラブでの主な行事 - 新入生歓迎会、七夕まつり、映画鑑賞会、お楽しみ会、お誕生日会、豆まき、ひな祭り、お別れ会などを実施。</p> <p>(2) 指導員 身分 - 相模原市非常勤一般職、時給830円。 勤務体制 - 1日2人体制の交替勤務。通常1日5時間勤務。 指導員加配 - 定員人数以上の入会児童クラブや障害児童の入会により指導員の増員がある。 任用者数 - 約220名 任用期間 - 6ヶ月ごとの任用。更新あり。</p> <p>(3) 運営形態 独立施設 クラブごとに学校や自治会、民生委員等地域の代表者を構成員として運営委員会を設立し、運営委員会と市が委託契約を締結。各クラブは、委託契約に基づき、契約額に応じて消耗品の購入や行事を実施。 余裕教室型 市の直営。消耗品費のみクラブごとに配当。</p>	該当なし	<p>【目的】 児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため児童クラブ管理運営事業を行う。</p> <p>【内容】 (1) 児童クラブの概要 施設数 - 独立施設 3クラブ 開設時間 - 午後1時30分から午後6時30分まで（土曜日は午前8時30分から午後4時30分、長期休業日は、午前8時30分から午後6時30分まで） 休会日 - 日曜日、祝日、年末年始等 費用 - 児童クラブ育成料 月額8,000円を入会保護者から徴収。 （直接クラブへ支払） クラブでの主な行事 - 七夕まつり、キャンプ、お楽しみ会、お誕生、クリスマス会、おもちゃつき会、豆まき、お別れ会などを実施。</p> <p>(2) 指導員 身分 - 津久井町児童クラブの職員 勤務体制 - 常勤5名、非常勤3名、その他3名 任用者数 - 約11名 任用期間 - 1年ごとの任用。更新あり。</p> <p>(3) 運営形態 独立施設 津久井町児童クラブの会父母会と町が委託契約を締結。各クラブは、委託契約に基づき、契約額に応じて消耗品の購入や行事を実施。</p> <p>【参考】 (H16年度) ・児童クラブ数 3施設 ・申請者数 - 126名 ・入会者数 - 126名 ・指導員数 - 11名</p> <p>【特定財源】 名称 放課後児童健全育成事業補助金 金額 4,730千円 補助率 2/3 基本額 3施設 大規模加算 2施設 土日祝日開設加算 3施設</p>	<p>【目的】 児童福祉法に規定されている放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後に児童クラブを利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため児童クラブ管理運営事業を行う。</p> <p>【内容】 (1) 児童クラブの概要 施設数 - 独立施設 1クラブ 開設時間 - 放課後から午後6時30分まで（土曜日は午前8時30分から午後1時30分まで、長期休業日は、午前8時30分から午後6時30分まで） 休会日 - 日曜日、祝日、年末年始等 費用 - 児童クラブ育成料 月額8,500円を入会保護者から徴収。 （直接クラブへ支払） クラブでの主な行事 - 虫のつどい、キャンプ、もちつき、クリスマス会、お別れ会</p> <p>(2) 指導員 身分 - 相模湖ぼんぼこ児童クラブ職員 勤務体制 - 指導員2名、非常勤1名、その他4名 任用者数 - 7名 任用期間 - 1年ごとの任用。更新あり。</p> <p>(3) 運営形態 独立施設 相模湖ぼんぼこ児童クラブの会父母会と町が委託契約を締結。</p> <p>【参考】 (H16年度) ・児童クラブ数 1施設 ・入会者数 - 21名 ・指導員数 - 7名</p> <p>【特定財源】 名称 放課後児童健全育成事業補助金 金額 1,005千円</p>	<p>【課題】 ・指定管理者制度導入により、津久井町・相模湖町での委託方法の再考 ・開設時間の相違 ・指導員の身分、任用方法 ・育成料額の相違 ・津久井町・相模湖町の児童クラブを直営にした場合の経費 ・児童クラブ育成料徴収システムの変更</p>	<p>【調整方針】 3年以内に相模原市の制度に統合する。 ただし、相模原市の体制に統一するため、津久井町・相模湖町での運営形態の変更を検討する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	子育て支援課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
31	児童クラブ管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【参考】</p> <p>(H16年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童クラブ数 34施設 (H17年4月開設2箇所あり) ・申請者数 - 1612名 ・入会者数 - 1500名 ・指導員数 - 220名 <p>【特定財源】</p> <p>名称 児童クラブ運営費補助金</p> <p>金額 28,624千円</p> <p>補助率 1/3</p> <p>基本額 34施設 大規模加算 25施設 土日祝</p> <p>日開設加算 34施設 障害児加算 2施設</p> <p>【使用料】</p> <p>児童クラブ育成料 60,470千円</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整		
事務事業番号 32	事務事業名 民間児童クラブ運営費補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳入予算額（平成16年度）	28,797千円					
根拠法令等	相模原市民間児童クラブ運営費等補助金交付要綱・相模原市民間児童クラブ運営費等補助金取扱い要領					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 民間で児童クラブを設置し運営している団体に対し、その経費の一部を補助することにより、公立児童クラブとの役割分担を踏まえつつ、地域における放課後児童の健全育成を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 「施設運営」 施設の維持管理・運営に要する費用 補助基準 12,000円 「指導員処遇費」 児童数による。 5～40人 1800千円 41～50人 2100千円 51～60人 2400千円 61～ 2700千円 「施設費」 家賃相当額 8万円までは全額 8万円を超える部分は1/2 (10万円を限度) 「施設借換え時の支度金」 施設の借換え時に要する費用 家賃の2月分 (16万円を限度)</p> <p>【参考】 補助対象児童クラブ 7クラブ 児童数 241人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 33	事務事業名 児童クラブ整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	168,640千円					
根拠法令等	児童福祉法、 市児童クラブ条例、 市児童クラブ条例施行規則					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	114,595千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童クラブ未設置小学校区の早期開催を図る。 （宮上、若松の設置により、全小学校区（55校）の設置完了）</p> <p>【内容】 1. 宮上小学校区児童クラブ （独立施設 定員50人、延床面積130㎡） 2. 若松小学校区児童クラブ （独立施設 定員40人、延床面積110㎡） 3. 若松小学校区児童クラブ用地の取得 （999㎡）</p> <p>【特定財源】 名称・金額・補助率（充当率） 児童クラブ整備事業補助金 16,795千円 1/2 社会福祉施設整備事業債（市債） 97,800千円 80%</p> <p>【補助金】 水道利用加入等負担金 550千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【課題】 相模原市は各小学校区に整備完了。 3町には未整備の小学校区があるが、必要性を含め検討が必要。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、新市において児童クラブの設置基準について検討する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 35	事務事業名 こどもセンター管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	328,608千円	18,908千円				
根拠法令等	相模原市立こどもセンター条例・相模原市立こどもセンター条例施行規則	城山町立児童センター条例・城山町立児童クラブ条例・城山町立児童クラブ条例施行規則				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	64,388千円	8,053千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等				
事務事業の別	特定財源	特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 機能 1. 児童館の機能 (児童福祉法による児童厚生施設) 2. 地域における健全育成活動を高める機能 3. 放課後児童健全育成事業の機能 (児童クラブ) 事業 1. 健全な遊びを通じて行う児童への集団的・個別的指導 2. 子ども会、母親クラブ等地域の関係団体の育成助長 3. その他児童の健全育成上必要な活動・事業</p> <p>【内容】 センターの概要 1. センター数: 19館 (平成16年5月現在) 2. 施設: 遊戯室、集会室、幼児室、図書室、児童クラブ室、事務室、遊び庭または小広場 3. 開館日: 年末年始をのぞく毎日 4. 開館時間: 午前9時から午後5時(子ども会などの会合利用など専用利用は午後10時まで) 5. 利用対象: 主に幼児・児童生徒 地域関係団体等 6. 職員体制 館長1名及び指導員4名または5名(1日当り)他に学校休業日などの繁忙時間に補助の非常勤職員を配置 7. 運営助言: 地域の関係団体で構成することもセンター運営委員会による</p> <p>【参考】 児童クラブ入会者数 1043名 児童クラブ入会申請者数 1094名 職員人数(延べ) 1. 館長(非常勤特別職) 19名 2. 指導員(非常勤特別職) (1) センター担当 79名 (2) 児童クラブ担当 79名 (3) 補助職員 90名 運営費(19館) 報酬、賃金、研修費、センター事業委託費、備品購入費等 維持管理費(19館)</p>	<p>【目的】 機能 1. 子育て支援センター 2. 地域における健全育成活動を高める機能 3. 放課後児童健全育成事業の機能 (児童クラブ) 事業 1. 健全な遊びを通じて行う児童への集団的・個別的指導 2. 子育て支援サークルなどの育成・支援 3. その他児童の健全育成上必要な活動・事業</p> <p>【内容】 センターの概要 1. センター数: 1館 (平成16年5月現在) 2. 施設: 遊戯室、乳幼児室、工作室、相談室、図書室、児童クラブ室、事務室、遊び庭等 3. 開館日: 年末年始をのぞく毎日 4. 開館時間: 午前8時30分から午後5時 (研修室・会議室の専用利用は、午前8時30分から午後9時30分まで) 5. 利用対象: 主に幼児・児童生徒等 6. 職員体制 所長1名、指導員2名、事務員1名(1日当り) 7. 運営助言: 保育所・児童センター運営委員会による</p> <p>【参考】 児童クラブ入会者数 66名 児童クラブ入会申請者数 81名 職員人数 1. 館長(非常勤職員) 1名 2. 指導員(非常勤職員) (1) センター担当 4名 (2) 児童クラブ担当 5名 (3) 事務員 1名 運営費(1館) 報酬、賃金、需用費、役務費、備品購入費等 維持管理費(1館)</p> <p>【特定財源】 児童クラブ育成料 2,322千円 放課後児童健全育成事業補助金 1,820千円 補助率2/3</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・開館時間の相違 相模原市 午前9時 城山町 午前8時30分 ・職員の配置数(1館1日当り) 相模原市 館長1名 センター担当2名 児童クラブ担当2名(3名) 城山町 館長1名 センター担当2名 児童クラブ担当3名 事務員1名</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において児童クラブの管理運営基準について検討する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 35	事務事業名 こどもセンター管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	維持補修費(19館) 【特定財源】 児童クラブ育成料 45,003千円 こどもセンター活動事業費補助金 18,075千円 補助率1/3 労働保険被保険者負担金 1,310千円 電話使用料 55千円	子育て支援センター事業補助金 3,911千円 補助率2/3				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 36	事務事業名 こどもセンター建設事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	5,268千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童館の機能 (児童福祉法による児童厚生施設) 2. 地域における健全育成活動を高める機能 3. 放課後児童健全育成事業の機能 (児童クラブ) <p>各公民館区(23)に各1館のこどもセンターを整備する。</p> <p>【整備状況】</p> <p>19館整備(H16.4.1現在)</p> <p>【今後の予定】</p> <p>大野南地区(H18.4開設) 大野台地区(H19.4開設) 横山地区 陽光台地区</p> <p>【センターの概要】</p> <p>述べ床面積 約600㎡ 施設: 遊戯室、集会室、幼児室、図書室、児童クラブ室、事務室、遊び庭または小広場</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 設置計画の再検討 (公民館区に1館ずつ)	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ ただし、公民館区域構想等との調整が必要となる。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 37	事務事業名 母子福祉資金貸付事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	229,000千円					
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法 母子及び寡婦福祉法施行令 母子及び寡婦福祉法施行規則					
会計の種類	特別会計					
歳入予算額(平成16年度)	185,509千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源・電算システム	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名	母子寡婦福祉資金貸付金システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子家庭・寡婦等の経済的自立の助成と生活意欲助長を図るため資金の貸付を行う。</p> <p>【内容】 対象：母子家庭の母及び児童、父母のない児童（母子福祉資金貸付金）。 寡婦等（寡婦福祉資金貸付金）。 資金種別：13資金 （うち1資金は母子福祉資金貸付者のみ）。 貸付利率は資金により無利子又は年利3% 償還期間：資金により3～10年</p> <p>【予算】 事務費 2,900千円（旅費 10千円、消耗品費 131千円、印刷製本費 255千円、郵送料 1,216千円、郵便振替手数料 78千円、システム保守委託 1,210千円）、母子貸付金 221,000千円、寡婦貸付金 8,000千円、一時借入金利息 100千円</p> <p>【特定財源】 名称・金額 母子寡婦福祉資金貸付金利息収入 453千円 違約金 56千円 母子寡婦福祉資金貸付金元金・利息収入 98,509千円 母子寡婦福祉資金貸付金貸付事業債 86,981千円</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所で実施している。</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所で実施している。</p>	<p>津久井保健福祉事務所業務のため、該当なし</p>	<p>【課題】 神奈川県からの移管・システムの調整が必要。</p>	<p>【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 41	事務事業名 特別児童扶養手当の調整事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	神奈川県において支出	神奈川県において支出	神奈川県において支出		
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき・都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令・	特別児童扶養手当等の支給に関する法律・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令・	特別児童扶養手当等の支給に関する法律・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令・		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	1,104千円	29（事務費委託金）	40（事務費委託金）	16（事務費委託金）		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>【内容】 相模原福祉事務所及び南福祉事務所が、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。 子育て支援課は、特別児童扶養手当に係る電算帳票の打ち出しや打ち出し帳票の相模原福祉事務所及び南福祉事務所への送付、所得状況届に必要なデータの神奈川県との調整、特別児童扶養手当事務取扱交付金の申請・報告等の事務を行う。</p> <p>【参考】 平成16年3月1日現在 受給者数 707人 対象児童 726人</p> <p>【特定財源】 名称 特別児童扶養手当事務委託金 金額 1,104千円</p>	<p>【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>【内容】 福祉推進課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。</p> <p>【参考】 平成16年3月1日現在 受給者数 18人 対象児童 21人</p> <p>【特定財源】 名称 特別児童扶養手当事務委託金 金額 28,840円</p>	<p>【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>【内容】 児童福祉課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。</p> <p>【参考】 平成16年3月1日現在 受給者数 26人 対象児童 26人</p> <p>【特定財源】 名称 特別児童扶養手当事務委託金 金額 40千円</p>	<p>【目的】 知的障害または身体障害の状態等にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する。</p> <p>【内容】 こども課窓口において、特別児童扶養手当認定請求書・所得状況届の受付・確認等を行い、認定請求書を神奈川県へ進達し、神奈川県が認定決定及び手当の支給事務を行う。</p> <p>【参考】 平成16年3月1日現在 受給者数 9人 対象児童 9人</p> <p>【特定財源】 名称 特別児童扶養手当事務委託金 金額 16千円</p>	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		子育て支援課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
42	ひとり親家庭等証明書等発行事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	子育て支援課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	特定者用定期乗車券発売規則(旅客鉄道株式会社・公告)	特定者用定期乗車券発売規則(旅客鉄道株式会社・公告)	特定者用定期乗車券発売規則(旅客鉄道株式会社・公告)			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。</p> <p>【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。 相模原市ひとり親家庭等施設利用証 相模川ふれあい科学館、博物館プラネタリウム、相模原麻溝公園が二乗車場の施設を、母子・父子家庭等が利用する場合、医療証等ひとり親であることを証明できるものを受付に提示すれば、施設使用料の優遇を受けられるが、証明できるものがない母子・父子家庭等に対して、申請に基づき相模原市ひとり親家庭等施設利用証を発行する。 神奈川県母子福祉入場優待証 母子家庭が、県の施設を利用するとき、施設使用料が割引(4施設)又は無料(8施設)となるため、神奈川県母子福祉入場優待証を発行する。 水道料金の減免 児童扶養手当を受けている方のいる世帯等について、水道料金のうち基本料金の額とその消費税相当額が減免される。申請は水道局であるが、児童扶養手当の現況届のときは、減免の申請書を預かり一括して水道局に進達している。</p> <p>【参考】 平成15年度実績 特定者資格証明書の発行件数 115件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 460件 相模原市ひとり親家庭等施設利用証の発行件数 10件 神奈川県母子福祉入場優待証の発行件数 10件 水道料金の減免申請書進達件数 200件</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。</p> <p>【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。 相模原市ひとり親家庭等施設利用証 本町においては、該当するものはなし。 神奈川県母子福祉入場優待証 本町においては、該当するものはなし。 水道料金の減免 児童扶養手当を受けている方のいる世帯等について、水道料金のうち基本料金の額とその消費税相当額が減免される。受付は本町ではなく、水道局にて行なっている。</p> <p>【参考】 平成15年度実績 特定者資格証明書の発行件数 2件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 2件 水道料金の減免申請適用件数(H15.8月現在) 26件</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。</p> <p>【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。</p> <p>【参考】 平成15年度実績 特定者資格証明書の発行件数 0件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 1件</p>	<p>【目的】 ひとり親家庭の福利厚生及び経済的負担の軽減を図るため、特定者資格証明書等の発行事務を行う。</p> <p>【内容】 特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書 児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族がJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となるため、申請に基づき特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。</p> <p>【参考】 平成15年度実績 特定者資格証明書の発行件数 0件 特定者用定期乗車券購入証明書の発行件数 1件</p>	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 保育課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 6	事務事業名 保育料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保育課	福祉推進課・収納課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	市保育所入所者費用徴収規則	城山町立保育所条例 城山町立保育所条例施行規則	津久井町保育所条例・津久井町保育料徴収規則	相模湖町保育所条例施行規則		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	1,703,287千円	49,495千円	65,184千円	16,388千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム		電算システム	電算システム		
電算システム名	児童(保育)システム		任意	株式会社システムウェア SWANシステム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保育所が運営する経費（児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等）の一部を保護者が負担する。</p> <p>【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳児、4歳以上 階層区分 保護者の所得に応じて26階層</p> <p>【参考】 保育所分（私立+公立） 入所児童見込数 81,232人 約1,695,000千円 延長保育負担金（公立） 対象児童見込数 1,620人 約6,032千円 家庭保育福祉員分 委託児童見込数 延べ36人 約1,626千円</p>	<p>【目的】 保育所が運営する経費（児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等）の一部を保護者が負担する。</p> <p>【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳以上児 階層区分 保護者の所得に応じて7階層</p> <p>【参考】 保育所分（私立+公立） 入所児童見込数 2,304人 約49,495千円</p>	<p>【目的】 保育所が運営する経費（児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等）の一部を保護者が負担する。</p> <p>【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳児、4歳以上児 階層区分 保護者の所得に応じて7階層</p> <p>【参考】 保育所分（私立+公立） 入所児童見込数 3,024人 約65,184千円</p>	<p>【目的】 保育所が運営する経費（児童に必要な保育経費、職員の人件費、施設の維持管理等）の一部を保護者が負担する。</p> <p>【内容】 年齢区分 3歳未満児、3歳以上児、4歳以上 階層区分 保護者の所得に応じて7階層</p> <p>【参考】 保育所分（管内・委託分） 16,388千円</p>	<p>・保育料の所得階層区分の相違。 相模原市 26階層 城山町 7階層 津久井町 7階層 相模湖町 7階層</p> <p>また、各階層の金額区分についてもすべて異なる。</p> <p>・国徴収基準に対する徴収割合の相違。 ・保育料改定頻度の違い</p> <p>(参考) 相模原市においては、中期的な財政展望を踏まえ、徴収割合の見直しを含め保育料の改定を予定。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		保育課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
8	認定保育室補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	244,286千円	192千円	1,416千円			
根拠法令等	相模原市認定保育室助成金交付要綱	城山町認定保育施設補助金交付要綱・認定保育施設補助金交付要綱	津久井町小規模保育施設補助金交付要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	中核市事務					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>中核市移行に伴う、市単独事業。</p> <p>【目的】 増大する保育需要に対応するため、相模原市認定保育室に助成することで入所児童の適切な処遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消政策の一環とする。</p> <p>【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設であり、次の要件を満たすもの。なお、企業及び病院等の施設で、職員の福利厚生のための施設は除く。</p> <p>児童定員 10人以上 開所時間 原則として、1日11時間以上 施設責任者 保育士・看護師・助産師またはこれと同等と認めるもの 職員 保育士等適切な有資格者、人数を配置 設備 良好な保育環境が確保されていること 災害対策 防災設備、計画、訓練の設置、策定、実施</p> <p>【参考】 ・市内施設数 19箇所 ・入所児童数 643人</p>	<p>【目的】 増大する保育需要に対応するため、保育に欠ける児童に対し適切な保育が図られるよう保育施設に助成することで入所児童の適切な処遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消政策の一環とする。</p> <p>【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設であり、次の要件を満たすもの。なお、企業及び病院等の施設で、職員の福利厚生のための施設は除く。</p> <p>児童定員 10人以上 開所時間 原則として、1日11時間以上 施設責任者 保育士・看護師・助産師またはこれと同等と認めるもの 職員 保育士等適切な有資格者、人数を配置 設備 良好な保育環境が確保されていること 災害対策 防災設備、計画、訓練の設置、策定、実施</p> <p>* 認定の審査については、神奈川県が行なう。町は、認定された保育施設に対して児童の年齢や児童数に応じた助成を行なう。</p> <p>【参考】 ・町外の認定保育施設(室)への入所児童数 2人(相模原市2園)</p>	<p>【目的】 保育需要の多様化に対応するため、保育にかかる児童に対し適切な保育が図られるよう保育施設に助成することで入所児童の適切な処遇を図り、その利用を促進することで、待機児童解消政策の一環とする。</p> <p>【内容】 公立及び私立の認可保育所以外で児童の保育を行うことを目的とする保育施設であり、次の要件を満たすもの。なお、企業及び病院等の施設で、職員の福利厚生のための施設は除く。</p> <p>児童定員 4人以上60人未満 開所時間 原則として、1日11時間以上 施設責任者 保育士・看護師・助産師またはこれと同等と認めるもの 職員 保育士等適切な有資格者、人数を配置 設備 良好な保育環境が確保されていること 災害対策 防災設備、計画、訓練の設置、策定、実施</p> <p>* 認定の審査については、神奈川県が行なう。町は、認定された保育施設に対して児童の年齢や児童数に応じた助成を行なう。</p> <p>【参考】 ・町外の認定保育施設(室)への入所児童数 0歳児 2人 1歳児 2人 2歳以上児 7人</p>	該当なし	なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 保育課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 コミュニティ保育推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳入予算額(平成16年度)	5,099千円					
根拠法令等	市コミュニティ保育推進事業補助金交付要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 家庭で乳幼児の養育をしている保護者の育児不安や孤立感などの解消手段の一つとして、地域で親子のグループを作り保育を通して、育児知識や技術を高めるコミュニティ保育活動を促進する。</p> <p>【内容】 小学校就学前の児童が10名以上在籍し、原則として週1回以上1回2時間以上の活動を行うグループに対して助成する。 助成内容 運営費：年額40,000円+乳幼児数×1,600円 保険料800円×乳幼児数</p> <p>【参考】 ・グループ数 50 ・対象者数 約1,300人</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・グループ数 4 ・対象者数 約60人</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・グループ数 1 ・対象者数 約30人</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・ファミリーサポートグループ 1 ・育児サークル 3 対象者数 約35人</p>	なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 保育課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 児童福祉関係団体補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	695千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童福祉関係団体に補助を行い、児童福祉行政の活性化を図る。</p> <p>【内容】 相模原保育ウイーク実行委員会補助金 相模原保育ウイーク（保育所等の保育内容を地域住民に理解並びに周知するためのイベント的なもの）を行う実行委員会に、保育ウイーク実施のための活動費用を助成する。 相模原市保育士会補助金 市内認可保育室の保育士の資質向上のための、保育研究調査及び研修等を行う相模原市保育士会に対して、その活動費用を助成する。 相模原市私立保育園長会補助金 私立保育園の園長会における各種活動（経営のあり方等の情報交換、研修、苦情処理の対応方法研究等）にたいして、その活動費用を助成する。 相模原保育室連絡協議会 相模原認定保育室の代表者が相互の情報交換や勉強会を実施するための活動費用を助成する。</p> <p>【参考】 ～ 間での対象団体数 各 1 補助予定額 260千円 255千円 144千円 36千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ～ 間での対象団体数 0</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ～ 間での対象団体数 0</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ～ 間での対象団体数 0</p>	なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 保育課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 11	事務事業名 入所児童災害見舞金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳入予算額(平成16年度)	50千円	30千円				
根拠法令等	市児童生徒災害見舞金条例	城山町立学校等災害見舞金支給条例、城山町立学校等災害見舞金支給条例施行規則				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保育所等の管理下における入所児童の負傷、疾病、身体障害又は死亡につき災害見舞金を給付する。</p> <p>【内容】 医療見舞金 1～36万円 障害見舞金 10～200万円 死亡見舞金 200万円 特別見舞金 20万円以内 歯科見舞金 歯1本につき、5万円</p> <p>【参考】 偶発性が高い給付のため、特にありません。 (平成15年度決算金額 104千円)</p> <p>*上記のほか、独立法人日本スポーツ振興センターからの災害共済見舞金があります。</p>	<p>【目的】 保育所等の管理下における入所児童の負傷、疾病、身体障害又は死亡につき災害見舞金を給付する。</p> <p>【内容】 医療見舞金 1～35万円 障害見舞金 5～100万円 弔慰見舞金 100万円</p> <p>【参考】 偶発性が高い給付のため、特にありません。 (平成15年度決算金額 0千円)</p> <p>*上記のほか、独立法人日本スポーツ振興センターからの災害共済見舞金があります。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 件数 15件(スポーツ振興センターへの請求)</p>	<p>独立法人日本スポーツ振興センター、災害共済に加入</p>	なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 保育課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 民間保育所入所児童保育委託					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	4,976,053千円					
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・市保育所入所児童委託費支弁要綱 ・市保育所運営委託料交付要綱 ・市障害児保育推進事業委託料交付要綱 ・市開所時間延長促進事業委託料交付要綱 					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	2,184,298千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的及び内容】 保育所入所児童保育委託 相模原市が児童福祉法第24条本文の規定による保育所での保育の実施を行った場合の、保育の実施に要する費用につき、第45条の最低基準を維持するために要する費用を民間保育所に委託料として支出する。 保育所運営助成 保育所における児童及び職員の処遇向上を図るため、運営費の一部を民間保育所に対して助成する。 障害児保育推進事業委託 障害児の処遇向上を図るため、障害児を受け入れている民間保育所に、保育士の加配等に対して助成する。 開所時間延長推進事業委託 開所時間を延長して保育需要への対応を図るため、11時間開所に伴う経費の一部を民間保育所に対して助成する。</p> <p>【参考】 対象：民間保育所 38施設（内分園2施設） 事業経費3,678,303千円 対象：民間保育所 38施設（内分園2施設） 事業経費1,067,423千円 対象：障害児を受入している民間保育所（対象障害児：年間延べ600人）事業経費64,148千円 対象：民間保育所 38施設（内分園2施設） 事業経費166,179千円</p>	<p>該当なし</p> <p>* 城山町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育士専任加算・採暖費・施設機能強化推進費、都や市ごとに定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。</p> <p>【参考】 民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。</p>	<p>該当なし</p> <p>* 津久井町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育士専任加算・採暖費・施設機能強化推進費、都や市ごとに定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。</p> <p>【参考】 民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。</p>	<p>該当なし</p> <p>* 相模湖町内の児童が管外の民間保育所に入所した場合において、国で定めた年齢ごとの保育単価・事務職員雇上加算・主任保育士専任加算・採暖費・施設機能強化推進費、都や市ごとに定められた加算分等については、民間保育所に対して支出を行なっている。</p> <p>【参考】 民間保育所の数が0であるため、事業経費については生じることはないと思われる。</p>	なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 保育課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 民間保育所助成費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳入予算額（平成16年度）	609,584千円					
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・市乳児保育推進事業委託料交付要綱 ・市民間保育所施設整備費補助金交付要綱 ・市民間保育所借入償還金補助金交付要綱 ・市民間保育所土地賃借料補助金交付要綱 ・分園設置運営補助要綱 ・市市内民間保育所運営資金貸付金貸付要綱他 					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	282,396千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	中核市事務・特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的及び内容】 民間保育所が行う特別保育拡充、施設整備等の、運営費の一部の補助を行う。具体的には次の13項目。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳児保育促進事業補助金 特別保育科目設定事業補助金 施設整備費補助金 借入償還金補助金 土地賃借料補助金 分園施設賃借料補助金 分園運営費補助金 運営資金貸付金 一時保育促進事業補助金 時間延長型保育事業補助金 休日保育推進事業補助金 病後児保育事業補助金 産休等代替職員雇用費補助金 <p>【参考】 対象：16施設 事業費36,596千円 対象：3 5施設 事業費10,100千円 対象：2施設 事業費284,751千円 対象：19施設 事業費46,924千円 対象：9施設 事業費6,651千円 対象：2施設 事業費12,215千円 対象：2施設 事業費2,400千円 対象：民間保育所職員の期末勤勉手当支給の不 足時 事業費25,000千円 対象：2 5施設 事業費62,919千円 対象：36施設 事業費94,975千円 対象：3施設 事業費2,882千円 対象：1施設 事業費13,645千円 対象：産休等代替職員を雇用する民間保育所 単価6,120円 延べ人数1,733人</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生じることはないものと思われる。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生じることはないものと思われる</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町内には民間保育所がないため、支出が生じることはないものと思われる</p>	なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 保育課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 14	事務事業名 家庭保育福祉員委託事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳入予算額（平成16年度）	6,680千円	2,100千円	235千円			
根拠法令等	市家庭保育福祉員に関する規則	城山町家庭保育福祉員に関する規則	津久井町家庭保育福祉員に関する規則			
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	709千円	236千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		使用料/手数料等・補助金/交付金等	使用料/手数料等・補助金/交付金等			
事務事業の別		特定財源	特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童（3歳児未満）を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。</p> <p>【内容】 次の9項目を委託。 保育単価基本分 児童1人あたり@87,070円 給食助成費 児童1人あたり@ 8,200円 光熱水費 児童1人あたり@ 400円 長時間保育費 月 5,500円 採暖費（10～3月） 月 2,500円 代替雇用助成費 福祉員1人あたり 312,480円 健康診断助成費 7,680円 委託特別調整費 42,240円 保育奨励金 26,000円</p> <p>【参考】 家庭保育福祉員数 2名 委託（入所）児童数 5名</p>	<p>【目的】 児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童（3歳児未満）を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。</p> <p>【内容】 2歳未満児1名（12ヶ月）の保育を2名の家庭保育福祉員に委託 <歳出> 委託料 85,000円×12ヶ月×2人=2,040,000円 保育奨励費 30,000円×2人= 60,000円 合計 2,010,000円</p> <p>【特定財源】<歳入> 家庭保育福祉事業費補助金 225,000円 家庭保育福祉事業負担金 484,000円</p> <p>【参考】 家庭保育福祉員数 2名 委託（入所）児童数 2名</p>	<p>【目的】 児童福祉法第24条ただし書きの規定に基づき、保育を要する児童（2歳児未満）を適切に保護するため家庭保育福祉員を設置する。</p> <p>【内容】 今年度申請なし <歳出> 委託料 1歳以下56,000円 2歳 51,000円 保育奨励費 26,000円 （6ヶ月以上の受託者） 【特定財源】<歳入> 家庭保育福祉事業負担金 236,000円</p> <p>【参考】 家庭保育福祉員数 1名 年間6ヶ月 委託（入所）児童数 1名 年間6ヶ月</p>	該当なし	なし	<p>【調整方針】 3年以内に廃止の方向で検討する。 ただし、地域の保育需用の実情等を踏まえ検討を進めるものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	保育課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
15	保育所施設整備事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課			
歳出予算額（平成16年度）	112,610千円						
根拠法令等							
会計の種類	一般会計						
歳入予算額（平成16年度）	0千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保育環境の改善を図るため公立保育所の4歳以上の保育室及び安全な給食のために調理室への冷房設備を設置する。並びに相模原保育園の老朽化等に伴う施設整備を行う。</p> <p>【内容】 冷房設備設置関係 平成16年度冷房設置工事対象園：4園 平成17年度冷房設置工事対象園：2園 （平成17年度で冷房設置工事は終了予定） 相模原保育園改修関係 仮設園舎土地賃借、仮設園舎建設（リース）、平成17年度以降改修工事予定。</p> <p>【参考】 今後の大規模な公立保育園施設整備予定 田名保育園 平成18年度建設、平成19年度現園舎解体（現在の園舎から別の敷地へ移設となる）。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 待機児童解消のための保育室等の増築（改築）、老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具体的な事務事業化には至っていない。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具体的な事業化には至っていない。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 老朽化に伴う施設の改修等の必要性はあるが、具体的な事務事業化には至っていない。</p>	各施設間のハードウェア的な内容の相違や施設整備計画に関して、検討を必要とする。	【調整方針】 3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 保育課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 16	事務事業名 公立保育所民営化推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳入予算額（平成16年度）	28,262千円					
根拠法令等	相模原市公立保育所活性化・民間移管計画					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 多様化する保育ニーズへの対応、民営化により生じる人材の有効活用、限られた財源の有効活用を図るため、現在の公立保育所の一部を、設置主体運営主体ともに民間に移管を行う。 (民設民営)</p> <p>【内容】 市立橋本保育園の仮設園舎での保育開始、旧園舎の除却、運営法人による新園舎建設、引継ぎ保育平成17年4月1日から法人の運営による新保育園開園予定。 民営化によって、定員の拡充及び特別保育の充実化も行う。</p> <p>【参考】 今後の民営化予定 平成20年度 南大野保育園 平成21年度 文京保育園 平成22年度 古淵保育園 以上3園</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 現時点では、公立保育所の民営化計画はありません。</p>	<p>公立保育園の運営の在り方について、地域の実情等を踏まえた上での検討が必要。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、新市において公立保育園の運営の在り方について、検討する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会	保育課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
17	保育所の設置認可等					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保育課	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円					
根拠法令等	相模原市民間保育所設置認可等事務取扱要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC	1					
【事務事業の内容】	<p>【内容】 認可を行おうとする法人(若しくは個人)との事前協議 児童福祉審議会への報告 施設認可、変更認可に係る指導</p> <p>【参考】1 平成15年度認可実績 1園(平成16年4月1日付で分園から認可保育所へ) 当該保育所の施設整備とあわせて2名の担当職員で行っている。認可の件数や内容によって事務量は異なってくるため、一概に当該事務の必要人員は確定できないが、書類の数量も多く事前協議等に時間がかかるため、最低1名の人員は必要と思われる。</p> <p>【参考】2 平成16年4月1日現在 保育所一覧 ・公立保育園 18園(添付ファイル参照) ・民間保育園 36園(内2園に分園あり) ・認可外保育園 58園(内19園は認定保育室)</p> <p>認定保育室 一定以上の基準に達している認可外保育施設に対して助成費を交付。</p> <p>公立・民間保育園定員 6,298人 内 公立 2,360人 民間 3,938人 入所児童数 6,513人 内 公立 2,418人 民間 4,095人</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 神奈川県で行なっている事務事業である。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】1 神奈川県で行なっている事務事業である。</p> <p>【参考】2 平成16年4月1日現在 保育所一覧 ・公立保育所 5園 ・認可外保育園 2園(公立)</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 神奈川県で行なっている事務事業である。</p>	なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 福祉事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 老人福祉法に規定する福祉の措置					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	福祉事務所	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム			電算システム		
電算システム名	保健福祉システム（高齢）			「Swan」高齢者福祉システム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。</p> <p>【方法】 入所対象者の総合的な勘案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。 相模原福祉事務所 34名 南福祉事務所 38名 合計72名</p> <p>特別養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 やむを得ない事由（家族からの虐待を受けているないし痴呆等の理由により意思決定できずかつ代理する家族等が不在）により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所困難な場合に決定する。</p> <p>【方法】 本人の状況を勘案し、入所指針に基づいて随時福祉事務所が決定する。 現在相模原福祉事務所・南福祉事務所とも 0件</p>	<p>養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。</p> <p>【方法】 入所対象者の総合的な勘案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。</p> <p>該当者 なし</p> <p>特別養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 やむを得ない事由（家族からの虐待を受けているないし痴呆等の理由により意思決定できずかつ代理する家族等が不在）により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所困難な場合に決定する。</p> <p>該当者なし</p>	<p>養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。</p> <p>【方法】 入所対象者の総合的な勘案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。 該当者：4名</p> <p>特別養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 やむを得ない事由（家族からの虐待を受けているないし痴呆等の理由により意思決定できずかつ代理する家族等が不在）により介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所困難な場合に決定する。</p> <p>該当なし</p> <p>【方法】 本人の状況を勘案し、入所指針に基づいて随時決定する。 現在 0件"</p>	<p>養護老人ホームへの入所措置</p> <p>【目的】 65歳以上の者であって身体が衰えていたり家庭の事情により居宅生活が困難な者が入所にて必要な介護を受け生活する。</p> <p>【方法】 入所対象者の総合的な勘案を行い検討会を行いさらに入所判定委員会においてその要否を決定する。入所判定委員会は「老人ホームへの入所措置の基準」に基づきその要否を決定する。 該当者：2名</p> <p>特別養護老人ホームへの入所措置 （該当事業なし）</p>	[課題なし]	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 福祉事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 7	事務事業名 児童福祉法に規定する福祉の措置及び保育の実施					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	児童福祉法・ ・第22条(助産の実施)・ ・第23条(母子保護の実施)・ ・第24条(保育の実施)・ ・第25条の2(事務所長の採るべき措置)	児童福祉法・ ・第24条(保育の実施)	児童福祉法・ ・第24条(保育の実施)・	児童福祉法・ ・第24条(保育の実施)		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム			電算システム		
電算システム名	保健福祉業務システム(保育)			株式会社システムウェーブ SWANシステム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。 平成16年4月1日現在、認可保育所54園(私立36園、公立18園) 定員6,298人。入所児童数6,513人(内障害児73人、管外受託児173人) ・新規入所申込者(4月1日入所希望者)の受付 平成16年度新規入所申込児童1,982人、入所児童1,386人</p> <p>・年度途中入所申込者の受付 15年度途中申込児童1,872人、内入所児童828人</p> <p>・在園児の継続面接 平成16年度対象児童5,499人</p> <p>・年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務 助産の実施 保健上必要があるにもかかわらず経済的理由等により入院助産ができない妊婦に対し申請により実施する。 市内3施設(総合相模更生病院、のぞみ助産院、国立相模原病院)15年度実施件数29件 母子保護の実施 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子がその配偶者の監護すべき児童に福祉が欠ける場合に申請により実施する。 15年度は県外の3施設へ3家族実施。 福祉事務所長の採るべき措置 必要に応じて措置を採る。</p> <p>【事務手順】 保育の実施 ・新規申込受付は市内各保育所(54園)で行なう。市報で周知する。 ・年度途中の申し込みは、随時福祉事務所で受付。入所日は各月1日(緊急入所は随時) ・継続面接は市内各保育所(54園)で行なう。 助産の実施 母子保護の実施 実情調査後実施の可否決定。</p>	<p>【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。 平成16年4月1日現在、 公立7園<内町立2園> 139人 私立13園) 26人</p> <p>町立2園 定員150人 入所児童数140人(内受託 12人)</p> <p>新規入所申込者(4月1日入所希望者)の受付 平成16年度新規入所申込児童54人 内入所児童32人</p> <p>その他には、年度途中入所申込者の受付、年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務等があり</p> <p>・ ・ については、津久井保健福祉事務所において実施</p>	<p>【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。 平成16年4月1日現在、 公立9園<内町立5園> 249人 私立4園) 5人</p> <p>町立5園 定員379人 入所児童数254人(内受託27人、障害児2人)</p> <p>認可外町立保育園2園 定員115人 入所児童55人(うち受託1人)</p> <p>新規入所申込者(4月1日入所希望者)の受付 平成16年度保育所新規入所申込児童68人 内入所児童68人(他児童保育園19人)</p> <p>その他には、年度途中入所申込者の受付、年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務等があり</p> <p>・ ・ については、津久井保健福祉事務所において実施事務手順】 保育の実施 ・新規申込受付は市内各保育所(7園)、児童福祉課で行なう。町広報で周知する。 ・年度途中の申し込みは、児童福祉課で受付。入所日は各月1日(緊急入所は随時)</p>	<p>【目的】 保育の実施 保護者が監護すべき乳幼児が保育に欠ける場合に申請により保育所で実施する。 平成16年4月1日現在、 公立3園 定員180人 入所児童数53人(内受託 3人)</p> <p>その他には、年度途中入所申込者の受付、年度途中の保育理由変更等に伴う保育期間変更等の手続き事務等があり</p> <p>・ ・ については、津久井保健福祉事務所において実施</p>	[課題] なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 福祉事務所		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整		
事務事業番号 8	事務事業名 母子及び寡婦福祉法に規定する福祉の措置						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課			
歳出予算額（平成16年度）	0千円						
根拠法令等	母子及び寡婦福祉法・ ・第9条（福祉事務所）・ ・第13条（母子福祉資金の貸付け）・ ・第17条（居宅等における日常生活支援）・ ・第31条（母子家庭自立支援給付金）						
会計の種類別	一般会計						
歳入予算額（平成16年度）	0千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的及び内容】 母子父子家庭及び寡婦の相談、指導、調査、業務の実施 母子父子家庭及び寡婦からの相談に応じその福祉に関し必要な業務を行う。母子自立支援員が業務を行う。</p> <p>母子寡婦福祉資金の貸し付け 経済的な自立助成と生活意欲の助長と扶養している児童の福祉増進のため資金の貸し出申請の受付を行う。 ・母子寡婦福祉資金（事業開始資金他12資金） ・母子福祉資金等利子補給</p> <p>日常生活支援事業実施 母子父子寡婦家庭等で日常生活に支障をきたしている家庭への家事援助等について家庭生活支援員の派遣申請の受付を行う。</p> <p>自立支援教育訓練給付金の給付 雇用保険制度の教育訓練給付指定講座など受講した場合、母子家庭の母の自立促進を図るために給付金支給の申請受付を行う。</p> <p>高等技能訓練促進費の支給 母子家庭の母が看護師などの資格を取得するために養成校へ通う場合の促進費支給の申請受付を行う。</p> <p>【事務手順】 は、母子自立支援員が申請受付、子育て支援課が審査、決定し通知発送。</p>		<p>該当なし 津久井保健福祉事務所に母子自立支援員が配置されている。</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所に母子自立支援員が配置されている</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所を実施</p>	<p>【課題】 なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		福祉事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>			
事務事業番号	事務事業名					
9	身体障害者福祉法に規定する福祉の措置					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	身体障害者福祉法 障害者生活訓練コミュニケーション支援事業（国） 障害者のあかるい暮らし促進事業（国） 身体障害者自立支援事業（国） 市障害者手帳交付診断料助成事業・市身体障害者補装具費等事故負担金補給要綱外	身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行細則		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	特定財源	特定財源			
電算システム名	保健福祉業務システム(障害)					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>身体障害者手帳交付事務</p> <p>【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用するために証票として交付する。 交付状況 相模原福祉 7,953人 南福祉 4,975人 合計 12,928人</p> <p>更生医療</p> <p>【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する費用を支給する。</p> <p>補装具の交付</p> <p>【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具（補装具）の交付及び修理を行う。</p> <p>日常生活用具の給付</p> <p>【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>住宅設備改善費助成</p> <p>【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。</p> <p>【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業（浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事）見積書に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。</p> <p>天井走行移動リフト設置（限度額100万円） 環境制御装置（限度額60万円） 視覚障害者インターネットソフト購入（限度額5万円） 障害者情報バリアフリー化支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパソコンの周辺機器及びソフト等（限度額10万円）</p>	<p>身体障害者手帳交付事務</p> <p>【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用するために証票として交付する。 交付状況 78人</p> <p>更生医療</p> <p>【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する費用を支給する。</p> <p>補装具の交付</p> <p>【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具（補装具）の交付及び修理を行う。</p> <p>日常生活用具の給付</p> <p>【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>住宅設備改善費助成</p> <p>【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。</p> <p>【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業（浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事）見積書に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。</p> <p>天井走行移動リフト設置（限度額100万円） 環境制御装置（限度額60万円） 視覚障害者インターネットソフト購入（限度額5万円） 障害者情報バリアフリー化支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパソコンの周辺機器及びソフト等（限度額10万円）</p>	<p>身体障害者手帳交付事務</p> <p>【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用するために証票として交付する。 交付状況 95人</p> <p>更生医療</p> <p>【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する費用を支給する。</p> <p>補装具の交付</p> <p>【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具（補装具）の交付及び修理を行う。</p> <p>日常生活用具の給付</p> <p>【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>住宅設備改善費助成</p> <p>【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。</p> <p>【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業（浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事）見積書に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。</p> <p>天井走行移動リフト設置（限度額100万円） 環境制御装置（限度額60万円） 視覚障害者インターネットソフト購入（限度額5万円） 障害者情報バリアフリー化支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパソコンの周辺機器及びソフト等（限度額10万円）</p>	<p>身体障害者手帳交付事務</p> <p>【目的】 身体障害者福祉法上の各種の援護・制度を利用するために証票として交付する。 交付状況 78人</p> <p>更生医療</p> <p>【目的】 身体障害者が更生のために必要とする医療を給付する。医療の給付が困難なときはそれに要する費用を支給する。</p> <p>補装具の交付</p> <p>【目的】 身体障害者の失われた部位、障害のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具（補装具）の交付及び修理を行う。</p> <p>日常生活用具の給付</p> <p>【目的】 身体障害者が容易に使用できるよう製作された日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>住宅設備改善費助成</p> <p>【目的】 身体障害者の住宅の改善工事等の費用を助成する。</p> <p>【内容】 重度障害者住宅設備改善費助成事業（浴室・便所・玄関・台所・廊下等の改善工事）見積書に基づき調査・決定する。限度額40万円で所得により一定の制限がある。</p> <p>天井走行移動リフト設置（限度額100万円） 環境制御装置（限度額60万円） 視覚障害者インターネットソフト購入（限度額5万円） 障害者情報バリアフリー化支援に要する視覚及び上肢機能障害の者が使用するパソコンの周辺機器及びソフト等（限度額10万円）</p>	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 福祉事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 9	事務事業名 身体障害者福祉法に規定する福祉の措置					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>自動車運転免許取得・改造助成事業</p> <p>【目的】 身体障害者の運転免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 自動車運転免許取得助成 指定の自動車教習所がかかった技能教習費の3分の2（限度額10万円）の助成を行う。 自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。</p> <p>身体障害者自立支援事業「ケア付住宅」</p> <p>【目的】 身辺の介護や生活への援助を必要とする重度の身体障害者が自立するための支援を行う。</p> <p>【内容】 申請に基づいて入居の決定を行う。（常時医療ケアの必要な者は利用できない）</p>	<p>自動車運転免許取得・改造助成事業</p> <p>【目的】 身体障害者の運転免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 自動車運転免許取得助成 指定の自動車教習所がかかった技能教習費の3分の2（限度額10万円）の助成を行う。 自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。</p>	<p>自動車運転免許取得・改造助成事業</p> <p>【目的】 身体障害者の運転免許取得のための教習費の一部を助成する。また、障害に適した運転操作の改造費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 自動車運転免許取得助成 指定の自動車教習所がかかった技能教習費の3分の2（限度額10万円）の助成を行う。 自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を障害仕様にするための費用を10万円まで助成する。</p>			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	福祉事務所			
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
10	知的障害者福祉法に規定する福祉の措置					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法、 知的障害者福祉法施行細則、 .	知的障害者福祉法、 知的障害者福祉法施行細則、 .	知的障害者福祉法、 .		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保健福祉業務システム(障害)					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司または社会福祉主事に指導させる。</p> <p>日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。 相模原福祉 1,531人 南福祉 846人 合計 2,377人</p> <p>【方法】 申請に基づき、児童相談所・更生相談所に判定依頼を上げ、県の決定後交付する。</p> <p>知的障害者福祉ホーム 【目的】 低額料金で住居を求めている知的障害者に対し、居室その他の施設を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。</p> <p>【方法】 申請に基づいて決定する。</p>	<p>相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。</p> <p>日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。</p> <p>知的障害者福祉ホーム 該当者なし</p>	<p>相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。</p> <p>日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。 平成15年度実績 新規 8件 更新 17件 再交付 5件</p> <p>【方法】 申請に基づき、児童相談所・更生相談所に判定依頼を上げ、県の決定後交付する。</p> <p>【参考】手帳所持者数 平成15年4月1日現在 128人 平成16年4月1日現在 133人</p> <p>知的障害者福祉ホーム 該当者なし</p>	<p>相談事業 【目的】 知的障害者又はその保護者に対して就労、生活、金銭管理、社会参加、訓練等について相談支援を行う。</p> <p>日常生活用具給付等 【目的】 日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具を給付もしくは貸与する。</p> <p>【方法】 身体障害者手帳等の記載に基づき定められた用具について申請書・見積書を確認決定する。</p> <p>職親委託 【目的】 知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行い、雇用の促進と職場における定着性を高める。</p> <p>療育手帳の交付 【目的】 知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障害児者に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。</p> <p>知的障害者福祉ホーム 該当者なし</p>	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 福祉事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 11	事務事業名 生活保護法に規定する保護の決定、実施その他生活保護法の施行に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	10,085,559千円					
根拠法令等	生活保護法		生活保護法			
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	7547777千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	一般市事務・特定財源・電算システム	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名	生活保護システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>被保護世帯等（平成16年4月1日現在） 保護世帯 3,420世帯 保護人員 5,258世帯 保護率 8.47%</p> <p>15年度決算見込 ・扶助費 総額 8,550,698千円 医療扶助費の支払基金、介護扶助費の国保連 支払分を除いた金額は 4,614,206千円</p> <p>・国負担金 6,301,753千円 ・国補助金 8,757千円（生活保護適正実施 推進事業） ・生活保護費63条等返還金 52,683千円</p> <p>法外援護 ・小・中学校入学時 @5,000円 ・保育所入所児童 @5,000円 (4月1日現在の入所児童) ・臨時的援護 住宅整理費・行路旅費等 (住宅整理費 現物給付 行路旅費等 現物給付又は金銭給付) ・行路旅費等援護 現物給付</p> <p>実施体制 ・福祉事務所 2箇所 ・中核市に係る本課事務は、地域福祉課</p>	<p>該当なし * 津久井保健福祉事務所にて実施。</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所にて実施</p> <p>【参考】 被保護世帯等（平成16年4月1日現在） 保護世帯 80世帯 保護人員 131人 保護率 4.48%</p>	<p>該当なし（津久井保健福祉事務所対応）</p>	<p>【課題】 ・福祉事務所の位置、区域 ・電算システムの対応</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 福祉事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 12	事務事業名 婦人保護事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	福祉事務所	政策秘書課	健康福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
根拠法令等	売春防止法第35条（婦人相談員）・ 厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業実施要領」・ DV法第2条（地方公共団体の責務）	DV法第2条（地方公共団体の責務）				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 配偶者等から暴力を受けている女性の保護及び要保護女性の転落への未然防止と更生を図る。</p> <p>【内容】 売春防止法適用要保護女性の保護 DV法適用要保護女性の保護</p> <p>【事務手順】 ・婦人相談員が相談内容を聴取し要保護女性（売春防止法適用要保護女性かDV法適用要保護女性か判別）を決定。 ・売防法適用要保護女性は県立女性相談所へ保護依頼。 ・DV法適用要保護女性は県配偶者暴力相談センターへ保護依頼。 ・県において、要保護決定後、一時保護所（シェルター）へ要保護女性を送致。</p>	<p>【目的】 配偶者等から暴力を受けている女性の保護を図る。</p> <p>【内容】 売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施ため該当なし。 DV法適用要保護女性の保護 15年度0件</p> <p>【事務手順】 ・DV相談の実施 ・DV法適用要保護女性は県配偶者暴力相談センターへ保護依頼 ・県において、要保護決定後、一時保護所（シェルター）へ要保護女性を送致</p> <p>【平成16年度予算】 一時保護費 65千円</p>	<p>該当なし</p> <p>《DV法適用要保護女性の保護》 【担当】 企画政策室 【目的】 *配偶者等から暴力を受けている女性の保護を図る。 平成15年度実績 0件 *DV法第2条（地方公共団体の責務）</p> <p>【平成16年度予算】 一時保護費 130千円 *男女参画事業調査にて資料あり。</p> <p>売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施。</p>	<p>該当なし</p> <p>参考 《DV法適用要保護女性の保護》 【担当】 企画財政課 【目的】 *配偶者等から暴力を受けている女性の保護を図る。 平成15年度実績 0件 *DV法第2条（地方公共団体の責務）</p> <p>【平成16年度予算】 一時保護費 65千円 *男女参画事業調査にて資料あり。</p> <p>売防法適用要保護については、津久井福祉事務所にて実施。</p> <p>該当なし（津久井保健福祉事務所にて実施）</p>	[課題] なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 福祉事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 老人福祉施設入所者費用の決定					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	福祉事務所	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法	老人福祉法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム			電算システム		
電算システム名	保健福祉業務システム（高齢）			「Swan」高齢者福祉システム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。</p> <p>【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。</p> <p>本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。</p> <p>扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。</p>	<p>【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。</p> <p>【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。</p> <p>本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。</p> <p>扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。</p>	<p>【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。</p> <p>【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。</p> <p>本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。</p> <p>扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。</p>	<p>【目的】 養護老人ホームの利用者の負担額の決定を行う。</p> <p>【内容】 法に基づき措置された本人及び扶養義務者から措置費の範囲内でその能力に応じて費用の徴収を行う。</p> <p>本人の費用徴収について 入所日の前年総収入から法で定めた必要経費を除いた額に対して費用負担額が決定され、入所後は年一回再認定を行う。</p> <p>扶養義務者の費用徴収について 被措置者の入所日の前年に所得税及び住民税を最多納税している配偶者及び子供のうちの1人に対して費用負担を行う。</p>	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 福祉事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 14	事務事業名 児童福祉施設入所者費用の決定					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳入予算額（平成16年度）	福祉事務所 0千円	福祉推進課 0千円	児童福祉課 0千円	こども課 0千円		
根拠法令等	・児童福祉法第56条（費用の徴収及び負担）	・児童福祉法第56条（費用の徴収及び負担）	・児童福祉法第56条（費用の徴収及び負担）	・児童福祉法第56条（費用の徴収及び負担）		
会計の種類別 歳入予算額（平成16年度）	一般会計 0千円	一般会計 0千円	一般会計 0千円	一般会計 0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム		電算システム	電算システム		
電算システム名	保健福祉業務システム（保育）		任意	株式会社システムウェア SWANシステム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用徴収額の決定する。</p> <p>【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。 16年4月1日対象児童（管外受託児除く）6340件。</p> <p>助産施設 「助産の実施に係る費用徴収基準表」により決定する。</p> <p>母子生活支援施設 「母子保護の実施に係る費用徴収基準表」により決定する。</p> <p>【事務手順】 保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料（源泉徴収票、確定申告書控等）を受理し税資料に基づき計算する。</p> <p>・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更（保育料変更）を行う。</p> <p>・については、津久井保健福祉事務所において実施</p> <p>は入所者から家庭状況に応じた税資料（源泉徴収票、確定申告書控等）を受理し決定。</p>	<p>【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用徴収額の決定する。</p> <p>【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。 16年4月1日対象児童（管外受託児除く）165名。</p> <p>・については、津久井保健福祉事務所において実施</p> <p>【事務手順】 保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料（源泉徴収票、確定申告書控等）を受理し税資料に基づき計算する。</p> <p>・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更（保育料変更）を行う。</p> <p>・については、津久井保健福祉事務所において実施</p>	<p>【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用徴収額の決定する。</p> <p>【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。 16年4月1日対象児童（管外受託児除く）254名。</p> <p>・については、津久井保健福祉事務所において実施</p> <p>【事務手順】 保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料（源泉徴収票、確定申告書控等）を受理し税資料に基づき計算する。</p> <p>・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更（保育料変更）を行う。</p> <p>・については、津久井保健福祉事務所において実施</p>	<p>【目的】 保護者あるいは本人の負担能力に応じた費用徴収額の決定する。</p> <p>【内容】 保育料 「保育所入所に要する費用徴収基準表」により決定する。 16年4月1日対象児童（管外受託児除く）47名。</p> <p>・については、津久井保健福祉事務所において実施</p> <p>【事務手順】 保育料 ・保護者から家庭状況に応じた税資料（源泉徴収票、確定申告書控等）を受理し税資料に基づき計算する。</p> <p>・年度途中において税額変更、離婚等により家族状況に変更が生じた場合は、発生日に応じて保育料の階層変更（保育料変更）を行う。</p> <p>・については、津久井保健福祉事務所において実施</p>	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 福祉事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 15	事務事業名 障害者に対する居宅生活支援費及び施設訓練等支援費の支給決定					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・身体障害者福祉法施行細則・知的障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・身体障害者福祉法施行細則・知的障害者福祉法施行細則	身体障害者福祉法・知的障害者福祉法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保健福祉業務システム(障害)					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。</p> <p>【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援</p> <p>デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス</p> <p>短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所</p> <p>知的障害者地域生活支援費</p> <p>施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害者授産</p> <p>知的通所 知的障害者更生 知的障害者授産 知的障害者通所</p> <p>【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。</p>	<p>【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。</p> <p>【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援</p> <p>デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス</p> <p>短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所</p> <p>知的障害者地域生活支援費</p> <p>施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害者授産</p> <p>知的通所 知的障害者更生 知的障害者授産 知的障害者通所</p> <p>【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。</p>	<p>【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。</p> <p>【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援</p> <p>デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス</p> <p>短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所</p> <p>知的障害者地域生活支援費</p> <p>施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害者授産</p> <p>知的通所 知的障害者更生 知的障害者授産 知的障害者通所</p> <p>【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。</p>	<p>【目的】 障害者の居宅サービス及び施設サービスの支援費決定を行う。</p> <p>【内容】 居宅支援費の決定 居宅介護支援費 (1)身体介護 (2)家事援助 (3)移動介護 (4)日常生活支援</p> <p>デイサービス (1)身体障害者デイサービス (2)知的障害者デイサービス</p> <p>短期入所支援費 (1)身体障害者短期入所支援費 (2)知的障害者短期入所</p> <p>知的障害者地域生活支援費</p> <p>施設支援費の決定 身体入所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>身体通所 (1)身体障害者更生 (2)身体障害者療護 (3)身体障害者授産</p> <p>知的入所 (1)知的障害者更生 (2)知的障害者授産</p> <p>知的通所 知的障害者更生 知的障害者授産 知的障害者通所</p> <p>【事務】 支援費に関する申請受理から勘案調査を行い、支給量・区分・加算等の決定業務を行う。また必要に応じて事業者との斡旋・調整を行う。</p>	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 福祉事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 16	事務事業名 身体障害者更生援護施設入所者費用の決定					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法	身体障害者福祉法		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは身体障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該身体障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該身体障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 福祉事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 17	事務事業名 知的障害者援護施設入所者費用の決定					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法	知的障害者福祉法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	<p>【目的】 施設支援費の利用を必要とする者がやむを得ない事情により支援費の支給を受けることが著しく困難であると認められるときは知的障害者更生施設等にその者の措置を行う事ができる。</p> <p>【内容】 厚生省の定める基準により算定した当該措置に要する費用額から、当該知的障害者または扶養義務者から負担能力に応じ徴収する額を控除した額をもって決定する。当該知的障害者または扶養義務者からの徴収額は支援費制度の利用者負担額の算定方法に準ずる。</p>	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 福祉事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 特別児童扶養手当の認定請求事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	特別児童扶養手当等の支給に関する法律・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令			
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保健福祉業務システム(障害)					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 支給手続き 申請主義、市の窓口に必要な書類を添えて申請し、市は県に進達、知事の認定を受ける。</p> <p>所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。</p> <p>手当額 障害等級1級(重度)月額50,900円 2級(中度)月額33,900円</p>	<p>【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 支給手続き 申請主義、福祉推進課窓口に必要な書類を添えて申請し、町は県に進達、知事の認定を受ける。</p> <p>所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。</p> <p>手当額 障害等級1級(重度)月額50,900円 2級(中度)月額33,900円</p>	<p>【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 支給手続き 申請主義、児童福祉課窓口に必要な書類を添えて申請し、町は県に提出、知事の認定を受ける。</p> <p>所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。</p> <p>手当額 障害等級1級(重度)月額50,900円 2級(中度)月額33,900円</p>	<p>【目的】 障害のある20歳未満の児童を育てている方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 支給手続き 申請主義、こども課窓口に必要な書類を添えて申請し、町は県に進達、知事の認定を受ける。</p> <p>所得制限 受給者の前年所得が政令で定める一定額以上であるときは支給されない。</p> <p>手当額 障害等級1級(重度)月額50,900円 2級(中度)月額33,900円</p>	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		福祉事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>			
事務事業番号	事務事業名					
20	障害児福祉手当、特別障害者手当等の決定					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名	保健福祉業務システム（障害）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>特別障害者手当</p> <p>【目的】 20歳以上であって政令で定める程度の障害の状態にあるため日常生活うえにおいて常時特別の介護を必要とする在宅の重度の障害者に支給する。</p> <p>【内容】 障害の程度 政令に定められた基準表に基づく。 支給条件 法に定められた施設に 入所している場合また3ヶ月以上に入院している場合は支給されない。 支給制限 本人・配偶者及び扶養義務者の前年所得が制限基準額を超える場合、その年の8月から一年間支給しない。 支給額 1人につき月額26,620円（2月・5月・8月・11月支給）指定金融機関で支給する。</p> <p>障害児福祉手当</p> <p>【目的】 20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある在宅の障害者に支給する。</p> <p>【内容】 障害の程度 政令に定められた基準表に基づく。 支給要件 (1)障害を支給事由とする各種給付制度で、定められたものに該当するときには給付しない。 (2)児童福祉施設その他定める施設を利用している間は支給しない。 支給制限 本人・配偶者及び扶養義務者の前年所得が制限基準額を超える場合は支給しない。 支給額 1人につき月額14,480円（2月・5月・8月・11月支給）指定金融機関で支給する。</p>	該当なし （津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管）	該当なし （津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管）	該当なし （津久井保健福祉事務所生活福祉課が所管）	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 福祉事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 21	事務事業名 重度心身障害者等福祉手当の決定					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	相模原市重度心身障害者福祉手当条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保健福祉業務システム（障害）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 重度心身障害者等に対して、手当を支給することにより、重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象 重度 身体障害者手帳が1級・2級のもの・知能指数が35以下のもの・身体障害者手帳が3級でかつ知能指数50以下のもの 中度 身体障害者手帳が3級のもの・知能指数が40以下のもの・身体障害者手帳が4級でかつ知能指数50以下のもの。 支給要件 障害児福祉手当・特別障害者手当との併給はできない。 手当の額 重度 月額5,000円 中度 月額3,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	[課題なし]	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 福祉事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 22	事務事業名 高齢者に対する在宅福祉サービス（保健福祉総合相談課及び高齢者福祉課の主管に属するものを除く）の決定					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	福祉事務所	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	相模原市高齢者家事援助サービス事業実施要綱・相模原市高齢者住宅設備改善助成要綱・相模原市徘徊高齢者SOSネットワークシステム運営事業実施要綱・相模原市高齢者緊急一時入所事業実施要綱*					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保健福祉業務システム(障害)					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>家事援助サービス</p> <p>【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。</p> <p>【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担あり。</p> <p>住宅設備改善費助成</p> <p>【目的】 要介護度が自立で予防のため必要と認められた者に対して、手すりの取付や段差解消の工事費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 市民税が非課税または均等割のみ課税世帯が対象。助成限度額20万円。市民税非課税世帯は1割、均等割のみ課税世帯は5割を自己負担とする。</p> <p>徘徊高齢者等SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>【目的】 痴呆性高齢者等の行方がわからなくなった場合に、警察・交通機関・福祉関係機関等の協力により早期発見を支援する</p> <p>【内容】 事前に本人の状況・緊急連絡先等の情報を事前登録することで協力が可能となる。登録には1年以内に撮影した本人の写真が必要。</p> <p>緊急一時入所</p> <p>【目的】 介護者の入院や介護疲れ等により介護ができない場合に、高齢者を一時的に指定された特別養護老人ホーム等に短期 間入所させ食事・入浴・着替え等必要な介護を行う。</p> <p>【内容】 食事代等の負担あり。</p>	<p>家事援助サービス</p> <p>【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。</p> <p>【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担あり。</p> <p>緊急一時入所</p> <p>【目的】 介護者の入院や介護疲れ等により介護ができない場合に、高齢者を一時的に指定された特別養護老人ホーム等に短期 間入所させ食事・入浴・着替え等必要な介護を行う。</p> <p>【内容】 食事代等の負担あり</p>	<p>家事援助サービス</p> <p>【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。</p> <p>【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担あり。</p> <p>徘徊高齢者等SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>【目的】 痴呆性高齢者等の行方がわからなくなった場合に、警察・交通機関・福祉関係機関等の協力により早期発見を支援する</p> <p>【内容】 事前に本人の状況・緊急連絡先等の情報を事前登録することで協力が可能となる。登録には1年以内に撮影した本人の写真が必要。</p> <p>緊急一時入所</p> <p>【目的】 介護者の入院や介護疲れ等により介護ができない場合に、高齢者を一時的に指定された特別養護老人ホーム等に短期 間入所させ食事・入浴・着替え等必要な介護を行う。</p> <p>【内容】 食事代等の負担あり</p>	<p>家事援助サービス</p> <p>【目的】 日常生活に支障のある高齢者の自宅にホームヘルパーを派遣し家事等の支援を行う。</p> <p>【内容】 申請受理後、訪問調査を行い決定する。要介護度の出ている者は除く。所得に応じて利用者負担あり。</p>	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	福祉事務所			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>				
事務事業番号	事務事業名					
23	障害者に対する在宅福祉サービス（保健福祉総合相談課及び障害福祉課の主管に属するものを除く）の決定					
		津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	市障害者在宅福祉サービス総合利用登録実施要綱 市手話通訳者設置等要綱 市要約筆記者・設置等事業実施要綱 市在宅重度障害者福祉タクシー利用助成要綱 市身体障害者自動車燃料費助成要綱 市障害者施設通所交通費助成金支給要綱 市障害児等宿泊費助成事業					
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	保健福祉業務システム（高齢）					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>障害者在宅福祉サービス総合利用登録</p> <p>【目的】 在宅福祉サービスを進める上で登録することにより複合的な利用を可能とする。</p> <p>【内容】 登録により寝具消毒乾燥・訪問入浴サービス・給食サービス・緊急通報サービスの利用を速やかに開始する。介護保険対象者は介護保険優先とする。 寝具消毒乾燥</p> <p>【目的】 ねたきりの重度障害者で自宅での寝具乾燥困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 寝具の消毒乾燥を年6回業者委託して実施する。</p> <p>訪問入浴サービス</p> <p>【目的】 重度の障害者で、家庭での入浴が困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 週1回、移動入浴車が家庭を巡回訪問して入浴介助を行う。</p> <p>給食サービス</p> <p>【目的】 重度の障害者で1人暮らしで自分で食事の支度をする事が困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 週4回調理した夕食を自宅に直接届ける。（1食400円）</p> <p>緊急通報サービス</p> <p>【目的】 1人暮らしの重度の障害者に対して急病等の緊急時に自動的に119番通報する装置を提供する。</p> <p>【内容】 在宅の緊急時に簡易な操作で緊急通報が可能な装置を設置する。またかかりつけ病院や病歴を登録することで迅速・的確な対応が可能となる。</p> <p>SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>【目的】 徘徊の見られる知的障害者が行方不明時に警察等関係機関の協力を要請し発見を支援する。</p>	<p>障害者在宅福祉サービス総合利用登録</p> <p>該当なし 寝具消毒乾燥 該当なし 訪問入浴サービス 該当なし 給食サービス 事務事業番号D-6-22に記載 緊急通報サービス 事務事業番号D-6-37に記載 SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>該当なし 手話・要約筆記通訳者の派遣 事務事業番号D-10-18に記載 宿泊施設利用料の助成 該当なし 施設通所交通費助成</p> <p>福祉タクシー利用料・自動車燃料費の助成</p>	<p>障害者在宅福祉サービス総合利用登録</p> <p>【目的】 在宅福祉サービスを進める上で登録することにより複合的な利用を可能とする。</p> <p>【内容】 登録により入浴サービス・給食サービス・緊急通報サービスの利用を速やかに開始する。介護保険対象者は介護保険優先とする。 寝具消毒乾燥</p> <p>【目的】 ねたきりの重度障害者で自宅での寝具乾燥困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 寝具の消毒乾燥を年1回業者委託して実施する。</p> <p>入浴サービス</p> <p>【目的】 重度の障害者で、家庭での入浴が困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 週1回、移動入浴車が家庭を巡回訪問、又は福祉施設にて入浴介助を行う。</p> <p>給食サービス</p> <p>【目的】 重度の障害者で1人暮らしで自分で食事の支度をする事が困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 週4回調理した昼食を自宅に直接届ける。（1食400円）</p> <p>緊急通報サービス</p> <p>【目的】 1人暮らしの重度の障害者に対して急病等の緊急時に委託業者通報する装置を提供する。</p> <p>【内容】 在宅の緊急時に簡易な操作で緊急通報が可能な装置を設置する。またかかりつけ病院や病歴を登録することで迅速・的確な対応が可能となる。 SOSネットワークシステム事前登録</p> <p>【目的】 徘徊の見られる知的障害者が行方不明時に警察等関係機関の協力を要請し発見を支援する。</p> <p>【内容】 本人の情報を事前登録し、行方不明時に警察その他関係機関に連絡、早期発見につなげる。</p>	<p>障害者在宅福祉サービス総合利用登録</p> <p>該当なし 寝具消毒乾燥 該当なし 訪問入浴サービス</p> <p>【目的】 重度の障害者で、家庭での入浴が困難な者を対象とする。</p> <p>【内容】 週1回、移動入浴車が家庭を巡回訪問して入浴介助を行う。 給食サービス 該当なし 緊急通報サービス 事務事業番号D-6-37に記載 SOSネットワークシステム事前登録 該当なし 手話・要約筆記通訳者の派遣 該当なし 宿泊施設利用料の助成 該当なし 施設通所交通費助成</p>	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	福祉事務所		
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否		
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分			
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号	事務事業名				
23	障害者に対する在宅福祉サービス（保健福祉総合相談課及び障害福祉課の主管に属するものを除く）の決定				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
【事務事業の内容】	<p>【内容】 本人の情報を事前登録し、行方不明時に警察その他関係機関に連絡、早期発見につなげる。 手話・要約筆記通訳者の派遣</p> <p>【目的】 聴覚障害者の相談・通院等の用務や公的事業への参加場面等に通訳者を派遣する。</p> <p>【内容】 本人・福祉団体等の申請に基づき、市に登録されている通訳者を派遣する。</p> <p>宿泊施設利用料の助成</p> <p>【目的】 障害児者が宿泊施設を利用した際の宿泊費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 障害児者一名に対して介護者一名まで一泊のみ各3000円の助成を行う。1人につき年一回の利用を限度とする。</p> <p>施設通所交通費助成</p> <p>【目的】 障害者が市内の知的・身障・精神の通所施設に通所する際にかかる交通費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 申請により路線バス・鉄道の通所負担額の二分の一について助成を行う。</p> <p>福祉タクシー利用料・自動車燃料費の助成</p> <p>【目的】 在宅障害者の外出・社会参加等の促進を図る。</p> <p>【内容】 対象は身体障害者1-2級・療育手帳A1・A2所持者、タクシーの助成と自動車燃料費の助成のどちらかを選択する。いずれもチケットとなる。</p>		<p>手話・要約筆記通訳者の派遣 該当なし</p> <p>宿泊施設利用料の助成 該当なし</p> <p>施設通所交通費助成</p> <p>【目的】 障害者が町内の地域作業所、又は郡内の精神障害者地域作業所へ通所する際にかかる交通費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 申請により路線バス・鉄道の通所負担額の二分の一について助成を行う。</p> <p>福祉タクシー利用料・自動車燃料費の助成 該当なし</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	保健福祉部会	福祉事務所				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>					
事務事業番号	事務事業名						
24	母子・父子相談、女性相談、家庭児童相談その他福祉相談事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	福祉事務所	福祉推進課	健康福祉課	こども課			
歳出予算額（平成16年度）	0千円						
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第18条の2（福祉事務所の業務）・ ・母子及び寡婦福祉法第8条2項（母子自立支援員・業務）・ ・DV法第4条（婦人相談員の相談）・ ・売春防止法第35条（婦人相談員）・ ・児童虐待防止法第6条（児童虐待に係る通告） 						
会計の種類	一般会計						
歳入予算額（平成16年度）	0千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子、父子、寡婦、妊産婦、児童の保護者、女性等から福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供及び指導等を行う。通告については必要な状況把握を行い関係機関と連絡調整を行い必要な措置をとる。</p> <p>【内容】 母子自立支援員は、母子・父子家庭の生活に係る相談に応じる。 婦人相談員は、夫婦や家庭の問題など女性の悩みごと、DVなどの相談に応じる。 家庭児童相談員は、乳幼児や学齢期の児童全般的な相談に応じる。15年度相談件数850件。 社会福祉主事は、保育所入所に関する相談、児童虐待の通告、その他児童に関する相談や実情把握、調査などを行う。</p> <p>【事務手順】 ・相談員は保健福祉総合相談課において相談に応じる。 ・母子自立支援員（4名） 月～金、9：00～17：00。 ・婦人相談員（4名） 月～金、9：00～17：00。 ・家庭保育福祉員（2名） 月～金、9：00～17：00 ・相談員の相談業務以外については、福祉事務所窓口で社会福祉主事が相談・通告等に応じる。</p>	<p>該当なし 津久井保健福祉事務所において、母子自立相談員・家庭児童相談員を配置している。</p>	<p>該当なし *津久井保健福祉事務所実施</p>	<p>該当なし（津久井保健福祉事務所実施）</p>	<p>【課題】 なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		保健福祉部会		陽光園	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
7	陽光園管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	陽光園	福祉推進課	児童福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	125,854千円	3,255千円	1,909千円	8,663千円		
根拠法令等	児童福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉施設最低基準、知的障害者支援施設の設備及び運営に関する基準、相模原市立療育センター条例及び同施行規則、相模原市障害児(者)地域療育等支援事業実施要綱 他	城山町在宅心身障害児等生活訓練会実施要綱	津久井町在宅心身障害児生活訓練会実施要綱	児童福祉法・心身障害児通園事業パンダこあら教室運営規定・相模湖町児童虐待ネットワーク運営要綱 等		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	150,716千円	1,433千円	622千円	6,071千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等・補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	使用料/手数料等・補助金/交付金等		
事務事業の別	中核市事務・特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	陽光園利用者情報管理システム、栄養計算システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 1.療育相談室 障害に関する相談、判定、機能訓練等及び児童福祉法第6条の2第8項に規程する児童デイサービス事業(旧障害児通園事業)を行うとともに、療育に必要な指導及び助言を行う。 なお、相談等については、従来は児童のみを対象としていたが、平成16年度からは対象を広げ、障害児(者)地域療育等支援事業(中核市事務)として実施している。 対象 在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児等 児童デイサービス事業は児童のみ 相談等件数(H15実績) ・初回相談 195件 ・経過相談 175件 ・医療相談 157件 ・巡回訪問 199件 ・機能訓練 223件 他 障害児(者)地域療育等支援事業相談件数 168件(H16.4月～6月末) 児童デイサービス事業 ア 保育グループ(9グループ) 1グループ定員 8人 イ 心理グループ(12グループ) 1グループ定員 6人 ・療育時間 1時間30分(1日3、4グループ) ・契約児童数 76人(H16.4.1現在) ・利用児童数 延べ1,834人(H15実績) ・療育日数 197日 歳入【特定財源】 療育センター使用料(児童デイサービス分) H16予算額 892千円 心身障害児(者)福祉対策費補助金(国庫) H16予算額 2,362千円 支援費総額からを引いた金額の1/2 2.第一陽光園(定員50人) 児童福祉法第43条の規定により、就学前の知的障害の児童を通園させ保護するとともに、自立自活に必要な知識技能を与える。 対象 児童相談所により措置された知的障害児措置児童数(H15実績)</p>	<p>【目的】 障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 1.療育相談室に相当する事業 生活訓練会(月・水・金) 在宅心身障害児等に対する基本的な生活訓練及び指導並びに保護者に対する障害児等の正しい理解及び養育指導を行う 療育時間 (月・金) 10:00～12:00 (水) 10:00～12:00 及び [14:00～16:00] []は幼稚園・保育園通園児が対象 H15実績 対象児童数 10人 年間延べ166回、延べ443人 肢体生活訓練会(火) 肢体にハンディのあるお子さんに、基本的な動作能力の機能回復訓練や生活習慣を身につけさせるための教室 療育時間 10:00～12:00 H15実績 対象児童数 6人 年間延べ54回、延べ87人 機能訓練会(第1・3土) 身体に障害のあるお子さんの基本的な動作能力の機能回復訓練や生活習慣を身につけるための訓練会 療育時間 14:00～17:00 H15実績 対象児童数 10人 年間延べ24回、延べ139人 療育相談(年2回実施) H15実績 1回当り4、5人程度 【歳入(特定財源)】 ・在宅障害者福祉対策推進事業補助金 1,433千円(県補助金:補助対象事業費×1/2) 【負担金】85千円 ・4町合同訓練会負担金 他2件 2.第二陽光園(知的障害児通園施設)に相当する事業 該当なし 3.第三陽光園(肢体不自由児通園施設)に相当する事業 該当なし 4.第三陽光園(知的障害者通所更生施設)に相当する施設 該当なし</p>	<p>【目的】 障害のある者及び障害が懸念される者の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 1.療育相談室に相当する事業 療育に必要な指導及び助言を行い、発達を促進を図る。 個々の障害に応じた運動の機能訓練を行う。 利用者の地域での生活の自立に向けた支援を行う。 療育相談(H15実績) ・初回相談 22件 ・医療相談 43件 ・評価会議 3回 ・経過相談 35件 生活訓練会(毎週月・水・木) 療育時間 9:30～12:00 H15実績 対象児童数 12人(年平均) 年間延べ118回、延べ662人 肢体不自由児訓練会(毎週金) 療育時間 9:30～12:00 H15実績 対象児童数 2.5人(年平均) 年間延べ47回、延べ96人 機能訓練会(毎月1回第3土) 療育時間 9:30～12:00 H15実績 対象児童数 7人 年間延べ13回、延べ39人 【歳入(特定財源)】 ・在宅障害者福祉対策推進事業補助金 622千円(県補助金:補助対象事業費×1/2) 【負担金】92千円 ・4町合同訓練会負担金 他1件 2.第一陽光園(知的障害児通園施設)に相当する事業 該当なし 3.第二陽光園(肢体不自由児通園施設)に相当する事業 該当なし 4.第三陽光園(知的障害者通所更生施設)に相当する事業 該当なし 【参考】 実施場所 ・生活訓練会</p>	<p>【目的】 障害のある児童及び障害が懸念される児童の療育体制の充実及び福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 1.療育相談室に相当する事業 通園療育事業(児童デイサービス事業) 児童福祉法第6条の2第8項に規定する児童デイサービス事業を行うとともに、療育に必要な指導及び助言を行う。身辺自立・発達の促進を目的とした指導を行う。 対象 在宅の重症心身障害児、知的障害児、身体障害児、視覚障害児、情緒的な問題を抱える児童等。学齢児童の利用検討中 形態 ア 児童単独通園クラス(パンダ) *食事指導あり(弁当) ・療育時間 10:00～14:00 イ 母子通園クラス(こあら) *食事指導あり(弁当) ・療育時間 10:00～13:00 件数 *利用定員 10人 ・契約児童数22人(H16.4.1現在) ・利用児童数 延べ1,274人(H15実績) ・療育日数 227日 相談事業 障害に関する相談、支援費支給決定に関する相談・判定・個別指導を行う。要望があれば、保育園、幼稚園、学校へ出向き相談を行う。併せて児童虐待ネットワークの実務を担う。 対象 原則として18歳未満の児童 *支援費に関わる相談・施設入所に関わる相談は通園事業卒園者に関しては、成人でも行うことがある。 件数(H15年度実績) ・療育相談(保育園、幼稚園、学校での相談を含む)335件 ・発達相談(月1回)24件 外来療育事業 通園事業登録児童(学齢児童)に関して、在籍機関と家庭との連携によって、児童の療育活動に対して必要な支援を行うとともに、</p>	<p>【課題】 サービスの提供時間、提供回数、職員配置等の調整が必要</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 陽光園			
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号 7	事務事業名 陽光園管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>平均 48人 歳入【特定財源】 ・陽光園児童福祉費負担金(国1/2、県1/2) H16予算額 101,552千円 その他 ・送迎バスあり ・給食あり ・園内療育時間 10:00～15:00 3. 第二陽光園(定員40人) 児童福祉法第43条の3の規定により、就学前の肢体不自由のある児童を通園させ治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。 対象 児童相談所により措置された肢体不自由児措置児数(H15実績) 平均 19人 歳入【特定財源】 ・陽光園児童福祉費負担金(国1/2、県1/2) H16予算額 15,339千円 ・肢体不自由児診療報酬負担金 H16予算額 1,634千円 その他 ・診療所機能 ・送迎バスあり ・給食あり ・園内療育時間 10:00～15:00 4. 第三陽光園(定員30人) 知的障害者福祉法第21条の6の規定により、概ね18歳以上の知的障害者が通園し、日々の作業や社会体験活動、健康づくり等を利用者の特性に応じた形態で行うなど、生活の質の向上を目指した自立支援を図る。 対象 支援費制度に基づく契約者 契約者(利用者)数(H15実績) 平均 25人 歳入【特定財源】 療育センター使用料(第三陽光園分) H16予算額 0円 施設福祉対策費負担金(国庫) H16予算額 24,823千円 支援費総額から を引いた金額の1/2 その他 ・送迎なし ・給食あり ・利用時間 9:00～16:00 【負担金】 H16予算額 208千円 日本知的障害者福祉協会負担金 他8件 【運営費】 H16予算額 87,634千円 非常勤職員の賃金等の経費 42,810千円を含む 【施設維持管理費】 H16予算額 38,012千円 施設修繕等の維持補修費 7,360千円を含む 【参考】 建物の概要 ・鉄筋コンクリート造 2階建 3,289.78㎡ 所有車両 バス3台、ワゴン1台、バン1台、乗用1台 職員数 63人(所長 1を含む) 【総務班】担当課長 1、事務職 3、看護師 1、保健師 1、栄養士 1、理学療法士 3、作業療法士 2(1)、言語聴覚士 2(1)、調理作業員 3(1) 【療育相談室】室長 1、福祉指導員 3、社会福祉職 7(1)、保育士 2 【第一陽光園】園長 1、福祉指導員 1、社会福祉職 1、保育士 12(2) 【第二陽光園】園長 1、医師 (1)、福祉指導員 1、社会福祉職 1、保育士 7(3) 【第三陽光園】園長 1、社会福祉職 6(3) ()書きは非常勤職員数で、63人には含まれていない。</p>	<p>【参考】 訓練会実施場所 城山町立保健福祉センターもみじ教室 職員数 非常勤保育士 2、事務職員(兼務)1 理学療法士 1(年24回) 謝礼対応 療育相談講師 1 謝礼対応 その他 ・県巡回リハビリの利用(月1回程度) (県立総合療育相談センターの医師、作業療法士、言語聴覚士、心理士等が巡回) ・4町合同訓練会参加(年4回程度)</p>	<p>津久井保健センター機能訓練室 ・肢体不自由児訓練会 津久井保健センター指導室 ・機能訓練会 津久井保健センター機能訓練室 職員数 保育士 1、非常勤保育士 3 心理相談員 1(年16回) 謝礼対応 理学療法士 1(年13回) 謝礼対応 その他 ・県巡回リハビリの利用(月1回程度) (県立総合療育相談センターの医師、作業療法士、言語聴覚士、心理士等が巡回) ・4町合同訓練会参加(年4回程度) ・県津久井やまゆり園から心理相談員を派遣(年20回) ・県津久井保健福祉事務所から心理相談員を派遣(年12回)</p>	<p>家庭や保護者の会への支援を行う。 対象 通園事業卒園児童及び学校教育機関等で教育上配慮の必要な児童と認められた児童件数(H15年度実績) ・放課後支援20件 ・課外活動支援10回等 【歳入(特定財源)】(児童デイサービス) 利用料金(支援費受給者負担金) H16年度予算額586千円 心身障害児(者)福祉対策補助金(国庫) H16年度予算額3,657千円 *支援費総額から を引いた金額の1/2 心身障害児(者)福祉対策補助金(県) H16年度予算額1,828千円 *支援費総額から を引いた金額の1/4 【負担金】 108千円 ・4町合同訓練会負担金 他1件 2. 第一陽光園(知的障害児通園施設)に相当する事業 該当なし 3. 第二陽光園(肢体不自由児通園施設)に相当する事業 該当なし 4. 第三陽光園(知的障害者通所更生施設)に相当する事業 該当なし 【参考】 児童デイサービス実施場所 桂北小学校空き教室 職員数 園長 1(兼務)、事務職 1(兼務) 児童指導員兼療育相談指導員 1(臨時) 保育士(非常勤)3(週4日)・2(週3日) 心理士(月1回) 謝礼対応 その他 ・県巡回リハビリの利用(月1回程度) (県立総合療育相談センターの医師、作業療法士、言語聴覚士、心理士等が巡回) ・4町合同訓練会参加(年4回程度)</p>		

経 済 部 会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		産業振興課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>			
事務事業番号	事務事業名					
7	産業振興ビジョン推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	都市整備課		
歳出予算額（平成16年度）	270千円	250千円	250千円	250千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行		公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 本市産業政策の理念と施策の方向を示した「さがみはら産業振興ビジョン（平成8年3月策定）」を効果的に推進し具現化を図るため、各界の専門家から助言等を受けるもの。</p> <p>【内容】 産業政策アドバイザー謝礼実績 ・平成14年7月 研究開発について（慶応義塾大学理工学部長 稲崎一郎氏） ・平成14年度10月 物流施策について（神奈川大学経済学部教授 齋藤実氏） ・平成15年3月 燃料電池について（筑波大学名誉教授 本間琢也氏）</p>	<p>1. つくいエコタウンプラン</p> <p>【目的】 町産業の活性化を図り、雇用の創出、町財源確保を図るため、産業集積拠点整備の促進を図る。</p> <p>【内容】 ・ つくいエコタウンプラン推進協議会 250千円</p> <p>【公共的団体の概要】 つくいエコタウンプラン推進協議会 津久井地域における、環境共生型産業振興を検討するため、国、県、津久井郡4町、産業界等の43機関で組織している。</p>	<p>1. つくいエコタウンプラン</p> <p>【目的】 町産業の活性化を図り、雇用の創出、町財源確保を図るため、産業集積拠点整備の促進を図る。</p> <p>【内容】 ・ つくいエコタウンプラン推進協議会負担金 250千円</p> <p>【参考】 津久井町商工会では地域発展のため、より積極的に地域密着型の活動を推進させるための商工会の指針として、平成4年3月に「津久井町商工会振興ビジョン」を作成しました。実施主体は、商工会、行政、地域、学識経験者等で構成する「津久井町商工会地域振興ビジョン作成委員会」。</p> <p>【公共的団体の概要】 つくいエコタウンプラン推進協議会 ・津久井地域における、環境共生型産業振興を検討するため、国、県、津久井郡4町、産業界等の43機関で組織している。</p>	<p>1. 地域新エネルギー事業</p> <p>【目的】 地球温暖化、資源の枯渇等の問題を、地域に眠る太陽エネルギーや、森林資源などを活用し、電気や熱などの利用しやすい形した新エネルギーの導入を実現し、活用をめざすために、行政・住民・事業者が協力しながら、それぞれの役割を果たしていく。</p> <p>【内容】 新エネルギーの導入可能性について、地域特性をふまえた太陽光発電・太陽熱利用・風力発電・バイオマス発電等の導入の実現に向けた取り組みを検討中です。 行政の役割 ・ 公共施設等に新エネルギー機器を積極的に導入 ・ リサイクルシステムの構築などに取り組む。 住民の役割 ・ 新エネルギー機器を積極的に導入。 ・ 省エネルギーを目指してライフスタイルを見直す。 ・ 環境を守るための活動に自発的に参加 事業者の役割 ・ 新エネルギー機器を積極的に導入。 ・ リサイクルエネルギーの活用や、リサイクルの向上などをめざす。 ・ 省エネルギーを目指して一層の努力。</p> <p>2. インダストリアルフォレスト計画</p> <p>【目的】 環境と共生した研究開発型企業や自然を生かしたスポーツ・レジャー産業の誘致を図る。 なお、当計画は3か所のゾーニングで構成される。</p> <p>【内容】 若柳産業ゾーン 相模湖ビクニックランド東側に隣接される三井物産社有地主とするゾーン。面積35ha(15ha) 鼠坂産業ゾーン 内郷地域の南西部に位置する旧NTT社有地を主とするゾーン。面積25.4ha(5ha) 谷山産業ゾーン 内郷地域の帝京大学南側に位置する津久井広域道路（計画）の沿道利用を想定したゾーン。面積62.5ha(3ha) * ()内は土地利用転換面積</p>	<p>1市3町の産業振興策等の計画に相違がある。また、「つくいエコタウンプラン」については、県との調整を行っていく必要がある。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後「さがみはら産業振興ビジョン」等の見直しを行っていく。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		産業振興課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
7	産業振興ビジョン推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】				3. つくいエコタウンプラン 【目的】 環境共生型事業の創出を促進するため、津久井郡4町、大学機関産業界と協議会を設置して、地域に適合した産業構想を策定する。 【内容】 ・つくいエコタウンプラン推進協議会負担金 250千円 【公共的団体の概要】 つくいエコタウンプラン推進協議会 津久井地域における、環境共生型産業振興を検討するため、国、県、津久井郡4町、産業界等の43機関で組織している。		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		産業振興課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
8	相模原商工会議所補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	32,840千円	9,540千円	8,521千円	7,300千円		
根拠法令等				相模湖町産業振興事業補助金交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内商工業の育成振興を図るため、相模原商工会議所の運営事業費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 ・小規模事業経営支援事業 20,410千円 ・広報活動費 4,000千円 ・リニア建設促進事業 150千円 ・ビジョン策定 500千円 ・商店街販促支援事業 1,760千円 ・業種団体活性化支援事業 400千円 ・中小企業人材確保支援事業 340千円 ・TMO構想推進事業(橋本) 630千円 ・既存産業高度化支援事業 520千円 ・地域幹線道路網活性化事業 130千円 ・産業フェスティバル2004 1,170千円 ・優良従業員等表彰 590千円 ・さがみはらIT元気フェア2004 200千円 ・情報化推進研修事業 400千円 ・広域事業所照会システム 1,450千円</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原商工会議所 ・商工会議商法に基づく団体。 (商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)</p>	<p>【目的】 中小企業指導育成と地域経済の振興を目的とする町商工会の運営事業費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 ・小規模事業指導事業費 8,700千円 ・地域商業振興事業費 80千円 ・地域工業振興事業費 80千円 ・青年部助成金 60千円 ・女性部助成金 60千円 ・地域資源研究事業費 400千円 ・地域振興ビジョン推進事業費 160千円</p> <p>【公共的団体の概要】 城山町商工会 ・商工会法に基づく団体 (商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)</p>	<p>【目的】 町内商工業の発展のために町の商工行政の一躍を担う、津久井町商工会の運営費の一部を助成。</p> <p>【内容】 商工会運営費補助金 7,884千円 人件費補助 7,184千円 積算式：(人件費6名分・国庫補助金額)×50%</p> <p>トイレ改修工事補助 700千円 積算式：工事総額×30%</p> <p>補助団体 津久井町商工会 会長 関戸 昌邦 会員数 668名 内訳 商業 316 工業 318 特別会員 34 組織率 59.4%</p> <p>提案公募型商工振興事業補助金 637千円</p> <p>【目的】 中小企業者の自立を促し、多様化するニーズに応える。</p> <p>【内容】 自ら先進性及び独創性のある事業を提案してもらい商工振興上有益であると認められる事業に対して補助金を交付する。 補助率 30%~50% 限度額 20万円~50万円 補助対象 津久井町商工会 (津久井町内に事業所を起き10社以上で設立された団体)</p> <p>【公共的団体の概要】 津久井町商工会 ・商工会法に基づく団体 (商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)</p>	<p>【目的】 経営改善普及事業の経営指導を積極的にを行い、商工業者の経営基盤の安定に寄与する。</p> <p>【内容】 ・経営改善普及事業指導職員設置費 5,156千円(人件費) ・経営改善普及事業指導事業費 518千円(旅費・事務費) ・地域総合振興事業費 1,438千円(部会活動費) ・管理費 188千円(需用費)</p> <p>【公共的団体の概要】 相模湖町商工会 ・商工会法に基づく団体 (商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)</p>	商工会議所等への補助内容に相違がある。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	産業振興課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合					
事務事業番号	事務事業名						
9	工業団体育成事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課			
歳出予算額（平成16年度）	842千円						
根拠法令等							
会計の種類別	一般会計						
歳入予算額（平成16年度）	0千円						
関係団体・慣行	公共的団体						
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内中小企業の振興を図るため、工業者が組織した団体等の育成を相模原商工会議所に委託する。</p> <p>【内容】 ・経営管理者の育成 ・近未来技術研究会の育成 ・技術交流研究会の育成 ・工業団地連絡協議会の育成</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原商工会議所 ・商工会議商法に基づく団体。 (商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)</p>	該当なし	<p>【参考】 津久井町商工会工業部会にて同様な各種事業を実施。</p>	該当なし	課題なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 産業振興課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 中小企業経営相談事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	1,800千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内中小企業の振興を図るため、商工業の経営に係る相談事業を相模原商工会議所に委託する。</p> <p>【内容】 ・中小企業経営相談事業委託 (公認会計士、中小企業診断士等による経営・経理相談等)</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原商工会議所 ・商工会議商法に基づく団体。 (商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)</p>	該当なし	<p>【参考】 中小企業経営相談事業については商工会で実施。 平成15年度実績 ・事業名 地域中小企業経営資源強化対策事業 ・実施地域 津久井町、城山町、相模湖町、藤野町 ・期間 平成15年4月1日～平成16年3月31日 (24回)</p>	該当なし	課題なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 経済部会			相模原市の課等の名称 産業振興課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			廃止の方向で調整	
事務事業番号 11	事務事業名 優良従業員等表彰事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	129千円					
根拠法令等	相模原市優良事業所表彰要領 相模原市優良店舗表彰要領 相模原市商工業優良従業員表彰要領					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市の商工振興のため、経営の合理化、生産性の向上、勤労意欲の向上等に貢献した優良事業所、優良店舗、優良従業員を表彰し、市内産業の発展を図る目的で行っている。表彰対象者は商工会議所推薦で会議所表彰と合同開催。</p> <p>【内容】 対象者 ・優良事業所（工業） 3事業所 ・優良店舗（商業） 4店舗 ・優良従業員（商工） 各20名</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原商工会議所 ・商工会議所法に基づく団体。 (商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】 ・津久井町表彰条例あり 対象者 町への功績があった、個人及び各種団体等への表彰。</p>	該当なし	課題なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		産業振興課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
12	新事業創出促進事業（産業振興課分）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	相模原市青年起業家育成基金条例・相模原市青年アントレプレナー奨励金交付要綱・相模原市産学連携に係る研究者等誘致促進補助金交付要綱・首都圏南西地域産業活性化フォーラム運営委員会設置要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	1. 青年起業家育成事業 5,350千円 【目的】 優秀な技術や独創的なアイデアを生かし、新しく事業を起こそうとする青年に対し、起業するために必要な過程や課題克服を体験させるとに、秀でた提案を奨励することにより、起業家精神の醸成を図る。 【内容】 「青年アントレプレナービジネスプランコンテスト開催」 ・事業内容 ビジネスプランを募集し、審査を経て優れたプランには、起業へ向けた活動をするため奨励金を交付するもの。 ・対象者 18歳から29歳の青年で、市内在住、在勤または、学校教育法に定める学校に在学。 ・奨励金 最優秀賞（200万円）ほか 2. 中小企業新分野進出支援事業 16,632千円 【目的】 中小企業の新分野進出等に伴う技術、経営改善の相談を行い、市内産業の活性化を図る。 【内容】 ・相談業務を(株)さがみはら創造センターに委託 ・相談内容は技術相談、経営改善指導、経理相談など (株)さがみはら産業創造センター（SIC）概要 設立 平成11年4月 概要 創業や中小企業の新分野進出の支援を目的として、地域公団、市、地域企業等の出資により設立。インキュベーター事業、産学・企業間連携事業、人材育成事業等に取組んでいる。 3. 産学連携支援事業 20,829千円 【目的】 市内企業と大学など研究機関との産学連携の支援を行い、市内産業の振興を図る。 【内容】 産学連携推進アドバイザーの派遣 企業訪問により、大学研究機関との連携ニーズ等把握し、技術相談・コンサルティング等調整 産学連携セミナーの開催 市内企業の産学共同研究への意識の啓蒙普及等	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 産業振興課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 新事業創出促進事業（産業振興課分）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>地域資源ネットワーク活用事業委託 大学シーズ・企業ニーズ発掘調査等 産学連携に係る研究者等誘致促進事業 S I C入居大学等研究機関への一部経費を補助 特許情報アドバイザーの設置 特許に関する相談業務等</p> <p>4. 広域連携支援事業 1,995千円 首都圏南西地域産業活性化フォーラムの開催 【目的】 地域における企業・大学・支援機関・金融機関・行政機関等が一堂に集い、中小企業等の新技術・新製品開発や新分野進出などに繋がる新たな連携のための交流の場を提供。 【内容】 相模原・町田を中心に県央・津久井地域にわたるエリアを対象に年3回開催。（事務局相模原市）</p> <p>5. コミュニティビジネス推進事業 923千円 【目的】 コミュニティビジネスの新たな事業機会を創出推進し、地域経済の活性化に資することを目的とする。 【内容】 コミュニティビジネス起業意識調査 起業のための課題や必要な支援等についての調査 コミュニティビジネスフォーラム開催 普及や事業推進を図るため年1回開催。 仮称コミュニティビジネス協議会設立準備 支援機関や関係者連携のための組織設立準備</p> <p>6. 公共図書館ビジネス支援事業 923千円 【目的】 起業家の自立等や新事業の創出を図る。 【内容】 橋本図書館ビジネス支援コーナーを設置し、関連図書の貸出し、有料データベースによる情報提供、ビジネスコンサルティング（委託業務）等を実施。</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	産業振興課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
13	青年起業家育成基金積立金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳入予算額(平成16年度)	5,000千円					
根拠法令等	相模原市青年起業家育成基金条例					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市では新事業創出を重要な施策として位置付けており、市内産業の活性化を図るため、次代を担う若い世代を対象とした諸事業を展開することが肝要であると判断し、その財源を確保するための基金を平成12年4月1日に設置。</p> <p>【内容】 基金残高 26,028,112円(H16.3.31現在) 基金の用途 青年アントレプレナービジネスコンテスト 創業意欲が高く優れた事業プランを持つ青年に対して奨励金を支給することにより、新規開業促進し、市内産業の活性化を図ることを目的に開催。(年1回) ジュニアアントレ体験事業(子ども商人体験事業) 小学生から高校生を対象に「会社を起こすことから、原料の仕入れ、商品の製造、販売、決算まで」という経済の流れや商売の仕組みの疑似体験をとおして、子ども達に、「失敗を恐れず挑戦する心」「自分の考えで行動できる力」「チームワークの大切さ」「個人を評価し尊重する気持ち」「お金の大切さ」等を学んでもらうことを目的に開催。(年1回)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	産業振興課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
14	情報集積促進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	743千円	10千円	10千円			
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体			
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 情報集積促進事業 484千円</p> <p>【目的】 産業経済情報の集積を図る。</p> <p>【内容】 ・産業のまちネットワーク年会費負担金 ・TAMA協会年会費 ・県産業貿易振興協会負担金 ・日本貿易振興会年会費</p> <p>2. 中小企業受発注促進経費 259千円</p> <p>【目的】 市内中小企業の受注活動の側面支援を図るため、受注促進に係る事業を相模原商工会議所に委託する。</p> <p>【内容】 ・受発注企業交流会の開催 発注企業の外注政策等に関する情報収集と、受注企業の新規取引先の開拓の場とする。</p> <p>【公共的団体の概要】 （社）首都圏産業活性化協会（TAMA協会） 埼玉県南西部、東京都多摩地域、神奈川県中部の企業、大学、商工団体、行政などにより結成され、産学情報ネットワーク事業、研究開発促進事業、新規創業支援事業等を実施する公益法人。</p>	<p>1. 商工振興管理経費</p> <p>【目的】 産業経済情報の集積を図る。</p> <p>【内容】 ・TAMA協会年会費 10千円</p> <p>【公共的団体の概要】 （社）首都圏産業活性化協会（TAMA協会） 埼玉県南西部、東京都多摩地域、神奈川県中部の企業、大学、商工団体、行政などにより結成され、産学情報ネットワーク事業、研究開発促進事業、新規創業支援事業等を実施する公益法人。</p>	<p>1. 情報集積促進事業</p> <p>【目的】 産業経済情報の集積を図る。</p> <p>【内容】 ・TAMA協会年会費 10千円</p> <p>【公共的団体の概要】 （社）首都圏産業活性化協会（TAMA協会） 埼玉県南西部、東京都多摩地域、神奈川県中部の企業、大学、商工団体、行政などにより結成され、産学情報ネットワーク事業、研究開発促進事業、新規創業支援事業等を実施する公益法人。</p>	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		産業振興課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
15	工業集積促進事業					
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
歳入予算額(平成16年度)	産業振興課 941,515千円	経済課 50千円	産業経済課 300千円	産業環境課 50千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	【目的】 市内経済の活性化や雇用の創出を促進させるため、市内に新たな企業立地の促進を図る。 【内容】 工業地保全整備事業 (工業集積の促進を目的とする企業立地促進資金融資制度の原資を金融機関に預託する。) ・相模原市企業立地促進資金融資制度 931,182千円 ・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 280千円 ・テクノ相模協同組合共有施設等補助金 2,925千円 ・グリーンピア田名協同組合共有施設等補助金 5,703千円 テクノパイル田名企業立地推進事業 (田名塩田原地区(テクノパイル田名)への高度技術型企業の誘致を図る。) ・土地鑑定評価料 153千円 ・応募企業経営診断委託 5千円 ・地下水影響調査委託 800千円 ・除草作業委託料 220千円 【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会 ・企業誘致の計画的、効率的な展開を図るために、県内企業誘致活動を推進している都市で構成する協議会。構成員は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等	【目的】 町産業の活性化を図り、雇用の創出、町財源確保を図るため、産業集積拠点整備の促進を図る。 【内容】 ・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 50千円 【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会 ・企業誘致の計画的、効率的な展開を図るために、県内企業誘致活動を推進している都市で構成する協議会。構成員は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等	【目的】 企業誘致のための情報収集や各種調査により、企業の立地動向等を把握し、優良企業の立地促進を図る。 【内容】 ・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 50千円 【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会 ・企業誘致の計画的、効率的な展開を図るために、県内企業誘致活動を推進している都市で構成する協議会。構成員は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等	【目的】 企業誘致のための情報収集や各種調査により、企業の立地動向等を把握し、優良企業の立地促進を図る。 【内容】 ・神奈川県企業誘致促進協議会負担金 50千円 【公共的団体の概要】 神奈川県企業誘致促進協議会 ・企業誘致の計画的、効率的な展開を図るために、県内企業誘致活動を推進している都市で構成する協議会。構成員は神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市等	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		産業振興課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
16	中小企業国際活動支援事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	1,350千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 経済のグローバル化に対応し、本市の友好都市であるカナダ（トロント市）をはじめとする、市内中小企業の海外展開を支援するもの。</p> <p>【内容】 事業実施 （財）相模原市産業振興財団へ委託。</p> <p>【公共的団体の概要】 財団法人相模原市産業振興財団 設置目的 社会経済の国際化・情報化や技術革新に対応するため、産業振興に係る各種事業を行なうことにより、地域産業の健全な発展を図り、市内経済の活性化に寄与する団体。 設立者 相模原市、相模原商工会議所。</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】 津久井町はカナダのトレイル市と友好都市を結んでいる。</p>	該当なし	課題なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		産業振興課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>			
事務事業番号	事務事業名					
17	中小企業経営安定対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	2,370,974千円	10,633千円	2,439千円	25,212千円		
根拠法令等	相模原市中小企業融資規則・ 相模原市信用保証料補助規程・ 相模原市中小企業融資診断員設置要綱		津久井町中小企業金融対策資金貸付要綱・ 津久井町中小企業設備資金利子補給金交付要綱・ 津久井町信用保証料補助金交付要綱	相模湖町中小企業金融対策資金貸付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	融資制度管理システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中小企業の事業活動に必要な資金の融資を金融機関と協調して行なうことにより、市内中小企業の健全な発展及び振興を図る。</p> <p>【内容】 中小企業事業資金利子補給金 38,833千円 利用者の実質金利を下げるため表面金利との差額を金融機関に対して補給する。 小企業小口資金 融資利率2.4%以内のうち市負担率1.0% (本人負担1.4%以内) 対象者及び融資限度額 小企業者：1,000万円 環境整備支援金 融資利率2.4%以内のうち市負担率0.6% (本人負担1.8%以内) 対象者及び融資限度額 市の指導に添った公害防止施設等を設置する中小企業者：5,000万円 体質強化支援資金 融資利率2.4%以内のうち市負担率0.6% (本人負担1.8%以内) 対象者及び融資限度額 市の指導に添った公害防止施設等を設置する中小企業者：5,000万円 起業支援資金 融資利率3.4%以内のうち市負担率1.0% (本人負担2.4%以内) 対象者及び融資限度額 これから創業する個人または創業して1年未満の中小企業者：1,000万円 中小企業事業資金融資預託金 2,249,000千円 市が資金を金融機関へ預託し、低利な融資制度を実現する。 対象資金 中小企業振興費、環境整備支援資金、起業支援資金、小企業小口資金、体質強化支援資金 預託先 市融資制度取扱金融機関 5店舗 預託期間 H16.4.1～H17.3.31 預託金利 無利息 協調倍率 3.5倍</p>	<p>【目的】 中小企業が企業活動を行うための必要な資金を金融機関と協調して行い、町内中小企業の健全な発展を図る。</p> <p>【内容】 中小企業金融対策事業預託金 10,000千円 町が資金を金融機関へ預託し、低利な融資制度を実現する。 預託先 町融資制度取扱金融機関 3店舗 預託期間 H16.4.1～H17.3.31 預託金利 無利息 協調倍率 5倍 信用保証協会保証料補助金 235千円 町制度融資を利用し、県信用保証協会または、県農業信用基金協会の保証を行った場合、支払った保証料の一部を補助する。 補助率 1/3以内 補助金額 47,000円以内 中小企業事業資金融資事務費 398千円 中小企業経営安定対策事業を実施するための出金 県信用保証協会出金</p>	<p>【目的】 町内の中小企業者の事業活動の高度化と経営基盤の強化を促進する。</p> <p>【内容】 津久井町中小企業金融対策資金貸付 0円 ・該当なし ・本制度は、制度内容の検討を行い、平成12年度をもって当分の間休止としている。 津久井町中小企業設備資金利子補給金1,152千円 ・中小企業者が設備投資する際に支払った利子の一部を補給。 対象者：町内で1年以上継続して事業所を所有し、事業を営んでおり町税等を滞納していない中小企業者 補給率：30%～50% 限度額：10万円～15万円 平成15年度の実績：624千円(新規3件、継続17件) 津久井町信用保証料補助金 800千円 ・設備資金の融資を受ける際、神奈川県信用保証協会及び神奈川県農業基金協会に支払った信用保証料に対して補助 対象者：町内で1年以上継続して事業所を所有し、事業を営んでおり町税等を滞納していない中小企業者 補助額：10万円を限度に全額補給 平成15年度の実績：0件 中小企業事業資金融資事務経費 487千円 ・融資診断謝礼 該当なし ・金融のしおり印刷製本 該当なし ・県信用保証協会出金 487千円</p>	<p>【目的】 商工業における融資金利制度の充実と利用促進を図る。</p> <p>【内容】 中小企業金融対策資金貸付金 25,000千円 町が資金を金融機関へ預託し、低利な融資制度を実現する 対象資金 運転・設備資金 預託先 町融資制度取扱金融機関 3店舗 預託期間 H16.4.1～H17.3.31 預託金利 普通預金の金利 貸付利率 県中小企業融資制度の小企業の内、小規模企業資金の利率に連動するものとし、変動のあった時点の1ヶ月後から適用 協調倍率 5倍 県信用保証協会出損金 212千円 中小企業者の金融の円滑化に資するために、経営基盤の強化と保証能力の拡大を図る。</p>	<p>一部融資制度の内容に相違がある。また、相模原市は融資管理システムが導入されているが、3町にはない。 預託金の協調倍率の相違。 (津久井町は制度を休止) 利子補給の利率の相違。 (城山・相模湖町は制度なし)</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	産業振興課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>				
事務事業番号	事務事業名					
17	中小企業経営安定対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>相模原市信用保証料補助金 70,980千円 市中小企業融資制度利用者の信用保証料の負担の軽減を図るため、県信用保証協会への払込保証料の一部助成。支払われた保証料の70%以内（千円未満切り捨て）、15万円限度で補助。</p> <p>中小企業事業資金融資事務費 10,361千円 中小企業経営安定対策事業を実施するための各種事務費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資診断謝礼 ・金融のしおり印刷製本 ・県信用保証協会出金 <p>【電算システムの概要】 融資制度管理システム 融資事務を行っていくうえでの、融資利用者の個人データ管理ファイル。また、データを基に利子補給金や信用保証料補助金等の算出計算も行うシステム。</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い	経済部会			産業振興課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク			調整済の可否	
		A協議会 B幹事会 C専門部会			調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>				
事務事業番号	事務事業名					
18	中小企業景気対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	3,160,292千円					
根拠法令等	相模原市中小企業融資制度利子補給規則 相模原市中小企業融資規則 相模原市信用保証料補助規程 相模原市中小企業融資診断員設置要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	融資制度管理システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 景気の後退で経営環境が悪化している中小企業の事業活動に必要な資金の融資を金融機関と協調して行なうことにより、市内中小企業の健全な発展及び振興を図る。</p> <p>【内容】 景気対策特別融資利子補給金 100,733千円 利用者の実質金利を下げるため表面金利との差額を金融機関に対して補給する。 ・景気対策特別資金 融資利率2.2%以内のうち市負担率1.1%（本人負担1.1%以内）</p> <p>【電算システムの概要】 融資制度管理システム ・融資事務を行っていくうえで、融資利用者の個人データ管理ファイル。また、データを基に利子補給金や信用保証料補助金等の算出計算も行うシステム。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし ただし、金融機関等との調整を行っていく必要がある。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 産業振興課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 各種工業団体補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	800千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内工業団地協同組合等の運営の円滑化を図るため、運営費の一部を助成する。</p> <p>【内容】 各工業団地協同組合運営費等補助金 700千円 （@100千円×7工業団地協同組合） （社）神奈川県工業技術研修センター運営費等補助金 100千円</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】 町内の工業団地 金原工業団地（12社）</p>	該当なし	課題なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	産業振興課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>				
事務事業番号	事務事業名					
20	相模原市産業振興財団補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	77,974千円					
根拠法令等	民法第34条					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域産業の健全な発展及び経済の活性化を図るため、財団法人相模原市産業振興財団が実施する各種事業に対し助成するもの。</p> <p>【内容】 事業費 77,974千円 ・負担金、補助及び交付金 補助内容 事業 ・各種フェア、展示、国際経済セミナー等 ・経営向上促進事業 （国際経済交流支援事業等） ・情報提供事業 （インターネット、データベース事業、SOHO事業、調査研究事業等） 法人管理 ・派遣、嘱託職員及び事務所管理</p> <p>【公共的団体の概要】 財団法人相模原市産業振興財団 設置目的 社会経済の国際化・情報化や技術革新に対応するため、産業振興に係る各種事業を行なうことにより、地域産業の健全な発展を図り、市内経済の活性化に寄与する団体。 設立者 相模原市、相模原商工会議所。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	産業振興課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>				
事務事業番号	事務事業名					
21	産業会館の管理運営					
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
歳出予算額(平成16年度)	産業振興課 79,439千円	経済課	産業経済課	総務課 48千円		
根拠法令等	相模原市立産業会館条例・ 相模原市立産業会館条例施行規則					
会計の種類別	一般会計			一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円			0千円		
関係団体・慣行	公共的団体			公共的団体		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市立産業会館条例及び施行規則に基づき産業会館の管理運営等の適正な管理運営を図る。</p> <p>【内容】 産業会館の概要 設置目的 産業を振興し、及び市民の産業に対する理解を深める場を提供することにより、市内産業の健全な発展を図り、もって活気と賑わいのある豊かな都市の創造に寄与するために産業会館を設置。</p> <p>建物概要 名称「相模原市立産業会館」(H5年4月開館) 地上5階、地下2階 敷地面積 1,369㎡、建築面積 1,038㎡、延床面積 4,836㎡</p> <p>施設概要 1階 多目的ホール、事務室等 2階 展示室等 3階 大・小研修室、情報センター等 4階 国際商談室、懇談室等 5階 機械室等 地下1階 OA研修室等 地下2階 ビル管理事務室、機械室等</p> <p>管理運営 相模原商工会議所へ管理運営委託。 産業会館管理費等 ・施設賠償責任保険料 70千円 ・産業会館管理運営業務委託料 77,019千円 ・産業情報センター運営委託料 2,350千円</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原商工会議所 ・商工会議法に基づく団体。 (商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼って社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 産業会館の設置目的に寄与するため、適正な管理運営を図る。</p> <p>【内容】 産業会館概要 設置目的 産業振興の総合拠点及び地域活性化を推進するため建設。</p> <p>建物概要 名称「相模湖町産業会館」(S47年1月開館) 鉄筋コンクリート造、地上3階 敷地面積 町本庁舎敷地(4,963.35㎡)内設置 建築面積 158.30㎡ 延床面積 444.30㎡</p> <p>施設概要 1階(158.30㎡)倉庫、車庫、運転手控え室 2階(143.00㎡)事務室、ホール 3階(143.00㎡)会議室、ホール、倉庫</p> <p>施設詳細 ・1階部分は、町公用車の駐車場及び倉庫、運転手控え室として使用 ・2階部分は相模湖町商工会事務所として使用 ・3階部分は大会議室(50人規模程度)、小会議室(20人規模程度)、ホール</p> <p>管理運営 ・基本的に町管理(行政財産)であるが、目的外使用許可(無償)を受け、相模湖町商工会が実質管理運営を行っている。 産業会館管理費等 ・建物共済分担金 16千円(町全額負担) ・上下水道料 108千円(うち町3割負担32千円) ・光熱費 350千円(商工会全額負担) 上下水道は、産業会館の外部水道を町公用車の洗車に使うなどするので、産業会館水道料金の3割を町が負担し、7割を商工会が負担するという申し合わせによる。 また、建築物の修繕(商工会の事務的需用によるものではなく、あくまで貸主が対応すべき範囲)は町が負担する形となっている。</p> <p>【公共的団体の概要】 相模湖町商工会 ・商工会法に基づく団体 (商工会は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている団体)</p>	管理運営等に相違がある。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 産業振興課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 22	事務事業名 事業協同組合等の設立認可等					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	中小企業等協同組合法・ 中小企業団体の組織に関する法律・ 商店街振興組合法	中小企業等協同組合法・ 中小企業団体の組織に関する法律	中小企業等協同組合法・ 中小企業団体の組織に関する法律・ 商店街振興組合法	中小企業等協同組合法・ 中小企業団体の組織に関する法律・ 商店街振興組合法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 県から平成10年度に権限委譲され、根拠法令、通達に基づき事業実施しているもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立認可事務 ・定款変更認可事務 ・決算関係書類 受理 ・役員変更届 受理 ・解散届 受理 ・休眠組合の整理事務 ・所管組合数 事業協同組合：5 1 企業組合：1 商店街振興組合：6 	<p>【目的】 県から権限移譲され、根拠法令、通達に基づき事業実施しているもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立認可事務 ・定款変更認可事務 ・決算関係書類 受理 ・役員変更届 受理 ・解散届 受理 ・休眠組合の整理事務 ・所管組合数 事業協同組合：2 	<p>【目的】 県から平成10年度に権限移譲がされ根拠法令、通達に基づき事業実施しているもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立認可事務 ・定款変更認可事務 ・決算関係書類受理 ・役員変更届受理 ・解散届受理 ・休眠組合の整理事務 ・所管組合数 事業協同組合 5組合 企業組合 1組合 	<p>【目的】 県から平成10年度に権限委譲され、根拠法令、通達に基づき、事業実施しているもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立認可事務 ・定款変更認可事務 ・決算関係書類 受理 ・役員変更届 受理 ・解散届 受理 ・休眠組合の整理事務 ・所管組合数 事業協同組合：2 協業組合：1 	課題なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 産業振興課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 23	事務事業名 工業地域等における住宅開発の指導					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円					
根拠法令等	相模原市工業地域等における住宅開発指導要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 工業系産業用地の保全及び良好な生産環境と居住環境の調和を図る。</p> <p>【内容】 良好な生産環境と居住環境の調和を図るため、工業地域及び準工業地域において、500㎡以上の住宅建築を目的とした開発行為を行おうとする場合に、自粛要請・緩衝帯設置等の指導を行っている。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		産業振興課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
24	工場立地法に規定する届出、勧告等					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	産業振興課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	工場立地法	工場立地法	工場立地法	工場立地法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成11年度、神奈川県の特許移譲により、工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場の新設の際の届出の受理(法第6条) ・特定工場の定義が拡大された後の最初の変更時の届出の受理(法第7条) ・特定工場の変更の際の届出の受理(法第8条) ・届出をした者に対する勧告(法第9条) ・勧告に係る事項の変更命令(法第10条) ・実施の制限期間の短縮(法第11条) ・氏名等の変更の届出(法第12条) ・地位を承継した場合の届出(法第13条) ・昭和49年6月28日以前からあるいわゆる既存工場の最初の変更時の届出受理(工場立地の調査等に関する法律の一部改正する法律附則第3条) 	<p>【目的】 平成11年度、神奈川県の特許移譲により、工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場の新設の際の届出の受理(法第6条) ・特定工場の定義が拡大された後の最初の変更時の届出の受理(法第7条) ・特定工場の変更の際の届出の受理(法第8条) ・届出をした者に対する勧告(法第9条) ・勧告に係る事項の変更命令(法第10条) ・実施の制限期間の短縮(法第11条) ・氏名等の変更の届出(法第12条) ・地位を承継した場合の届出(法第13条) ・昭和49年6月28日以前からあるいわゆる既存工場の最初の変更時の届出受理(工場立地の調査等に関する法律の一部改正する法律附則第3条) 	<p>【目的】 平成11年度、神奈川県の特許移譲により、工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場の新設の際の届出の受理(法第6条) ・特定工場の定義が拡大された後の最初の変更時の届出の受理(法第7条) ・特定工場の変更の際の届出の受理(法第8条) ・届出をした者に対する勧告(法第9条) ・勧告に係る事項の変更命令(法第10条) ・実施の制限期間の短縮(法第11条) ・氏名等の変更の届出(法第12条) ・地位を承継した場合の届出(法第13条) ・昭和49年6月28日以前からあるいわゆる既存工場の最初の変更時の届出受理(工場立地の調査等に関する法律の一部改正する法律附則第3条) 	<p>【目的】 平成11年度、神奈川県の特許移譲により、工場立地法に規程する届出、勧告等を行うもの。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定工場の新設の際の届出の受理(法第6条) ・特定工場の定義が拡大された後の最初の変更時の届出の受理(法第7条) ・特定工場の変更の際の届出の受理(法第8条) ・届出をした者に対する勧告(法第9条) ・勧告に係る事項の変更命令(法第10条) ・実施の制限期間の短縮(法第11条) ・氏名等の変更の届出(法第12条) ・地位を承継した場合の届出(法第13条) ・昭和49年6月28日以前からあるいわゆる既存工場の最初の変更時の届出受理(工場立地の調査等に関する法律の一部改正する法律附則第3条) 	課題なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 経済部会			相模原市の課等の名称 産業振興課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			廃止の方向で調整	
事務事業番号 25	事務事業名 中小企業経営革新支援事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	産業振興課					
歳出予算額（平成16年度）	10,240千円					
根拠法令等	相模原市中小企業研究開発補助金交付要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 中小企業が自ら行なう新製品・新技術等に関する研究開発に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の技術研究開発を促進し、中小企業の技術力向上を図る。</p> <p>【内容】 事業内容 ・対象 市内で1年以上継続して操業し、単独または共同で新技術、新製品開発等の研究開発を行なっている市内中小企業者 ・補助率及び補助金額 研究開発に要する経費の1/2以内で200万円を限度 ・補助機関及び採択件数 最大2カ年度/3件程度 ・選考方法 相模原市中小企業研究開発補助金審査会にて審査を行う。 事業費内訳 ・報償費 240千円 審査会謝礼 ・負担金、補助及び交付金 10,000千円 中小企業研究開発補助金</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 商業観光課																
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了																
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整																		
事務事業番号 9	事務事業名 商業地形成事業																				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針															
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課																	
歳出予算額（平成16年度）	20,911千円																				
根拠法令等	相模原市商業地形成事業補助金交付要項																				
会計の種類別	一般会計																				
歳入予算額（平成16年度）	9,928千円																				
関係団体・慣行																					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等																				
事務事業の別	特定財源																				
電算システム名																					
備考1																					
備考2																					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活環境の向上と地域商業の振興を図るため、活気にぎわいのある商業地づくりを推進する。</p> <p>【対象】 「さがみはら産業振興ビジョン」を基本として、それぞれの地区ごとに策定した基本計画・整備計画等の整備を対象とする。</p> <p>【内容】 商店街振興計画策定補助 商店街環境整備事業補助（アーチ、アーケード、街路灯、カラー舗装、モニュメント、駐車場施設等） *「商業地形成事業」は、法人化団体を補助対象としている。 *任意団体の商店会が環境整備事業を行う場合には、「商店街近代化事業補助金」の補助メニューを活用する。 商店街共同施設整備補助（組合事務室等） 融資資金利子補給・信用保証料補助 まちづくり協議会の運営費補助 商業地形成事業融資制度</p> <p>【平成16年度予算額】 商店街環境整備事業補助金 10,318千円 街路灯設置20基、壁面後退部分カラー舗装整備 融資資金利子補給・信用保証料補助 65千円 まちづくり協議会の運営費補助 600千円（100千円×6団体） 商業地形成事業融資預託金 9,928千円（元金収入として同額の歳入あり）</p> <p>【特定財源の概要】 商業地形成事業融資預託金元金収入 9,928千円</p> <p>【参考】 商店会数 = 67、会員数 = 2,519 大型小売店舗数 = 70、売場面積 = 365,150㎡ 数年以内に環境整備を予定している商店街 = 該当なし</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 商店会数0、会員数 = 528（商工会会員数） 大型小売店舗数 = 5、売場面積17,826㎡ 数年以内に環境整備を予定している商店街 = 該当なし</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 商店街・商店連盟（4団体）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>会員数</th> <th>店舗数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野商店連盟</td> <td>19</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央商工連盟</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>串川商和会</td> <td>17</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>鳥屋商工連合会</td> <td>51</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table> <p>商店街街路灯組合 名称 中野商店街街路灯組合（70本所有） 中央街路灯組合（86本所有） 大規模小売店 3店舗 売場面積 5,211㎡</p>	名称	会員数	店舗数	中野商店連盟	19	19	中央商工連盟	80	80	串川商和会	17	17	鳥屋商工連合会	51	51	<p>該当なし</p> <p>【参考】 商店街 名称 与瀬商栄会 会員数 32 店舗数 32 *但し、店舗数は全部で43店舗ある。</p>	課題なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>
名称	会員数	店舗数																			
中野商店連盟	19	19																			
中央商工連盟	80	80																			
串川商和会	17	17																			
鳥屋商工連合会	51	51																			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 中心市街地活性化事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	24千円					
根拠法令等	中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 橋本駅周辺地区、相模原駅周辺地区、相模大野駅周辺地区を市の中心商業地として位置付け、高度な都市機能の集積と活気にぎわいのある商業地づくりを推進する。</p> <p>【内容】 橋本駅周辺では、多くの来街者でにぎわう中心市街地の形成に向け、「相模原市中心市街地活性化基本計画」と商業ソフト戦略を進めるため、商工会議所が策定したTMO構想に基づき、地元事業者や住民、商工会議所等が一体となって、市街地整備や商業の活性化を推進している。</p> <p>また、平成13年度には橋本地区に次ぐ2地区目とし、相模大野地区における中心市街地活性化基本計画を策定した。</p> <p>本事業は、事業者や住民、開発関係団体、TMO、行政等の関係者を構成員として設置した「中心市街地活性化推進連絡協議会」の開催に係る会議費等の経費である。</p> <p>なお、橋本駅周辺地区のTMOの運営活動経費については、商工会議所補助金として別途に予算化している。（平成16年度 650千円）</p> <p>【平成16年度予算額】 会議開催経費（会場費、賄い） 24千円</p> <p>【参考】 中心市街地活性化基本計画の策定を今後計画している地域 = なし</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	商業観光課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>					
事務事業番号	事務事業名						
11	商店街振興支援事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課			
歳出予算額(平成16年度)	34,648千円		60千円				
根拠法令等	相模原市商店街近代化事業補助金交付要項						
会計の種類別	一般会計		一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円				
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等				
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 商店街の近代化を図るため、商店街街路灯の電気料や共同駐車場の維持費、環境整備事業等に対し助成する。</p> <p>【対象】 商店会組織 公衆浴場</p> <p>【内容】 商店街環境整備事業補助金(アーチ、アーケード、街路灯、カラー舗装、モニュメント等) *任意団体の商店会が環境整備事業を行う場合には、「商店街近代化事業補助金」の補助メニューを活用する。 *「商業地形成事業」は、法人化団体を補助対象としている。 商店街共同駐車場整備維持補助金(賃借料の40%を補助) 商店街街路灯電気料補助金(電気料の70%を補助) 市営自動車駐車場回数券商店街共同購入事業補助金(購入額の30%を補助) 商店街街路灯修繕費補助金(修繕料の30%を補助) 公衆浴場設備整備費補助金(県との協調補助-県補助1/2、市補助1/4)</p> <p>【平成16年度予算額】 商店街共同駐車場整備維持補助金 7,638千円 商店街街路灯電気料補助金 21,430千円 市営自動車駐車場回数券商店街共同購入事業補助金 1,450千円 商店街街路灯修繕費補助金 1,000千円 公衆浴場設備整備費補助金 3,130千円</p> <p>【参考】 商店会数 = 67、会員数 = 2,519 大型小売店舗数 = 70、売場面積 = 365,150㎡ 数年以内に環境整備を予定している商店街 = 該当なし 借地の商店街共同駐車場の数、賃借料の概算 合計 = 8 駐車場、19,000千円 商店街街路灯の本数合計 = 約 2,800 基 公衆浴場の数 = 11 軒</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 商店会数 = 0、会員数 528 (商工会会員数) 大型小売店舗数 = 5、売場面積 = 17,826 ㎡ 数年以内に環境整備を予定している商店街 = 該当なし 借地の商店街共同駐車場の数、借地料の概算 = 該当なし 防犯灯 1693基 (環境防災課所管) 街路灯 77基 公衆浴場の数 = 該当なし</p>	<p>【目的】 商店街街路灯の維持管理費補助。</p> <p>【内容】 中野商店街街路灯組合補助金 30千円 (70本所有) 中央街路灯組合 30千円 (86本所有)</p>	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 商業観光課																
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了																
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整																
事務事業番号 12	事務事業名 商店街活性化事業補助金																				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針															
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課																	
歳出予算額(平成16年度)	29,631千円																				
根拠法令等	相模原市商店街活性化事業補助金交付要綱																				
会計の種類別	一般会計																				
歳入予算額(平成16年度)	1,200千円																				
関係団体・慣行																					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等																				
事務事業の別	特定財源																				
電算システム名																					
備考1																					
備考2																					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 商店街の活性化を図るため、商店街が自ら取り組むソフト事業、空き店舗活用事業、イベント事業などに対して助成する。</p> <p>【対象】 市内商店会組織</p> <p>【内容】 商店街ステップアップ事業補助金 (ソフト事業が対象、事業費の50%を補助) 空き店舗活用事業補助金 (賃借料の30%を補助) 商店街イベント事業補助金 (イベント開催経費の一部を補助) アドバイザー派遣事業 (商店街活動を助言する専門家を派遣) 個店の魅力アップ講座の開催経費 (商工会議所に事業委託)</p> <p>【平成16年度予算額】 商店街ステップアップ事業補助金 6,385千円 空き店舗活用事業補助金 9,351千円 商店街イベント事業補助金 11,095千円 アドバイザー派遣事業 1,800千円 個店の魅力アップ講座の開催経費 1,000千円</p> <p>【特定財源の概要】 空き店舗活用事業補助分として国庫補助金 1,200千円の歳入がある。</p> <p>【参考】 商店会数 = 67、会員数 = 2,519 新たなソフト事業実施を検討している商店街数 = 11団体 商店街内にある空き店舗数 = 124店舗 商店街が実施しているイベント数 = 約50イベント 事業費が300万円を超える商店街イベント = みなはし味彩まつり300万円、高校通り夏まつり350万円、相模台夏祭り590万円、ふちのべ銀河まつり570万円</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【参考】 商店街・商店連盟(4団体)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>会員数</th> <th>店舗数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中野商店連盟</td> <td>19</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央商工連盟</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>串川商和会</td> <td>17</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>鳥屋商工連合会</td> <td>51</td> <td>51</td> </tr> </tbody> </table>	名称	会員数	店舗数	中野商店連盟	19	19	中央商工連盟	80	80	串川商和会	17	17	鳥屋商工連合会	51	51	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。
名称	会員数	店舗数																			
中野商店連盟	19	19																			
中央商工連盟	80	80																			
串川商和会	17	17																			
鳥屋商工連合会	51	51																			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 商業実態調査事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	4,043千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	114千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 さがみはら産業振興ビジョンに基づく市内の商業振興施策に関する基礎資料及び事業者等が活用できる資料として、市内商業地における通行量調査、買物行動調査、経営者意識調査等を行う。平成16年度は、来街者調査を実施する。</p> <p>【内容】 来街目的、街への要望などを聞き取り調査する。調査は、商工会議所に委託する。調査報告書、概要書をそれぞれ300部作成し、商店街や関係団体に配布するほか、行政資料として販売している。</p> <p>【平成16年度予算額】 商工会議所への委託料 4,043千円</p> <p>【特定財源の概要】 調査報告書の販売として114千円の歳入あり</p> <p>【参考】 定期的実施している商業関係の調査 = 市内商業地における通行量調査、買物行動調査、経営者意識調査、来街者調査</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 買物公園道路維持管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	5,183千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原西門商店街に設置した買物公園道路(愛称:グリーンプラザさがみはら)内の街路灯、公衆トイレ、噴水等の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 街路灯、公衆トイレ、噴水等の維持管理(光熱水費、保守点検、清掃、修繕など)</p> <p>【平成16年度予算額】 5,183千円</p> <p>【参考】 買物公園の概要 ・面積 17,550㎡ ・整備年度 S57 ・施設 - 街路灯、公衆トイレ、噴水、時計塔、モニュメント</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 15	事務事業名 商業団体育成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	2,470千円					
根拠法令等	相模原市商業団体等活動促進事業補助金交付要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 商業団体の運営の向上と活動促進を図るため、運営費及び活動費に対し助成する。</p> <p>【内容】 法人化された商店街振興組合、商店街協同組合に対して運営費の補助を行う。 相模原市商店会連合会に対して運営費及び活動費の補助を行う。</p> <p>【平成16年度予算額】 法人化組合 1,650千円(設立後10年以上@100千円×15団体、10年未満@150千円×1団体) 相模原市商店会連合会 820千円(運営費100千円、活動費720千円)</p> <p>【参考】 法人化された商店街団体数 = 設立後10年以上15団体、10年未満1団体</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
16	新事業創出促進事業（商業観光課分）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	20,583千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	3,000千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 新規事業に進出しようとする事業者の支援や将来の産業を担う人材育成による商業の活性化を図る。</p> <p>【内容】 チャレンジショップ支援事業 商業系ベンチャーの育成と商店街の活性化を図るため、商店街の空き店舗を使って、独創的なアイデアで新規事業や新分野に進出しようとする意欲ある事業者を支援する。店舗の改装費と賃借料の一部を奨励金として支援する。 子ども商業体験事業 将来の産業を支える人材育成と商業の活性化を図ることを目的に、「会社を起こすことから、原料の仕入れ、商品の製造、販売、決算まで」という経済の流れや商売の仕組みを楽しく疑似体験する「さがみはら子どもアントレプレナー体験事業」を開催するための経費に対して助成する。</p> <p>【平成16年度予算額】 チャレンジショップ支援事業奨励金等 17,583千円 子ども商業体験事業補助金 3,000千円</p> <p>【特定財源の概要】 子ども商業体験事業への充当分として民間からの寄付を財源とする青年起業家育成基金からの繰入金として3,000千円の繰入あり</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
17	市民まつり開催事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	8,976千円	2,700千円	2,000千円	700千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ふるさとづくりの中心行事として、市民参加による手作りのまつりである「市民まつり」を開催する。</p> <p>【内容】 相模原市民校(若葉)まつり 昭和49年に、市制施行20周年を記念し市民のふるさとづくりをテーマに、市役所前通りの桜並木を生かし始められた市民参加を中心としたまつりで、毎年4月上旬(若葉のときは5月上旬)に、市民の手づくりによる催し物やパレードなどが2日間にわたり盛大に行われる。</p> <p>事業費(負担金) 8,976千円</p> <p>平成16年度開催内容 名称 相模原市制50周年記念 第31回相模原市民校まつり 開催日 平成16年4月3日(土)・4日(日) 会場 市役所さくら通り 観客数 2日間延べ 31万5千人 (平成15年度 34万5千人) (平成14年度 38万人) (平成13年度 40万人) 参加団体数 77団体 パレード 28団体 行事 266団体(232行事) 主催 相模原市民まつり実行委員会 (構成団体...相模原市、自治会連合会、商工会議所、警察署 ほか)</p>	<p>【目的】 町民相互の協力により、地域の郷土意識を通し、産業・文化・コミュニティ等の活動が一体となって、ふれあいの場を創り上げることにより、郷土意識の高揚を図るため「もみじまつり」を開催する。</p> <p>【内容】 もみじまつり 昭和49年に観光産業まつりとして開催され、翌50年からは、町の木であるもみじをまつりの名称にし、町内全域のまつりとして毎年10月中旬に開催。</p> <p>事業費(負担金) 2,700千円</p> <p>平成16年度開催内容 名称 第28回もみじまつり 開催日 平成16年10月17日(日) 会場 原宿公園 観客見込数 15,000人 (平成15年度観客数 13,500人) (平成14年度観客数 12,000人) (平成13年度観客数 10,000人) 参加団体数 77団体 主催 城山町もみじまつり実行委員会 (構成団体...城山町、自治会連合会、商工会、観光協会、商工経済同友会、小中学校校長会 ほか)</p>	<p>【目的】 町民相互のふれあいと産業振興を図ることを目的に「津久井やまびこ祭り」を開催する。</p> <p>【内容】 平成16年度開催内容 ・開催予定日 平成16年10月24日(日) 事業費(補助金) 2,000千円</p> <p>【参考】 平成15年度開催内容 名称 第18回津久井やまびこ祭り 総事業費 3,752千円 主催 津久井町商工会青年部 事務局 津久井町商工会 開催日 平成15年10月29日(日) (例年10月の第4日曜に開催) 来場者数 約27,000人 参加団体数 88団体 内容 各種個店、ステージ発表、フリーマーケット、室内展示など</p>	<p>ふれあい広場</p> <p>【目的】 町民相互のふれあいが少なくなっている現状を踏まえて、「町民相互のふれあいの場」を提供し、また、町内産業の振興・地域PR・観光開発・特産品開発等の「まちおこし」を考えていく。</p> <p>【内容】 ・補助金 700千円 (内訳) イベント関係 14千円 ステージ関係 109千円 会場設備関係 326千円 広報関係 167千円 事務局経費 84千円</p> <p>【参考】 平成15年度開催内容 商工会が中心となり実行委員会形式で運営されている。 ・名称 第15回相模湖ふれあい広場 ・開催日 平成15年10月5日(日) ・観客数 3,000人 ・参加団体 40団体</p>	<p>・開催時期の相違がある。 ・3町のまつりは「相模原市観光振興計画」に基づく位置付けがない。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、3町のまつりは「相模原市観光振興計画」に基づき位置付けを行う。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	商業観光課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
17	市民まつり開催事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】						

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
18	観光宣伝事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	1,798千円	465千円	184千円	2,602千円		
根拠法令等				県観光地入込観光客調査実施要領		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 行事会場となる相模川河川敷の整地やイベントで必要となる備品の購入、イベント打合せ会場の使用などにより観光事業の充実を図るとともに、本市観光のPRを積極的に展開する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費 250千円 ・施設使用料 838千円 ・会場整地費用 200千円 ・県への負担金 370千円 ・新堀用水路を愛する会への補助金 140千円 	<p>【目的】 各種新聞、旅行情報誌等のマスコミを利用し、本町の観光行事、施設の知名度を高め、観光誘客の促進を図るとともに、各種団体に負担金等を交付する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役務費(広告料)8社 361千円 ・県観光協会負担金 30千円 ・県観光振興対策協議会負担金 30千円 ・郡観光振興対策協議会負担金 44千円 	<p>【目的】 観光振興の遂行、及び観光宣伝の展開を図るため、各種団体に負担金等を交付。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告料 32千円 ・県観光協会負担金 70千円 ・県観光振興対策協議会負担金 30千円 ・郡観光振興対策協議会負担金 52千円 	<p>【目的】 各地区で行われる観光行事・イベント等の新聞、雑誌へのPR及びガイドマップ等の作成。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費(つり大会・写生大会) 21千円 ・需用費(ガイドマップ・リーフレット等) 1,093千円 ・委託料(道しるべ設置委託料) 450千円 ・工事請負費(駅前アーチ塗装) 666千円 ・負担金補助(観光協会観光宣伝負担金及び交付金) 300千円 <p>観光地入込観光客調査事業</p> <p>【目的】 観光宣伝事業での基礎データ作成。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 72千円 ・町内3ヶ所(年4回)調査を実施 	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い		経済部会	商業観光課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号	事務事業名					
19	キャンプ場管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	17,205千円		153千円			
根拠法令等	相模原市営キャンプ場管理運営要綱		津久井町立青野原森林総合利用施設の設置及び管理に関する規程			
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	3,360千円		113千円			
関係団体・慣行	公共的団体		公共的団体			
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内に2ヶ所あるキャンプ場（上大島・望地弁天）の管理運営事業</p> <p>【内容】 事業費 ・施設修繕料 200千円 ・電話料 150千円 ・保険料 119千円 ・委託料（市観光協会へ委託） 14,040千円 ・土地賃借料 831千円 ・管理棟賃借料 1,865千円</p> <p>利用状況 15年度実績 60,187人 ・上大島 55,530人 ・望地弁天 4,667人 14年度実績 63,413人 ・上大島 57,376人 ・望地弁天 6,037人 13年度実績 55,289人 ・上大島 48,815人 ・望地弁天 6,474人</p> <p>管理運営、ゴミ清掃等の委託先（相模原市観光協会に委託し、以下のとおり再委託） 上大島・・・大島観光協会 望地弁天・・・陽原白寿会</p> <p>利用者協力金制度導入 ・平成16年7月1日から（キャンプ場利用者に運営費の内、清掃費や光熱水費などの実費相当分を負担していただき、より高いサービスを提供するもの。） 協力金徴収（徴収単位を10人とし、1から10人までが1,000円、以後10人増すごとに1,000円追加。）</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原市観光協会の概要 ・相模原市の観光振興を推進する団体。</p>	該当なし	<p>【目的】 町内（青野原地区）にあるオートキャンプ場の管理運営事業</p> <p>【内容】 事業費 ・火災保険料 40千円 ・土地賃付料 113千円 （青野原オートキャンプ場組合より町を経由して土地所有者へ）</p> <p>利用状況 平成15年度実績 ・利用台数 9,364台 ・利用人数 27,146人 平成14年度実績 ・利用台数 13,084台 ・利用人数 35,685人 平成13年度実績 ・利用台数 12,982台 ・利用人数 37,818人</p> <p>管理運営委託 青野原オートキャンプ場組合へ無償委託 管理内容 ・管理棟（事務室、管理室、倉庫、シャワー室） ・便所棟 ・炊事棟（炊事施設、調理施設） ・遊歩道施設（林間歩道、休憩施設、ベンチ）</p> <p>利用料（通行料及び清掃料として組合が独自徴収） 通行料 ・大型1台 2,000円 ・マイクロ1台 1,000円 ・普通車1台 500円 ・バイク1台 100円</p> <p>清掃料 ・大人1名 300円 ・子供1名（小学生以上） 100円</p> <p>【公共的団体の概要】 青野原オートキャンプ場組合 目的 この組合は新林業構造改革事業（昭和61年度計画指定、昭和62年度から平成3年度実施）に基づき実施した森林総合利用促進</p>	該当なし	<p>・津久井町のオートキャンプ場は、町が民間から借り上げ、地元の「青野原オートキャンプ場管理組合」に管理委託している。</p> <p>・管理棟、トイレ等は町で設置し、普通財産として使用貸借している。補助金を受けているが期限が未到来（木造施設で26年だが17年経過）。</p>	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	商業観光課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク		調整済の可否		
		A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整		
事務事業番号	事務事業名					
19	キャンプ場管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】			<p>事業の趣旨を尊重し事業の成果をより発揮させ林業経営の健全な発展と林業所得の向上を図ることを目的とする。</p> <p>事業内容 青野原オートキャンプ場の利用促進、管理運営に関すること。</p> <p>役員 理事13人（内 組合長1名、副組合長2名） 監事 2人</p> <p>組合員の資格</p> <p>(1) 青野原地域の居住者（但し各世帯1人を限度とする。</p> <p>(2) 青野原地域に居住し観光事業経営を希望する個人で本組合に参加しようとするもの。</p>			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
20	キャンプ場用地購入事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	9,350千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成15年度に再整備を行った望地弁天キャンプ場の敷地の内にある借用地の一部(駐車場部分)を取得するもの。</p> <p>【内容】 ・収入印紙代 12千円 ・土地購入費 9,338千円</p> <p>【所在】 ・面積 747㎡ ・場所 市内田名5835-13、5835-46</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	商業観光課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
22	観光事業補助金						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課			
歳出予算額（平成16年度）	21,532千円			3,500千円			
根拠法令等							
会計の種類別	一般会計			一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円			
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等			補助金/交付金等			
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 伝統ある観光行事の保存、発展を図るとともに、市民に憩いのひとときを提供する。</p> <p>【内容】 負担金、補助金 21,532千円 (内訳) ・泳げ鯉のぼり相模川 2,640千円 ・相模の大凧まつり 3,472千円 ・上溝夏祭り 3,145千円 ・相模原納涼花火大会 6,107千円 ・橋本七夕まつり 6,168千円</p> <p>泳げ鯉のぼり相模川 昭和63年に子供たちのたくましく立派な成長を願い始められ、人と人の出会いとふれあいの場の提供と子供たちに夢や想い出を与えるものとして4月29日～5月5日のゴールデンウィーク期間中に開催。相模川に5本のワイヤーを渡し約1,200匹の鯉のぼりが群泳する姿は、まさに勇壮。</p> <p>・開催日 平成16年4月29日～5月5日 ・会場 相模川高田橋上流 ・主催 泳げ鯉のぼり相模川実行委員会 (観客数 H13 41万人、H14 47万人、H15 51万人、H16 38万人)</p> <p>相模の大凧まつり 5月4、5日に新磯地区で行われる江戸時代から続く伝統行事で、最大で一辺の長さ8間(約14.5m)もある「相模の大凧」が春風に乗り大空に舞い上がる壮観さは、まさに日本一。(昭和52年に「かながわの民俗芸能50選」、昭和57年に「かながわのまつり50選」に選ばれ、また平成3年には関東の大凧揚げ習俗として、国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されている。)</p> <p>・開催日 平成16年5月4日・5日 ・会場 新磯地区 新戸スポーツ広場 他 ・主催 相模の大凧まつり実行委員会 (観客数 H13 万人、H14 7万5千人、H15 8万、H16 4万3千人)</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 (再掲、商業観光課事務事業番号23番)</p> <p>【目的】 城山町の地域活性化及び観光振興対策のため各種イベントや団体を支援することにより、古くから伝わる文化の保存や町民の郷土意識を高める。</p> <p>【内容】 小倉橋ライトアップ事業 昭和63年に小倉橋が設立50周年を迎えたのを記念して、町商工会青年部が「創ろう魅力あるふるさと城山」をテーマに小倉橋をライトアップ事業がはじまった。また、平成7年度までは、ライトアップ事業と併せて、花火大会やサマーコンサートを実施していたが、8年度以降はライトアップのみを実施。</p> <p>・開催日 平成16年7月17日～8月21日 ・会場 小倉橋下流 ・主催 城山町商工会青年部</p> <p>(さくらまつりフリーマーケット 4月の第1土曜日に津久井湖畔において津久井町観光協会と共催により実施する「津久井湖さくらまつり」会場において催し物の一つとして実施。</p> <p>・開催日 4月3日 ・会場 津久井湖畔 水の苑地 ・主催 城山町商工会青年部</p> <p>きくまつりフリーマーケット 11月3日(文化の日)に城山町観光協会が実施するきくまつり会場において、催し物の一つとして実施。</p> <p>・開催日 11月3日 ・会場 川尻八幡宮 ・主催 城山町商工会青年部</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 (再掲、商業観光課事務事業番号24番)</p> <p>津久井町については、観光事業に対する補助金は交付していません。観光協会に補助金600千円を交付し観光事業を行っています。</p> <p>・津久井湖さくらまつり事業費補助 500千円 ・観光センターまつり事業費補助 100千円</p> <p>津久井湖さくらまつり</p> <p>【目的】 桜の名所である津久井湖周辺の「桜」をテーマとした「さくらまつり」を通じて観光展示や特産品販売を行うことにより、交流型観光振興を図る。</p> <p>【内容】 本年度7回目を迎えた「さくらまつり」は県立津久井湖城山公園の花の苑地・水の苑地を会場に津久井町観光協会・城山町観光協会で行う委員会を組織し、毎年4月上旬開催。地域特産物展、ステージイベント等が盛大に行われた。</p> <p>・総事業費 4,467千円 ・名称 第7回津久井湖さくらまつり ・開催日 平成16年4月3日(土)</p> <p>津久井湖観光センターまつり</p> <p>【目的】 交流型観光の振興に努める。</p> <p>【内容】 ・農産物・特産物展の販売、地元芸能の披露、「津久井百景」フォトコンテスト表彰式など。 ・開催日 毎年11月23日</p>	<p>さがみ湖湖上祭分担金 3,500千円</p> <p>【目的】 昭和23年相模湖誕生とともに、湖に関係して亡くなった人々の慰霊と湖の安全を祈願する祭事として始まり、今では県内外から多くの人が訪れる夏の風物詩として、ひろく人々に楽しんでもらう。</p> <p>【内容】 ・会議費 48千円 ・宣伝費 173千円 ・準備費 76千円 ・旅費 5千円 ・事務費 24千円 ・修繕費 189千円 ・大会運営費 510千円 ・催事費 2,466千円 ・保険料 9千円</p> <p>【参考】 平成15年度概要 花火大会は、相模湖観光協会が中心となり実行委員会形式で運営されている。</p> <p>・名称 第54回さがみ湖湖上祭花火大会 ・開催日 平成15年8月1日(金) ・観客数 70,000人 ・打上げ発数 5,000発</p>	<p>・3町の観光事業は「相模原市観光振興計画」に基づき位置付けがない。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、3町の観光事業は「相模原市観光振興計画」に基づき位置付けを行う。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
22	観光事業補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>上溝夏祭り 7月下旬の土・日に開催される上溝に江戸末期から伝わる伝統あるまつりで、上溝商店街通りを中心に、御輿24基、山車7台が繰り出す勇壮なまつり。(昭和57年に「かながわのまつり50選」に選ばれる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日 平成16年7月24日・25日 会場 上溝商店街通り 主催 上溝夏祭り実行委員会 (観客数 H13 34万人 H14 34万人 H15 35万人) <p>相模原納涼花火大会 昭和26年に「水郷田名」の復興を願って灯籠流しとともに花火が打ち上げられたのが始まりで、7月30日に相模川高田橋上流の河畔で打ち上げられる。打ち上げ花火、スターマインなどが夏の夜空を華麗に彩る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日 平成16年7月30日 会場 相模川高田橋河畔 主催 相模原納涼花火大会実行委員会 (観客数 H13 32万人、H14 33万人、H15 31万人) <p>橋本七夕まつり 昭和27年に橋本地区商店街の活性化、振興を目指して始められたもので、現在は、観光行事として地域ぐるみで行われ、8月上旬の金曜日～日曜日に橋本七夕通りを中心に色鮮やかな竹飾りが数多く並び、趣向を凝らした出し物が通りいっぱいにあふれる華やかなまつり。(昭和57年に「かながわのまつり50選」に選ばれる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日 平成16年8月6日～8日 会場 橋本七夕通り 他 主催 橋本七夕まつり実行委員会 (観客数 H13 41万人、H14 43万人、H15 32万人) 					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
23	地域活性化イベント事業補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）	5,107千円	450千円		560千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計		一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円		0千円		
関係団体・慣行				公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市観光振興計画で「地域活性化イベント事業」として位置付けられた事業の発展充実に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金合計 5,107千円 ・東林間サマーわぁ！ニバル 864千円 ・相模大野まんどろまつり 1,476千円 ・相模ねぶたカーニバル 1,472千円 ・よさこいまつり 1,295千円</p> <p>東林間サマーわぁ！ニバル 平成3年に地域の振興と交流を目的に始められた阿波踊りを中心としたまつり。地元東林間の阿波踊り連はもとより、本場徳島や高円寺、お隣の大和市などからも参加があるほか、お越しを歓迎する方にも飛び入り大歓迎の「にわか連」に参加して楽しんでいただくことができる。 ・開催日 平成16年8月6日（金）～8日（日） ・会場 東林間商店街通り ・主催 東林間サマーわぁ！ニバル実行委員会 (H13 11万人、H14 12万人、H15 14万5千人)</p> <p>相模大野まんどろまつり 平成2年に地域活性化と商業振興を目的に始められた地元の伝統行事「万灯」を現代風にアレンジした地域総ぐるみで行われる祭。夜景を彩るまんどろパレードをはじめ、ステージイベント、屋台村、フリーマーケットなど様々な催しが公園のほか駅前や通りで開催される。 ・開催日 平成16年10月9日（土）、10日（日） ・会場 相模大野駅周辺 ・主催 相模大野まんどろまつり実行委員会 (H13 29万人、H14 30万人、H15 29万人)</p>	<p>【目的】 城山町の地域活性化及び観光振興対策のため各種イベントや団体を支援することにより、古くから伝わる文化の保存や町民の郷土意識を高める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び積算 450千円 ・小倉橋ライトアップ事業 150千円 ・さくらフリーマーケット 150千円 ・さくまつりフリーマーケット150千円</p> <p>小倉橋ライトアップ事業 昭和63年に小倉橋が設立50周年を迎えたのを記念して、町商工会青年部が『創ろう魅力あるふるさと城山』をテーマに小倉橋をライトアップ事業がはじまった。また、平成7年度までは、ライトアップ事業と併せて、花火大会やサマーコンサートを実施していたが、8年度以降はライトアップのみを実施。 ・開催日 平成16年7月17日～8月21日 ・会場 小倉橋下流 ・主催 城山町商工会青年部</p> <p>さくまつりフリーマーケット 4月の第1土曜日に津久井湖畔において津久井町観光協会と共催により実施する「津久井湖さくまつり」会場において催し物の一つとして実施。 ・開催日 4月3日 ・会場 津久井湖畔 水の苑地 ・主催 城山町商工会青年部</p> <p>さくまつりフリーマーケット 11月3日（文化の日）に城山町観光協会が実施するさくまつり会場において、催し物の一つとして実施。 ・開催日 11月3日 ・会場 川尻八幡宮 ・主催 城山町商工会青年部</p>	該当なし	<p>【目的】 相模湖町のシンボルとしての湖・ダム的重要性と環境浄化を図るものとする。</p> <p>【内容】 負担金・補助金合計 560千円 ・相模湖やまなみ祭 150千円 ・小原宿本陣祭 350千円 ・相模湖ダム祭 60千円</p> <p>開催概要 相模湖やまなみ祭 【目的】 町制40周年を機に地域の特性を活かした地域に根ざしたイベントを開催し、併せて活性化を図る。 【内容】 ・開催日 例年4月29日 ・会場 県立相模湖公園 ・主催 実行委員会 事務局は町 主な構成員は神奈川県企業庁・町商工会・観光協会・ボランティア団体等</p> <p>小原宿本陣祭 【目的】 町制40周年を機に地域の特性を活かした地域に根ざしたイベントを開催し、併せて活性化を図る。 【内容】 ・開催日 例年11月3日 ・会場 小原宿本陣等 ・主催 実行委員会 構成員は、地元自治会</p> <p>相模湖ダム祭 【目的】 町制40周年を機に地域の特性を活かした地域に根ざしたイベントを開催し、併せて活性化を図る。 【内容】 ・開催日 例年「海の日」 ・会場 県立相模湖交流センター ・主催 実行委員会 事務局は、町 主な構成員は神奈川県企業</p>	<p>・3町のイベントについては「相模原市観光振興計画」に基づく位置付けがない。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、3町のイベントは「相模原市観光振興計画」に基づき位置付けを行う。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 23	事務事業名 地域活性化イベント事業補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>相模のまつり相模ねぶたカーニバル 平成5年に子どもたちの思い出・ふるさとづくりをテーマに、銀河連邦共和国友好都市の秋田県能代市の協力を得て始められたまつりで今では地元の子どもの手作り可愛らしいねぶたが多数登場するなど、光と音の幻想的なねぶたパレードが楽しめ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日 平成16年10月10日(日) 会場 リバティ大通り(市役所周辺) 主催 相模ねぶたカーニバル実行委員会 (H13 21万人、H14 22万人、H15 23万人) <p>相模原よさこいRANBU! 平成11年から始められたエネルギーでエキサイティングなダンスイベント。よさこいまつりの伝統と個性的な創作ダンスの新鋭さのあふれる新しいかたちのまつりで、古淵駅前通り周辺はリズムカルな音楽と表現豊かなチームダンスの醸し出すパフォーマンスであふれる。子供からお年寄りまで、観客も一体となってイベントを盛り上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催日 平成16年9月19日(日) 会場 古淵駅周辺 主催 相模原よさこいRANBU!実行委員会 (H13 5万人、H14 8万人、H15 9万人) 			<p>庁・社会福祉協議会・ボランティア団体等</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	商業観光課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
24	市観光協会補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳入予算額(平成16年度)	3,760千円	1,400千円	600千円			
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体			
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 観光関係団体の指導育成を図り、各地区で実施されている地域観光行事の振興に努める。また、市営キャンプ場の管理運営を行い、市民に憩いの場を提供し、環境保全に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金合計 3,760,000円 ・市観光協会事業補助金 1,870,000円 ・ポスター作成、送料補助 1,200,000円 ・都市型観光PR事業 690,000円</p> <p>【市観光協会概要】 加入団体数 41団体 会長 相模原市長 小川 勇夫 主な事業 市営キャンプ場管理運営の受託 観光協会HP(ホームページ「いい-さがみはら(e-sagamihara)」による都市型観光情報の受発信 夏季三大まつり合同ポスターの作成 各観光行事への協賛 「さがみはら観光だより」の発行(年2回) 観光写真コンテストの実施 など 補助金の推移 平成13年度 3,080千円 平成14年度 3,480千円 平成15年度 4,162千円</p>	<p>【目的】 町観光協会が主催する各種事業の一部を補助し本町の観光事業の振興と健全な発展を図る。</p> <p>【内容】 事業費の内訳 (歳入) 町補助金 1,400千円 自主財源 1,750千円 計 3,150千円 (歳出) ・会議費 60千円 ・事務費 550千円 ・事業費 2,440千円 ・参加事業費 100千円 計 3,150千円</p> <p>【町観光協会概要】 加入者数 81人(事業所加入も含む) 会長 会員内より選出 主な事業 観光客入込調査事業 観光宣伝事業 自主事業開催 ・さくらまつり ・本沢梅園まつり ・小倉橋灯るう流し 各種イベントへの参加 ・さくらまつり ・もみじまつり ・城北里山まつり ・小松コスモスまつり 各種観光関係団体への助成 補助金の推移 平成13年度 1,200千円 平成14年度 1,200千円 平成15年度 1,400千円</p>	<p>【目的】 観光協会が主催している2つのイベントに対し補助を行い、交流型観光の振興に努める。</p> <p>【内容】 負担金、補助金及び交付金 600千円 ・津久井湖さくらまつり事業費補助金 500千円 ・観光センターまつり事業費補助金 100千円</p> <p>【町観光協会概要】 加入会員数 正会員 169名 賛助会員 24名 会長 会員内より選出 久米 好平 主な事業 津久井湖さくらまつりの実施 津久井湖観光センターまつりの実施 観光カレンダーの作成 天体観測・自然観察教室の開催 観光DVDの作成 各観光行事への協賛 お-ん-の運営・ネットTV配信 「つくい百景」フォトコンテストの実施 部会活動等の実施(推奨品部会・キャンプ場部会・農産物部会) 補助金の推移 平成13年度 700千円 平成14年度 950千円 平成15年度 600千円 事業費の推移 平成13年度 1,689千円 平成14年度 2,337千円 平成15年度 2,249千円</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 相模湖観光協会は、任意の団体で、15年度の会員数は98名です。相模湖県立公園の駐車場管理委託を県と行っており、その収入を事務局長の人件費等に当てている。</p> <p>【観光協会の概要】 役員等 会長 1名 副会長 3名 会計 1名 監事 2名 理事 19名 事務局長 1名 会員数 98名 会長 会員内より選出 所谷 嘉昭 主な事業 さがみ湖カタクリの郷 観光宣伝キャンペーン つり大会・写生大会 さがみ湖湖上祭花火大会 ハイキングコースの整備 各観光行事への参加、協賛 など 収入状況 ・15年度収入 会費 1,330千円 駐車場受託収入 9,332千円 ・14年度収入 会費 1,338千円 駐車場受託収入 9,330千円 ・13年度収入 会費 1,351千円 駐車場受託収入 10,265千円</p>	相模湖町は観光協会が独自に組織している。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 経済部会			相模原市の課等の名称 商業観光課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			廃止の方向で調整	
事務事業番号 25	事務事業名 相模の大尻センター経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	2,218千円					
根拠法令等	相模原市立相模の大尻センター条例 相模原市立相模の大尻センター条例施行規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模の大尻文化の保存・継承を図ることを目的とした相模の大尻センターの自主事業等に要する経費</p> <p>【内容】 自主事業費 2,218千円 尻マイスター謝礼 704千円 展示尻入替作業経費 90千円 特別展示開催経費 562千円 尻マイスター養成講座経費 52千円 寄贈尻写真撮影委託 100千円 その他事務経費 710千円 展示事業 年間2回を予定 尻ボランティアの運営体制 ・毎週土、日曜日及び祝日に配置(半日単位) ・報酬は半日(4H) 2,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	商業観光課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
26	たてしな自然の村管理運営事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課			
歳出予算額（平成16年度）	68,915千円						
根拠法令等	相模原市立自然の村条例・ 相模原市立自然の村条例施行規則・						
会計の種類別	一般会計						
歳入予算額（平成16年度）	0千円						
関係団体・慣行	一部事務組合等						
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 長野県北佐久郡立科町にある、余暇利用施設「たてしな自然の村」の管理運営を行う。</p> <p>【内容】 施設概要 敷地面積 70,000㎡ ・5人用キャビン9棟 ・15人用キャビン5棟 ・テント（夏季のみ）10張 開村日 昭和59年6月1日 使用料 5人用キャビン（1棟） 7,500円 15人用キャビン（1棟） 15,000円 テント（夏季のみ）（1張） 600円 利用率 31.2%（平成15年度実績） 予算 本課分 2,915千円 （内2,800千円は土地賃借料） 都市整備公社委託分 65,990千円 （内7,500千円は修繕費 他は主に人件費） 利用できる人 相模原市民・在勤者・在学者で3ヶ月前から受付 平成13年4月1日から町田市の町田市民休 暇村と相互利用を実施している。 委託先 （財）相模原市都市整備公社 受付 けやき会館 現地の管理作業及び食堂運営は信州リゾート へ再委託</p> <p>【一部事務組合等の概要】 財団法人相模原市都市整備公社 公社は、相模原市の委託に基づく公共施設その 他の施設の取得、建設、管理等を行う団体。</p> <p>【参考】 13年度 12,305人利用 使用料収入 18,313千円 14年度 12,326人利用 使用料収入 18,210千円 15年度 11,478人利用 使用料収入 17,144千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 27	事務事業名 相模川自然の村管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	105,547千円					
根拠法令等	相模原市立自然の村条例・ 相模原市立自然の村条例施行規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民が気軽に利用できる宿泊施設「相模川自然の村」の管理運営を行う</p> <p>【内容】 施設概要 敷地面積 5,941㎡ 開村日 平成8年4月20日 施設 ・和室(9部屋) 定員 各5名 ・洋室(1部屋) 定員 2名</p> <p>利用率 73.7%(平成15年度実績)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
28	観光施設維持管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	2,542千円	692千円	1,888千円	60千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 八景の棚観光公園や当麻山無量光寺など市民の憩いの場の美化推進と利用者の利便を図る。</p> <p>【内容】 事業費 需用費 755千円 役務費 55千円 委託料 1,732千円</p> <p>(内訳) ・八景の棚観光公園清掃委託(麻溝観光協会) 120千円 ・無量光寺トイレ浄化槽維持管理委託(株式会社設営研究センター) 75千円 ・水郷田名公衆トイレ清掃業務委託(社団法人相模原市シルバー人材センター) 1,357千円 ・八景の棚観光公園草刈委託(新磯観光協会) 180千円</p> <p>【公共的団体の概要】 社団法人相模原市シルバー人材センター 高齢者の就業機会の確保、生きがいの充実及び福祉の増進を図ることを目的とした団体。</p>	<p>【目的】 町内の観光施設の維持管理を行い、安全で快適な観光地づくりに努め観光誘客を促す。</p> <p>【内容】 観光便所(3カ所)の維持管理 230千円 城山登山道の草刈り倒木処理産業委託 262千円 観光施設一円費修繕 200千円</p>	<p>観光トイレ維持管理</p> <p>【目的】 町内の観光トイレ(7ヶ所)の維持管理を行い、清潔で快適なトイレを維持し、山岳ハイカーなどの利便に供する。</p> <p>【内容】 ・清掃業務・・・観光トイレ(7ヶ所)について、近隣の請負者へ業務委託(清掃回数約月2~3回) ・1箇所平均建築面積・・・約16.7㎡ 16年度予算 ・消耗品費 66千円 ・光熱水費 160千円 ・施設修繕料 100千円 ・手数料 128千円 ・清掃委託料 285千円 ・浄化槽保守管理委託料 62千円 ・土地備上料 25千円</p> <p>津久井湖観光センター維持管理</p> <p>【目的】 津久井町の表玄関に位置する観光センターの管理運営及びセンタートイレの清掃業務管理に対し補助を行い、誘客数の増加を図る。</p> <p>【内容】 センターの概要 ・職員 1名 ・パート 6名 ・1階 観光協会事務所・売店・トイレ ・2階 休憩室 ・年間入込み客数 153,000人 16年度予算 ・観光センター運営費補助金 800千円 ・火災保険料 10千円 ・警備委託料 252千円</p>	<p>観光案内所管理費 3千円</p> <p>【目的】 観光案内所(64㎡)は、相模湖観光協会と管理委託しており、協会の事務所となっている。</p> <p>【内容】 建物共済掛金 3千円 五感体験施設管理費 57千円</p> <p>【目的】 町内2ヶ所にあるポケットパーク(小公園・彫刻広場・東屋・案内看板・街灯)の管理</p> <p>【内容】 光熱水費 57千円</p>	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
29	東海・首都圏自然歩道管理受託事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）		212千円	2,933千円	1,533千円		
根拠法令等		県長距離自然歩道管理実施要領	県長距離自然歩道管理実施要領	県長距離自然歩道管理実施要領		
会計の種類別		一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）		212千円	2,933千円	1,522千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等				補助金/交付金等		
事務事業の別		特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 首都圏自然歩道（関東ふれあいの道）の利用者の自然保護に対する啓発及び自然歩道を安全に快適に利用できるよう、県から管理委託を受け実施。</p> <p>【内容】 自然歩道（城山高校バス停～中沢～峯の薬師～三沢峠：4.02km）の管理 ・自然歩道巡視員及び草刈り賃金 2名 212千円</p> <p>【特定財源の説明】 県（自然環境保全センター）との自然歩道管理委託契約に基づく収入</p>	<p>【目的】 自然歩道利用者の保健・休養に寄与するとともに自然に親しむ場の提供と自然保護に対する意識の高揚に資するため、町内を通る東海・首都圏自然歩道を安全かつ快適に利用できるよう管理に努め、自然歩道の定期的巡視、草刈等を実施する。</p> <p>【内容】 ・自然歩道巡視 ・自然歩道利用者に対する指導等 ・自然歩道施設の補修等 ・自然歩道草刈り</p> <p>【16年度予算】 ・共済費 16千円 ・賃金 1,149千円 ・需用費 41千円 ・委託料 1,727千円</p> <p>【特定財源の説明】 県（自然環境保全センター）との自然歩道管理委託契約に基づく収入</p>	<p>【目的】 県民、その他自然歩道利用者の保健及び療養に寄与するとともに、自然に親しむ場の提供と自然保護に対する意識の高揚に資するため、自然歩道を安全かつ快適に利用できるよう管理する。 （神奈川県立自然環境保全センターと委託契約）</p> <p>【内容】 巡視員2名による、巡視・草刈等。</p> <p>【16年度予算】 ・役務費 11千円 ・賃金 1,474千円 ・需用費 38千円</p> <p>東海自然歩道連絡協会負担金 10千円</p> <p>【特定財源の説明】 県（自然環境保全センター）との自然歩道管理委託契約に基づく収入</p>	<p>【課題】 東海・首都圏自然歩道管理受託事業は3町が実施しているが、観光振興の観点で事業を実施するかは調整が必要である。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 30	事務事業名 道志川流域振興事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳出予算額（平成16年度）	商業観光課	経済課	産業経済課 0千円	産業環境課		
根拠法令等						
会計の種類別 歳入予算額（平成16年度）			一般会計 0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	【目的】 道志川の持つ水源地としての役割を将来に向けて、内外の人々と共に守り、育てていくために、人と自然の共生する新しい里「清流の里」を統一イメージとして、流域の持つ様々な自然・文化・産業資源を活かしながら、独自の個性を持った流域文化圏の創造をめざす。 【内容】 <流域の個性を代表する里の形成> 上流ゾーン 体験キャンプの里 中流ゾーン ふれあい鼻曲がりアユの里 下流ゾーン 学習三太の里 【参考】 事務事業一元化調書・事務事業番号36 青野原道志川の家管理運営事業 管理運営委託料 1,000千円 中道志川トラストについては、16年度より環境課へ移行。	該当なし	【課題】 津久井町のみが実施しているが、観光振興の観点で事業を実施するかは調整が必要である。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
31	ダム対策に関すること					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	政策秘書課・経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）		50千円	50千円			
根拠法令等						
会計の種類別		一般会計				
歳入予算額（平成16年度）		0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	【目的】 観光や地域振興の核としてダムを活用するため「地域に開かれたダム」全国連絡協議会に参加し、国に対する要望活動や情報交換を行っている。 【内容】 ・「地域に開かれたダム」全国連絡協議会負担金 50千円	【目的】 観光や地域振興の核としてダムを活用するため「地域に開かれたダム」全国連絡協議会に参加し、国に対する要望活動や情報交換を行っている。 【内容】 ・「地域に開かれたダム」全国連絡協議会負担金 50千円 【参考】 宮ヶ瀬ダムの建設に当たり、地元住民によるダム対策組織が設立されたが、平成14年度には2団体、平成16年度には1団体が解散し、いずれもその役割を地元住民による地域振興協議会が引き継いでいる。 未解決事項として、青根地区からの導水路建設に伴う21項目の要望に対する整備が課題として残っている。 その他、導水路掘削に伴う沢水、井戸の水量の減少の有無についての調査を引続き国土交通省で実施している。	該当なし	課題なし。 観光振興の観点で事業を実施するかは調整が必要である。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
32	森林ミュージアムの推進に関すること					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)			50千円			
根拠法令等						
会計の種類			一般会計			
歳入予算額(平成16年度)			0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 宮ヶ瀬ダム建設を契機に、宮ヶ瀬湖に隣接する南山・東山の広大な森林資源の総合的な活用を図る方策として策定された。内容は、エコミュージアムの考え方を基本とする、自然環境の保全と活用が調和した自然教育の拠点づくりを目指している。</p> <p>【内容】 計画の概要 南山・東山を中心とする北岸林道と東南林道に囲まれた395haのエリアを計画の対象地として、地形的・立地的特性を考慮した6つの区域(ゾーン)設定による組み立てとなっている。</p> <p>主な経過 ・平成5年(仮称)つくいふるさと村森林ミュージアム基本構想策定 ・平成6年(仮称)つくいふるさと村森林ミュージアム基本計画策定 ・平成12年 葦尾根地区森林ミュージアム推進委員会設立 ・平成13年 ゆめをえがこう ふるさと葦尾根農を活かしたまちづくり構想策定 ・平成15年 ゆめをえがこう ふるさと葦尾根農を活かしたまちづくり構想実施計画策定</p> <p>今後の計画概要 ・谷戸地区農道整備 ・谷戸地区市民農園の開園 ・丸山の公園化</p>	該当なし	<p>課題なし ただし、観光振興の観点で事業を実施するかは調整が必要である。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
33	北丹沢文化の森の推進に関すること					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）			0千円			
根拠法令等						
会計の種類別			一般会計			
歳入予算額（平成16年度）			0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 「（仮称）北丹沢文化の森」整備構想は、平成8年に策定されたものであり、丹沢大山国定公園内（青根地区）を活用した森林体験施設の一つであり、国、県、町及び地元が一体となって整備を進めることを目的としている。</p> <p>【内容】 経過 現在までに具体化している整備計画は、国道413号線から予定地に至る（仮称）北丹沢文化の森アクセス道路（以下「アクセス道路」とう。）の計画のみであり、その他（森林体験施設等の就労の場の確保）については、具体的な整備内容、役割分担等は決まっていない。 その後、具体的な事業案について、「ワーキンググループ」で検討を行ってきたが、当該エリアは、北向き斜面の針葉樹林で魅力に乏しいことなどから、当該エリアでの事業化は難しいという検討結果の報告をし、了承された。</p> <p>現況 この報告後、地元の青根地域振興協議会は、緑の休暇村付近での温泉開発の可能性が見出されてきたことから、地元で温泉を掘削し、事業化の困難な当該計画に替り、拠点を「休暇村」に移して地域振興の実現を図る方向へ考え方を変えた。 平成14年度には、「休暇村」での地域振興策の中心的役割を果たす温泉利用施設の整備計画が策定された。平成16年度には完成の見込み。</p>	該当なし	課題なし。なお、観光振興の観点で事業を実施する場合は調整が必要である。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会	相模原市の課等の名称 商業観光課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号 34	事務事業名 宮ヶ瀬湖鳥居原周辺整備に関する事					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）			0千円			
根拠法令等						
会計の種類別			一般会計			
歳入予算額（平成16年度）			0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	【目的】 宮ヶ瀬湖の立地特性や、周辺の豊かな自然環境を活用し、首都圏民が身近に利用できる都市近郊型リゾートとして、より質の高い環境整備を図り、宿泊機能と文化・スポーツ・レクリエーション機能などを複合したリゾート地の形成を図る。 【内容】 ・鳥居原ふれあいの館の整備（完成） ・鳥居原園地の整備（完成） ・鳥居原湖畔庭園の整備（完成） ・南山の整備（遊歩道、展望園地）（完成） ・鳥居原散策路の整備（一部完成） ・鳥居原オートキャンプ場整備	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 35	事務事業名 交流の里づくり事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	企画財政課		
歳出予算額（平成16年度）		90千円	421,869千円	102千円		
根拠法令等						
会計の種別		一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）		0千円	102,500千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別			特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 「神奈川力構想プロジェクト5.1」に基づく水源地域における交流の里づくり事業を、行政と民間が一体となって円滑に推進するため、水源地域交流の里推進協議会を設立し、各地域が実施するイベント等を支援し水源地域の活性化を図る。</p> <p>【内容】 協議会へ負担金として支払う。 事業展開は、協議会から補助金として各イベントの実行委員会に助成される。</p> <p>津久井湖さくらまつり 2,050千円 城北里山まつり 3,750千円 小松コスモスまつり 1,700千円</p> <p>津久井湖さくらまつり ・開催日 4月3日 ・会場 県立津久井湖公園「水の苑地」「花の苑地」 ・主催 津久井湖さくらまつり実行委員会</p> <p>城北里山まつり ・開催日 6月26日 ・会場 城北・穴川地区 ・主催 城北里山まつり実行委員会</p> <p>小松コスモスまつり ・開催日 11月2・3日 ・会場 小松地区 ・主催 小松コスモスまつり実行委員会</p>	<p>【目的】 「神奈川力構想プロジェクト5.1」に基づく水源地域における交流の里づくり事業を、行政と民間が一体となって円滑に推進するため、県及び関係7町村が水源地域交流の里推進協議会を設立し、各地域が実施するイベント等を支援し水源地域の活性化を図る。</p> <p>【内容】 ・水源地域交流の里推進協議会負担金 80千円（協議会事務局：県土地水資源対策課） 協議会は、次の各イベントの実行委員会に補助金（カッコ内）を助成する。</p> <p>津久井湖さくらまつり 4,580千円（205千円）</p> <p>・開催日 4月3日 ・会場 県立津久井湖公園「水の苑地」「花の苑地」 ・主催 津久井湖さくらまつり実行委員会 中道志川あゆまつり 800千円（205千円）</p> <p>・開催日 7月11日 ・会場 青野原オートキャンプ場 ・主催 中道志川あゆまつり実行委員会 道志川合唱祭 1,705千円（205千円）</p> <p>・開催日 9月26日 ・会場 青根緑の休暇村 ・主催 道志川合唱祭実行委員会 鳥屋地区ふれあい文化祭 305千円（205千円）</p> <p>・開催日 11月 ・会場 鳥屋地域センター ・主催 鳥屋地区文化祭実行委員会 道志川なごやかまつり 405千円（205千円）</p> <p>・開催日 11月中旬 ・会場 津久井町三ヶ木地内 ・主催 中央地区自治会連絡協議会・三たの里共和国</p>	<p>【目的】 「神奈川力構想プロジェクト5.1」に基づく水源地域における交流の里づくりの事業を行政と民間が一体となって水源地域「交流の里」推進協議会を設立し、その地域に沿うイベント等を開催し、水源地域の活性化を推進する。</p> <p>【内容】 ・水源地域交流の里推進協議会負担金 90千円（協議会事務局：県土地水資源対策課） 協議会へ負担金として支払い、事業展開は、協議会から補助金として各イベントの実行委員会に助成される。 ・旅費 12千円</p> <p>相模湖ファームフェスタ 【目的】 内郷地区の酪農家を訪ねながら家畜や土とふれあい、酪農体験を通じ、水源地域の保全と活性化を促進する。</p> <p>【内容】 ・事業費 630千円 ・開催日 11月初旬 ・会場 内郷野遊び広場 ・主催 実行委員会</p> <p>小原宿自然体験教室 【内容】 ・事業費 150千円 ・開催日 8月頃 ・会場 小原の郷 ・主催 実行委員会</p> <p>小原宿本陣見学と流木フラワーアレンジメント体験 【内容】 ・事業費 230千円 ・開催日 10月頃 ・会場 小原の郷 ・主催 相模湖町・横浜市</p>	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	商業観光課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
35	交流の里づくり事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】			ニローネ・里山交流のつどい255千円 (205千円) ・開催日 11月下旬 ・会場 東京農工大学FM津久井 ・主催 ニローネ・里山交流のつどい実行委員会 鳥居原自然体験教室 220千円 (120千円) ・開催日 4月16日、6月10日、7月23日、10月14日、11月3日 ・会場 鳥居原ふれあいの館 ・主催 鳥居原地域振興協議会 天体観測会&自然観察教室 270千円 (120千円) ・開催日 8月12日～13日 ・会場 青野原道志川の家 ・主催 町観光協会 青野原自然体験教室 315千円 (120千円) ・開催日 11月 ・会場 青野原道志川の家 ・主催 青野原地域振興協議会 青根自然体験教室 150千円 (120千円) ・開催日 11月 ・会場 青根緑の休暇村 ・主催 青根地域振興協議会 ニローネ・里山自然体験教室 170千円 (120千円) ・開催日 11月下旬 ・会場 東京農工大学FM津久井 ・主催 葦尾根地区森林ミュージアム推進委員会 道志川あゆ釣り・毛ばりづくり体験教室 180千円(120千円) ・開催日 6月19日 ・会場 青野原道志川の家 ・主催 津久井町・伊勢原市 陶芸・料理体験教室 160千円 (120千円) ・開催日 7月28日 ・会場 鳥居原ふれあいの館 ・主催 津久井町・横須賀市 陶芸・料理体験教室 160千円 (120千円) ・開催日 10月 ・会場 鳥居原ふれあいの館 ・主催 津久井町・横浜市 ハート事業整備 本年度青根地区活性化拠点交流施設建設 ・事業費 421,789千円 財源 ・県補助 50,000千円 ・宝くじ助成 52,500千円 施設概要 ・構造 鉄筋コンクリート造一部木造平屋建 ・規模 敷地面積 4,187.73㎡ 延床面積 999.875㎡ ・内容 大浴場×2、サウナ×2、露天風呂×2 大広間、個室×2、事務室、ロビー他 ・附属施設 駐車場(大型2台、普通車60台) 【特定財源の概要】 県補助金(水源地域交流の里づくり推進事業補助金50,000千円) 宝くじ助成(日本宝くじ助成事業補助金52,500千円)			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	商業観光課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
36	青野原道志川の家管理運営事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課			
歳出予算額（平成16年度）			1,000千円				
根拠法令等			津久井町青野原道志川の家条例				
会計の種類別			一般会計				
歳入予算額（平成16年度）			0千円				
関係団体・慣行			公共的団体				
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 道志川流域の優れた自然環境を生かした体験と交流を通じ、地場産業の振興と併せ地域の活性化を図る。</p> <p>【内容】 施設概要 平成9年度まで県立津久井青年の家として運営されていたが、平成11年度津久井町に移譲され青野原道志川の家として新たな宿泊研修施設として開館した。 周囲の自然環境を生かした自然体験交流の場として、活用されている。</p> <p>管理運営 ・管理者（委託先） 青野原地域振興協議会 ・委託料 1,000千円 ・管理組織 青野原道志川の家管理運営委員会 平成15年度をもって県補助金が終了することから委託団体が自主的な経営努力による運営ができるよう、16年度から「施設使用料制」から「利用料金制」に変更した。</p> <p>運営状況（15年度実績） ・宿泊者数 2,055人 ・施設利用日数 173日</p> <p>【公共的団体の概要】 青野原地域振興協議会 目的 青野原地域の振興と発展を推進する。 事業 ・地域の振興及び発展に関する調査、研究並びに推進 ・公共事業の促進並びに関係機関への建議・要望 ・津久井町青野原道志川の家の管理運営に関する事業 ・地域内の各組織及び各団体との連絡調整・協調</p> <p>組織 ・町議会議員 ・財産区管理委員会 ・自治会長 ・農業委員 計31名</p> <p>役員 ・会長 1名 ・副会長 2名 ・会計 1名 ・監事 2名 ・常任委員 10名</p>	該当なし	課題なし。 なお、観光振興の観点で事業を実施する場合は調整が必要である。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 商業観光課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 37	事務事業名 緑の休暇村センターの管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳出予算額(平成16年度)	商業観光課	経済課	産業経済課 3,701千円	産業環境課		
根拠法令等						
会計の種類別 歳入予算額(平成16年度)			一般会計 1,018千円			
関係団体・慣行			公共的団体			
使用料・手数料・補助金等			使用料/手数料等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 昭和54年の自然休養村事業でできた青根地区の緑の休暇村センターを中心とする施設の維持管理を行う。</p> <p>【内容】 1 施設の概要 管理センター ・構造 鉄骨造 2階建 640.75㎡ ・内容 宿泊室6室(61人定員)、食堂、売店 コテージ ・構造 木造 17.7㎡3棟 ・内容 定員8人 テニスコート ・構造 マテックスコート 2面 2 施設の管理運営 ・町条例に基づき、地域の公共的団体である青根地域振興協議会に無償委託 3 町予算 ・歳入 町有土地建物貸付収入 985千円 トイレ光熱水費 33千円 ・歳出 火災保険料 141千円 土地借上料 1,537千円 改修工事費 1,000千円 解体工事費 987千円 4 平成15年度の決算 ・売上高 22,773千円 ・当期末処分利益 5,484千円</p> <p>【公共的団体の概要】 青根地域振興協議会 青根地域の振興を促進し、地域住民の生活の安定向上と福利増進をはかることを目的とする団体で、地域内各組織及び団体の連絡協議、地域振興に関する研究、緑の休暇村センターの管理運営に関する事業等を行う。 役員は会長1名、副会長2名、幹事5名、監事3名。 組織は正副自治会長等37名で構成されている。</p>	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	商業観光課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>				
事務事業番号	事務事業名					
38	ふるさとの森運営・育成指導					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	商業観光課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)				1,369千円		
根拠法令等						
会計の種類				一般会計		
歳入予算額(平成16年度)				0千円		
関係団体・慣行				公共的団体		
使用料・手数料・補助金等				補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 「相模湖自然公園ふるさとの森」の事業主体である相模湖自然公園ふるさとの森事業推進組合に助成するとともに、運営への協力等行なっている。</p> <p>【内容】 ・助成金 1,300千円 ・施設内建物共済掛け金等 69千円</p> <p>施設の概要 ・相模湖自然公園ふるさとの森 第2次林業構造改善事業の森林総合利用促進事業として造られた施設で、水源かん養機能、土砂の流出防止機能との調和を図りながらレクリエーションの場として開放されている、約30万㎡の敷地内に林間歩道や野鳥の森広場、イリュージョンハウスなどが置かれている。</p> <p>【公共的団体の概要】 相模湖自然公園ふるさとの森事業推進組合 第2次林業構造改善事業の趣旨に賛同し協力していただいた土地所有者31名(団体)による団体。</p>	<p>課題なし。なお、観光振興の観点で事業を実施するかは調整が必要である。</p> <p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称																		
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	商業観光課																		
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否																		
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了																		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分																			
		現行のまま存続 廃止の方向で調整																			
事務事業番号	事務事業名																				
39	町立相模湖記念館運営事業																				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針															
担当課名				産業環境課																	
歳出予算額（平成16年度）				2,521千円																	
根拠法令等				相模湖町立相模湖記念館条例																	
会計の種類別				一般会計																	
歳入予算額（平成16年度）				0千円																	
関係団体・慣行				一部事務組合等																	
使用料・手数料・補助金等																					
事務事業の別																					
電算システム名																					
備考 1																					
備考 2																					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																					
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 町立相模湖記念館の展示物の維持管理及び借地管理等</p> <p>【内容】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">役務費</td> <td style="width: 10%;">28千円</td> <td style="width: 40%;">建物共済</td> <td></td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>100千円</td> <td>修理等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>1417千円</td> <td>保守点検委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>976千円</td> <td>用地借地料</td> <td></td> </tr> </table> <p>借地料に関しては、面積割合で県と支出している。（町8.51％・県91.49％）</p> <p>委託先 財団法人相模湖周辺環境整備公社</p> <p>建物の概要 神奈川県立相模湖交流センター（3400㎡）の内2階部分を使用。 ・専用部分200㎡ ・共有（電気・機械室）18.77㎡ ・共有（上記除く）70.44㎡ ・計 289.21㎡</p> <p>【一部事務組合等の概要】 財団法人相模湖周辺環境整備公社 理事11名、評議員11名、監事2名で構成されており、駐車場の管理運営、相模湖記念館の管理、環境美化清掃事業を行っている団体。</p>	役務費	28千円	建物共済		需用費	100千円	修理等		委託料	1417千円	保守点検委託		使用料及び賃借料	976千円	用地借地料		<p>課題なし。 ただし、神奈川県立相模湖交流センター内にあり、設置目的、管理方法、管理している財団の解散、県が予定している指定管理者制度導入等を考慮し、一体化を図る必要がある。 また、観光振興の観点で事業を実施するかは調整が必要である。</p> <p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
役務費	28千円	建物共済																			
需用費	100千円	修理等																			
委託料	1417千円	保守点検委託																			
使用料及び賃借料	976千円	用地借地料																			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		勤労福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
7	雇用促進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	5,958千円					
根拠法令等	職業安定法					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>雇用促進対策経費 5,775千円</p> <p>【目的】 雇用の促進及び安定を図るため、相模原公共職業安定所などの関係機関と協力して相談事業、啓発事業等を実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パート労働相談 相談員：4人 場 所：市民ロビー相模大野で土、日曜日及び祝日を除く通年実施。 ・高齢者職業相談 相談員：3人 場 所：サン・エールさがみはらで土、日曜日及び祝日を除く毎日実施。 ・障害者雇用促進街頭キャンペーン 平成16年9月実施。 ・雇用促進対策基本調査 市内の従業員5人以上の約1,700事業所を対象に実施。 <p>駐留軍関係離職者等対策費 183千円</p> <p>【目的】 市内の米軍施設に従事する従業員の離職者対策の推進を図るため関係機関の相互協力により相談事業等を実施する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐留軍関係離職者巡回職業相談 年34回実施。 サン・エールさがみはら及び南合同庁舎で実施。 	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 勤労福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 緊急雇用対策推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	3,403千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 厳しい雇用の現状を踏まえ、相模原公共職業安定所などの関係機関と協力して雇用の創出、促進に向けての各種事業の実施並びに情報の提供を行う。</p> <p>【内容】 求職者のための雇用ミスマッチ解消講座 年12回開催予定 求職者のためのキャリアカウンセリング 年60回（毎週水曜日）開催 高卒者合同就職面接会 平成16年10月27日実施 主催：公共職業安定所（相模原、厚木、大和、町田）、商工会議所（町田、相模原、厚木、海老名、大和）、相模原市 一般集団職業相談会 （さがみはら・まちだ適職フェア） 平成17年2月実施 主催：公共職業安定所（相模原、町田）、 商工会議所（相模原、町田）、相模原市、 （社）神奈川県経営者協会 県央障害者就職面接会 平成16年10月6日開催 主催：公共職業安定所（相模原、厚木、大和） 共催：相模原市</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		勤労福祉課			
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否			
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済 調整終了			
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分					
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名							
9	技能功労者表彰事業							
			相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課				
歳出予算額（平成16年度）	465千円							
根拠法令等	相模原市技能功労者表彰要綱							
会計の種類別	一般会計							
歳入予算額（平成16年度）	0千円							
関係団体・慣行								
使用料・手数料・補助金等								
事務事業の別								
電算システム名								
備考1								
備考2								
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC								
【事務事業の内容】	<p>【目的】 技能の錬磨、後進の育成等その職種の向上発展に尽くした人を表彰する。</p> <p>【内容】 表彰基準：要綱に定める技能職種に従事している市民(主に市内で技能職種に従事)で、優れた技能を持ち、後進の育成等その職種の発展に寄与し、他の模範と認められる者のうち「60歳以上で同一職種に30年以上従事した者」または「市長が特に功労顕著と認めたる者」 選考委員会：平成16年10月実施 表彰式：平成16年11月9日に実施 表彰者数：50人</p>	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	勤労福祉課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
10	中小企業従業員永年勤続表彰事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	175千円					
根拠法令等	相模原市中小企業従業員永年勤続表彰要領					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内中小企業の雇用安定を図るため、同一の中小企業に20年以上にわたり従事し、当該事業所の発展に寄与した者の永年にわたる勤労の努力をたたえるとともに、本市産業の進展に寄与された功績をたたえ表彰を行う。</p> <p>【内容】 表彰基準：(財)相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員で、同一事業所に20年以上勤務、勤務成績が優秀で他の模範となり職務に対する責任感が強く、後進の指導育成に努力、事業所の発展に寄与した者。 実施年月：平成16年11月 表彰対象者数：100人</p>	該当なし	<p>【参考】 ・津久井町表彰条例あり。 対象者：町への功績があった、個人及び各種団体等への表彰。</p>	該当なし	課題なし	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 勤労福祉課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整			
事務事業番号 11	事務事業名 勤労者福祉事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題 調整方針	
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	537,058千円	17,420千円	17,000千円			
根拠法令等	市勤労者住宅資金利子補給要綱(下記に該当)	城山町中小企業金融対策資金貸付要綱・ 城山町中小企業退職共済制度加入奨励補助金交付要綱	津久井町勤労者生活資金貸付規則			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等				
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内在住勤労者の福祉増進を図るため、労働関係金融機関へ融資（住宅ローン等）のための用資金を預託する。 市内在住勤労者の生活の安定と向上に資するため、冠婚葬祭費・医療費等の生活資金貸付として労働関係金融機関へ融資のための運用資金を預託する。 勤労者の持家促進を図るため、勤労者が市内に自己の住宅を新築、購入若しくは増築するため労働関係金融機関から住宅資金を借り入れた場合に、その返済に係る利子の一部を補給する。 市内の中小企業従業員（パート含む）の福祉の向上と雇用の安定を図るため、国の中小企業退職金共済制度若しくは相模原商工会議所の特定退職金共済制度に加入している事業所に共済掛金の一部を補助する。</p> <p>【内容】 勤労者融資預託金 ・預託額：170,000千円 ・預託先：中央労働金庫相模原支店 ・預託期間：平成16年4月1日～17年3月31日 勤労者生活資金融資預託金 ・預託額：290,000千円 ・預託先：中央労働金庫相模原支店 ・預託期間：平成16年4月1日～17年3月31日 ・借入金額：10万円以上200万円まで ・借入利率：年利2.2%（固定） ・返済期間：5年以内で元利均等月賦返済（平成16年度300件見込み） 勤労者住宅資金利子補給金 ・補給率：年3%以内 ・補給期間：借入資金の償還開始月から48ヶ月以内 ・対象借入額：100万円～600万円（平成16年度予算700件見込み） 中小企業退職金等共済掛金補助金 ・補給率：被共済者数に応じて10～25% ・補給期間：共済契約の新規契約月から36ヶ月以内 ・掛金の補助対象限度額：7,000円（平成16年度187件見込み）</p>	<p>【目的】 町内在住勤労者の各種生活資金の需要に応えるため、町が一定の資金を金融機関に預託し、それぞれの金融機関の独自資金をあわせて、低利の融資を行うための運用資金を預託する。 町内の中小企業従業員（パート含む）の福祉の向上と雇用の安定を図るため、国の中小企業退職金共済制度に加入している事業所に共済掛金の一部を補助する。</p> <p>【内容】 勤労者融資預託金 17,000千円 ・預託額：17,000千円 ・預託先：中央労働金庫相模原支店・大月信用金庫、JAつくい ・預託期間：平成16年4月1日～17年3月31日 ・融資条件 限度額 100万円 利率 年利2.2% 貸付期間 5年以内 （平成16年度件見込み 10件） 中小企業退職金等共済掛金補助金420千円 ・補給率：共済掛金の10%以内 ・補助金額：月額500円以内 ・補給期間：新規共済加入月から36ヶ月以内 ・掛金の補助対象限度額：18,000円（平成16年度70件見込み）</p>	<p>【目的】 町内に在住・在勤の勤労者の福祉の増進及び健全な生活の安定に資するため、生活に必要な資金貸付として金融機関へ融資のための運用資金を預託する。</p> <p>【内容】 勤労者融資預託金 該当なし 勤労者生活資金融資預託金 17,000千円 ・預託額：17,000千円 ・預託先：中央労働金庫相模原支店 ・預託期間：平成16年4月1日～17年3月31日 ・平成15年度実績：貸付件数 新規20件 貸付額 23,350千円 ・貸付限度額 200万円 勤労者住宅資金利子補給金 該当なし 企業退職金等共済掛金補助金 該当なし （津久井町商工会にて加入の斡旋を行っている。） （平成15年度実績：43件）</p>	該当なし	<ul style="list-style-type: none"> ・「勤労者生活資金融資預託金」については、預託額及び貸付金額に相違がある。 ・「中小企業退職金共済掛金補助金」については、補助額と補助率に相違がある。 ・その他は課題なし。 	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 経済部会			相模原市の課等の名称 勤労福祉課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合				
事務事業番号 12	事務事業名 勤労者総合福祉センター管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	59,288千円					
根拠法令等	地方自治法第244条の2第3項・ 相模原市立勤労者総合福祉センター条例・ 条例施行規則					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行	一部事務組合等					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市立勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）の管理を利用料金制を導入して指定管理者（財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター）により行っている。</p> <p>【内容】 相模原市立勤労者総合福祉センター管理運営委託 ・施設名：相模原市立勤労者総合福祉センター ・所在地：相模原市西橋本5丁目4番地20号 ・委任先：指定管理者（財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター（あじさいメイツ）） 相模原勤労者総合福祉センター暫定駐車場等土地賃借料 暫定利用駐車場等の土地開発公社への土地賃借料 施設賠償責任保険料 保険期間（平成16年3月8日から一年間）</p> <p>【一部事務組合等の概要】 財団法人相模原市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・相模原市に在住、在勤する中小企業勤労者を対象として、健康管理事業、自己啓発及び余暇活動に関する事業等を行い、中小企業勤労者の福祉の向上を図る。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い	経済部会		勤労福祉課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク		調整済の可否		
		A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
13	各種労働関係団体補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	2,770千円	71千円	99千円	29千円		
			津久井町補助金等に係る予算の執行に関する規則			
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 勤労者の福祉向上を図るため、労働関係団体の実施する事業等に対し助成する。</p> <p>【内容】 労働祭補助金（地域連合） ・交付先：相模原・津久井地域連合 ・実施内容：第75回相模原・津久井メーデー労働祭補助金（総連合） ・交付先：相模地域労働組合総連合 ・実施内容：第75回相模地域メーデー（財）神奈川県駐労福祉センター補助金 ・交付先：（財）神奈川県駐労福祉センター ・団体の目的：県内の駐留軍関係従業員及びその離職者対策事業を行うこと</p> <p>・事業内容：再就職相談、職業紹介・相談等 相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金 ・交付先：相模原・津久井地域労働者福祉協議会 ・団体の目的：県労働者福祉対策協議会の目的である「労働者福祉の増進と社会保障を確立」するための事業を地域において展開すること</p> <p>・事業内容：文化・体育事業、学習会等 補助金額：1,296千円 湘北建築高等職業訓練校補助金 ・交付先：湘北建築高等職業訓練校 ・団体の目的：建築技術者（大工）を養成するための職業訓練を実施するもの</p> <p>・訓練生：53人 ・訓練内容：学科、実技、補助金額：303千円 相模原・津久井労働災害防止団体連絡協議会補助金 ・交付先：相模原・津久井労働災害防止団体連絡協議会 ・団体の目的：労働災害防止と労働者の安全衛生知識の普及を図ること</p> <p>・実施内容：全国安全週間相模原・津久井地区推進大会 県民のいのちとくらしを守る県民のつどい補助金 ・交付先：県民のいのちとくらしを守る共同行動委員会 ・団体の目的：地域社会のあり方を問い、進んで自治を創りだすこと</p> <p>・実施内容：県民のいのちとくらしを守る県民のつどい</p>	<p>【目的】 勤労者の福祉向上を図るため、労働関係団体の実施する事業等に対し助成する。</p> <p>【内容】 相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金 ・交付先：相模原・津久井地域労働者福祉協議会 ・団体の目的：県労働者福祉対策協議会の目的である「労働者福祉の増進と社会保障を確立」するための事業を地域において展開すること</p> <p>・事業内容：文化・体育事業、学習会等 58千円</p> <p>湘北建築高等職業訓練校補助金 ・交付先：湘北建築高等職業訓練校 ・団体の目的：建築技術者（大工）を養成するための職業訓練を実施するもの ・訓練内容：学科、実技 13千円</p>	<p>【目的】 勤労者の福祉向上を図るため、労働関係団体の実施する事業等に対し助成する。</p> <p>【内容】 労働祭補助金（地域連合） 該当なし 労働祭補助金（総連合） 該当なし （財）神奈川県駐労福祉センター補助金 該当なし 相模原・津久井地域労働者福祉協議会補助金 交付先：相模原・津久井地域労働者福祉協議会 補助額：86千円 団体の目的：県労働者福祉対策協議会の目的である「労働者福祉の増進と社会保障を確立」するための事業を地域において展開すること</p> <p>事業内容：文化・体育事業、学習会等 湘北建築高等職業訓練校補助金 交付先：湘北建築高等職業訓練校 補助額：13千円 団体の目的：建築技術者（大工）を養成するための職業訓練を実施するもの</p> <p>訓練内容：学科、実技 相模原・津久井労働災害防止団体連絡協議会 該当なし 県民のいのちとくらしを守る県民のつどい 該当なし</p>	<p>【目的】 勤労者の福祉向上を図るため、労働関係団体の実施する事業等に対し助成する。</p> <p>【内容】 相模原・津久井地域労働者福祉協議会負担金 ・交付先：相模原・津久井地域労働者福祉協議会 ・補助額：29千円 ・団体の目的：県労働者福祉対策協議会の目的である「労働者福祉の増進と社会保障を確立」するための事業を地域において展開すること</p> <p>・事業内容：文化・体育事業、学習会等</p>	<p>「相模原・津久井地域労働者福祉協議会」及び「湘北建築高等職業訓練校補助金」については、補助額に相違がある。その他の団体は課題なし。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	勤労福祉課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
14	中小企業勤労者福祉サービスセンター補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	勤労福祉課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	91,038千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	一部事務組合等					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 市内の中小企業勤労者の福祉向上を図るため、 （財）相模原市中小企業勤労者福祉サービス センター（あじさいメイツ）の運営に対し 助成する。 【内容】 団体への運営費等補助金 交付先（あじさいメイツ）の状況 会員加入数1,478事業所 16,156人 （平成16年4月1日現在） 平成16年度センター事業 (1)健康維持・増進事業 (2)老後生活安定事業 (3)自己啓発事業 (4)余暇活動事業 (5)財産形成事業 (6)在職中の生活安定事業 (7)相模原市立勤労者総合福祉センター管理運 営事業 (8)情報提供事業	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 農政課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 神奈川県農業共済組合運営補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳出予算額(平成16年度)	農政課 2,973千円	経済課 356千円	産業経済課 615千円	産業環境課 348千円		
根拠法令等						
会計の種類別 歳入予算額(平成16年度)	一般会計 0千円	一般会計 0千円	一般会計 0千円	一般会計 0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成14年4月1日に高相地区農業共済事務組合をはじめとした県内10の農業共済事務組合等を統合して設立した神奈川県農業共済組合の運営に対して補助を行う。</p> <p>【内容】 ・神奈川県農業共済組合運営費補助金 2,973千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県農業共済組合 農家経営に係る施設、設備、農作物等の共済制度を行う団体。</p>	<p>【目的】 平成14年4月1日に津久井地区農業共済事務組合をはじめとした県内10の農業共済事務組合等を統合して設立した神奈川県農業共済組合の運営に対して補助を行う。</p> <p>【内容】 神奈川県農業共済組合運営費補助金 356千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県農業共済組合 農家経営に係る施設、設備、農作物等の共済制度を行う団体。</p>	<p>【目的】 平成14年4月1日に津久井地区農業共済事務組合をはじめとした県内10の農業共済事務組合等を統合して設立した神奈川県農業共済組合の運営に対して当面3年間の補助を行う。</p> <p>【内容】 神奈川県農業共済組合運営費補助金 615千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県農業共済組合 農家経営に係る施設、設備、農作物等の共済制度を行う団体。</p>	<p>【目的】 平成14年4月1日に高相地区農業共済事務組合をはじめとした県内10の農業共済事務組合等を統合して設立した神奈川県農業共済組合の運営に対して補助を行う。</p> <p>【内容】 神奈川県農業共済組合負担金 348千円</p> <p>【公共的団体の概要】 神奈川県農業共済組合 農家経営に係る施設、設備、農作物等の共済制度を行う団体。</p>	平成17年度から運営補助金は廃止となる。ただし、連絡調整事務は存続。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		農政課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
8	経営・生産対策推進会議					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	220千円	66千円	207千円	105千円		
根拠法令等	経営生産対策体制整備推進事業実施要綱	経営対策体制整備推進事業実施要綱・農業経営・生産対策推進会議設置要綱	経営対策体制整備推進事業実施要綱	経営生産対策体制整備推進事業実施要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	8千円	19千円	103千円	25千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造対策と農業生産対策を一体的かつ総合的に推進するために、関係機関・団体等の役割分担を明確にするとともに連携計画に係る調整を図る。</p> <p>【内容】 構成員 人数 20人 団体等 農業生産組織、農業団体関係者、流通販売組織、消費者団体の代表、学識経験者、関係行政機関、その他</p> <p>積算 ・報償費 204千円 学識経験者、大学教授 15000×1名×4回=60,000円 その他の委員 3000×12名×4回=144,000円 ・需要費 16千円 会議費 200円×20名×4回=16,000円</p> <p>【特定財源の概要】 農業経営基盤強化促進事業補助金(県補助金)</p>	<p>【目的】 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造対策と農業生産対策を一体的かつ総合的に推進するために、関係機関や団体等の役割分担を明確にするとともに、連携計画に係る調整を行う。</p> <p>【内容】 構成員 人数 8人 団体等 学識経験者、農業委員会代表、農業経営士会代表、農業振興協議会代表、関係行政機関職員など</p> <p>積算 ・報償費 60千円 5,000円×4人×3回=60,000円 ・普通旅費 6千円</p> <p>【特定財源の概要】 農業経営基盤強化促進事業補助金(県補助金)</p>	<p>【目的】 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造対策と農業生産対策を一体的かつ総合的に推進するために、関係機関・団体等の役割分担を明確にするとともに連携計画に係る調整を図る。</p> <p>【内容】 構成員 人数 5人 団体等 農協、農業委員会等の農業関係機関</p> <p>積算 ・普通旅費 12千円 ・消耗品費 152千円 ・通信運搬費 43千円</p> <p>【特定財源の概要】 農業経営基盤強化促進事業補助金(県補助金)</p>	<p>【目的】 担い手の育成、農地の利用集積などの経営構造対策と農業生産対策を一体的かつ総合的に推進するために、関係機関・団体等の役割分担を明確にするとともに連携計画に係る調整を図る。</p> <p>【内容】 構成員 人数 8人 団体等 農協、農業委員会等の農業関係機関</p> <p>積算 ・普通旅費 16千円 ・消耗品費 89千円</p> <p>【特定財源の概要】 農業経営基盤強化促進事業補助金(県補助金)</p>	<p>相違点 ・基本構想 ・認定農業者認定基準 ・会議の人数及び費用弁償額の基準等</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、基本構想及び認定農業者の認定基準については、合併後速やかに統合を図る。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	農政課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名					
9	営農センター助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	課題	調整方針
歳出予算額 (平成16年度)	6,950千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額 (平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農作業の受委託等の農地利用調整、営農指導等の農業振興に関する事業を全市的に実施する農協営農センターに対し助成を行う。</p> <p>【内容】 助成事業 営農指導員設置事業 4,600千円 ・営農センターを拠点として、営農指導を積極的に展開する営農指導員の人件費を助成する。 ・指導員 8名(そ菜園芸3名、畜産3名、経営1名、緑化木1名) ・補助率 基本給の1/2以内</p> <p>遊休農地対策農作業受託オペレーター設置事業補助金 2,000千円 ・営農センターが実施する農地利用調整機能のひとつである農作業受託について、それを実施するオペレーター2名の人件費について助成する。 ・補助率 給与総額の1/2以内(2,000千円/1人上限)</p> <p>実験圃場整備事業補助金 350千円 ・営農センターが施肥技術、土壌改良のための試験研究、栽培技術などの調査研究のためにパイロット的に実施する実験圃場の整備について助成する。 ・事業内容 トマトの接木苗導入 ・事業費 1,050千円 ・補助率 1/3以内</p> <p>【公共的団体の概要】 相模原市農業協同組合営農センター 農業経営者の営農指導、育成等を行う市農協の組織である。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、事業の見直しの検討を行う。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		農政課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否		
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分				
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整		
事務事業番号	事務事業名						
10	認定農業者育成事業						
			課題		調整方針		
担当課名			相模原市		城山町		
歳出予算額（平成16年度）			農政課 13,296千円	経済課 222千円			
根拠法令等			農業経営基盤強化促進法	農業経営基盤強化促進法			
会計の種類別			一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）			262千円	10千円			
関係団体・慣行			公共的団体	公共的団体			
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別			特定財源	特定財源			
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/ .DOC							
【事務事業の内容】			<p>【目的】</p> <p>平成6年度策定の農業経営基盤強化基本構想を踏まえ、今後本市農業の中心的役割を担っていく認定農業者（5年先の農業改善計画を作成し、市の認定を受けたもの）の育成に対し、助成を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>旅費 30千円（財源：市18千円・県12千円） 負担金、補助及び交付金 運営費等補助金 ・農業経営改善支援センター設置事業補助金 農業経営改善計画の作成等に係る様々な支援を行う支援センター（事務局 営農センター）に対し助成を行う。 補助額 500千円 （財源：市250千円・県250千円） ・農業経営基盤強化資金利子補給金 認定農業者が受けられるスーパーL資金の利子について、地方負担分の0.5%を県と市が同率で負担する。 予算額 900千円 ・農地流動化助成金 認定農業者への農用地の集積を促進するため、利用権の継続設置に対し助成を行う。 補助額 450千円 認定期間3年以上6年未満 6千円 認定期間6年以上 15千円 建設事業補助金 ・認定農業者育成事業補助金 認定農業者が取り組む経営改善のうち、施設、機械等の資本装備に対し助成を行う。 事業主体 認定農業者連絡会 事業費 34,645千円 補助率 1/3以内（野菜用ハウスの施設整備については4/10以内 限度あり 補助額 11,416千円</p> <p>【参考】</p> <p>・認定農業者数 108戸（内、法人 17社）</p> <p>【特定財源の概要】</p> <p>県農業経営基盤強化促進事業費補助金</p> <p>【公共的団体の概要】</p> <p>認定農業者連絡会 認定農業者相互の研鑽と連絡強調を図る団体。</p>	<p>【目的】</p> <p>平成13年度策定の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に基づき、今後本町における農業経営の中心的役割を担う認定農業者（5年先の農業改善計画を作成し、町の認定を受けた者）の育成を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>普通旅費 6千円 負担金、補助及び交付金 216千円 ・郡農業経営改善支援センター活動費負担金 ・郡農業経営改善支援センター運営負担金農業経営改善計画の作成等に係る様々な支援を行う支援センターに対して、負担金を交付する。（財源：町 206千円・県 10千円）</p> <p>【参考】</p> <p>・認定農業者数 8戸（内、法人 6社）</p> <p>【特定財源の概要】</p> <p>県農業経営基盤強化促進事業費補助金</p> <p>【公共的団体の概要】</p> <p>郡農業経営改善支援センター 認定農業者を支援していく、郡農業協同組合の一機関。</p>	<p>【目的】</p> <p>津久井町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、今後本町における農業経営の中心的役割を担う認定農業者（5年先の農業改善計画を作成し、町の認定を受けた者）を支援する。</p> <p>【内容】</p> <p>負担金、補助及び交付金 運営費等補助金 ・郡農業経営改善支援センター運営負担金農業経営改善計画の作成等に係る様々な支援を行う支援センター（事務局 津久井郡農協）への負担金。 負担額 216千円 （財源：町206千円・県10千円）</p> <p>【参考】</p> <p>・認定農業者数 8戸（内、法人 4社）</p> <p>【特定財源の概要】</p> <p>県農業経営基盤強化促進事業費補助金</p> <p>【公共的団体の概要】</p> <p>郡農業経営改善支援センター 認定農業者を支援していく、郡農業協同組合の一機関。</p>	<p>【目的】</p> <p>平成13年度策定の農業経営基盤強化の促進に冠する基本構想に基づき、今後本町における農業経営の中心的役割を担う認定農業者（5年先の農業改善計画を作成し、町の認定を受けた者）の育成を行う。</p> <p>【内容】</p> <p>郡農業経営改善支援センター活動費負担金 農業経営改善計画の作成等に係る様々な支援を行う支援センターに対して、負担金を交付する。 ・負担金、補助及び交付金 204千円 （財源：町 199千円・県 5千円）</p> <p>【参考】</p> <p>・認定農業者数 3戸（内、法人 3社）</p> <p>【特定財源の概要】</p> <p>県農業経営基盤強化促進事業費補助金</p> <p>【公共的団体の概要】</p> <p>郡農業経営改善支援センター 認定農業者を支援していく、郡農業協同組合の一機関。</p>	<p>支援センターへの負担金等は、各市町とも同様に実施しているが、認定農業者への直接的な補助は、相模原市のみとなっている。 また、3町においては認定農業者連絡会の組織化と統合の課題がある。</p> <p>【調整方針】</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い		経済部会	農政課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
11	水田農業経営確立対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	460千円	267千円	130千円	102千円		
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	230千円	140千円	130千円	51千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】消費重視、市場重視の考え方に立って、需要に応じた米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>事業費の積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般事務用賃金 251千円 ・ 転作等現地確認謝礼 15千円 ・ 一般旅費 85千円 ・ 共通消耗品 102千円 ・ 協議会賄い 7千円 <p>【特定財源の概要】</p> <p>数量調整円滑化推進事業補助金(県補助金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額補助 	<p>【目的】水田農業経営確立対策事業の普及と適格な実施を推進するため、地域の実態に即したより効率的・弾力的な指導推進活動を展開する。</p> <p>【内容】</p> <p>事業費の積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般事務用賃金 210千円 ・ 一般旅費 7千円 ・ 備品購入 50千円 <p>【特定財源の概要】</p> <p>数量調整円滑化推進事業補助金(県補助金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額補助 	<p>【目的】水田農業経営確立対策事業の普及と適格な実施を推進するため、地域の実態に即したより効率的・弾力的な指導推進活動を展開する。</p> <p>【内容】</p> <p>事業費の積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者災害補償保険料 1千円 ・ 臨時雇賃金 54千円 ・ 普通旅費 10千円 ・ 消耗品 49千円 ・ 役務費 16千円 <p>【特定財源の概要】</p> <p>数量調整円滑化推進事業補助金(県補助金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額補助 	<p>【目的】水田農業経営確立対策事業の普及と適格な実施を推進するため、地域の実態に即したより効率的・弾力的な指導推進活動を展開する。</p> <p>【内容】</p> <p>事業費の積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費 28千円 ・ 普通旅費 5千円 ・ 消耗品 59千円 ・ 役務費 10千円 <p>【特定財源の概要】</p> <p>数量調整円滑化推進事業補助金(県補助金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額補助 	課題なし。	<p>【調整方針】</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、合併後速やかに、水田農業ビジョンの見直しを実施する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		農政課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
12	環境保全型農業導入支援事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	192千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 自然環境に調和した農業体系確立のため、環境に配慮した資材の導入に対し助成する。</p> <p>【内容】 事業費の積算 関連資材導入支援補助金 192千円 (補助率1/3以内)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	農政課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
13	農産物振興対策事業						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課			
歳出予算額(平成16年度)	9,652千円	178千円	64千円	80千円			
根拠法令等							
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体			
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <p>野菜、果樹、花卉苗木等の生産性向上、経営安定、市内消費の拡大等を図るため、機械・施設の整備、資材及び薬剤の購入などに対して助成する。</p> <p>【内容】</p> <p>報償費</p> <ul style="list-style-type: none">野菜格付審査員謝礼 240千円 (12000×20名) <p>負担金、補助金及び交付金</p> <ul style="list-style-type: none">野菜振興対策協議会負担金 240千円 (当協議会は16年度に解散、相模原農産物ブランド協議会が継承)市内の野菜生産を計画的かつ安定的に行えるよう、農業者の指導育成、施策検討を行う。(相模原市野菜振興対策協議会)構成員 農協、JA全農かながわ、県政事務所、農業改良普及センター、病虫害防除所、相模原市、市農業委員会 <p>事業 野菜振興対策の研究、野菜の計画的な生産及び出荷を行うための調整</p> <ul style="list-style-type: none">野菜振興対策事業補助金 5,243千円機械、施設等の導入により新鮮かつ高品質な野菜の安定供給、生産振興を図る。主体 市園芸連絡協議会事業 薬剤、出荷用ダンボール箱、直売用袋、マルハナバチ使用栽培事業費 15,736千円補助率 1/3以内 <ul style="list-style-type: none">果樹振興対策事業補助金 2,700千円防除用薬剤、資材及び生産用機会等の導入により、省力化を図るとともに、市民への高品質かつ新鮮な果実を供給し、果実生産の振興を図る。主体 市果実組合事業 薬剤、直売用袋、病虫害防除薬剤、農業用機械等事業費 8,100千円補助率 1/3以内	<p>【目的】</p> <p>野菜、果樹、花卉苗木等の生産性向上、経営安定、町内消費の拡大等を図るため、機械・施設の整備、資材及び薬剤の購入などに対して助成する。</p> <p>【内容】</p> <p>負担金、補助金及び交付金</p> <ul style="list-style-type: none">果樹振興対策事業補助金 14千円防除用薬剤の導入により、省力化を図り、町民への高品質かつ新鮮な果実を供給し、果実生産の振興を図る。主体 町果樹生産組合事業 病害虫防除薬剤事業費 55千円補助率 1/4以内 <ul style="list-style-type: none">茶病虫害防除対策事業補助金 80千円町内茶生産農家が行っている病虫害防除に対し、薬剤の一部を補助し、茶の生産量の増収や品質の向上を図る。主体 城山茶業部(郡農協の下部団体)事業 薬剤事業費 317千円補助率 1/4以内 <ul style="list-style-type: none">花き病虫害防除対策事業補助金 80千円町内花き生産農家が行っている病虫害防除に対し、薬剤費の一部を補助し、花きの品質の向上を図る。主体 城山花き温室部会(郡農協の下部団体)事業 薬剤事業費 320千円補助率 1/4以内 <ul style="list-style-type: none">水田共同防除事業補助金 18千円町内米生産農家が行っている病虫害防除に対し、薬剤費の一部を補助し、水稲の品質の向上を図る。主体 広田水田組合、葉山島開拓事業組合事業 薬剤事業費 72千円補助率 1/4以内	<p>【目的】</p> <p>直売事業の指導育成及び情報交換並びに地元農産物の直売による有利販売を進め、地域農業の振興を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>負担金、補助金及び交付金</p> <ul style="list-style-type: none">津久井町直売事業連絡協議会補助金 64千円構成員 40人町内在住で町内の直売所で農産物を販売する農家 <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none">果樹振興対策事業補助金対象想定津久井町りんご生産組合 (32戸・15年度事業費170千円)青根梅生産組合 (19戸・15年度事業費348千円) <p>【公共的団体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">りんご及び青根梅生産組合生産者で組織する団体。	<p>観光農業推進事業</p> <p>【目的】</p> <p>地場農産物(加工品を含む)のブランド化と関連団体を育成し、地産地消の振興を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none">事業主体:町特産物推進協議会事業費 80千円 <p>【公共的団体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none">町特産物推進協議会生産農家、町等で組織している団体。	それぞれの市町が地域特性のある事業を実施しており、補助対象となる団体・事業が異なる。	【調整方針】	合併後、3年以内に段階的に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		農政課			
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否			
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了			
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分					
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合					
事務事業番号	事務事業名							
13	農産物振興対策事業							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針		
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・相模原市果実組合補助金 122千円 果樹の栽培技術や品質改良等を組織的に行い、均一で良質な果実の生産と経営の安定を図る。 主体 市果実組合 事業 優良種苗の導入、栽培技術、病害虫駆除対策の研究、販売技術研究及び講習会の開催 事業費 122千円 補助率 定額 <ul style="list-style-type: none"> ・花卉植木振興対策事業補助金 1,107千円 施設の導入により、花卉植木苗の生産性向上を図る。 主体 市花卉植木連絡協議会 事業 ウッドチップパー 事業費 3,322千円 補助率 1/3以内 <p>【公共的団体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市園芸連絡協議会 生産者で組織する団体 ・市果実組合 生産者で組織する団体 ・市花卉植木連絡協議会 生産者で組織する団体 <p>【参考】</p> <p>生産者数（市農協組合員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園芸 197戸 ・花卉植木 57戸 ・果実 54戸 ・養蚕 1戸 		<p>【公共的団体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町果樹組合等の団体 生産者で組織する団体 <p>【参考】</p> <p>生産者数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・果樹 19戸 ・茶 15戸 ・花き 4戸 ・水稲 98戸 					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い			経済部会		農政課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク		調整済の可否	
				A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分			
				現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名						
14	営農対策事業						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題		調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課			
歳出予算額(平成16年度)	2,830千円	939千円	50千円	36千円			
根拠法令等							
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	371千円	939千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別	特定財源						
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】生産技術及び農業施設の近代化、特産品の開発、生産組織の育成等、営農環境を整備するための事業に対し助成を行う。</p> <p>【内容】 需要費 ・優良農業者表彰事業消耗品 45千円 (記念品、筒等) 負担金、補助及び交付金 ・有害鳥獣駆除対策事業補助金 631千円 農産物を鳥害から守るため、銃器等による駆除を実施し、安定生産を図る。 主 体 市みどり組合連絡協議会 内 容 スズメ、カラス等の銃器による駆除 事業費 1,893千円 補助率 1/3以内(県補助1/2以内) 農政課事務事業番号42番「有害鳥獣対策事業」にも掲載 ・景観草花栽培事業補助金 914千円 花と緑豊かなまちづくりに資するため、景観草花(レンゲ・コスモス等)を一定面積以上栽培した場合に助成を行う。 主 体 相模原市農協 基 準 生産緑地300㎡以上 調整区域500㎡以上 事業費 914千円 事業量 228.66a 補助率 4千円/a ・生活改善グループ連絡会運営費補助金 126千円 平成5年度に結成された、生活改善グループ連絡会の活動に対し、助成を行うことにより、女性農業者の抱える諸問題に取り組み団体の交流強化と活動の活発化を図る。 主 体 市生活改善グループ連絡会 (加入 6団体) 内 容 各生活改善グループ間の交流・研修、バッグ・直売袋の購入 補助率 運営費補助 90千円 直売推進 36千円</p>	<p>【目的】生産技術及び農業施設の近代化、特産品の開発、生産組織の育成等、営農環境を整備するための事業に対し助成を行う。</p> <p>【内容】 負担金、補助及び交付金 ・女性農業者連絡協議会助成金 70千円 平成4年度に結成された、協議会の活動に対し、助成を行うことにより、活動の活発化を図る。 主 体 町女性農業者連絡協議会 内 容 特産品の開発等 補助率 1/2以内 ・農業制度資金利子補給金 869千円 農業経営近代化に要する資金に係る利子補給を行い、農業経営の安定と生産力の増強を図る。 補助率 3%以内 期 間 償還期限内 対 象 農業機械の購入 農業用施設の建設等</p> <p>【公共的団体の概要】 ・町女性農業者連絡協議会 農家の主婦を中心に組織する団体。</p>	<p>【目的】農業経営の安定と農業生産力の増強のために要する近代化資金融資に対し利子補給を行い、農業経営の安定と農業生産力の増強に資する。</p> <p>【内容】 ・農業近代化資金等利子補給金 50千円 農業経営近代化に要する資金に係る利子補給を行い、農業経営の安定と生産力の増強を図る。 ・生活グループ連絡会運営費補助金 該当なし。 H16.5現在の町内生活改善グループ 2団体 ・町直売事業連絡協議会補助金 13に記載</p>	<p>【目的】農業経営近代化に要する資金に係る利子補給を行い、農業経営の安定と生産力の増強を図る。</p> <p>【内容】 ・農業制度資金利子補給金 36千円 補助率 3%以内 期 間 償還期限内 対 象 農業機械の購入 農業用施設の建設等</p>	<p>課題なし。 ただし、有害鳥獣対策事業については、実施方法に相違がある。</p>		<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、有害鳥獣対策事業については、合併後3町の実施状況を踏まえ速やかに統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	農政課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
14	営農対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業近代化資金利子補給金 834千円 農業経営近代化に要する資金に係る利子補給を行い、農業経営の安定と生産力の増強を図る。 補助率 2%以内 期間 5年間 対象 農業機械の購入 農業用施設の建設等 ・ 相模原市大沢南部営農組合補助金180千円 営農組合の育成を図り、都市農業の推進に資する。 主体 市大沢南部営農組合 内容 栽培研究、直売事業等の実施 事業費 1,800千円 補助率 定額 ・ 相模原市田名西部営農組合補助金100千円 営農組合の育成を図り、都市農業の推進に資する。 主体 市田名西部営農組合 内容 栽培研究、直売事業等の実施 事業費 1,230千円 補助率 定額 <p>【特定財源の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣駆除対策事業補助金 有害鳥獣等被害対策事業補助金（県補助金） <p>【公共的団体の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活改善グループ連絡会 女性農業者の抱える諸問題に取り組む団体の交流強化と活動の活発化を図る団体。 					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		農政課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
15	農業後継者・担い手確保対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	1,843千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業後継者、新規就農者等の都市農業従事者への誘導を図り、魅力ある農業経営を実現するための事業に対し助成を行う。</p> <p>【内容】 報償費 新規就農者アドバイザー派遣 320千円 新規就農者に対し、農作業指導等の支援を講ずることにより、技術向上、経営規模拡大、経営の安定化を図る。 8,000円×10回×4人=320,000円 負担金、補助及び交付金 1,523千円 援農システム整備事業補助金 1,000千円 担い手不足の農家に市民を含めた多様な就農者を斡旋するための「援農システム」を発展、拡大し、多様な農業担い手の育成・拡充を図る。 ・主体 市農協営農センター ・事業費 2,000千円 ・内容 農業研修講座(ビギナー、サポート) ・補助率 1/2以内 農業青年育成事業補助金 255千円 農業青年の健全な発展を図るとともに、農業経営の安定と生活向上を図る。 ・主体 市農協青壮年部 ・内容 各種研修会等の開催、農業理解促進活動 ・補助率 定額 新規就農者等研修奨励金 170千円 新規就農者等が一定期間、市内の先進的農家において、農業技術の会得を図るため、農業研修受入農家に対し助成する。(16年度で廃止) ・主体 研修受入農家 ・事業費 340千円(5,656円×60日) ・補助率 1/2以内 新規就農者作業オペレーター支援 98千円 新規就農者に対し農地の貸し付け、譲渡を行うために、自己の農地を整備する際に要する経費の一部を地権者に対し助成するもの。 ・補助額 37,000円/10a×20a×4名 ・補助率 1/3 20aは新規就農者1人当たりの耕作面積</p> <p>【公共的団体の概要】 ・営農センター：農業経営者の営農指導、育成等を行う市農協の組織である。</p>	該当なし	<p>【参考】 H12～H15年度(農業従事者の増減等) ・農業後継者 0名 ・町外からの新規就農者 4名</p>	該当なし	課題なし。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	農政課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 廃止の方向で調整 </div> 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
16	地場農産物ブランド化促進事業					
	相模原市	城山町	津久井町			
	相模湖町	課題	調整方針			
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	500千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地場農産物の生産を振興するため、ブランド化を進め、消費者への定着を図るとともに、相模原産の表示を明確にし、消費者・生産者双方の利益を図る。</p> <p>【内容】 地場農産物ブランド化キャンペーン委託 500千円 (H16年度は野菜振興対策協議会に委託。H17年度以降は、さがみはら農産物ブランド協議会に委託。)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし。	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後に新市でのブランド名称等の再検討を実施する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 農政課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整			
事務事業番号 17	事務事業名 農産物流通対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	3,030千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農産物の生産出荷奨励、市場対策等農場農産物の生産拡大を図るとともに、市内流通を促進するため事業を実施する。</p> <p>【内容】 負担金、補助及び交付金 3,030千円 野菜生産出荷奨励金事務取扱交付金 600千円 奨励金交付に要する出荷組合別の野菜売上等の集計事務に対する交付金 交付先 相模中央青果、神奈川青果、相模原総合青果 事業費 200千円×3市場 野菜生産出荷奨励金 1,800千円 市内3市場に出荷する野菜全品目に対し、奨励金を交付することにより、市内市場への出荷を促進し生鮮野菜の安定供給を図る。 団体数 市内8出荷組合（農協8支店） 出荷額 60,000千円 交付額 出荷額の3% 相模原市米穀小売商組合補助金 180千円 組合の内容充実や組織の強化を図るとともに、米消費の拡大を推進する。 主体 相模原市米穀小売商組合 内容 組合員の行う事業の改善、技術の向上、知識の普及、農業まつり等イベントへの参加 補助率 定額 農協出荷奨励金 450千円 小規模農家の育成と市内食料自給率の向上を図るため、農協を経由した市内3市場に対する出荷を奨励する。 出荷額 15,000千円 交付額 出荷額の3%</p> <p>【参考】 農家戸数 1,592戸 (内訳) 専業農家 155戸 第1種兼業農家 73戸 第2種兼業農家 1364戸</p> <p>【公共的団体の概要】 ・相模原市米穀小売商組合 市内の米穀小売商が組織する団体</p>	該当なし	<p>該当なし (町内には出荷組合はなく、また、農協を経由した出荷の実績は近年ありません。)</p>	該当なし	課題なし。	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、新市において出荷等の実態調査を行うものとする。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 経済部会			相模原市の課等の名称 農政課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			廃止の方向で調整	
事務事業番号 18	事務事業名 都市農業ふれあい事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	2,797千円			100千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計			一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円		
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等			補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民と農業者のふれあう場づくりを推進し、都市農業に対する理解を深める事業に対し、助成等を行う。</p> <p>【内容】 農業めぐり農家謝礼 15,000円×3回=45,000円 JAまつり市長賞賞品 3,250円×8個=26,000円 農業まつり議長賞賞品 2,750円×8個=22,000円 農業まつり補助金 1,800千円 新鮮な地場野菜の即売会や畜産共進会を実施するほか、家族で楽しめるイベントの実施など「魅力とうるおいのある都市農業をめざして」をテーマに、魅力ある「まつり」の創造を行う。 主 体 市農業まつり実行委員会 期 日 4月から11月（集中行事は、湖野辺公園で11月） 補助率 定額 さがみはら市民朝市補助金 580千円 地場産の新鮮な野菜を定期的に供給し、農家と市民の相互理解を深めるとともに、都市農業の振興を図る。 主 体 相模原市民朝市運営協議会 期 日 北部 毎月第2・4日曜日 南部 毎月第1・3日曜日 場 所 北部 市体育館前駐車場 南部 市南合同庁舎駐車場 補助率 定額 農業体験学習事業補助金 324千円 農作業を体験して、農業の大切さと働くことの喜びを認識するとともに、農業に対する理解を深めることを目的とする。 主 体 相模原市農業体験学習推進協議会 内 容 募集児童 100名（小学5・6年生） 補助率 定額</p> <p>【公共的団体の概要】 ・相模原市民朝市運営協議会 生産農家等で組織する団体。</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 町民に酪農家の家を訪ねてもらい家畜や土とふれあい、酪農業に対し理解を深めてもらうことを目的とし、畜産振興を図るため町と酪農部共催で開催する。</p> <p>【内容】 さがみこファームフェスタ運営費補助金 100千円 （やまなみ五湖ネットワーク事業後援事業）</p>	課題なし。	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	農政課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
19	レクリエーション農園等整備事業					
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
歳出予算額（平成16年度）	農政課 8,186千円	経済課 0千円	産業経済課	産業環境課 0千円		
根拠法令等	農地法・ 特定農地貸付に関する農法等の特例に関する法律	農地法・ 特定農地貸付に関する農法等の特例に関する法律		法によらない農園利用方式により開園・ 予算計上なし（町は事務、仲介のみ）		
会計の種類別	一般会計	一般会計		一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円		0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 緑地空間の確保と農地の有効利用を促進するため、特定農地貸付法に基づき、市が農家から農地を借り入れ、市民農園の整備を行う。</p> <p>【内容】 市民農園現地確認謝礼 400千円 市民農園管理整備委託 6,586千円 新規農園の整備 市民農園土地賃借料 100千円 市民農園駐車場土地賃借料 900千円 簡易トイレ借料 200千円</p> <p>【参考】 市民農園数 コミュニティ農園 1箇所 26区画（50㎡以上／区画） 日常の管理は、利用者で組織する管理運営委員会が行う。 レクリエーション農園 68箇所 3,235区画（20㎡以上／区画） 日常の管理は、市民農園運営協議会が行う。 生きがい農園 21箇所 958区画（10㎡以上／区画） 市が管理</p>	<p>【目的】 緑地空間の確保と農地の有効利用を促進するため、特定農地貸付法に基づき、町が農家から農地を借り入れ、市民農園の整備を行う。</p> <p>【内容】 運営協議会により事業執行を行っているため、歳出予算はない。</p> <p>【参考】 市民農園数 ふれあい農園 1箇所 42区画（30㎡／区画） 使用料 年額6,000円 健康づくり農園 14箇所 304区画（30㎡／区画） 使用料 年額5,000円 農業体験農園 3箇所 82区画（50㎡以上／区画） 使用料 年額10,000～15,000円 使用料は、運営協議会に収入されるため、一般会計への歳入はない。</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 市民農園整備促進法による「グリーンファーム青野原」があります。</p>	<p>【目的】 農業者以外の町民が、自ら野菜や草花を栽培することで、農業に対する理解を深めるとともに、町民の余暇活動の多様化や健康志向等に対応するため、市民農園の整備を行う。</p> <p>【内容】 農家を支援しながら町民が農作業に親しむ事業・3箇所</p>	1市3町における農園整備及び管理運営等の全てにおいて相違がある。	<p>【調整方針】 合併後、3年以内に段階的に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い	経済部会			農政課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク			調整済の可否		
		A協議会 B幹事会 C専門部会			調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合					
事務事業番号	事務事業名						
20	(株)神奈川食肉センター食肉流通施設整備事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課			
歳出予算額(平成16年度)	87,412千円						
根拠法令等							
会計の種類	一般会計						
歳入予算額(平成16年度)	0千円						
関係団体・慣行	公共的団体						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等						
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> (株)神奈川食肉センターに対し、平成14年4月1日より稼働した食肉流通施設の整備費を助成する。 <p>【内容】</p> 整備資金償還事業補助 87,412千円 債務負担行為の設定期間 平成12年度～平成27年度 限度額 1,401,000千円 <p>【公共的団体の概要】</p> ・(株)神奈川食肉センター 県、平塚市、相模原市及び民間の出資による安全な食肉を安定的に流通させることを目的に設立した会社。	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		農政課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
22	農道等維持管理補修事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	25,368千円	1,017千円	1,876千円	541千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行			公共的団体			
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農道及び用排水路の維持管理・補修に要する経費。</p> <p>【内容】 維持管理費 15,668千円 新堀用水路ポンプ電気料 80千円 農業用施設賠償責任保険料 88千円 委託料 12,800千円 ・農業用施設境界査定委託 5,000千円 3箇所程度の境界査定 500m ・農業用施設草刈業務委託 3,800千円 市内一円用水路 19,000㎡ ・農業用施設浚渫業務委託 3,100千円 浚渫 350m、ごみ処理 ・表示登記委託 900千円 H15年度に譲与を受けた法定外公共財産の表示登記費用 負担金 2,700千円 ・相模川左岸土地改良事業負担金 相模川左岸土地改良区が行う左岸用水路(磯部頭首工～茅ヶ崎市)の維持管理費の一部を関係市町が負担することで、用水確保と水田耕作安定に寄与するとともに、関係農家の負担軽減を図る。 組合員 3,047人 関係市町 相模原市、座間市、海老名市、寒川町、藤沢市、茅ヶ崎市</p> <p>維持補修費 9,700千円 ポンプ、農業用取水口及び堰等の修理 3,600千円 農業用施設維持補修工事 4,900千円 農道の敷砂利 1,200千円 120㎡</p>	<p>【目的】 農業用施設(農道・用排水路・建物など)の維持補修に関する経費。</p> <p>【内容】 火災保険料 17千円 城北農業構造改善センター及び葉山島センターの火災保険料 町内一円維持補修工事費 1,000千円</p>	<p>【目的】 農業用施設の維持管理・補修に関する経費。</p> <p>【内容】 維持管理費 175千円 石神集落センター ・火災保険料 16千円 ・敷地借上料 159千円 *維持管理は自治会。 維持補修費 1,701千円 委託料 ・農道測量業務委託 210千円 工事請負費 ・農道維持管理工事 1,491千円</p> <p>【参考】 鳥居原ふれあいの館(地域農産物活用施設)の維持管理経費については、農政課事務事業番号39番で記載。</p> <p>【公共的団体の概要】 ・地域振興協議会 地域振興を目的に地元自治会、農業委員、婦人会等で組織している団体。</p>	<p>【目的】 農道及び用排水路の維持管理・補修に要する経費。</p> <p>【内容】 維持管理費 需用費 10千円 賃借料 193千円 工事請負費 338千円</p>	課題なし。	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、台帳等の整備を合併後速やかに実施する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		農政課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
23	農道・用水路等整備事業					
			相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	132,270千円					
根拠法令等	土地改良法・ 県土地改良事業等補助金交付要綱・ 地域用水環境整備事業実施要綱・ 基盤整備促進事業実施要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	62,455千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農とみどりの整備事業及び市単独事業。 農道については、幅員が狭く、また未舗装等で農耕車の通行に支障をきたしている箇所の整備工事を行い、用排水路については通水に支障をきたしている箇所の改修工事を行う。また、新堀用水路内木道については、老朽化が進んでいるため補修工事を行う。</p> <p>【内容】 消耗品、印刷製本費 420千円 工事請負費 38,430千円 ・農道整備事業 3件 延長 310m ・水路改修工事 3件 延長 385m ・木道補修工事 1件 延長 60m</p> <p>望地地区地域用水環境整備事業 平成12年度に策定した相模原市農業農村環境整備計画に基づきねん生態系や景観など自然環境に背理した整備を行う。 消耗品、印刷製本費 505千円 工事請負費 51,500千円 ・水路工、散策路工 延長320m ・植栽工、管理施設工、修景施設工1式</p> <p>新戸地区基盤整備促進事業 幅員が狭く、未舗装で農耕車の通行に支障をきたしている農道の整備、また、崩壊、漏水が進み通水に支障をきたしている用排水路を改修する。 消耗品、印刷製本費 415千円 工事請負費 41,000千円 ・農道工 延長280m ・水路工 延長758m</p> <p>【特定財源の概要】 地域用水環境整備補助金等 国 45,455千円 県 17,000千円</p>	農政課事務事業番号40番「農とみどりの整備事業」に記載。	農政課事務事業番号40「農とみどりの整備事業」に記載。	該当なし	課題なし。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		農政課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
24	農道等調査測量設計委託事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	5,000千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農道・水路整備実施のために調査測量設計委託を行う。</p> <p>【内容】 委託料 5,000千円 新戸地区基盤整備のための境界確定を行う。</p>	農政課事務事業番号40番「農とみどりの整備事業」に記載。	農政課事務事業番号40番「農とみどりの整備事業」に記載。	該当なし。	課題なし。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い		経済部会	農政課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
25	各種農業団体補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	345千円	100千円				
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体				
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等				
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業関係団体に対し運営費等を補助することにより、関係農家の負担を軽減し、農業経営の安定化に寄与する。</p> <p>【内容】 諏訪森下水組合運営事業補助金135千円 用水組合の経費(電気料)を援助することにより、関係農家の経営不安解消と生産意欲の向上を図り、稲作の安定化を図る。 主 体 諏訪森下水組合(83戸) 対 象 電気料 補助率 電気料の1/6</p> <p>下大島用水組合運営事業補助金 210千円 用水組合の経費(電気料)を援助するとともに、相模川自然の村の建設に伴って大きくなった組合員の負担を定額補助によって軽減させ、稲作の安定化を図る。 主 体 下大島用水組合(7戸) 対 象 電気料及び組合運営費 補助率 電気料の1/6及び定額補助170千円</p> <p>【公共的団体の概要】 ・ 諏訪森下水組合 地域の水田農家で組織する用水路等の管理を行う団体 ・ 下大島用水組合 地域の水田農家で組織する用水路等の管理を行う団体</p>	<p>【目的】 農業関係団体に対し運営費等を補助することにより、関係農家の負担を軽減し、農業経営の安定化に寄与する。</p> <p>【内容】 水田揚水補助金100千円 用水組合の経費(電気料)を援助することにより、関係農家の経営不安解消と生産意欲の向上を図り、稲作の安定化を図る。 主 体 葉山島開拓事業組合 対 象 電気料 補助率 電気料の1/4</p> <p>【公共的団体の概要】 ・ 葉山島開拓事業組合 地域の水田農家で組織する用水路等の管理を行う団体</p>	該当なし	該当なし	課題なし。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会	相模原市の課等の名称 農政課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 26	事務事業名 農業振興地域整備計画					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	355千円	0千円	0千円		
根拠法令等	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域の整備に関する法律		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	3,372千円	0千円		
関係団体・慣行		公共的団体				
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		電算システム				
電算システム名		農用地管理システム				
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進するとともに、土地利用計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。</p> <p>【内容】 農業振興地域整備計画に関する事務 軽微な変更に係る事務 平成15年度 = 用途変更 3件 基礎調査による計画の変更 5年ごとに実施(前回平成12年度、次回平成17年度に基礎調査予定) 農業振興地域内の農用地に関する証明事務(別掲)</p> <p>【参考】 農業振興地域面積 ・農業振興地域 = 731ha ・農用地区域 = 321ha</p>	<p>【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進するとともに、土地利用計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。</p> <p>【内容】 農業振興地域整備計画に関する事務 随時変更 平成15年度 = 除外 6件 基礎調査結果による定期変更 平成15年度に基礎調査を実施し、定期変更による計画の見直しを行った。 次回平成20年度に基礎調査実施予定 農業振興地域内の農用地に関する証明事務(別掲)</p> <p>事業費内訳 ・農業振興協議会委員報酬 250千円 ・軽微な変更及び随時変更時における意見聴取委託料 105千円 ・農用地管理システム運用におけるデータ修正業務委託料</p> <p>【参考】 農業振興地域面積 ・農業振興地域面積 = 614.8ha ・農用地区域 = 74.2ha</p> <p>【電算システムの概要】 ・一般的な農用地管理システム</p> <p>【公共的団体の概要】 ・農業振興協議会 ・農業振興を目的に、農業者、町等で組織している団体。</p>	<p>【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進するとともに、土地利用計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。</p> <p>【内容】 農業振興地域整備計画に関する事務 軽微な変更に係る事務 平成15年度 = 用途変更 1件 随時的な変更に係る事務 3件 基礎調査による計画の変更 5年ごとに実施(前回平成12年度、平成16年度に基礎調査、17年度に変更予定) 農業振興地域内農用地に関する証明事務(別掲)</p> <p>【参考】 農業振興地域面積 ・農業振興地域 = 2,000ha ・農用地区域 = 217ha</p>	<p>【目的】 農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業生産の効率化のための措置を計画的に推進するとともに、土地利用計画との調整を図りつつ農用地等の保全を図る。</p> <p>【内容】 農業振興地域整備計画に関する事務 随時変更 平成15年度 = 除外 0件 基礎調査結果による定期変更 平成15年度に基礎調査を実施し、定期変更による計画の見直しを行った。 次回平成20年度に基礎調査実施予定 農業振興地域内の農用地に関する証明事務(別掲)</p> <p>【参考】 農業振興地域面積 ・農業振興地域面積 = 133.00ha ・農用地区域 = 64.33ha</p>	1市3町の計画に相違がある。	【調整方針】 合併後速やかに新たな計画の策定を実施する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		農政課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
27	生産緑地に係る営農指導					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円					
根拠法令等	生産緑地法					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生産緑地地区における営農に係る助言、行為の許可等を行う。</p> <p>【内容】 生産緑地地区における行為の制限に関する事務(法8条第1項) ・事前相談件数 3件(H15年度)</p> <p>生産緑地の買取申し出及び取得のあっせんに 関する事務(法10条・13条) ・買取申し出に関する事務 22件(H15年度) ・取得のあっせんに関する事務 22件(H15年度) 農業委員会及び農協へあっせんの依頼を行 った。</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 農政課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 28	事務事業名 農産物の生産、経営技術等の指導事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 学校給食への地場農産物の供給促進に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 地場農産物を安定的に学校給食に提供する方策の研究等</p>	<p>【目的】 学校給食への地場農産物の供給促進に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 地場農産物を安定的に学校給食に提供する方策の研究等</p>	該当なし	該当なし	課題なし。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 農政課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 29	事務事業名 農産・園芸団体の指導及び連絡事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳出予算額（平成16年度）	農政課 0千円	経済課 0千円	産業経済課 0千円	産業環境課 0千円		
根拠法令等						
会計の種類別 歳入予算額（平成16年度）	一般会計 0千円	一般会計 0千円	一般会計 0千円	一般会計 0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 各種団体との連絡調整を行う。</p> <p>【内容】 各種団体との連絡調整 団体 営農組合(2団体) 野菜振興対策協議会 園芸連絡協議会 養蚕連絡協議会 花卉植木連絡協議会 事務局 農協（営農センター）</p> <p>市が事務局となっている団体 団体 果実組合 事業 総会、役員会の開催 講習会、共進会の開催 組合員 40名</p> <p>【公共的団体の概要】 ・営農組合（2団体） 大沢南部、田名西部の土地区画を耕作する農業者の団体。</p>	<p>【目的】 各種団体との連絡調整を行う。</p> <p>【内容】 各種団体との連絡調整 団体 郡農産物直売事業連絡協議会 城山茶業部(郡農協の下部団体) 事務局 郡農協</p> <p>町が事務局となっている団体 団体 町果樹生産組合 事業 総会、薬剤共同購入 組合員 22名</p> <p>【公共的団体の概要】 ・郡農産物直売事業連絡協議会 津久井地域の生産農家の団体。</p>	<p>【目的】 各種団体との連絡調整を行う。</p> <p>【内容】 各種団体との連絡調整 団体 鳥屋農林産物・特産物生産販売組合</p> <p>町が事務局となっている団体 ・団体 町直売事業連絡協議会 事業 講習会、研修会 組合員 41名</p> <p>・団体 津久井園芸特産物販売組合 事業 研修会、みつばつじ畑の維持管理 組合員 10名</p> <p>【公共的団体の概要】 ・町直売事業連絡協議会 町生産農家が直売を目的とした団体。</p>	<p>【目的】 各種団体との連絡調整を行う。</p> <p>【内容】 各種団体との連絡調整 団体 相模湖酪農部 内郷堆肥生産組合 道志新田営農組合 千木良明市会 千木良水田組合</p> <p>特産物推進協議会（事務局：町） ・団体 ウメ生産組合 千木良コンニャク生産組合 内郷農産物直売所 小原野菜出荷組合</p> <p>【公共的団体の概要】 ・ウメ生産組合等 相模湖町での生産農家の集合団体。</p>	課題なし。	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称					
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		農政課					
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否					
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了					
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分							
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整					
事務事業番号	事務事業名									
30	主要食糧の生産調整及び計画出荷事務									
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針				
歳出予算額（平成16年度）	農政課 0千円	経済課 0千円	産業経済課 0千円	産業環境課 0千円						
根拠法令等	水田農業構造改革対策実施要綱・要領		水田農業構造改革対策実施要綱・要領							
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計						
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円						
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体		公共的団体						
使用料・手数料・補助金等										
事務事業の別										
電算システム名										
備考1										
備考2										
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC										
【事務事業の内容】	<p>【目的】 主要食糧の生産調整及び計画出荷に係る事務を行う。</p> <p>【内容】 新生産調整事務 県を通じて示される生産目標数量の配分にかかる事務 ・実施計画の取りまとめ、現地確認 ・県への報告 ・対象農家数 680戸</p> <p>米の計画出荷 農協を通じて計画出荷基準数量の配分、県への報告を行う。 ・対象農家数 50戸程度 相模原市水田農業推進協議会 生産者、農協、消費者、市等で組織し、生産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する。 ・会員 20名 ・構成員 用水組合、農家、消費者団体、農協、市</p> <p>【参考】 農政課事務事業番号11番の水田農業経営確立対策事業として予算化している。</p> <p>【公共的団体の概要】 ・相模原市水田農業推進協議会 生産者、農協、消費者、市等で組織し、生産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する団体。</p>		<p>【目的】 主要食糧の生産調整及び計画出荷に係る事務を行う。</p> <p>【内容】 新生産調整事務 県を通じて示される生産目標数量の配分にかかる事務 ・実施計画の取りまとめ、現地確認 ・県への報告 ・対象農家数 120戸程度</p> <p>米の計画出荷 農協を通じて計画出荷基準数量の配分、県への報告を行う。 ・対象農家数 5戸程度</p> <p>城山町水田農業推進協議会 生産者、農協、消費者、町等で組織し、生産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する。 ・会員 4名 ・構成員 水田組合、農協、町</p> <p>【公共的団体の概要】 ・城山町水田農業推進協議会 生産者、農協、消費者、町等で組織し、生産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する団体。</p>		<p>【目的】 主要食糧の生産調整及び計画出荷に係る事務を行う。</p> <p>【内容】 新生産調整事務 県を通じて示される生産目標数量の配分にかかる事務 ・実施計画の取りまとめ、現地確認 ・県への報告 ・対象農家数 約40戸</p> <p>米の計画出荷 農協を通じて計画出荷基準数量の配分、県への報告を行う。 ・対象農家数 出荷農家なし</p>		<p>【目的】 主要食糧の生産調整及び計画出荷に係る事務を行う。</p> <p>【内容】 新生産調整事務 県を通じて示される生産目標数量の配分にかかる事務 ・実施計画の取りまとめ、現地確認 ・県への報告 ・対象農家数 71戸</p> <p>米の計画出荷 農協を通じて計画出荷基準数量の配分、県への報告を行う。 ・対象農家数 出荷農家なし。 相模湖町水田農業推進協議会 農家、農協、国、県、町、農業委員会等で組織し、生産調整、水田を活用した産地づくり等を協議する。 ・会員 20名</p> <p>【公共的団体の概要】 ・相模湖町水田農業推進協議会 農家、農協、国、県、町、農業委員会等で組織する団体。</p>		課題なし。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 農政課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 31	事務事業名 農作物の病虫害防除					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	74千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 県の病虫害防除所との連絡調整に係る事務を行う。</p> <p>【内容】 ・予察情報の農家への提供 ・新農薬、廃止農薬等の農家への情報提供</p>	<p>【目的】 県の病虫害防除所との連絡調整に係る事務を行う。</p> <p>【内容】 ・予察情報の農家への提供 ・新農薬、廃止農薬等の農家への情報提供</p>	<p>【目的】 農作物被害を防ぐための病虫害防除。</p> <p>【内容】 防除機利用による被害拡大防止 職員による防除 1件 被害農家等への貸出 ・農家及び生産組合 4件 ・庁内各課 7件 事業費の積算 ・消耗品 24千円 ・備品修繕料 50千円</p>	<p>【目的】 県の病虫害防除所との連絡調整に係る事務を行う。</p> <p>【内容】 ・予察情報の農家への提供 ・新農薬、廃止農薬等の農家への情報提供</p>	課題なし。	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 経済部会	相模原市の課等の名称 農政課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		
事務事業番号 32	事務事業名 土地改良事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳入予算額（平成16年度）	880千円	156千円	219千円	50千円		
根拠法令等						
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 土地改良事業に関する事務の実施</p> <p>【内容】 神奈川県土地改良事業団体連合会負担金 880千円 土地改良事業の適正かつ効率的運営を確保し、共同の利益を増進する。 会 員 19市・17町・1村及び土地改良区 業 務 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供 農地の集団化の指導援助 (現在、具体的にになっている土地改良に係る案件はない。)</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県土地改良事業団体連合会 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供農地の集団化の指導援助を行う団体</p>	<p>【目的】 土地改良事業団体に対する負担金の納付</p> <p>【内容】 神奈川県土地改良事業団体連合会及び同津久井支部負担金 ・県本部 97千円 ・郡支部 28千円 普通旅費 14千円</p> <p>土地改良事業の適正かつ効率的運営を確保し、共同の利益を増進する。 会 員 19市・17町・1村及び土地改良区 業 務 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供 農地の集団化の指導援助 (現在、具体化されている土地改良事業の予定はない。)</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県土地改良事業団体連合会 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供農地の集団化の指導援助を行う団体</p>	<p>【目的】 土地改良事業団体に対する負担金の納付</p> <p>【内容】 神奈川県土地改良事業団体連合会及び同津久井支部負担金 ・県本部 181千円 ・郡支部 38千円</p> <p>(現在、具体化されている土地改良事業の予定はない。)</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県土地改良事業団体連合会 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供農地の集団化の指導援助を行う団体</p>	<p>【目的】 土地改良事業団体に対する負担金の納付</p> <p>【内容】 神奈川県土地改良事業団体連合会負担金 30千円 土地改良事業団体連合会津久井支部負担金 20千円 (現在、具体化されている土地改良事業の予定はない。)</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県土地改良事業団体連合会 土地改良に関する技術援助、事務的援助、調査研究、教育情報の提供農地の集団化の指導援助を行う団体</p>	課題なし。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 経済部会	相模原市の課等の名称 農政課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		
事務事業番号 33	事務事業名 漁業及び林業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	250千円	560千円	1,771千円	948千円		
根拠法令等				相模湖町産業振興補助金交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	248千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別		特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>漁業及び林業については、日常業務の中では特段の事務はありません。</p> <p>【内容】 神奈川県治山林道協会負担金 250千円 林道事業、治山事業等の研究改善と林政業務に対する認識を徹底するとともに、これらの事業の研究改善と合理的な推進を図り、山林の有する国土保全機能と林政の発展に寄与する。 ・会 員 19市・17町・1村及び県森連 ・業 務 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進に関すること 関係当局及び議会に対するの陳情、建議に関すること</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県治山林道協会 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進及び関係当局、議会に対するの陳情、建議に関するを行う団体。</p>	<p>【内容】 神奈川県治山林道協会負担金 40千円 林道事業、治山事業等の研究改善と林政業務に対する認識を徹底するとともに、これらの事業の研究改善と合理的な推進を図り、山林の有する国土保全機能と林政の発展に寄与する。 ・会 員 19市・17町・1村及び県森連 ・業 務 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進に関すること 関係当局及び議会に対するの陳情、建議に関すること</p> <p>神奈川県野振興対策協議会負担金 68千円 市町村における林野関係の諸政策を推進し、林業の振興並びに山村の地域格差、所得格差の是正を図る。 ・会 員 林野関係所在市町村長、学識経験者、賛助会員 ・業 務 林業構造改善事業の推進指導 入会林野整備の推進 公有林野の経営指導 造林の推進指導 山村振興事業の推進 林野問題に関する調査・研究会員並びに中央、地方の連絡提携 林野問題に関する重要な林政に関し、政府、国会並びに政党に対する建議要望</p> <p>津久井郡林業振興協議会負担金 11千円 津久井郡の各町、関係林業行政官庁及び団体と密接に連携し林業の振興を図る。 ・会 員 津久井郡4町、津久井地区行政センター、津久井郡森林組合 ・業 務 造林及び緑化に関すること 森林組合の強化に関すること 治山及び林道事業の推進に関すること 自然環境の保全に関すること</p> <p>津久井郡森林組合事業活動促進費補助金 193千円 津久井郡森林組合に対し補助金を交付することにより、森林組合の事業活動の促進を図る。</p>	<p>【内容】 津久井湖魚族放流事業助成金 90千円 ・目 的 津久井湖に魚族等を放流し、魚族の保護育成により観光資源の増進に努め、釣り・観光客の増加を図る。 ・補助者 津久井湖遊船協会 ・会 長 本田 三郎 ・H15年度実績 諏訪湖産他わかさぎ卵9,000万粒を津久井湖に放流。自主採卵作業の実施。</p> <p>県治山林道協会負担金 634千円 ・補助者 神奈川県治山林道協会 ・会 長 小澤 良明</p> <p>県市町村林野振興対策協議会負担金194千円 ・補助者 神奈川県市町村林野振興対策協議会 ・会 長 天野 望</p> <p>郡森林組合補助金 808千円 ・補助者 津久井郡郡森林組合 ・代表理事組合長 佐藤 喜美蔵</p> <p>郡林業振興協議会補助金 45千円 ・補助者 津久井郡林業振興協議会 ・会 長 天野 望</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県治山林道協会 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進及び関係当局、議会に対するの陳情、建議に関するを行う団体</p>	<p>【内容】 林業漁業関係協議会等負担金 ・神奈川県治山林道協会負担金 250千円 ・神奈川県市町村林野振興対策協議会負担金 92千円 ・津久井郡森林組合補助金 299千円 ・津久井郡林業振興協議会負担金 17千円 ・相模湖魚族委員会補助金 200千円</p> <p>ワカサギ津久井湖放流補助金 40千円 相模湖・津久井湖に魚族を放流し、増殖を図ることにより観光資源の充実につとめ、釣り客等観光の増加を図る。</p> <p>道志川アユの里づくり事業費 50千円 道志川を水産観光の拠点とし、アユ資源の確保育成を図る。</p> <p>【公共的団体の概要】 ・神奈川県治山林道協会 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進及び関係当局、議会に対するの陳情、建議に関するを行う団体</p>	課題なし。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		農政課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
33	漁業及び林業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】		枝打・除間伐推進事業補助金 248千円 川尻財産区の実施する枝打・除間伐推進事業 に対し補助金を交付することにより、造林事業 の推進を図る。 【特定財源の概要】 ・神奈川県地域林業形成促進事業補助金 248千円 【公共的団体の概要】 ・神奈川県治山林道協会 森林土木事業の普及徹底及び事業の拡大推進 及び関係当局、議会に対しての陳情、建議に関 することをを行う団体				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い		経済部会	農政課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
34	家畜の防疫					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務を行う。</p> <p>【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務（県・市畜産振興協会等）</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置にかかる準備事務</p> <p>BSE対策本部設置に係る準備事務</p>	<p>【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務を行う。</p> <p>【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務（県・郡畜産振興協会等）</p>	<p>【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務を行う。</p> <p>【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務（郡・町酪農振興協議会等）</p> <p>BSE感染牛発生対策 BSE緊急対策利子補給金交付の実施 町要綱により利子の80%以内で15万円が限度</p>	<p>【目的】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務を行う。</p> <p>【内容】 家畜の防疫に関する関係機関との連絡調整事務（県・相模湖酪農部・各農家）</p>	津久井町のみBSE感染牛発生対策事業を実施している。	<p>【調整方針】 合併後速やかに相模原市の制度に統合する。 なお、津久井町のBSE感染牛発生対策事業の利子補給制度については、廃止の方向で検討する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	農政課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名					
35	農業者年金基金法					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳入予算額（平成16年度）						
根拠法令等	農業者年金基金法	農業者年金基金法	農業者年金基金法	農業者年金基金法		
会計の種別						
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	市農業委員会に事務委託している。	町農業委員会事務局で行っている。	町農業委員会事務局で行っている。	町農業委員会事務局で行っている。	課題なし。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		農政課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名		調整方針			
36	荒廃農地対策等活動事業					
担当課名	相模原市		城山町		課題	
歳出予算額(平成16年度)	農政課		津久井町		調整方針	
根拠法令等	農業委員会事務局		産業環境課			
会計の種類別	201千円		0千円			
歳入予算額(平成16年度)	一般会計		一般会計			
関係団体・慣行	0千円		0千円			
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>荒廃農地対策等活動事業については、農政課事務事業番号9番「営農センター助成事業」、同14番「営農対策事業」等の中で実施している。また、遊休農地の活用事業として、市民農園を積極的に整備している。</p>		<p>【目的】 遊休農地の解消を図り、農地の有効利用を促進し、また周辺生活環境の改善に資する。</p> <p>「城山町環境保全に関する条例(空地の適正管理)事業の概要」</p> <p>【内容】 町内全域を調査し、空地等管理不良状態の土地については近隣の生活環境を損なうことのないよう、雑草等の草刈等必要な措置指導(往復はがき)を行い、管理の推進及び管理の不良状態の解消を図る。・・・年1回(11月末)実施 県農政課・農業改良普及センター・消防本部・町及び調査員(農業委員)で実施 ・・・調査員は町より委託され賃金支給している</p> <p>・調査結果 山林(1筆・541㎡)、田(12筆・4693㎡)、畑(44筆・25884㎡)、宅地(16筆・2146㎡) ・・・計 73筆 33265㎡(枯草繁茂) 通報・苦情処理件数・・・H15年度 31件 ・歳出予算 2 7,000円 (賃金 27,000円) はがき代等の役務費は農政負担 (空き地が対象のため、農地以外の管理指導等が含まれ所管の調整が必要)</p> <p>「荒廃農地対策等活動の概要」</p> <p>【内容】 遊休農地を利用した体験農業等を実施し荒廃地化を減らすための委員活動。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お米の学校 稲作(3反)・・・苗の関係で中止 ・そばの栽培とそば打ち そば(2反) ・ひまわり植栽(景観用1反) <p>地権者、農業委員協力による共同実施。 ・歳出予算 174,000円 (消耗品費 174,000円) 農業委員会事務局の「農地違反転用対策に関する事務」に概要を記載している。</p>		<p>【目的】 農地の荒廃化が進行している中、農業未体験者が農業を体験することにより、作る喜びを体験し、農業の普及と荒廃地防止対策事業として行う。</p> <p>【内容】 そば栽培とそば打ち 91千円 ・報償費 21千円 ・需用費 14千円 ・役務費 9千円 ・委託料 37千円 ・使用料及び賃借料 10千円</p>	
			<p>【目的】 遊休農地の解消を図り、農地の有効利用を促進し、また、周辺生活環境の改善に資する。</p> <p>遊休農地(荒廃地)調査事業の概要</p> <p>【内容】 町内全域の農地を調査し、管理不良状態の土地については近隣の生活環境を損なうことのないよう、雑草等の草刈等必要な措置指導(往復はがき)を行い、管理の推進及び不良状態の解消を図る。 ・・・年2回(7月、11月末)実施 県農政課・消防本部・郡農協・町及び農業委員で実施。(賃金支給なし)</p> <p>・調査結果 342筆 18,861㎡(枯草繁茂) 通報・苦情処理件数・・・H15年度 1件 ・歳出予算 43千円 はがき代等の役務費は農政負担</p> <p>遊休農地景観対策等事業の概要</p> <p>【内容】 遊休農地を利用した景観作物を栽培し荒廃地化を減らすための委員活動。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスモス栽培(2反) ・ひまわり植栽(景観用1反) <p>農業委員単独による実施 ・歳出予算 230千円(農業会議賛助金)種代等</p>		<p>1市3町の事業内容が異なる。</p> <p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30		合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 農政課													
大分類コード		大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了													
中分類コード		中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合															
事務事業番号 37		事務事業名 里山支援モデル事業																	
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針												
担当課名		農政課	経済課	産業経済課	産業環境課														
歳出予算額(平成16年度)			4,700千円																
根拠法令等			神奈川県里山づくり推進事業実施要綱																
会計の種類別			一般会計																
歳入予算額(平成16年度)			1,500千円																
関係団体・慣行																			
使用料・手数料・補助金等																			
事務事業の別			特定財源																
電算システム名																			
備考1																			
備考2																			
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																			
【事務事業の内容】		該当なし	<p>【目的】 神奈川県が実施する「里山保全推進事業」との連携を図りつつ、町民参加による里山保全管理組織やワークショップに対する事業支援のほか、里山保全活動を行ううえで必要な備品・機械器具の整備、町民参加による直営施行による簡易整備等を実施する。</p> <p>【内容】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>旅費</td><td>24千円</td></tr> <tr><td>需用費</td><td>380千円</td></tr> <tr><td>役務費</td><td>96千円</td></tr> <tr><td>委託料</td><td>2,000千円</td></tr> <tr><td>原材料費</td><td>1,000千円</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td>1,200千円</td></tr> </table> <p>【特定財源の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里山支援モデル事業補助金(県補助金) 1,500千円 <p>(補助対象事業費: 4,500千円 補助率: 1/3)</p>	旅費	24千円	需用費	380千円	役務費	96千円	委託料	2,000千円	原材料費	1,000千円	備品購入費	1,200千円	該当なし	該当なし	課題なし。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。
旅費	24千円																		
需用費	380千円																		
役務費	96千円																		
委託料	2,000千円																		
原材料費	1,000千円																		
備品購入費	1,200千円																		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		農政課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
38	林道整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳入予算額(平成16年度)		6,370千円	0千円	66千円		
根拠法令等		神奈川県林道事業補助金交付要綱				
会計の種類別		一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)		2,720千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 既設の林道を舗装することにより、林道通行車両の安全確保及び円滑な通行を確保し、林道機能の向上を図る。</p> <p>【内容】 事業費の積算 ・林道舗装工事 6,340千円 ・草刈手数料 30千円</p> <p>路線数 1路線 所有区分 町所有</p> <p>【特定財源の概要】 ・神奈川県林道事業補助金(県補助金) (補助対象事業費:5,440千円 補助率:1/2)</p> <p>【参考】 ・路線名:中沢線 ・区分:改良 ・幅員:3.0m ・延長:230.0m(林道総延長:668.0m)</p>	<p>【目的】 林業経営の効率化及び山林内の適正管理を目的にその基礎、基盤となる林道整備(舗装工事を含む)を行う。</p> <p>【内容】 整備状況 新設改良工事は近年実施していない。 本年度は整備費、維持管理費について当初予算には計上されていない。</p> <p>【参考】 町営林道の内訳 ・路線数 9路線 ・路線延長 13,012m ・幅員 3.0m</p>	<p>【目的】 林業経営の効率化及び山林内の適正管理を目的にその基礎、基盤となる林道整備(舗装工事を含む)を行う。</p> <p>【内容】 整備状況 新設改良工事は近年実施していない。 林道の維持管理 ・草刈賃金 61千円 ・作業用消耗品 5千円</p> <p>【参考】 町営林道の内訳 ・路線数 12路線 ・路線延長 9,063m ・幅員 3.0m(一部2.8m・3.6mあり)</p>	城山町を除き、底地が民有地となっているものが多くあり、権利関係の整理が必要である。	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後管理区分の明確化及び管理台帳の調製を実施する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い	専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 農政課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 39	事務事業名 鳥居原ふれあいの館の管理運営に関すること				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課	
歳出予算額（平成16年度）			1,609千円		
根拠法令等					
会計の種類別			一般会計		
歳入予算額（平成16年度）			0千円		
関係団体・慣行			公共的団体		
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 平成12年に宮ヶ瀬湖畔に山村振興等農林漁業特別対策事業として建設した地域農産物等活用型総合交流促進施設（直売施設、文化伝承施設）の管理運営を行う。</p> <p>【内容】 施設の概要 ・規模構造 木造平屋建 470.36㎡ ・施設内容 直売施設、文化伝承施設</p> <p>施設の管理運営 ・町条例に基づき、地域の公共的団体である鳥居地域振興協議会に委託 委託料 1,225千円 ・その他町予算 火災保険料 168千円 警備委託料 216千円</p> <p>平成15年度の決算 ・売上高 30,000千円 ・当期未処分利益 1,162千円 ・施設全体の売上高 144,114千円 (うち、野菜・果樹直売 42,583千円 食品加工) 44,675千円</p> <p>【公共的団体の概要】 ・鳥居地域振興協議会 鳥居地区の地域振興を目的に地元自治会、農業委員、婦人会等で組織している団体。</p>	該当なし	課題なし。 【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 農政課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合				
事務事業番号 40	事務事業名 農とみどりの整備事業						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課			
歳出予算額（平成16年度）		12,363千円	19,838千円				
根拠法令等							
会計の種類		一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）		5,000千円	7,500千円				
関係団体・慣行		公共的団体					
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別		特定財源	特定財源				
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【参考】 農政課事務事業番号23番「農道・用水路等整備事業」に記載。</p>		<p>【目的及び事業地区】 荒廃農地の削減、農産物の生産性の向上を目的にその基礎となる基盤整備事業を青山（鮑北）地区及び長竹（葎尾根）地区の2地区で実施する。 [3カ年～4ヶ年の継続事業]</p> <p>【内容】 事業費 19,838千円 工事請負費 ・農道整備事業（農道工事） 12,705千円 委託料 ・測量設計業務委託 1,953千円 公有財産購入費 ・土地購入費 4,394千円 補償補填及び賠償金 ・補償金（立木等伐採補償） 420千円 旅費、消耗品等 366千円</p> <p>【特定財源の概要】 ・県補助金：農とみどりの整備事業費補助金</p> <p>【公共的団体の概要】 ・葉山島開拓事業組合 葉山島で水田を耕作している農業者で組織している団体。</p>		該当なし	課題なし。	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		相模原市の課等の名称		
30	各種事務事業の取扱い	経済部会		農政課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク		調整済の可否		
		A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整		
事務事業番号	事務事業名					
41	共進会に関すること					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	5千円	10千円	77千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行		公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を図るため共進会を実施する。</p> <p>【内容】 各種の共進会は、市農業まつりの中で行っており、補助金として支出している。</p> <p>共進会実施品目 ・野菜 トマト、キュウリ、ナス、甘藷、大和芋 ・花卉 シクラメン ・果樹 なし、ぶどう ・畜産 乳牛、種豚、鶏卵</p>	<p>【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を図るため共進会を実施する。</p> <p>【内容】 津久井郡特産物共進会 ・事業 うめ、スイートコーン、りんご、なし、くり、茶園部門 ・事務局 郡農業振興協議会 J A 津久井郡農産物共進会 5千円 ・報償 5,000円 ・事業 穀類、豆類等 ・事務局 農協 畜産共進会 ・事業 乳牛の部 ・事務局 郡畜産振興協議会</p> <p>【公共的団体の概要】 ・郡農業振興協議会 ・農協、県、町等で組織している団体。 ・郡畜産振興協議会 ・農協、獣医師会、県、町等で組織している団体。</p>	<p>【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を図るため共進会を実施する。</p> <p>【内容】 津久井郡特産物共進会 ・事業 うめ立毛、スイートコーン立毛、りんご・なし・くり立毛、茶園部門、褒賞授与式 ・事務局 郡農業振興協議会 (津久井地区行政センター地域農政推進課) J A 津久井郡農産物共進会 5千円 ・報償費 5千円 ・事業 穀類、豆類等 ・事務局 農協 畜産共進会 5千円 ・普通旅費 5千円 ・事業 乳牛の部 ・事務局 郡畜産振興協議会 (津久井地区行政センター地域農政推進課)</p> <p>【公共的団体の概要】 ・郡農業振興協議会 ・農協、県、町等で組織している団体。 ・郡畜産振興協議会 ・農協、獣医師会、県、町等で組織している団体。</p>	<p>【目的】 農業技術の向上等を促進し、農業経営の振興を図るため共進会を実施する。</p> <p>【内容】 津久井郡特産物共進会 12千円 ・事業 うめ立毛、スイートコーン立毛、りんご・なし・くり立毛、茶園部門 ・事務局 郡農業振興協議会 (津久井地区行政センター地域農政推進課) J A 津久井郡農産物共進会 5千円 ・報償費 5千円 ・事業 穀類、豆類等 ・事務局 農協 畜産共進会 60千円 ・協議会負担金 30千円 ・牛運搬費 30千円 ・事業 乳牛の部 ・事務局 郡畜産振興協議会 (津久井地区行政センター地域農政推進課)</p> <p>【公共的団体の概要】 ・郡農業振興協議会 ・農協、県、町等で組織している団体。 ・郡畜産振興協議会 ・農協、獣医師会、県、町等で組織している団体。</p>	1市3町の実施方法に相違がある。	【調整方針】 合併後、3年以内に段階的に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 経済部会		相模原市の課等の名称 農政課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 42	事務事業名 有害鳥獣対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	農政課	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳入予算額（平成16年度）	631千円	300千円	7,105千円	3,253千円		
根拠法令等		城山町のいのしし被害防護事業費補助金交付要綱	津久井町農作物被害防護事業費補助金交付要綱・緊急地域雇用特別対策市町村補助金交付要綱			
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	371千円	0千円	4,245千円	1,500千円		
関係団体・慣行	公共的団体		公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源		特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 野生鳥獣等による農作物等への被害を防護する。</p> <p>【内容】 有害鳥獣駆除対策事業補助金 631千円 農産物を鳥害から守るため、銃器等による駆除を実施し、安定生産を図る。 ・主体 しみどり組合連絡協議会 ・内容 スズメ、カラス等の銃器による駆除 ・事業費 1,893千円 ・補助率 1/3以内（県補助1/2以内）</p> <p>【特定財源の概要】 ・有害鳥獣駆除対策事業補助金 有害鳥獣等被害対策事業補助金（県補助金）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・しみどり組合連絡協議会 農業者、農協等で組織されている団体。</p> <p>【参考】 ・有害鳥獣対策事業は農政課事務事業番号14番「営農対策事業」の中のひとつの事業として実施している。</p>	<p>【目的】 野生鳥獣等による農作物等への被害を防護する。</p> <p>【内容】 いのししによる農作物への被害を防護するため、自ら電気柵または網（ネット）を購入し、設置する者に対して、購入費の一部を補助するもの。 対象者 ・本町に住所を有し、現に居住している者 ・本町内において、自ら所有または賃借により使用している土地で、農作物を生産している者。 補助対象 ・防護電気柵 ・防護ネット 補助額 ・購入費に4分の3を乗じた額 ・限度額30,000円、1,000円未満の端数は切り捨て</p> <p>【参考】 平成15年度実績 ・交付件数 11件 ・交付金額 262,000円</p>	<p>【目的】 野生鳥獣等による農作物等への被害を防護する。</p> <p>【内容】 農作物被害防護事業補助金 1,000千円 サル、シカ、イノシシ等による農作物への被害を防護するための柵又は網の購入費の一部を補助する。 ・対象者 住民又は町内で農作物を生産している者 ・補助対象 防護電気柵、防護柵、防護網 ・補助額 防護材料及びその設置に要した費用に2分の1を乗じた額（限度額50千円） 二ホンザル被害対策事業 近年、急激に被害が増大している二ホンザル被害を防ぐ。 ダムサイト群からの電波発信機を受信追尾し、人家周辺に近づいた際に爆竹等で追い払う。 ・委託料 町内一円 6ヶ月間 3,315千円</p> <p>負担金、補助及び交付金 ・町鳥獣等被害対策協議会補助金 2790千円 野生鳥獣等による農作物等への被害対策事業の円滑な実施と、今後の被害対策の迅速な対応と充実を図る。 主体 津久井町鳥獣等被害対策協議会（事務局 役場産業経済課農政係） 内容 シカ、イノシシ等の捕獲、サルの追い払い等 事業費 2,790千円 補助率 10/10（県補助1/3以内）</p> <p>【特定財源の概要】 ・有害鳥獣駆除対策事業補助金 有害鳥獣等被害対策事業補助金（県補助金）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・町鳥獣等被害対策協議会 農協、自治会、町等で組織する団体。</p>	<p>【目的】 野生鳥獣等による農作物等への被害を防護する。</p> <p>【内容】 有害鳥獣駆除事業費 253千円 イノシシによる農作物の被害が増加しているため、猟友会に依頼しワナによる駆除を行っている。 ・駆除報奨費 240千円 ・看板作成費 13千円 農作物被害防止緊急対策事業費 3,000千円 猿による農作物の被害が増加しているため相模湖町野狼対策協議会を設置し、被害を事前に防除するため追い払いを行っている。 ・協議会補助金 3,000千円（県補助1/2以内）</p> <p>【特定財源の概要】 ・有害鳥獣駆除対策事業補助金 有害鳥獣等被害対策事業補助金（県補助金）</p> <p>【公共的団体の概要】 ・相模湖町野狼対策協議会 農業者、自治会、猟友会、町等で組織する団体。</p>	1市3町の補助対象、実施方法、補助率に相違がある。	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後の新市において速やかに事業内容の統合を図る。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		経済部会		農政課新都市農業推進室	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
6	新都市農業推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農政課新都市農業推進室	経済課	産業経済課	産業環境課		
歳入予算額（平成16年度）	39,544千円					
根拠法令等	構造改革特別区域法					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市新都市農業推進計画の推進</p> <p>・計画の目標 『新都市農業の創出』 地産・地発・地工・地消（商）の農業の実現 " 地域で生産された農畜産物を地域で開発、加工を行い、地域で販売（商い）、消費する " 農業の実現をめざす。</p> <p>【内容】 事業化計画 新都市農業公園拠点事業 「（仮称）たな四季の里」事業 ・アグリセンター事業 ・市民ファーマー事業 多様なニーズに対応した市民の農業実践 特区活用による農業新規参入の場の提供 ・アグリフェア開催事業 < 500千円 > ・フラワーガーデン事業 < 375千円 > 農地の現状に対する市民理解の醸成 是正復元地の修景化（暫定的措置） ・マイ、夢果樹園事業 新都市農業公園促進事業 ・バイオマス・フロンティア事業 < 426千円 > 給食残渣飼料化、養豚分野の循環モデル ・ヤングファーマーインキュベーション事業 > （若手プロ農業者育成事業）< 400千円 > ・農業マイスター事業 < 100千円 > （農業技術専門指導員登録活用事業） ・商店街さがみはらのめぐみバザール開催 空き店舗を利用した地場農産物の販売 ・アグリテクニカル&メディカル創造事業 （農業新技術開発医療福祉分野応用事業） < 450千円 > ・さがみはら田園スクール事業 次代を担う子どもたちに農業体験等を通して食や健康、環境等を理解してもらおう ・アグリセラピー事業 （農業の癒し効果活用事業） 新都市農業公園連携事業 民間の新たな事業参入の動向に応じて促進</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 速やかに相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	経済部会	農政課新都市農業推進室			
大分類コード	大分類項目	協議ランク			調整済の可否	
		A協議会 B幹事会 C専門部会			調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>				
事務事業番号	事務事業名					
6	新都市農業推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<div style="display: flex;"> <div style="width: 15%; padding-right: 5px;">【参考】</div> <div> <p>構造改革特区関連(構造改革特別区域法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未利用農地を活用した法人の農業参入 対象面積：市内すべての農業振興地域 731ha ・農地の権利取得の際の下限面積要件の緩和措置(30a以上を10a以上に)を利用した個人の農業参入 対象区域：田名の新宿塩田地区の農業振興地域の農用地区域25haのみ <p>地域再生関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定された「相模原市地域再生計画」の区域 対象区域：市内全域 </div> </div>					

環境保全部会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境保全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整			
事務事業番号 20	事務事業名 集中浄化槽維持管理補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳入予算額(平成16年度)			1,000千円			
根拠法令等			津久井町集中浄化槽維持管理経費補助金・津久井町集中浄化槽の大規模改修に要する経費に対する補助金交付要綱			
会計の種類			一般会計			
歳入予算額(平成16年度)			0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 生活排水による公共用水域の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、20世帯以上で集中浄化槽を維持管理する団体に対し維持管理経費及び大規模改修に要する経費を補助する。</p> <p>【事業内容】 団体数 2団体 維持管理経費の補助 ・1団体50万円を上限とする。 大規模改修に要する経費補助 ・設置後15年を経過した機械、装置等で、対象改修工事経費額を別表で定める。 ・補助金の額は工事費の1/2と加入世帯に59千円を乗じた額のいずれか低い額を限度とする。</p> <p>【補助実績】 平成14年度補助実績 大規模改修に要する経費補助 総額 385万円(2団体) 平成15年度補助実績 維持管理経費 維持管理補助額 50万円×2団体</p> <p>【参考】 ・事務担当者 1名 ・設置後30年近く経過している。</p>	該当なし	津久井町のみで実施している。	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、今後の方針については合併後に検討する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境保全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整			
事務事業番号 22	事務事業名 環境保全に関する条例に基づく事務					
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	環境保全課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)		6,002千円				
根拠法令等	相模原市環境保全に関する条例・相模原市環境保全に関する条例施行規則	城山町環境保全に関する条例・城山町環境保全条例施行規則				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	12千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		使用料/手数料等				
事務事業の別		特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 公害の防止に必要な事項を定め、市、事業者および市民の責務を明らかにし、市民の健康で快適な生活が営める環境を保全する。</p> <p>【条例概要】 市の責務：環境の的確な把握、状況の公表、違反の公表、公害防止の指導、苦情の処理、公害防止設備費の助成、公害防止協定の締結</p> <p>事業者の責務：公害の防止措置、市への協力、法令の遵守</p> <p>市民等の責務：環境保全努力、発生源に対する留意、市への協力、自己所有物の適正管理</p> <p>【事務内容】 ・生活環境の状況の測定等 ・生活環境の状況等の公表 ・事業者との協議 ・建築物利用計画書の受理 ・各種公害防止基準の策定・指導 ・特定建設作業に対する指導 ・雑草の除去勧告 ・公害の防止に関する協定の締結</p> <p>【参考】 事務担当者：規制指導 計12名 環境監視 計6名</p> <p>苦情件数：年間約400件（内雑草40件） 指定事業所数：1,600事業所（H16.03.31）</p>	<p>【目的】 すべての町民が健康で文化的な生活を営む上において、良好な環境が極めて重要であることをかんがみ、これらの施策に関する町長、事業者及び町民等それぞれの責務を明らかにし、基本的な事項その他の必要な事項を定めることにより、良好な環境を確保することを目的とする。</p> <p>【条例概要】 町長の責務；良好な環境の確保と形成に関する基本的な施策を策定し、総合的な行政の運営、環境施設の整備、</p> <p>事業者の責務：事業活動に伴う良好な環境の措置環境に関する行政施策の協力、従業員への指導、当該事業に係わる苦情又紛争に対する誠意ある解決</p> <p>町民等の責務：良好な環境の確保努力、土地、建物等の清潔保持、行政施策への協力</p> <p>【事務内容】 ・野生動植物の保護 ・土砂等による土地の埋立て等の規制 ・公共の場所等の清潔保持等 ・空き地の適正な管理 ・放置車両の措置 ・自動車のたい積保管の規制</p> <p>野生動植物保護事業 動植物監視員による野生動植物の調査及び保護植物の監視</p> <p>【15年度実績】 224千円 ・動植物監視員報酬 4名 150千円 ・カタクリ土地所有者助成金 39千円 ・消耗品等 35千円</p> <p>【16年度予算】 225千円 ・動植物監視員報酬 4名 168千円 ・カタクリ土地所有者助成金 39千円 ・消耗品等 18千円</p>	該当なし	該当なし	相模原市は公害関係が中心であるが、城山町は規制する内容が広範囲にわたっている。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、土地埋立等規制事業及び公共の場所等の清潔保持等事業については、合併後3年以内に事業見直しを含め統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 環境保全部会		相模原市の課等の名称 環境保全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 22	事務事業名 環境保全に関する条例に基づく事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>土地埋立等規制事業 土砂等による土地の埋立て等の許可及び違反行為の取締事務並びに啓発</p> <p>【15年度実績】 44千円 ・旅費 21千円 ・消耗品等 23千円</p> <p>搬入中止指導 3件</p> <p>【16年度予算】 44千円 ・旅費 17千円 ・消耗品等 27千円</p> <p>公共の場所等の清潔保持事業 美化指導員による環境美化に関する啓発、指導等、工事施行者の公共場所等へ適正管理、自動販売機管理者の回収容器の設置に係る義務、町民等の空缶等及び犬のふんの持ち帰り</p> <p>【15年度実績】 2564千円 ・美化自動車購入費 817千円 ・啓発用横断幕、懸垂幕、のぼり、等の 196千円 ・新聞広告枠による条例啓発 890千円 ・自動車登録費用、重量税 98千円 ・ごみ袋等の清掃用品等 563千円</p> <p>【16年度予算】 5532千円 ・美化指導員報酬 4392千円 ・新聞広告による条例啓発 934千円 ・自動車損害保険料 18千円 ・消耗品、燃料費 188千円</p> <p>空き地の適正な管理 空地の調査を行い、管理不良状態にあるときは、管理者に対し、雑草の草刈等について指導、勧告、命令を行なう。</p> <p>【15年度実績】 27千円 ・非常勤職員賃金 9名 27千円</p> <p>14年度執行状況 管理不良状態の解消指導件数 288件 指導により措置を行ったもの 262件 指導による措置を行っていないもの 26件</p> <p>適正管理勧告や命令など 0件</p> <p>【16年度予算】 ・非常勤職員賃金 11名 33千円</p> <p>放置車両措置事業 放置車両の自転車、原動機付自転車の措置</p> <p>【15年度実績】 380千円 ・放置車両移動処分の告知プレート購入 258千円 ・放置車両移動処分手数料 85千円 ・放置車両置場草刈手数料 37千円</p> <p>移動台数 自転車91・原付1・自動車3</p> <p>処分台数 自転車106・原付5・自動車3</p> <p>原付・自動車は条例適用外事業</p> <p>【16年度予算】 163千円 ・手数料 149千円 ・旅費等 14千円</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		環境保全部会		環境保全課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
22	環境保全に関する条例に基づく事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】		<p>自動車たれ積保管規制事業 自動車たれ積保管にかかる許可及び調査等 【15年度実績】 0千円 ・予算執行なし</p> <p>【16年度予算】 5千円 ・消耗品 5千円</p> <p>【罰則】 主なもの</p> <p>措置命令（行政処分）従わないとき ・ポイ捨て行為 20,000円以下の罰金 ・動物のふん放置 100,000円以下の罰金</p> <p>適正管理勧告・命令に従わないとき ・工事施行者による廃棄物等の適正管理義務違反及び自動車販売機設置者の回収容器設置義務違反 100,000円以下の罰金</p> <p>城山町環境保全に関する条例に基づく手数料 【手数料額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護動植物捕獲等許可手数料 2,000円/件 カタクリの捕獲許可に対するもの 自動車たれ積保管許可手数料 5,000円/件 自動車（2輪を除く）を積み重ねて保管する場合のたれ積保管場所の許可（3年間） 自動車たれ積保管再許可手数料 3,000円/件 自動車（2輪を除く）を積み重ねて保管する場合のたれ積保管場所の再許可 埋立て等の許可手数料 5,000円/件 面積500平方メートル以上の土砂等による土地の埋立て、盛土、たれ積及び切土の許可 <p>【平成16年度見込】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護動植物捕獲等許可手数料 2,000円×1件=2,000円 自動車たれ積保管許可手数料 5,000円×1件=5,000円 埋立て等の許可手数料 5,000円×1件=5,000円 <p>【参考】 平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護動植物捕獲等許可手数料 0件 自動車たれ積保管許可手数料 0件 自動車たれ積保管再許可手数料 0件 埋立て等の許可手数料 0件 <p>事務担当者4名（全て兼務）</p> <p>埋立て等の規制に係る事務は都市整備課所管 空き地の適正な管理事務は経済課所管</p>				

農業委員會部會

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称																																																																			
30	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会	農業委員会事務局																																																																			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否																																																																			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済 調整終了																																																																			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分																																																																				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整																																																																			
事務事業番号	事務事業名																																																																					
7	農地転用受理済等証明交付に関する事務																																																																					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																																																
【事務事業の内容】	<p>○ 実績 平成15年度 580件</p> <p>買受適格証明</p> <p>○ 決定権者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の権利移動の許可にかかわるものは農業委員会又は県知事 ・ 農地の転用の許可にかかわるものは県知事届出にかかわるものは事務局長 <p>○ 受付：届出にかかわる証明は随時。許可にかかわる証明は毎月10日締め切り</p> <p>○ 標準処理期間：届出にかかわる証明は5日。許可にかかわる証明は約2ヶ月</p> <p>○ 手続書類：証明願、その他は、届出及び許可に必要な書類</p> <p>○ 実績 平成15年度</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>3条</td><td>3件</td></tr> <tr><td>5条</td><td>2件</td></tr> <tr><td>5条届出</td><td>14件</td></tr> </table> <p>【特定財源】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>名称</td><td>農地転用受理等証明手数料</td></tr> <tr><td>内容</td><td>農地法許可、届出済み等の証明交付手数料</td></tr> <tr><td>金額</td><td>平成16年度予算 6千円</td></tr> </table> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>証明の種類</td><td>手数料徴収</td></tr> <tr><td></td><td>有料1件(300円)</td></tr> </table> <p>平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相続税の納税猶予に関する適格者証明 無料 15件 ○ 引き続き農業経営を行っている旨の証明 無料 30件 ○ 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明 無料 21件 ○ 耕作証明 無料 14件 ○ 農地転用許可・届出済み証明 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>公的機関に提出</td><td>無料</td><td>560件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>有料(300円)</td><td>20件</td></tr> </table> ○ 買受適格証明 無料 19件 <p>【農家台帳システム】</p> <p>管理形態</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業委員会事務局単独のパソコンで管理 保守管理 業者委託(ソフト、ハードの保守) データ更新 <p>農家台帳システムのデータと固定資産、住民基本台帳情報との照合を年2回実施</p> <p>活用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地基本台帳作成、農業委員会委員選挙人名簿登載申請事務、農地法許可・届出処理事務、許可・受理済証明書作成、議案書 	3条	3件	5条	2件	5条届出	14件	名称	農地転用受理等証明手数料	内容	農地法許可、届出済み等の証明交付手数料	金額	平成16年度予算 6千円	証明の種類	手数料徴収		有料1件(300円)	公的機関に提出	無料	560件	その他	有料(300円)	20件	<p>○ 実績：平成15年度 20件</p> <p>買受適格証明</p> <p>○ 決定権者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の権利移動の許可にかかわるものは農業委員会又は県知事 ・ 農地の転用の許可にかかわるものは県知事届出にかかわるものは事務局長 <p>○ 受付：随時。</p> <p>○ 標準処理期間：随時処理(農地転用に係る買受適格証明 実績なし)</p> <p>○ 手続書類：証明願、その他は、届出及び許可に必要な書類</p> <p>○ 実績：平成15年度</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>3条</td><td>0件</td></tr> <tr><td>5条</td><td>0件</td></tr> <tr><td>5条届出</td><td>0件</td></tr> </table> <p>【特定財源】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>名称</td><td>農業委員会証明手数料</td></tr> <tr><td>内容</td><td>農地法許可、届出済み等の証明交付手数料</td></tr> <tr><td>金額</td><td>平成16年度予算 6千円</td></tr> </table> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>証明の種類</td><td>手数料徴収</td></tr> <tr><td></td><td>有料1件(300円)</td></tr> </table> <p>平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相続税の納税猶予に関する適格者証明 有料 4件 ○ 引き続き農業経営を行っている旨の証明 有料 0件 ○ 耕作証明 無料 7件 ○ 農地転用許可・届出済み証明 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td></td><td>有料</td><td>18件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>無料</td><td>2件</td></tr> </table> ○ 買受適格証明 無料 0件 	3条	0件	5条	0件	5条届出	0件	名称	農業委員会証明手数料	内容	農地法許可、届出済み等の証明交付手数料	金額	平成16年度予算 6千円	証明の種類	手数料徴収		有料1件(300円)		有料	18件	その他	無料	2件	<p>○ 実績：平成15年度 22件</p> <p>買受適格証明</p> <p>○ 決定権者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の権利移動の許可にかかわるものは農業委員会又は県知事 <p>○ 受付：毎月15日まで</p> <p>○ 標準処理期間：農業委員会総会の議案とするため20日程度</p> <p>○ 手続書類：証明願、その他は許可に必要な書類</p> <p>○ 実績：平成15年度</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>3条</td><td>0件</td></tr> <tr><td>5条</td><td>0件</td></tr> </table> <p>【特定財源】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>名称</td><td>諸証明交付手数料</td></tr> <tr><td>内容</td><td>農地法許可証明、農地法許可申請証明受理</td></tr> <tr><td>金額</td><td>平成16年度予算 4千円</td></tr> </table> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>証明の種類</td><td>手数料徴収</td></tr> <tr><td></td><td>有料1件(300円)</td></tr> </table> <p>平成15年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相続税の納税猶予に関する証明 有料 0件 ○ 引き続き農業経営を行っている旨の証明 無料 0件 ○ 耕作証明 無料 1件 ○ 農地転用許可証明 有料 18件 ○ 農地転用申請受理証明 有料 4件 ○ その他 無料 2件 <p>○ 買受け適格者証明 無料 0件</p>	3条	0件	5条	0件	名称	諸証明交付手数料	内容	農地法許可証明、農地法許可申請証明受理	金額	平成16年度予算 4千円	証明の種類	手数料徴収		有料1件(300円)	<p>○ 実績 平成15年度 2件</p> <p>買受適格証明</p> <p>○ 決定権者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の権利移動の許可にかかわるものは農業委員会又は県知事 ・ 農地の転用の許可にかかわるものは県知事 <p>○ 受付：随時</p> <p>○ 標準処理期間：随時処理(農地転用に係る買受適格証明 実績なし)</p> <p>○ 手続書類：証明願、その他は、届出及び許可に必要な書類</p> <p>○ 実績 平成15年度</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>3条</td><td>0件</td></tr> <tr><td>5条</td><td>0件</td></tr> <tr><td>5条届出</td><td>0件</td></tr> </table> <p>【各証明については、すべて無料(予算措置なし)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度実績 ○ 相続税の納税猶予に関する適格者証明 無料 0件 ○ 引き続き農業経営を行っている旨の証明 無料 0件 ○ 耕作証明 無料 0件 ○ 農地転用許可・届出済み証明 無料 2件 その他(転用事実確認願) 無料 13件 ○ 買受適格証明 無料 0件 	3条	0件	5条	0件	5条届出	0件		
3条	3件																																																																					
5条	2件																																																																					
5条届出	14件																																																																					
名称	農地転用受理等証明手数料																																																																					
内容	農地法許可、届出済み等の証明交付手数料																																																																					
金額	平成16年度予算 6千円																																																																					
証明の種類	手数料徴収																																																																					
	有料1件(300円)																																																																					
公的機関に提出	無料	560件																																																																				
その他	有料(300円)	20件																																																																				
3条	0件																																																																					
5条	0件																																																																					
5条届出	0件																																																																					
名称	農業委員会証明手数料																																																																					
内容	農地法許可、届出済み等の証明交付手数料																																																																					
金額	平成16年度予算 6千円																																																																					
証明の種類	手数料徴収																																																																					
	有料1件(300円)																																																																					
	有料	18件																																																																				
その他	無料	2件																																																																				
3条	0件																																																																					
5条	0件																																																																					
名称	諸証明交付手数料																																																																					
内容	農地法許可証明、農地法許可申請証明受理																																																																					
金額	平成16年度予算 4千円																																																																					
証明の種類	手数料徴収																																																																					
	有料1件(300円)																																																																					
3条	0件																																																																					
5条	0件																																																																					
5条届出	0件																																																																					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 農業委員会部会	相模原市の課等の名称 農業委員会事務局	
大分類コード	大分類項目			協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整	
事務事業番号 13	事務事業名 農業委員会広報誌の発行					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局		
歳入予算額(平成16年度)	683千円		360千円			
根拠法令等	相模原市「農業のうごき」発行に関する規程					
会計の種類別	一般会計		その他			
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円			
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市農政及び農業に係る情報について農業者に周知することにより、市農政及び農業に対する理解と営農意欲の増進を図り、農業者の経営環境の向上、農地の保全及び都市農業の振興に資する。</p> <p>【内容】 名称 「農業のうごき」 発行 年4回 (5月、7月、10月、1月) 規格 A4版、4ページ (うちカラー2ページ) 発行部数 4,300部 配付対象 市内農家</p> <p>【送付手順】 広報誌をみどり組合ごとに必要数封入し、市農協支店あて送付 市農協支店からみどり組合長に送付し、みどり組合長が各農家に配布</p> <p>【公共的団体】 相模原市農業協同組合みどり組合 相模原市農業協同組合支店管内の地区ごとの組合員による組織</p>	該当事業なし	<p>【目的】 町農委及び農業に係る情報について農業者に周知することにより、町農委及び農業に対する理解と営農意欲の増進を図り、農業者の経営環境の向上、農地の保全及び都市農業の振興に資する。</p> <p>【内容】 名称 「農業のだより」 発行 年2回 (11月、3月) 規格 A4版、6ページ (全ページカラー) 発行部数 1200部 配付対象 町内農家</p> <p>【配布手順】 広報誌を農業委員ごとに必要数封入し、農業委員に配布し、農業委員等が各農家に配布</p>	該当事業なし	<p>発行状況 相模原市が年4回(各4ページ)、津久井町が年2回(各6ページ)発行しているため、調整が必要となる。</p> <p>配付方法 相模原市は、市農協みどり組合を通じて配付し、津久井町は、農業委員に配布し、農業委員等が配付しているため、現在発行していない城山町、相模湖町の配付方法も含め、検討が必要である。</p> <p>発行費用 城山町、相模湖町分の発行部数が新規に発生するため、発行費用が増加する。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、配布方法は郵送によるものとする。</p>

事務事業一元化調査

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		農業委員会部会		農業委員会事務局	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
16	選挙人名簿登録申請書の受理及び審査に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会に関する法律	農業委員会等に関する法律		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	農家台帳システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【内容】 農業委員会委員選挙人名簿の調製を行うため、選挙権を有する者の申請により選挙人の資格を審査し、農業委員会の意見を付して市選挙管理委員会に送付する。</p> <p>・平成16年農業委員会委員選挙人名簿登載者数 男 2,312人 女 1,461人 計 3,773人 戸数 2,064戸</p> <p>【手順】 農家台帳システムにより対象者を把握 申請書を市農協14支店を經由して、みどり組合長が各農家に配布 (みどり組合に所属していない対象者は郵便により送付、回収) 各農家の申請書をみどり組合長が取りまとめ、市出張所を經由して受理 選挙人の資格を審査 農業委員会総会で決定 市選挙管理委員会に送付</p> <p>【公共的団体】 相模原市農業協同組合みどり組合 相模原市農業協同組合支店管内の地区ごとの組合員による組織</p> <p>【農家台帳システム】 管理形態 農業委員会事務局単独のパソコンで管理 保守管理 業者委託(ソフト、ハードの保守) データ更新 農家台帳システムのデータと固定資産、住民基本台帳情報との照合を年2回実施 活用状況 農地基本台帳作成、農業委員会委員選挙人名簿登録申請事務、農地法許可・届出処理事務、許可・受理済証明書作成、議案書作成</p>	<p>【内容】 農業委員会委員選挙人名簿の調製を行うため、選挙権を有する者の申請により選挙人の資格を審査し、農業委員会の意見を付して町選挙管理委員会に送付する。</p> <p>・平成16年農業委員会委員選挙人名簿登載者数 男 340人 女 279人 計 619人 戸数 274戸</p> <p>【手順】 農家台帳により対象者を把握 申請書を町選管が各対象農家に郵送配布 対象者は郵便等により送付して受理 選挙人の資格を審査 農業委員会総会で決定 町選挙管理委員会に送付</p>	<p>【内容】 農業委員会委員選挙人名簿の調製を行うため、選挙権を有する者の申請により選挙人の資格を審査し、農業委員会の意見を付して町選挙管理委員会に送付する。</p> <p>・平成16年農業委員会委員選挙人名簿登載者数 男 985人 女 439人 計 1464人 戸数 848戸</p> <p>【手順】 農家台帳により対象者を把握 申請書を町選管が各対象農家に郵送配布 対象者は郵便等により送付して受理 選挙人の資格を審査 農業委員会総会で決定 町選挙管理委員会に送付</p>	<p>【内容】 農業委員会委員選挙人名簿の調製を行うため、選挙権を有する者の申請により選挙人の資格を審査し、農業委員会の意見を付して町選挙管理委員会に送付する。</p> <p>・平成16年農業委員会委員選挙人名簿登載者数 男 415人 女 330人 計 745人 戸数 360戸</p> <p>【手順】 農家基本台帳により対象者を把握 申請書を町選管が各対象農家に農政連絡員をを通じて配布 対象者は農政連絡員を通じ申請書を提出 農業委員会事務局受理 選挙人の資格を審査 農業委員会総会で決定 町選挙管理委員会に送付</p>	<p>申請書配布・回収方法 各市町の申請書配布・回収方法が異なるため、調整が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原市 相模原市農協みどり組合をを通じて配付・回収 城山、津久井町 郵送により配付・回収 相模湖町 農政連絡員により配付・回収 	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、申請書の配布・回収方法については、合併後速やかに郵送による方法に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		農業委員会部会		農業委員会事務局	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
20	委員会の権限に属する各種の建議及び答申					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局		
歳出予算額(平成16年度)	34千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業者の経営安定、担い手の育成及び農地の確保・保全に係る農業施策を講じ、もって本市農業の一層の振興を図るため、県知事及び市長への建議を行なう。</p> <p>【内容】 県知事への建議内容については、農政対策特別小委員会が原案を作成し、総会で決定する。市長への建議内容については、市内8箇所の市農協支店で行なわれる、「農政懇談会」で農業者から出された意見や要望などを取りまとめ、原案を農業委員の全員協議会で審議した上で、9月の総会で決定後同日市長へ建議する。</p> <p>【基礎数値】 出席農業者数 167人(15年度) 140人(14年度)</p>	<p>【目的】 農業者の経営安定、担い手の育成及び農地の確保・保全に係る農業施策を講じ、もって本町農業の一層の振興を図るため、県知事への建議を行なう。</p> <p>【内容】 県知事への建議内容については、事務局が原案を作成し、総会で審議決定する。</p>	<p>【目的】 農業者の経営安定、担い手の育成及び農地の確保・保全に係る農業施策を講じ、もって本町農業の一層の振興を図るため、県知事への建議を行なう。</p> <p>【内容】 県知事への建議内容については、事務局が原案を作成し、総会で審議決定する。</p>	<p>【目的】 農業者の経営安定、担い手の育成及び農地の確保・保全に係る農業施策を講じ、もって本町農業の一層の振興を図るため、県知事への建議を行なう。</p> <p>【内容】 県知事への建議内容については、事務局が原案を作成し、総会で審議決定する。</p>	課題なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 農業委員会部会		相模原市の課等の名称 農業委員会事務局	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整			
事務事業番号 22	事務事業名 農地等の権利移動の許可及び農地転用許可に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	農地法	農地法	農地法	農地法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	農家台帳システム					
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>農地法第3条に規定する耕作目的農地を売買又は貸借する場合の農業委員会又は農知事の許可に関する事務 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会許可、不許可の決定又は農知事への進達。許可証の交付。 実績 平成15年度 11件</p> <p>農地法第4条に規定する農地の転用の許可（市街化調整区域）に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。農知事への進達。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 実績 平成15年度 32件</p> <p>農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用許可（市街化調整区域）に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。農知事への進達。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 実績 平成15年度 52件</p> <p>市街化調整区域内の農地法第4条に規定する農地の転用及び農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用の届出に関する事務 〔手続きの概要〕 届出受付け、書類審査、受理通知書交付。 実績 平成15年度 878件</p> <p>【事務処理方法等】 神奈川県農地法関係事務提要に定めるところによる。</p> <p>【神奈川県の窓口】 県中央農政事務所</p> <p>【農家台帳システム】 管理形態 農業委員会事務局単独のパソコンで管理 保守管理 業者委託（ソフト、ハードの保守）</p>	<p>【内容】</p> <p>農地法第3条に規定する耕作目的農地を売買又は貸借する場合の農業委員会又は農知事の許可に関する事務 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。許可、不許可の決定又は農知事への進達。許可証の交付。 〔実績〕 平成15年度 2件</p> <p>農地法第4条に規定する農地の転用の許可（市街化調整区域）に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。農知事への進達。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 〔実績〕 平成15年度 7件</p> <p>農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用許可（市街化調整区域）に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。農知事への進達。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 〔実績〕 平成15年度 14件</p> <p>市街化調整区域内の農地法第4条に規定する農地の転用及び農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用の届出に関する事務 〔手続きの概要〕 届出受付け、書類審査、受理通知書交付。 〔実績〕 平成15年度 31件</p> <p>【事務処理方法等】 神奈川県農地法関係事務提要に定めるところによる。</p> <p>【神奈川県の窓口】 県津久井行政センター</p>	<p>【内容】</p> <p>農地法第3条に規定する耕作目的農地を売買又は貸借する場合の農業委員会又は農知事の許可に関する事務 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。許可、不許可の決定又は農知事への進達。許可証の交付。 〔実績〕 平成15年度 15件</p> <p>農地法第4条に規定する農地の転用の許可に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。農知事への進達。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 〔実績〕 平成15年度 19件</p> <p>農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用許可に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。農知事への進達。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 〔実績〕 平成15年度 43件</p> <p>市街化調整区域内の農地法第4条に規定する農地の転用及び農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用の届出に関する事務 〔手続きの概要〕 都市計画法の線引きがされていないため実績なし</p> <p>【事務処理方法等】 神奈川県農地法関係事務提要に定めるところによる。</p> <p>【神奈川県の窓口】 県津久井行政センター</p>	<p>【内容】</p> <p>農地法第3条に規定する耕作目的農地を売買又は貸借する場合の農業委員会又は農知事の許可に関する事務 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。許可、不許可の決定又は農知事への進達。許可証の交付。 実績 平成15年度 2件</p> <p>農地法第4条に規定する農地の転用の許可に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。農知事への進達。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 実績 平成15年度 8件</p> <p>農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用許可に関する事務。 〔手続きの概要〕 事前相談、申請受付け、調査、農業委員会での審議。農知事への進達。許可証の交付。転用事実の確認及びその証明。 実績 平成15年度 24件</p> <p>市街化調整区域内の農地法第4条に規定する農地の転用及び農地法第5条に規定する権利移動を伴う農地の転用の届出に関する事務 〔手続きの概要〕 都市計画法の線引きがされていないため実績なし</p> <p>【事務処理方法等】 神奈川県農地法関係事務提要に定めるところによる。</p> <p>【神奈川県の窓口】 県津久井地区行政センター</p> <p>【農家台帳】 管理形態 紙媒体で管理（許可されたものは該当番に記入） 紙媒体は3年ごとに更新（打ち出しを業者委託）</p>	電算システムの有無 神奈川県の窓口の相違	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会	農業委員会事務局				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整					
事務事業番号	事務事業名						
23	農地等の交換分合に関する事務						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円			
根拠法令等	農地法	農地法	農地法	農地法			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 各法令が定めるところによる交換分合計画の策定等及び付随する事務</p> <p>平成15年度 取扱い件数なし</p>	<p>【内容】 各法令が定めるところによる交換分合計画の策定等及び付随する事務</p> <p>平成15年度 取扱い件数なし</p>	<p>【内容】 各法令が定めるところによる交換分合計画の策定等及び付随する事務</p> <p>平成15年度 取扱い件数なし</p>	<p>【内容】 各法令が定めるところによる交換分合計画の策定等及び付随する事務</p> <p>平成15年度 取扱い件数なし</p>	課題なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 農業委員会部会	相模原市の課等の名称 農業委員会事務局		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 24	事務事業名 農地等の相隣関係の紛争の調停に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	農地法	農地法	農地法	農地法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 農地法第43条の2に規定による農地の利用関係の紛争についての和解の仲介。</p> <p>平成15年度 取扱い件数なし</p> <p>○ 農地等紛争あっせん委員3名 ・ 選出方法 会長が総会にはかり選任 ・ 任 期 1年</p>	<p>【内容】 農地法第43条の2に規定による農地の利用関係の紛争についての和解の仲介。</p> <p>平成15年度 取扱い件数なし</p> <p>○ 農地等紛争あっせん委員 3名 選出方法 会長が総会にはかり選任 任 期 事業終了まで</p>	<p>【内容】 農地法第43条の2に規定による農地の利用関係の紛争についての和解の仲介。</p> <p>平成15年度 取扱い件数なし</p> <p>○ 農地等紛争あっせん委員 3名 選出方法 会長が総会にはかり選任 任 期 事業終了まで</p>	<p>【内容】 農地法第43条の2に規定による農地の利用関係の紛争についての和解の仲介。</p> <p>平成15年度 取扱い件数なし</p> <p>○ 農地等紛争あっせん委員 3名 選出方法 会長が総会にはかり選任 任 期 事業終了まで</p>	あっせん委員の任期に相違がある。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 農業委員会部会	相模原市の課等の名称 農業委員会事務局		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号 32	事務事業名 農業生産法人に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	農地法	農地法	農地法	農地法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/ .DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業生産法人が、農地法第2条第7項の要件を欠くことのないよう留意し、健全な農業経営の推進を図る。</p> <p>【内容】 日常業務の中で、農業生産法人の活動を把握するとともに、法人から毎年提出されることとなっている、報告書の内容をチェックし、要件の充足状況を確認する。</p> <p>【基礎数値】 現在の状況 ・株式会社形態の農業生産法人 2社 ・有限会社形態の農業生産法人 2社</p>	<p>【目的】 農業生産法人が、農地法第2条第7項の要件を欠くことのないよう留意し、健全な農業経営の推進を図る。</p> <p>【内容】 日常業務の中で、農業生産法人の活動を把握するとともに、法人から毎年提出されることとなっている、報告書の内容をチェックし、要件の充足状況を確認する。</p> <p>【基礎数値】 現在の状況 ・株式会社形態の農業生産法人 0社 ・有限会社形態の農業生産法人 0社</p> <p>事務取扱の実績なし</p>	<p>【目的】 農業生産法人が、農地法第2条第7項の要件を欠くことのないよう留意し、健全な農業経営の推進を図る。</p> <p>【内容】 日常業務の中で、農業生産法人の活動を把握するとともに、法人から毎年提出されることとなっている、報告書の内容をチェックし、要件の充足状況を確認する。</p> <p>【基礎数値】 現在の状況 ・株式会社形態の農業生産法人 0社 ・有限会社形態の農業生産法人 0社</p> <p>事務取扱の実績なし</p>	<p>【目的】 農業生産法人が、農地法第2条第7項の要件を欠くことのないよう留意し、健全な農業経営の推進を図る。</p> <p>【内容】 日常業務の中で、農業生産法人の活動を把握するとともに、法人から毎年提出されることとなっている、報告書の内容をチェックし、要件の充足状況を確認する。</p> <p>【基礎数値】 現在の状況 ・株式会社形態の農業生産法人 0社 ・有限会社形態の農業生産法人 0社</p> <p>事務取扱の実績なし</p>	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会			農業委員会事務局	
大分類コード	大分類項目	協議ランク			調整済の可否	
		A協議会 B幹事会 C専門部会			調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
33	生産緑地法に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局		
歳出予算額(平成16年度)	0千円					
根拠法令等	生産緑地法					
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【内容】 生産緑地のあっせん 市農政課から照会。地区農業委員に問い合わせて結果を回答する。 生産緑地法第8条に関する事務 市都市計画課から照会。農地法上の判断を記載し、回答する。 生産緑地法施行規則第4条に関する事務 市土地利用調整課から照会。面談、診断書の内容等から判断し回答する。 生産緑地追加指定に関する事前照会 市都市計画課から照会。農業委員、事務局職員により現地を確認し、良好な営農を継続しているか判断し、回答する。	「生産緑地」指定がないため、事業該当なし	「生産緑地」指定がないため、事業該当なし	「生産緑地」指定がないため、事業該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		農業委員会部会		農業委員会事務局	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
34	農業委員会委員報酬					
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
歳出予算額(平成16年度)	14,250千円	1,693千円	4,781千円	2,110千円		
根拠法令等	農業委員会等に関する法律		農業委員会等に関する法律			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	1,200千円	500千円	680千円	450千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【内容】 委員報酬(月額) ・ 会長 86,000円(1人) ・ 会長職務代理者 56,500円(1人) ・ 一般 47,500円(22人) 支払日 毎月委員会実施日(概ね25日前後) 支払方法 本人希望による(H16年は全員口座振込み) 期末手当 なし 【特定財源】 名称 農業委員会費交付金 1,200千円 内容 委員手当に対する交付金	【内容】 委員報酬(年額) ・ 会長 186,000円(1人) ・ 会長職務代理者 157,000円(1人) ・ 一般 150,000円(9人) 支払日 半年、年度終了後の2回(概ね25日前後) 支払方法 全員口座振込み 期末手当 なし 【特定財源】 名称 農業委員会交付金 500千円 内容 委員手当に対する交付金	【内容】 委員報酬(年額) ・ 会長 258,000円(1人) ・ 会長職務代理者 223,000円(1人) ・ 一般 215,000円(20人) 支払日 半年、年度終了後の2回(概ね25日前後) 支払方法 全員口座振込み 期末手当 なし 【特定財源】 名称 農業委員会交付金 680千円 内容 委員手当に対する交付金	【内容】 委員報酬(年額) ・ 会長 172,000円(1人) ・ 会長職務代理者 144,000円(1人) ・ 一般 138,000円(13人) 支払日 半年、年度終了後の2回(概ね25日前後) 支払方法 全員口座振込み 期末手当 なし 【特定財源】 名称 農業委員会交付金 450千円 内容 委員手当に対する交付金	報酬額 相模原市と3町の委員報酬に大きな差がある。 報酬支払日 相模原市は毎月、3町は年間半期ごとの2回支払いとなっている。	【調整方針】 合併後1年間、引き続き在任する選挙による委員の報酬については現行のとおりとする。ただし、城山町、津久井町及び相模湖町を区域とする農業委員会の会長、会長職務代理者及び選任による委員は相模原市の制度による報酬とする。 市町村の合併の特例に関する法律の適用期間経過後については、相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名		相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会		農業委員会事務局			
大分類コード	大分類項目	協議ランク		調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>					
事務事業番号	事務事業名						
35	農業委員会委員活動（視察、研修等）						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局			
歳入予算額（平成16年度）	954千円	35千円	131千円	170千円			
根拠法令等	農地法・ 農業委員会等に関する法律	農地法・ 農業委員会等に関する法律	農地法・ 農業委員会等に関する法律	農地法・ 農業委員会等に関する法律			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考 1							
備考 2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	【目的】 行政視察の実施や農業委員大会への参加などの機会を通して、農業委員としての資質の向上、知識の修得を図り、農業委員活動に資する。 【内容】 農業先進地への行政視察 農業委員大会への参加 和解の仲介についての研修会への参加 地区連合会主催の研修会への参加	【目的】 行政視察の実施や農業委員大会への参加などの機会を通して、農業委員としての資質の向上、知識の修得を図り、農業委員活動に資する。 【内容】 ・農業先進地への行政視察 ・農業委員大会への参加 ・和解の仲介についての研修会への参加 ・地区連合会主催の研修会への参加 事業立て予算がないため、委員関係費で対応（日当廃止、実費交通費等の費用弁償のみ） ・旅費 19千円 ・消耗品費 16千円	【目的】 行政視察の実施や農業委員大会への参加などの機会を通して、農業委員としての資質の向上、知識の修得を図り、農業委員活動に資する。 【内容】 ・農業先進地への行政視察 ・農業委員大会への参加 ・和解の仲介についての研修会への参加 ・地区連合会主催の研修会への参加 ・農地部会・農振部会研修会 事業立て予算がないため、委員関係費で対応（日当、実費交通費等の費用弁償） ・旅費 4 6千円 ・自動車借上料 7 4千円 ・負担金 1 1千円	【目的】 行政視察の実施や農業委員大会への参加などの機会を通して、農業委員としての資質の向上、知識の修得を図り、農業委員活動に資する。 【内容】 農業先進地への行政視察 農業委員大会への参加 和解の仲介についての研修会への参加 地区連合会主催の研修会への参加 ・旅費 1 2 0千円 ・使用料及び賃借料 5 0千円 （マイクロバス借り上げ）	課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		農業委員会部会		農業委員会事務局	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
36	農業委員会会議					
担当課名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律・津久井町農業委員会会議規則	農業委員会等に関する法律		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業委員会の所管事項について、検討、審議、決定等をするため、総会その他の会議を開催する。</p> <p>【内容】 総会 ・農地法、農業経営基盤強化促進法に係る議案、その他総会の決定事項とされている議案についてその可否を決定する。 ・毎月1回。農業委員全員</p> <p>農政対策特別小委員会 ・農政関係事項に係る事項など農政関係事項について審議する。 ・年2回程度。11名</p> <p>農地対策特別小委員会 ・農地関係事項について審議する。 ・随時。11名</p> <p>農地等紛争あっせん委員会 ・農地等の利用関係等のあっせん、紛争の防止等についての処理を行なう。 ・随時。3名</p> <p>全員協議会 ・市長建議の内容についての審議その他必要事項について審議する。 ・年1回。農業委員</p>	<p>【目的】 農業委員会の所管事項について、検討、審議、決定等をするため、総会その他の会議を開催する。</p> <p>【内容】 総会 ・農地法、農業経営基盤強化促進法に係る議案、その他総会の決定事項とされている議案についてその可否を決定する。 ・毎月1回。農業委員全員</p> <p>農地関係事項に係る事項など農政関係事項について審議する。 ・農地関係事項について審議する。</p> <p>農地等紛争あっせん委員会 ・農地等の利用関係等のあっせん、紛争の防止等についての処理を行なう。随時。3名</p> <p>臨時会 ・臨時案件についての審議その他必要事項について審議する。必要に応じ農業委員全員</p>	<p>【目的】 農業委員会の所管事項について、検討、審議、決定等をするため、総会その他の会議を開催する。</p> <p>【内容】 総会 ・農地法、農業経営基盤強化促進法に係る議案、その他総会の決定事項とされている議案についてその可否を決定する。 ・毎月1回。農業委員全員</p> <p>農地関係事項に係る事項など農政関係事項について審議する。 ・農地関係事項について審議する。</p> <p>農地等紛争あっせん委員会 ・農地等の利用関係等のあっせん、紛争の防止等についての処理を行なう。随時。3名</p> <p>臨時会 ・臨時案件についての審議その他必要事項について審議する。必要に応じ農業委員全員</p>	<p>【目的】 農業委員会の所管事項について、検討、審議、決定等をするため、総会その他の会議を開催する。</p> <p>【内容】 総会 ・農地法、農業経営基盤強化促進法に係る議案、その他総会の決定事項とされている議案についてその可否を決定する。 ・毎月1回。農業委員全員</p> <p>農地関係事項に係る事項など農政関係事項について審議する。 ・農地関係事項について審議する。</p> <p>農地等紛争あっせん委員会 ・農地等の利用関係等のあっせん、紛争の防止等についての処理を行なう。随時。3名</p> <p>臨時総会 ・臨時案件についての審議その他必要事項について審議する。 必要に応じ農業委員全員</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
30	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会	農業委員会事務局				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合					
事務事業番号	事務事業名						
37	小作地に関する事務						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円			
根拠法令等	農地法	農地法	農地法	農地法			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>賃貸借の解約等の県知事の許可係わる事務 (法20条第1項) 実績なし</p> <p>合意解約(法20条)の通知の受理 平成15年度 9件 平成14年度 10件</p> <p>小作料の標準額の設定・改定 ○ 平成12年度改定 田 15,000円 畑 14,000円 ○ 平成17年度見直し予定</p> <p>小作料の減額の勧告 実績なし</p> <p>小作地の状況の縦覧 8月1日現在状況を9月1日～9月30日 の期間で縦覧(法定)</p>	<p>【内容】</p> <p>賃貸借の解約等の県知事の許可係わる事務 (法20条第1項) 実績なし</p> <p>合意解約(法20条)の通知の受理 平成15年度 0件 平成14年度 0件</p> <p>小作料の標準額の設定・改定 ○ 平成13年度改定 田 10,000円 畑 9,000円 ○ 平成16年度見直し 現行額で据え置き予定</p> <p>小作料の減額の勧告 実績なし</p> <p>小作地の状況の縦覧 8月1日現在状況を9月1日～9月30日 の期間で縦覧(法定)</p>	<p>【内容】</p> <p>賃貸借の解約等の県知事の許可係わる事務 (法20条第1項) 実績なし</p> <p>合意解約(法20条)の通知の受理 平成15年度 0件 平成14年度 1件</p> <p>小作料の標準額の設定・改定 ○ 平成13年度改定 田 8,000円 畑 9,000円 ○ 平成16年度見直し 現行額で据え置き予定</p> <p>小作料の減額の勧告 実績なし</p> <p>小作地の状況の縦覧 8月1日現在状況を9月1日～9月30日 の期間で縦覧(法定)</p> <p>台帳補正が不完全のため、縦覧に供して いない。</p>	<p>【内容】</p> <p>賃貸借の解約等の県知事の許可係わる事務 (法20条第1項) 実績なし</p> <p>合意解約(法20条)の通知の受理 平成15年度 0件 平成14年度 0件</p> <p>小作料の標準額の設定・改定 ○ 平成13年度改定 田 6,100円 畑 5,100円 ○ 平成16年度見直し 現行額で据え置き予定</p> <p>小作料の減額の勧告 実績なし</p> <p>小作地の状況の縦覧 8月1日現在状況を9月1日～9月30日 の期間で縦覧(法定)</p>	標準小作料の改定時期及び金額に差異がある。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぎ、3年以内に標準小作料の見直し時期を統合する。	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会	農業委員会事務局			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
38	農地造成に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市農地造成工事指導要綱・ 神奈川県農地造成に係わる農地転用事務処理要綱	城山町農地改良工事指導要綱・ 神奈川県農地造成に係わる農地転用事務処理要綱	神奈川県農地造成に係わる農地転用事務処理要領	相模湖町農地造成指導要領・ 神奈川県農地造成に係わる農地転用事務処理要綱・		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	農地台帳システム					
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 適正な農地造成工事の指導を行うことにより優良農地の保全を図る。</p> <p>【内容】 農地造成者から申請を受け、審査及び指導を行う。 相模原市農地造成指導要綱の適用範囲 ○ 工事期間 概ね3ヶ月以内 ○ 盛土高・切土高・掘削の深さ ・ 概ね1メートル以内 ○ 造成区域面積 ・ 概ね1,000平方メートル以内 相模原市農地造成指導要綱の適用範囲を超えるものは、神奈川県農地造成に係わる農地転用事務処理要綱の適用を受ける。</p> <p>【実績】 平成15年度 20件</p> <p>【農家台帳システム】 管理形態 農業委員会事務局単独のパソコンで管理 保守管理 業者委託（ソフト、ハードの保守）</p>	<p>【目的】 適正な農地造成工事の指導を行うことにより優良農地の保全を図る。</p> <p>【内容】 農地造成者から申請を受け、審査及び指導を行う。 城山町農地改良工事指導要綱の適用範囲 ○ 工事期間 概ね3ヶ月以内 ○ 盛土高・切土高・掘削の深さ ・ 概ね1メートル以内 ○ 造成区域面積 ・ 概ね1,000平方メートル以内 城山町農地改良工事指導要綱の適用範囲を超えるものは、神奈川県農地造成に係わる農地転用事務処理要綱の適用を受ける。</p> <p>【実績】 平成15年度 0件</p>	<p>【目的】 適正な農地造成工事の指導を行うことにより優良農地の保全を図る。</p> <p>【内容】 農地造成者から申請を受け、審査及び指導を行う。 神奈川県農地造成に係わる農地転用事務処理要綱(軽易な農地造成)の適用を受ける。 ○ 工事期間 概ね3ヶ月以内 ○ 盛土高・切土高・掘削の深さ ・ 概ね1メートル以内 ○ 造成区域面積 ・ 概ね1,000平方メートル以内</p> <p>【実績】 平成15年度 0件</p>	<p>【目的】 適正な農地造成工事の指導を行うことにより優良農地の保全を図る。</p> <p>【内容】 農地造成者から申請を受け、審査及び指導を行う。 相模湖町農地造成指導要領の適用範囲 ○ 工事期間 概ね3ヶ月以内 ○ 盛土高・切土高・掘削の深さ ・ 概ね1メートル以内 ○ 造成区域面積 ・ 概ね1,000平方メートル以内 相模湖町農地造成指導要領の適用範囲を超えるものは、神奈川県農地造成に係わる農地転用事務処理要綱の適用を受ける。</p> <p>【実績】 平成15年度 0件</p>	<p>要綱の統合 電算システム処理の有無</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	農業委員会部会	農業委員会事務局			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
39	他法令に基づく農地の現況照会等に関する事務					
				課題	調整方針	
相模原市		城山町				
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	不動産登記法・民事執行法・国税徴収法・租税特別措置法	不動産登記法・民事執行法・国税徴収法・租税特別措置法	不動産登記法・民事執行法・国税徴収法・租税特別措置法	不動産登記法・民事執行法・国税徴収法・租税特別措置法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	【内容】 登記官照会 地目変更登記申請における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員のみ2名により、農地が非農地かを確認する。必要に応じて地区農業委員に確認してもらう。 非農地で転用許可のない場合は県知事に農地法の取扱いについて照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 10件 農地の時効取得を原因とする所有権移転登記申請に係わる照会事務 ・現地調査 事務局職員のみ2名により、農地が非農地かを確認する。必要に応じて地区農業委員に確認してもらう。 非農地で転用許可のない場合は県知事に農地法の取扱いについて照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 1件 裁判官照会 競売における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員のみ2名により、農地が非農地かを確認する。必要に応じて地区農業委員に確認してもらう。 非農地で転用許可のない場合は県知事に農地法の取扱いについて照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 19件 国税調査官照会 購買における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員のみ2名により、農地が非農地かを確認する。必要に応じて地区農業委員に確認してもらう。 非農地で転用許可のない場合は県知事に農地法の取扱いについて照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 3件 相続税の納税猶予に係る特例適用農地等の利用状況の確認現地調査：事務局職員のみ2名により調査、その時点で耕作されているかどうかを確認する。疑義がある場合には地区農業委員に確認してもらう。 〔実績〕 平成15年度 28件	【内容】 登記官照会 ・地目変更登記申請における、農地法の扱いの照会事務 現地調査：事務局職員のみ2名により、農地が非農地かを確認する。必要に応じて地区農業委員に確認してもらう。 非農地で転用許可のない場合は県知事に農地法の取扱いについて照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 0件 農地の時効取得を原因とする所有権移転登記申請に係わる照会事務 現地調査：事務局職員のみ2名により、農地が非農地かを確認する。必要に応じて地区農業委員に確認してもらう。 非農地で転用許可のない場合は県知事に農地法の取扱いについて照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 0件 裁判官照会 競売における、農地法の扱いの照会事務 現地調査：事務局職員のみ2名により、農地が非農地かを確認する。必要に応じて地区農業委員に確認してもらう。 非農地で転用許可のない場合は県知事に農地法の取扱いについて照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 0件 国税調査官照会 購買における、農地法の扱いの照会事務 現地調査：事務局職員のみ2名により、農地が非農地かを確認する。必要に応じて地区農業委員に確認してもらう。 非農地で転用許可のない場合は県知事に農地法の取扱いについて照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 0件 相続税の納税猶予に係る特例適用農地等の利用状況の確認現地調査：事務局職員のみ2名により調査、その時点で耕作されているかどうかを確認する。疑義がある場合には地区農業委員に確認してもらう。 〔実績〕 平成15年度 0件	【内容】 登記官照会 ・地目変更登記申請における、農地法の扱いの照会事務 現地調査：地区農業委員と事務局職員2名により、農地が非農地かを確認する。 非農地で転用許可のない場合は県知事に農地法の取扱いについて照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 0件 農地の時効取得を原因とする所有権移転登記申請に係わる照会事務 現地調査：地区農業委員と事務局職員2名により、農地が非農地かを確認する。 非農地で転用許可のない場合は県知事に農地法の取扱いについて照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 1件 裁判官照会 競売における、農地法の扱いの照会事務 現地調査：地区農業委員と事務局職員2名により、農地が非農地かを確認する。 非農地で転用許可のない場合は県知事に農地法の取扱いについて照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 3件 国税調査官照会 購買における、農地法の扱いの照会事務 現地調査：地区農業委員と事務局職員2名により、農地が非農地かを確認する。 非農地で転用許可のない場合は県知事に農地法の取扱いについて照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 0件 相続税の納税猶予に係る特例適用農地等の利用状況の確認現地調査：事務局職員のみ2名により調査、その時点で耕作されているかどうかを確認する。疑義がある場合には地区農業委員に確認してもらう。 〔実績〕 平成15年度 0件	【内容】 登記官照会 地目変更登記申請における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員、農業委員3名により、農地が非農地かを確認する。 非農地で転用許可のない場合は県知事に農地法の取扱いについて照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 1件 農地の時効取得を原因とする所有権移転登記申請に係わる照会事務 ・現地調査 事務局職員、農業委員3名により、農地が非農地かを確認する。 非農地で転用許可のない場合は県知事に農地法の取扱いについて照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 0件 裁判官照会 競売における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員、農業委員3名により、農地が非農地かを確認する。 非農地で転用許可のない場合は県知事に農地法の取扱いについて照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 0件 国税調査官照会 購買における、農地法の扱いの照会事務 ・現地調査 事務局職員、農業委員3名により、農地が非農地かを確認する。 非農地で転用許可のない場合は県知事に農地法の取扱いについて照会を行なう。 〔実績〕 平成15年度 0件 相続税の納税猶予に係る特例適用農地等の利用状況の確認現地調査：事務局職員、農業委員3名により調査、その時点で耕作されているかどうかを確認する。 〔実績〕 平成15年度 0件	農業委員の現地調査の有無に差異がある。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、現地調査については、事務局職員、地区農業委員が行うことに統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 農業委員会部会	相模原市の課等の名称 農業委員会事務局				
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了				
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号 40	事務事業名 市民農園に関する事務							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町				
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	課題			
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		調整方針		
根拠法令等	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律・市民農園整備促進法	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律・市民農園整備促進法	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律・市民農園整備促進法	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律・市民農園整備促進法				
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円				
関係団体・慣行								
使用料・手数料・補助金等								
事務事業の別								
電算システム名								
備考1								
備考2								
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC								
【事務事業の内容】	<p>【内容】市等が市民農園等を指定する場合の決定、承認。</p> <p>【手続きの方法】承認依頼受付(毎月10日締め切り)内容審査、議案書作成農業委員会総会にて審議、承認承認通知を送付</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度取扱い件数 5件 市民農園 4件 (市農政課) 中高年ホームファーマー 1件 (神奈川県農政事務所) 	<p>【内容】町等が市民農園等を指定する場合の決定、承認。</p> <p>【手続きの方法】承認依頼受付(毎月15日締め切り)内容審査、議案書作成農業委員会総会にて審議、承認承認通知を送付</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度取扱い件数 2件 町農業体験事業(大豆栽培とみそ加工) 1件 (町経済課) 中高年ホームファーマー 1件 (神奈川県津久井地区行政センター) 	<p>【内容】町等が市民農園等を指定する場合の決定、承認。</p> <p>【手続きの方法】承認依頼受付(毎月15日締め切り)内容審査、議案書作成農業委員会総会にて審議、承認承認通知を送付</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度取扱い件数 2件 中高年ホームファーマー2件 (神奈川県津久井地区行政センター) 	<p>【内容】町等が市民農園等を指定する場合の決定、承認。</p> <p>【手続きの方法】承認依頼受付(毎月15日締め切り)内容審査、議案書作成農業委員会総会にて審議、承認承認通知を送付</p> <p>今まで実績なし</p>			課題なし	<p>【調整方針】現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

**報告第 23 号 各種事務事業の取扱いについて
(C ランク) その 3**

議 会 部 会

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名	相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い			議会部会	議会事務局庶務課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク	調整済の可否	
				A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分		
				<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整 </div>		
事務事業番号	事務事業名					
6	議員報酬等					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	議会事務局庶務課	議会事務局	議会事務局	議会事務局		
歳出予算額(平成16年度)	562,806千円	90,849千円	102,185千円	54,693千円		
根拠法令等	相模原市議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例・地方公務員等共済組合法	城山町議会議員の報酬、費用弁償等に関する条例・地方公務員等共済組合法	津久井町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例・地方公務員等共済組合法	相模湖町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例・地方公務員等共済組合法		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	一部事務組合等	一部事務組合等	一部事務組合等	一部事務組合等		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【議員報酬】 報酬額 議長 : 779,000円/月 副議長 : 713,000円/月 委員長 : 議員と同額 副委員長 : 議員と同額 議員 : 670,000円/月 × 44人</p> <p>報酬支払日: 毎月20日</p> <p>【期末手当】 支給額 報酬月額に1.45を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額</p> <p>支給割合 6月期 100分の160 12月期 100分の170</p> <p>【費用弁償】 内容 議会、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に出席したとき、又は公務により出張したときに旅費を支給する。</p> <p>鉄道賃及び船賃、航空賃 運賃 車賃 運賃又は実費額</p> <p>日当(1日につき) 派遣地域により日当を支給する。 甲地域: 3,300円 乙地域: 2,300円 丙地域: 1,300円</p> <p>宿泊料(1夜につき) 16,500円を上限とする。</p> <p>【議員年金】 市負担分 ・共済会市負担金 標準報酬月額(620,000円) × 10.5/100 × 12月 × 46人 ・共済会事務負担金 13,000円/年 × 46人</p>	<p>【議員報酬】 報酬額 議長 : 388,000円/月 副議長 : 312,000円/月 委員長 : 議員と同額 副委員長 : 議員と同額 議員 : 284,000円/月 × 14人</p> <p>報酬支払日: 毎月16日</p> <p>【期末手当】 支給額 報酬月額に1.20を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額</p> <p>支給割合 6月期 100分の245 12月期 100分の245</p> <p>【費用弁償】 内容 公務により公共交通機関を利用した場合に実費支給する。 (本会議、委員会に出席した場合の費用弁償の支給なし)</p> <p>日当(1日につき) 支給なし</p> <p>宿泊料(1夜につき) 15,000円</p> <p>【議員年金】 町負担分 ・共済会町負担金 標準報酬月額(280,000円) × 11.0/100 × 12月 × 16人 ・共済会事務負担金 14,700円/年 × 16人</p>	<p>【議員報酬】 報酬額 議長 : 391,000円/月 副議長 : 314,000円/月 委員長 : 292,000円/月 × 4人(常任委員長 ・議会運営委員長) 副委員長 : 議員と同額 議員 : 287,000円/月 × 12人</p> <p>報酬支払日: 毎月16日</p> <p>【期末手当】 支給額 報酬月額に1.20を乗じて得た額に支給割合を乗じて得た額</p> <p>支給割合 6月期 100分の230 12月期 100分の245</p> <p>【費用弁償】 内容 本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に出席したとき、又は公務により出張したときに公共交通機関を利用した場合の実費を支給。ただし、自動車その他交通用具を利用する場合は、自宅よりの片道距離の区分に応じて支給する。</p> <p>日当(1日につき) 派遣地域により日当を支給する。 2,200円(津久井町、城山町、相模湖町、藤野町、愛川町、清川村及び山梨県道志村のうち夜野地区を除く地域)</p> <p>宿泊料(1夜につき) 11,000円</p> <p>【議員年金】 町負担分 ・共済会町負担金 標準報酬月額(290,000円) × 11.0/100 × 12月 × 18人 ・共済会事務負担金 14,700円/年 × 18人</p>	<p>【議員報酬】 報酬額 議長 : 351,500円/月 副議長 : 275,500円/月 委員長 : 議員と同額 副委員長 : 議員と同額 議員 : 247,000円/月 × 10人</p> <p>報酬支払日: 毎月末</p> <p>【期末手当】 支給額 報酬月額に1.15を乗じて得た額に支給割合を乗じた額から15パーセントを引いた額</p> <p>支給割合 6月期 100分の210 12月期 100分の230</p> <p>【費用弁償】 内容 本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に出席したときに公共交通機関を利用した場合の実費を支給。自動車その他交通用具を利用する場合も、自宅からの片道運賃の区分に応じて支給する。</p> <p>日当 なし。 ただし、公共交通機関を利用した場合は実費を支給する。</p> <p>宿泊料(1夜につき) 15,000円</p> <p>【議員年金】 町負担分 ・共済会町負担金 標準報酬月額(250,000円) × 11.0/100 × 12月 × 12人 ・共済会事務負担金 14,700円/年 × 12人</p>	<p>報酬、期末手当の支給額・支払日及び費用弁償の支給額・対象が異なる。 ・議員報酬額 議長 相模原市 779,000円/月 城山町 388,000円/月 津久井町 391,000円/月 相模湖町 351,500円/月</p> <p>副議長 相模原市 713,000円/月 城山町 312,000円/月 津久井町 314,000円/月 相模湖町 275,500円/月</p> <p>委員長 相模原市 670,000円/月 城山町 284,000円/月 津久井町 287,000円/月 相模湖町 247,000円/月</p>	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名			相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い	議会部会			議会事務局庶務課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
7	政務調査費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	議会事務局庶務課	議会事務局	議会事務局	議会事務局		
歳入予算額（平成16年度）	38,640千円	1,920千円	1,728千円	0千円		
根拠法令等	相模原市議会政務調査費の交付に関する条例	城山町議会政務調査費の交付に関する条例	津久井町議会政務調査費の交付に関する条例			
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【趣旨】 相模原市議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付金を交付する。</p> <p>【交付対象】 会派（1人会派を含む） 又は会派に所属しない議員</p> <p>【交付額】 70,000円×12月×46人</p> <p>【交付方法】 ・交付時期：年2回に分け（4月、10月）交付 ・交付方法：口座振込</p> <p>【使途】 ・調査活動費 ・研究研修費 ・資料作成費 ・資料購入費 ・広報費 ・人件費 ・事務費</p> <p>【執行残額の処理】 市へ返還する。</p> <p>【経理書類・調査活動報告書の保管】 会派又は議員が5年間保存する。</p>	<p>【趣旨】 城山町議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付金を交付する。</p> <p>【交付対象】 会派（1人会派を含む）</p> <p>【交付額】 10,000円/12月×16人</p> <p>【交付方法】 ・交付時期：年1回（4月）交付 ・交付方法：口座振込</p> <p>【使途】 ・調査研究費 ・研修費 ・会議費 ・資料作成費 ・資料購入費 ・広報費 ・事務費</p> <p>【執行残額の処理】 町へ返還する。</p> <p>【経理書類・調査活動報告書の保管】 会派が5年間保存する。</p>	<p>【趣旨】 津久井町議会議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付金を交付する。</p> <p>【交付対象】 会派（1人会派を含む）又は議員</p> <p>【交付額】 8,000円/12月×18人</p> <p>【交付方法】 ・交付時期：年1回（4月）交付 ・交付方法：口座振込</p> <p>【使途】 ・調査研究費 ・研修費 ・会議費 ・資料作成費 ・資料購入費 ・広報費 ・事務費</p> <p>【執行残額の処理】 町へ返還する。</p> <p>【経理書類・調査活動報告書の保管】 会派又は議員が5年間保存する。</p>	該当なし	<p>交付額、交付時期が異なる町や実施していない町がある。</p> <p>・交付額 相模原市 70,000円/月 城山町 10,000円/月 津久井町 8,000円/月 相模湖町 制度なし</p> <p>・交付時期 相模原市 4月、10月の2回 城山町・津久井町 4月 相模湖町 制度なし</p>	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 議会部会		相模原市の課等の名称 議会事務局庶務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 議会国際交流					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	議会事務局庶務課	議会事務局	議会事務局	議会事務局		
歳出予算額(平成16年度)	6,168千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市と友好都市との相互理解及び友好交流を深め、もって議員の国際感覚の高揚と恒久的な世界平和に寄与する。</p> <p>【友好都市】 カナダ・トロント市 中国・無錫市</p> <p>【交流事業】 各友好都市へそれぞれ隔年で、議員団を派遣する。</p> <p>友好訪加団(平成16年度) ・訪問者 : 議員6名、随員職員1名 ・時期(期間) : 7月(8日間)</p> <p>友好訪中団(平成15年度) ・訪問者 : 議員6名、随員職員1名 ・時期(期間) : 10月(7日間)</p>	該当なし	該当なし	該当なし	特になし	新市における友好都市交流の状況等を勘案しつつ、合併時に相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い			専門部会名 議会部会	相模原市の課等の名称 議会事務局議事調査課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整	
事務事業番号 6	事務事業名 請願及び陳情					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳出予算額（平成16年度）	議会事務局議事調査課 0千円	議会事務局 0千円	議会事務局 0千円	議会事務局 0千円		
根拠法令等	相模原市議会議事規則	城山町議会議事規則	津久井町議会議事規則	相模湖町議会議事規則		
会計の種類別 歳入予算額（平成16年度）	一般会計 0千円	一般会計 0千円	一般会計 0千円	一般会計 0千円		
関係団体・慣行 使用料・手数料・補助金等 事務事業の別 電算システム名 備考1 備考2 表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【請願】</p> <p>必要事項 表題・趣旨・提出年月日・住所・氏名・代表者印 紹介議員 署名又は記名押印 提出期限 定例会招集日の前日午後5時までに提出されたものは当該定例会に上程する。又、閉会日の2日前までに提出されたものは当該定例会の最終日に上程し、閉会中継続審査とする。</p> <p>審査方法 本会議上程・説明・委員会付託 委員会審査・採決 本会議へ報告・採決</p> <p>審査結果 採択すべきもの 不採択とすべきもの</p> <p>意見書等 意見書等の提出を求める請願を、全会一致で採択した場合は、審査した委員会委員が意見書等を定例会最終日の本会議に提出する。本会議での議決結果を議長名で提出者に郵送する。</p> <p>処理経過 採択し、市長等に送付した請願の処理の経過、結果の報告を次年度の決算審査の際に文書で求める。</p> <p>【陳情】</p> <p>請願と同様に取り扱う。</p> <p>【郵送陳情の取り扱い】</p> <p>提出者が市外の場合は、原文のコピーを配付するのみで、審査は行わない。</p>	<p>【請願】</p> <p>必要事項 表題・趣旨・提出年月日・住所・氏名・代表者印 紹介議員 署名又は記名押印 提出期限 定例会招集日の約1週間前に開催される議会運営委員会の、2日前までに提出されたものは、当該定例会に上程する。以降、会期中に提出されたものは、議会運営委員会の判断による。</p> <p>審査方法 (1) 本会議上程・説明・委員会付託 委員会審査・採決 本会議へ報告・採決 (2) 本会議上程・説明・委員会付託省略・採決 (1、2の審議方法については、議会運営委員会で決定する)</p> <p>審査結果 採択すべきもの 不採択とすべきもの 趣旨採択とすべきもの</p> <p>意見書等 意見書等の提出を求める請願を、全会一致で採択した場合は、審査した委員会委員が意見書等を定例会最終日の本会議に提出する。本会議での議決結果を議長名で提出者に郵送する。</p> <p>提出者への通知 採択し、町長等に送付した請願の処理の経過、結果の報告を文書で求める。</p> <p>【陳情】</p> <p>請願と同様に取り扱う。</p> <p>【郵送陳情の取り扱い】</p> <p>持参の場合と同様に取り扱う。</p>	<p>【請願】</p> <p>必要事項 表題・趣旨（邦文による）・提出年月日・住所・氏名・代表者印 紹介議員 記名押印 提出期限 定例会招集日の1週間前の議会運営委員会までに提出されたものは当該定例会に上程する。以降、会期中に提出されたものは議会運営委員会の判断による。</p> <p>審査方法 本会議上程・説明・委員会付託 委員会審査・採決 本会議へ報告・採決</p> <p>審査結果 採択すべきもの 不採択とすべきもの 趣旨採択とすべきもの （一部採択とすべきもの）</p> <p>意見書等 意見書等の提出を求める請願を全会一致で採択した場合は、審査した委員会委員が意見書等を定例会最終日の本会議に提出する。</p> <p>提出者への通知 本会議での議決結果を議長名で提出者に郵送する。</p> <p>処理経過 採択し、町長等に送付した請願の処理の経過、結果の報告を文書で求める。</p> <p>【陳情】</p> <p>請願と同様に取り扱う。</p> <p>【郵送陳情の取り扱い】</p> <p>提出者が町外の場合は、議会運営委員会の判断により、原文のコピーを配付するのみで、審査を行わない場合もある。</p>	<p>【請願】</p> <p>必要事項 表題・趣旨（邦文による）・提出年月日・住所・氏名・代表者印 紹介議員 記名押印 提出期限 議会運営委員会前日までに提出されたものは当該定例会に上程する。</p> <p>審査方法 本会議上程・委員会付託 委員会審査・採決 本会議へ報告・採決</p> <p>審査結果 採択すべきもの 不採択とすべきもの 趣旨採択とすべきもの</p> <p>意見書等 意見書等の提出を求める請願を過半数以上の賛成で採択した場合は、審査した委員会委員が意見書等を本会議に提出する。</p> <p>提出者への通知 本会議での議決結果を議長名で提出者に郵送する。</p> <p>処理経過 採択し、町長等に送付した請願の処理の経過、結果の報告を文書で求める。</p> <p>【陳情】</p> <p>請願と同様に取り扱う。</p> <p>【郵送陳情の取り扱い】</p> <p>持参の場合と同様</p>	<p>請願・陳情の受付期日、審査方法、結果等の取扱いが異なる。</p> <p>・提出期限 相模原市 定例会招集日の前日午後5時まで 城山町 定例会招集日の約1週間前の議会運営委員会の2日前まで 津久井町 定例会招集日の1週間前の議会運営委員会まで 相模湖町 議会運営委員会の前日まで</p> <p>・審査方法 城山町 委員会付託を省略し、採択もあり 相模湖町 本会議での説明なし</p> <p>・審査結果 相模原市、津久井町、相模湖町 趣旨採択もある 相模原市、城山町、津久井町 全会一致 相模湖町 過半数以上の賛成</p> <p>・郵送陳情の取り扱い 相模原市 提出者が市外の場合、原文コピー配布 城山町、相模湖町 持参と同様 津久井町 提出者が町外の場合、原文コピー配布 布のみの場合あり</p>	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		議会部会		議会事務局議事調査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			<p>現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合</p> <p>廃止の方向で調整</p>			
事務事業番号	事務事業名					
8	議会報の発行					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	議会事務局議事調査課	議会事務局	議会事務局	議会事務局		
歳出予算額（平成16年度）	13,850千円	1,230千円	1,185千円	1,071千円		
根拠法令等	相模原市議会報発行規程	城山町議会だより編集委員会規程	津久井町議会だより編集要綱 津久井町議会だよりモニター設置要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	620千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】市議会の活動状況を広く市民に周知し、議会及び市政に対する理解を深めるために発行する。</p> <p>【特定財源の概要】 ・身体障害者福祉費補助金：620,000円</p> <p>【発行回数】 ・定例会 年4回（定例会終了後概ね1か月後に発行。タブロイド判8ページ。各号上限印刷部数：223,000部） ・臨時号1回（臨時会後に発行。タブロイド判2ページ。上限印刷部数：224,000部）</p> <p>【配布対象】 市内全戸配布</p> <p>【配布方法】（部数の数値は平成16年5月発行号） ・新聞折込：215,540部 ・郵送：1,710部（新聞未購読世帯は郵送。市民から広聴広報課に申し込まれた希望者のデータを基に送付） ・鉄道13駅及び公民館等の市内公共施設68か所に配置</p> <p>【点字版・録音版】 ・点字版50部と録音版140組（テープ）の作成</p> <p>【予算】 ・印刷製本費：5,821,000円 ・委託料：8,029,000円（内訳） 新聞折込：6,703,130円 郵送業務：152,245円 点字版：510,450円 録音版：662,550円</p> <p>【編集の方法】 ・議会事務局で原稿・割付け案を作成し、議会運営委員会で割付け案を承認 ・編集委員会の設置なし</p> <p>【縮刷版の作成】 ・50号ずつにまとめて、昭和55年度と平成5年度（第二集）に縮刷版を発行した。</p>	<p>【目的】町議会の活動状況を広く町民に周知し、議会に対する理解を深めるために発行する。</p> <p>【特定財源の概要】 ・歳入予算なし</p> <p>【発行回数】 ・定例会 年4回（定例会の翌々月の1日に発行。A4判2色刷り・再生紙14～16ページ。各号上限印刷部数：6,900部） ・臨時号を議員改選時に発行。（A4判2色刷り・4ページ。上限印刷部数：6,900部）</p> <p>【配布対象】 町内全戸配布</p> <p>【配布方法】（部数の数値は平成16年5月発行号） ・自治会経由各戸配布（広報「ぶりにーず」と同時配布のため、町民課町民情報班に配布を依頼）：6,545部 ・自治会未加入世帯については、町民課情報コーナー等に備え付け、希望者に配布。 ・町公共機関、JR橋本駅、町内金融機関、町内コンビニエンスストアなどに配置</p> <p>【点字版・録音版】 ・録音版2組（テープ）の作成・貸出し</p> <p>【予算】 ・印刷製本費：1,221,000円 ・消耗品費 9,000円</p> <p>【編集の方法】 ・原稿の一部を当該議員に依頼し、残りの原稿と割付けを議会事務局が作成した後、議会だより編集委員会で確定する。 ・議会だより編集委員会（任意：委員6名）</p> <p>【縮刷版の作成】 なし</p>	<p>【目的】町議会の活動状況を広く町民に周知し、議会に対する理解を深めるために発行する。</p> <p>【特定財源の概要】 ・歳入予算なし</p> <p>【発行回数】 ・定例会 年4回（定例会の翌々月の1日に発行。A4判・再生紙14～16ページ。各号上限印刷部数：9,000部） ・臨時号を議員改選時に発行。（A4判4ページ。上限印刷部数：9,000部）</p> <p>【配布対象】 町内全戸配布</p> <p>【配布方法】（部数の数値は平成16年5月発行号） ・自治会経由各戸配布（広報「つくい」と同時配布のため企画政策室広報係に配布を依頼）：8,664部 ・自治会未加入世帯については、企画政策室町政情報係・各支所等に備え付け希望者に配布。 ・その他町公共機関（会館・学習センター等）9か所に配置</p> <p>【点字版・録音版】 なし</p> <p>【予算】 ・印刷製本費：1,092,000円 ・報償費（謝礼）70,000円（議会だよりモニター7人（×年額10,000円）を委嘱、任期2年、発行ごとにアンケートにより意見等を聴取、モニター会議を年間2回程度開催）</p> <p>【編集の方法】 ・原稿の一部を当該議員に依頼し、残りの原稿と割付けを議会事務局が作成した後、特別委員会で確定する。 ・議会だより特別委員会を設置（委員7名）</p> <p>【縮刷版の作成】 なし</p>	<p>【目的】町議会の活動状況を広く町民に周知し、議会に対する理解を深めるために発行する。</p> <p>【特定財源の概要】 ・歳入予算なし</p> <p>【発行回数】 ・定例会 年4回（定例会の翌々月の1日に発行。A4判・12ページ。印刷部数：3,400部）</p> <p>【配布対象】 自治会員の全戸へ配布</p> <p>【配布方法】 ・自治会経由各戸配布（広報「さがみこ」と同時配布のため企画財政課広報班に配布を依頼）：3,059部 ・自治会未加入世帯については、企画財政課に備え付け希望者に配布。 ・その他町公共機関（会館・診療所・駅等）16か所に配置</p> <p>【点字版・録音版】 なし</p> <p>【予算】 ・印刷製本費：1,071,000円</p> <p>【編集の方法】 ・事務局で一部を原稿・割り付けをし、残りを編集委員会で原稿・割り付け・校正をする。 ・議会だより編集委員会を設置（委員7名）</p> <p>【縮刷版の作成】 なし</p>	<p>配布及び編集等が一部異なる。 ・規格 相模原市 タブロイド版 城山町、津久井町、相模湖町 A4版 ・配布対象 相模原市、城山町、津久井町 全戸配布 相模湖町 自治会員全戸配布 ・配布方法 相模原市 新聞折込み 城山町、津久井町、相模湖町 自治会経由配布 ・点字版・録音版 相模原市 点字版50部、録音版140組 城山町 点字版2組 ・編集方法 相模原市 事務局で原稿・割付け案を作成 議会運営委員会で割付け案を承認 城山町、津久井町 原稿の一部を当該議員に依頼、残りの原稿と割付けを事務局で作成 各町の各委員会で確定 相模湖町 事務局で一部を原稿・割付け作成 残りを編集委員会で作成 ・縮刷版の発行 相模原市</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		議会部会		議会事務局議事調査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
9	本会議					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	議会事務局議事調査課	議会事務局	議会事務局	議会事務局		
歳出予算額(平成16年度)	8,872千円	6,097千円	1,218千円	490千円		
根拠法令等	相模原市議会定例会に関する条例・相模原市議会定例会に関する規則・相模原市議会会議規則・相模原市議会傍聴規則	城山町議会定例会条例・城山町議会会議規則・城山町議会傍聴規則	津久井町議会定例会の回数等を定める条例・津久井町議会の定例会の招集時期を定める規則・津久井町議会の議決すべき事件を定める条例・津久井町議会会議規則・津久井町議会傍聴規則	相模湖町議会定例会条例・相模湖町議会定例会規則・相模湖町議会傍聴規則		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム				
電算システム名	会議録検索システム	会議録検索システム				
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【本会議場の位置】 相模原市役所内</p> <p>【定例会の回数】 回数 4回 招集月(呼称) 2月(3月定例会) 6月(6月定例会) 8月(9月定例会) 11月(12月定例会)</p> <p>【定例会の本会議の主な運営】 第1日 提出議案の一括説明 第2日 提出議案に対する一括質疑(呼称は総括質疑)・委員会付託・請願陳情委員会付託 第3日 委員会審査報告・表決・一般質問 第4日 一般質問 第5日 一般質問・意見書等</p> <p>【会議時間】 午前9時30分から午後5時</p> <p>【議案の審査方法】 委員会付託が原則</p> <p>【予算・決算の審査方法】 予算、補正予算、決算ともに、各常任委員会へ所管部分ごとに完全分割付託を行う。本会議への報告は、各委員長が順次続けて行い、その後会計ごとに採決を行う。</p> <p>【総括質疑】 対象案件 定例会初日に説明を受け、委員会付託を行う議案 質疑者 会派代表者。ただし無所属議員も質疑ができる。 質疑順位 通告順 質疑時間 会派代表は概ね1時間(答弁含まず) 無所属議員は20分(答弁含まず) 質疑回数 3回</p> <p>【一般質問】 質問順位 通告順。ただし、議長の調整もある。</p>	<p>【本会議場の位置】 城山町役場内</p> <p>【定例会の回数】 回数 4回 招集月(呼称) 3月(3月定例会) 6月(6月定例会) 9月(9月定例会) 12月(12月定例会)</p> <p>【定例会の本会議の主な運営】 第1日 提出議案の説明・表決(当初予算・決算・新規条例等を除く) 請願陳情委員会付託 第2日 当初予算・決算・新規条例委員会付託 第3日 委員会審査報告・表決・一般質問 第4日 一般質問・意見書等</p> <p>【会議時間】 午前9時30分から午後5時</p> <p>【議案の審査方法】 当初予算・決算・新規条例・請願・陳情の一部については委員会付託</p> <p>【予算・決算の審査方法】 当初予算、決算は、提案の都度特別委員会を設置し、会計ごとに付託する。補正予算は、本会議で各会計ごとに説明、質疑、討論、採決を行う。本会議へは、特別委員長が報告し、報告に対する質疑、討論の後、各会計ごとに採決する。</p> <p>【総括質疑】 なし</p> <p>【一般質問】 質問順位 通告順 質問時間 70分 質問回数 制限なし(1問1答)</p> <p>【表決方法】 起立採決。ただし、簡易採決を行う場合もある。</p>	<p>【本会議場の位置】 津久井町役場内</p> <p>【定例会の回数】 回数 4回 招集月(呼称) 3月(3月定例会) 6月(6月定例会) 9月(9月定例会) 12月(12月定例会)</p> <p>【定例会の本会議の主な運営】 第1日 提出議案(当初予算・決算等を除く)ごとに説明、質疑、討論、表決 第2日 委員会審査報告(質疑・表決)・一般質問 第3日 一般質問・委員会審査報告(質疑・表決)・意見書等 (但し3月定例会の第2日以降は、次のとおり) (第2日 予算提案(町長所信表明)) (第3日 予算総括質疑・予算特別委員会付託) (第4日 一般質問) (第5日 一般質問・予算特別委員会審査報告(質疑・討論・表決)意見書等)</p> <p>【会議時間】 午前10時から午後5時</p> <p>【議案の審査方法】 当初予算・決算・新規条例・請願・陳情については委員会付託</p> <p>【予算・決算の審査方法】 当初予算、決算は、提案の都度特別委員会を設置し、一括付託する。補正予算は、本会議で各会計ごとに説明、質疑、討論、採決を行う。本会議へは、特別委員長が報告し、報告に対する質疑、討論の後、各会計ごとに採決する。</p> <p>【総括質疑】 対象案件 当初予算、決算 質疑者 議員(通告者)</p>	<p>【本会議場の位置】 相模湖町役場内</p> <p>【定例会の回数】 回数 4回 招集月(呼称) 3月(3月定例会) 6月(6月定例会) 9月(9月定例会) 12月(12月定例会)</p> <p>【定例会の本会議の主な運営】 第1日 陳情付託 提出議案(条例、補正予算等)の質疑、表決 第2日 委員会審査報告(質疑・表決) 一般質問 (3月議会は予算の提案説明、9月議会は決算表決) 第3日 一般質問 (3月議会は予算の質疑・表決)</p> <p>6、12月議会は2日間 3、9月議会は3日間</p> <p>【会議時間】 午前10時から午後5時</p> <p>【議案の審査方法】 特別会計当初予算、請願・陳情については委員会付託</p> <p>【予算・決算の審査方法】 特別会計当初予算は、各常任委員会へ付託する。一般会計当初予算、補正予算、決算は、本会議で各会計ごとに質疑、討論、採決を行う。本会議へは、常任委員長が報告し、委員長報告に対する質疑の後、各会計ごとに採決する。</p>	<p>定例会の開催回数は各市町とも同一であるが、本会議の運営等については、それぞれ異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 招集月 相模原市 2月、6月、8月、12月 城山町、津久井町、相模湖町 3月、6月、9月、12月 本会議の日数 相模原市 5日間 城山町 4日間 津久井町 3日間(3月議会は5日間) 相模湖町 3日間(6、12月議会は2日間) 会議時間 相模原市、城山町 午前9時30分から午後5時 津久井町、相模湖町 午前10時から午後5時 議案の審査方法 相模原市 委員会付託が原則 城山町、津久井町 当初予算・決算・新規条例・請願・陳情は委員会付託 相模湖町 特別委員会当初予算、請願・陳情は委員会付託 総括質疑の対象案件 相模原市 委員会付託を行う議案 津久井町 当初予算、決算 城山町、相模湖町 総括質疑なし 総括質疑の質問時間 相模原市 会派代表者は概ね1時間、無所属議員は20分 津久井町 制限なし 一般質問の質問時間 相模原市 1人20分を会派所属議員数に応じて 会派に割り当て 城山町 70分 津久井町 制限時間なし 相模湖町 50分 一般質問の質問回数 相模原市、津久井町 3回 城山町、相模湖町 制限なし(1問1答) 表決方法 相模原市 城山町、津久井町 起立採決 相模湖町 拳手採決または起立採決 説明のための出席者 城山町、津久井町、相模湖町 議案に係る課長 	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
30	各種事務事業の取扱い	議会部会	議会事務局議事調査課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
9	本会議					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>質問時間 1人20分を会派所属議員数に応じて会派に割り当てる。(答弁含まず) 質問回数 3回</p> <p>【表決方法】 起立採決。ただし、簡易採決を行う場合もある。</p> <p>【委員会付託を省略する案件】 人事・専決処分の承認・意見書・その他委員会付託をする暇のないもの</p> <p>【説明のための出席者】 市長・助役・教育長・収入役・部長・執行機関の事務局長・総務課長</p> <p>【議員派遣】 議員が公務で派遣される場合、副議長として対外的な会議に出席する場合等に議決</p> <p>【本会議での報告事項等】 監査報告・外部監査報告・専決処分の報告・公社等経営状況説明書・基金運用状況書・継続費精算報告・継続費繰越計算書・繰越明許費繰越計算書・事故繰越し繰越計算書・先行建築報告</p> <p>【臨時会】 5月臨時会では、常任委員会委員の選任等を行う。</p> <p>【議案配付】 定例会告示日の翌日、議員控室等に配付</p> <p>【傍聴】 一般傍聴席 90席 受付方法 傍聴券を交付 資料 貸与10部（日程等は配付）</p> <p>【本会議中継】 市役所本庁舎内での生中継（映像）</p> <p>【会議録】 速記法により会議録を作成し、印刷 製本後、議員等へ配付</p> <p>【会議録検索】 対象会議録 本会議録 利用対象者 市民（インターネット対応）・議員・職員</p> <p>【議決事項の追加指定】 なし</p> <p>【電算システムの概要】 本会議の会議録をインターネットで検索・閲覧するシステム 開発委託先 （株）会議録研究所</p>	<p>【委員会付託を省略する案件】 当初予算・決算・新規条例・請願・陳情・その他議会運営委員会の決定によるもの以外は委員会へ付託していない。</p> <p>【説明のための出席者】 町長・助役・教育長・収入役・部長・課長・執行機関の事務局長</p> <p>【議員派遣】 議員が公務で派遣される場合、副議長として対外的な会議に出席する場合等に議決</p> <p>【本会議での報告事項】 監査報告、専決処分報告、公社経営状況説明書継続費繰越計算書及び継続費清算書、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書、その他の行政報告</p> <p>【臨時会】 常任委員会の任期に合わせて議会後職改選のための臨時会を招集する。</p> <p>【議案配付】 定例会告示日に各議員（自宅）に職員が配付</p> <p>【傍聴】 一般傍聴席 40席（記者席兼用7席） 受付方法 傍聴券を交付 資料 日程表・一般質問要旨を配付</p> <p>【本会議中継】 町役場別館2階B会議室に生中継（映像）</p> <p>【会議録】 委託により調製し、各議員等へ配付</p> <p>【会議録検索】 対象会議録 本会議録 利用対象者 町民（インターネット対応）</p> <p>【電算システムの概要】 本会議の会議録をインターネットで検索・閲覧するシステム 開発委託先 神戸総合速記（株）</p>	<p>質疑順位 通告順 質疑時間 制限なし 質疑回数 3回</p> <p>【一般質問】 質疑順位 通告順 質疑時間 制限なし 質疑回数 3回</p> <p>【表決方法】 起立採決。ただし、簡易採決を行う場合もある。</p> <p>【委員会付託を省略する案件】 当初予算・決算・新規条例・請願・陳情・その他議会運営委員会の決定によるもの以外は委員会へ付託していない</p> <p>【説明のための出席者】 町長・助役・教育長・収入役・総務課長・議案等に関する担当課長及び執行機関の事務局長</p> <p>【議員派遣】 議員が公務で派遣される場合、副議長として対外的な会議に出席する場合等に議決</p> <p>【本会議での報告事項】 法第180条の専決処分、町開発公社の事業及び収支決算、継続費繰越計算書及び継続費清算書、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書、その他の行政報告</p> <p>【臨時会】 常任委員会の任期に合わせて議会後職改選のための臨時会を招集する</p> <p>【議案配付】 本会議に上程される日の1週間前に各議員（自宅）に職員が配付</p> <p>【傍聴】 一般傍聴席 34席 受付方法 受付順に傍聴席を指定 資料 日程表・一般質問要旨・座席表を配付</p> <p>【本会議中継】 町役場3階会議室に音声のみ</p> <p>【会議録】 委託により調製し、各議員等へ配付</p> <p>【会議録検索】 対象会議録 本会議録は町政情報コーナー、各支所等で閲覧可能 利用対象者 町民、その他</p> <p>【議決事項の追加指定】 （地方自治法第96条第2項関係） ・津久井町総合計画（基本計画）に関すること</p>	<p>【総括質疑】 なし</p> <p>【一般質問】 質疑順位 通告順 質疑時間 50分 質問形式 一問一答</p> <p>【表決方法】 挙手採決または起立採決。ただし、簡易採決を行う場合もある。</p> <p>【委員会付託を省略する案件】 当初予算・決算・新規条例・請願・陳情・その他議会運営委員会の決定によるもの以外は委員会へ付託していない</p> <p>【説明のための出席者】 町長・助役・教育長・総務課長・議案等に関する担当課長及び執行機関の課長</p> <p>【議員派遣】 議員が公務で派遣される場合、副議長として対外的な会議に出席する場合等に議決</p> <p>【本会議での報告事項】 監査報告、専決処分報告、公社経営状況説明書継続費繰越計算書及び継続費清算書、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書、その他の行政報告</p> <p>【臨時会】 常任委員会の任期に合わせて議会後職改選のための臨時会を招集する</p> <p>【議案配付】 本会議に上程される日の1週間前に各議員（自宅）に職員が配付</p> <p>【傍聴】 一般傍聴席 26席 受付方法 受付簿に住所・氏名を記入 資料 日程表・一般質問とりまとめ表を配付</p> <p>【本会議中継】 なし</p> <p>【会議録】 委託により調製し、各議員等へ配付</p> <p>【会議録検索】 対象会議録 本会議録は町政情報コーナー、公民館等で閲覧可能 利用対象者 町民、その他</p>	<p>・議案配布 城山町、津久井町、相模湖町 議員宅へ配布 ・報告事項 相模原市 先行建築報告 城山町、津久井町、相模湖町 その他の行政報告 ・傍聴の受付方法 相模原市、城山町 傍聴券を交付 津久井町 受付順に傍聴席を指定 相模湖町 受付簿に必要事項を記入 ・傍聴資料 相模原市 貸与10部（日程等は配布） 城山町 日程表・一般質問要旨を配布 津久井町 日程表・一般質問要旨・座席表を配布 相模湖町 日程表・一般質問とりまとめ表を配布 ・本会議中継 相模原市、城山町 生中継（映像） 津久井町 音声のみ ・議決事項の追加指定 津久井町 基本計画に関すること</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い		議会部会		議会事務局議事調査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
10	常任委員会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	議会事務局議事調査課	議会事務局	議会事務局	議会事務局		
歳入予算額(平成16年度)	3,301千円	350千円	98千円	0千円		
根拠法令等	相模原市議会委員会条例・相模原市議会会議規則・相模原市議会委員会傍聴規程	城山町議会委員会条例・城山町議会会議規則	津久井町議会委員会条例・津久井町議会会議規則	相模湖町議会委員会条例・相模湖町議会会議規則		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【委員会・定数・所管事項】</p> <p>総務委員会(定数9) 秘書課、企画部、総務部、財務部、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事務に 関すること並びに他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>民生委員会(定数9) 保健福祉部及び市民部の所管に属する事務に関する こと</p> <p>環境経済委員会(定数9) 経済部、環境保全部、環境事業部、消防本部 及び農業委員会の所管に属する事務に関する こと</p> <p>建設委員会(定数9) 都市部、建築部及び土木部の所管に属する事務 に関する事</p> <p>文教委員会(定数10) 教育委員会の所管に属する事務に関する事</p> <p>【委員の任期】 1年</p> <p>【開催方法】 1日1委員会。1日で終わらない場合は翌日開催</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【審査方法】 審査順序 議案 請願 陳情 審査方法 説明 質疑 討論 採決 表決方法 挙手採決 継続審査案件 閉会中及び次定例会の委員 会で審査</p> <p>【説明のための出席者】 助役以下課長級以上の職員</p>	<p>【委員会・定数・所管事項】</p> <p>総務常任委員会(定数6) 総務部、会計班、監査委員、選挙管理委員会 及び固定資産評価審査委員会の所管に属する 事務に 関すること並びに他の委員会の所管に 属さない事項</p> <p>文教民生常任委員会(定数5) 民生環境部及び教育委員会の所管に属する事務 に関する こと</p> <p>建設経済常任委員会(定数5) 経済部、環境保全部、環境事業部、消防本部 建設経済部及び農業委員会の所管に属する事務 に関する こと</p> <p>【委員の任期】 2年</p> <p>【開催方法】 1日1委員会。1日で終わらない場合は散会し、 別日程とする。</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【審査方法】 審査順序 議案 請願 陳情 審査方法 説明 質疑 討論 採決 表決方法 挙手採決 継続審査案件 閉会中及び次定例会の委員 会で審査</p> <p>【説明のための出席者】 案件毎に出席要求に対する執行部からの回答に よる。</p> <p>【委員会室】 役場別館A会議室</p> <p>【傍聴】 傍聴者の有無に関わらず、委員会の冒頭、委員 会に 諮る。 傍聴席 10席程度 資料 希望者に貸与(日程は配付)</p>	<p>【委員会・定数・所管事項】</p> <p>総務常任委員会(定数6:実数5(議長が辞任)) 合併対策室、企画政策室、総務課、財務課、 税務課、防災課、町民課、契約検査課、会計 課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、 及び固定資産評価審査委員会事務局の所管に 属する事務に 関すること並びに他の委員 会の所管に属さない事項</p> <p>社会文教常任委員会(定数6) 健康福祉課、保険年金課、児童福祉課、環境 課、及び教育委員会の所管に属する事務に 関 すること</p> <p>産業建設常任委員会(定数6) 都市計画課、産業経済課、建設課、上下水道 課、及び農業委員会の所管に属する事務に 関 すること</p> <p>【委員の任期】 2年</p> <p>【開催方法】 通常1日2委員会まで。当日審査等が終わらない 場合は、 散会し、別日程とする。</p> <p>【開会時間】 午前10時</p> <p>【審査方法】 審査順序 議案(新規条例) 請願 陳情 所管事務調査 審査方法 説明 質疑(討論) 採決 表決方法 起立採決。ただし、挙手、簡易採 決 を行う場合もある。 継続審査案件 閉会中、及び次期定例会の委 員 会で審査</p> <p>【説明のための出席者】 助役(教育長)以下の職員</p> <p>【委員会室】 3階 第1、第2会議室</p>	<p>【委員会・定数・所管事項】</p> <p>総務民生常任委員会(定数6) 企画財政課、総務課、合併推進課、会計課、 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審 査 委員会、町民課、健康福祉課、こども課及 び議 会事務局に関する事項並びに他の常任委 員 会の所管に属さない事項</p> <p>文教産業建設常任委員会(定数6) 教育委員会、産業環境課、都市整備課、下水 道課 及び農業委員会の所管に関する事項</p> <p>【委員の任期】 2年</p> <p>【開催方法】 1日2委員会まで。当日審査等が終わらない場合 は、 散会し、別日程とする。</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【審査方法】 審査順序 請願 陳情 特別会計当初予算 審査 方法 説明 質疑 採決 表決方法 挙手採決 継続審査案件 閉会中の委員会で審査</p> <p>【説明のための出席者】 助役・課長</p> <p>【委員会室】 3階 第1、第2委員会室</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員長 に 諮る。 傍聴席 必要に応じて設ける 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを 配 布</p>	<p>委員会数、所管事項、委員任期、審査方法等が、 各 市町で異なる。</p> <p>・委員の任期 相模原市 1年 城山町、津久井町、相模湖町 2年</p> <p>・開催方法 相模原市、城山町 1日1委員会 津久井町、相模湖町 1日2委員会まで</p> <p>・開会時間 相模原市、城山町、相模湖町 午前9時30分 津久井町 午前10時</p> <p>・審査順序 相模原市、城山町 議案 請願 陳情 津久井町 議案 請願 陳情 所管事務調査 相模湖町 請願 陳情 特別会計当初予算</p> <p>・審査方法 相模原市、城山町、津久井町 説明 質疑 討論 採決 相模湖町 説明 質疑 採決</p> <p>・表決方法 相模原市、津久井町 起立採決 城山町、相模湖町 挙手採決</p> <p>・継続審査案件 相模原市 次定例会の委員会で審査 城山町、津久井町 閉会中及び次定例会の委員 会 で審査 相模湖町 閉会中の委員会で審査</p> <p>・傍聴資料 相模原市 貸与10部(日程は配布) 城山町 希望者に貸与(日程は配布) 津久井町、相模湖町 委員長の許可を得て写し を 配 布</p> <p>・記録(会議録) 相模原市、津久井町、相模湖町 1部作成 城山町 2部作成</p> <p>・視察 相模原市、城山町 年1回県外視察 津久井町 必要に応じて派遣 相模湖町 予算計上なし</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 議会部会		相模原市の課等の名称 議会事務局議事調査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 10	事務事業名 常任委員会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【委員会室】 3委員会室</p> <p>【傍聴】 傍聴者の有無に関わらず、委員会の冒頭、委員会に諮る。 傍聴席 第1委員会室 35席 第2委員会室 21席 資料 貸与10部（日程は配付）</p> <p>【記録】 速記者により会議録を1部作成</p> <p>【視察】 所管事項調査のため、年1回県外視察を行う。 予算額 1人90,000円</p>	<p>【記録】 録音テープにより会議録を2部作成（委託）</p> <p>【視察】 所管事項調査のため、年1回県外視察を行う。 予算額 1人当たり2泊3日（宿泊費及び交通費）</p>	<p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員会に諮る。 傍聴席 必要に応じて設ける 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを配布</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 審査、調査の必要に応じ委員を派遣（宿泊を伴わない）。 予算額 1人2,200円</p>	<p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 予算計上なし</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 議会部会		相模原市の課等の名称 議会事務局議事調査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 11	事務事業名 特別委員会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	議会事務局議事調査課	議会事務局	議会事務局	議会事務局		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	350千円	169千円	53千円		
根拠法令等	相模原市議会委員会条例・ 相模原市議会会議規則・ 相模原市議会委員会傍聴規程	城山町議会委員会条例・ 城山町議会会議規則	津久井町議会委員会条例・ 津久井町議会会議規則・ 津久井町議会議員の政治倫理に関する条例	相模湖町議会委員会条例・ 相模湖町議会会議規則		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【委員会・定数・付議事件】 基地対策特別委員会（定数11） 基地対策について</p> <p>交通問題特別委員会（定数11） 新交通システムを含む市内交通網の整備について</p> <p>少子・高齢化対策特別委員会（定数11） 少子・高齢化に伴う諸問題に係る対策について</p> <p>防災対策特別委員会（定数11） 地震等大規模災害対策等について</p> <p>合併問題特別委員会（定数17） 合併問題等に関する調査研究について</p> <p>【委員の任期】 付議事件の審査終了まで</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【活動方法】 付議事件に関する調査活動等を行う。</p> <p>【説明のための出席者】 助役以下課長級以上の職員</p> <p>【傍聴】 傍聴者の有無に関わらず、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 貸与10部（日程は配付）</p> <p>【記録】 速記者により会議録を1部作成</p> <p>【視察】 必要の都度行う。ただし宿泊を伴わない。 予算額 1人10,000円</p>	<p>【委員会・定数・付議事件】 市町村合併調査特別委員会（定数8） 市町村合併に関する調査について</p> <p>「役場庁舎事務室等連続無断侵入」及び「下水道使用料徴収問題」検査特別委員会（定数7） 役場庁舎事務室等連続無断侵入及び下水道使用料徴収問題に関する検査について（地方自治法98条）</p> <p>【委員の任期】 付議事件の審査終了まで</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【活動方法】 付議事件に関する調査活動等を行う。</p> <p>【説明のための出席者】 案件毎に出席要求に対する執行部からの回答による。</p> <p>【傍聴】 傍聴者の有無に関わらず、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 希望者に貸与（日程は配付）</p> <p>【記録】 録音テープにより会議録を2部作成（委託）</p> <p>【視察】 必要の都度行う。（当初予算計上なし）</p>	<p>【委員会・定数・付議事件】 ダム対策特別委員会（定数8） 水質、河川の保全や湖岸対策など諸問題に関する審査</p> <p>行財政改革特別委員会（定数8） 行財政改革、地方分権に関する審査</p> <p>市町村合併問題特別委員会（定数16） 市町村合併に関する審査</p> <p>バス問題特別委員会（定数8） 公共交通対策に関する審査</p> <p>政治倫理調査特別委員会（定数8） 津久井町議会議員の政治倫理に関する条例第5条第2項に基づく調査及び審査</p> <p>議会だより特別委員会（定数7） 議会だよりに関する審査</p> <p>【委員の任期】 付議事件の審査終了まで</p> <p>【開会時間】 午前10時</p> <p>【活動方法】 付議事件に関する調査活動等を行う。</p> <p>【説明のための出席者】 助役以下の職員</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを配布</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 審査、調査の必要に応じ委員を派遣（宿泊を伴わない）。 予算額 1人2,200円</p>	<p>【委員会・定数・付議事件】 市町村合併調査特別委員会（定数12） 市町村合併に関する審査</p> <p>【委員の任期】 付議事件の審査終了まで</p> <p>【開会時間】 午前9時30分</p> <p>【活動方法】 付議事件に関する審査活動等を行う。</p> <p>【説明のための出席者】 助役・課長</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員長に諮る。 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを配布</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 バス借上げ料 52,500円</p>	<p>設置委員会、委員数等が各市町で異なる。</p> <p>・開会時間 相模原市、城山町、相模湖町 午前9時30分 津久井町 午前10時</p> <p>・傍聴資料 相模原市 貸与10部（日程は配布） 城山町 希望者に貸与（日程は配布） 津久井町、相模湖町 委員長の許可を得て写しを配布</p> <p>・記録（会議録） 相模原市、津久井町、相模湖町 1部作成 城山町 2部作成</p>	<p>運営方法については、相模原市の制度に統合し、新たに設置する委員会については、合併後に決定する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名	相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い			議会部会	議会事務局議事調査課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク	調整済の可否	
				A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分		
				現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
12	議会運営委員会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	議会事務局議事調査課	議会事務局	議会事務局	議会事務局		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市議会委員会条例・ 相模原市議会会議規則 相模原市議会委員会傍聴規程	城山町議会委員会条例 城山町議会会議規則	津久井町議会委員会条例・ 津久井町議会会議規則	相模湖町議会委員会条例・ 相模湖町議会会議規則		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【構成】</p> <p>委員選出要件 所属議員3人以上の会派 条例定数 13人以内 現行定数 8人 正副議長 常時出席 代理出席 議案等審査以外は可能</p> <p>【委員以外の議員の扱い】</p> <p>2人会派・無所属議員はオブザーバーとして出席し、発言は委員会の許可を得て行う。資料は配付。傍聴議員にも資料は貸与</p> <p>【任期】 1年</p> <p>【協議事項】</p> <p>議会の運営に関する事項 ・会期に関する事項 ・議事日程に関する事項 ・議事の進行に関する事項 ・議席の指定（変更）に関する事項 ・議事において行う選挙、選任に関する事項 ・発言の取り扱いに関する事項 ・委員会付託に関する事項 ・議会において行う選挙、選任に関する事項 ・議会関係の条例及び規則並びに内規等に関する事項 ・意見書、決議その他議員の提出する議案の取り扱いに関する事項 ・特別委員会の設置に関する事項 ・議員の辞任に関する事項 ・懲罰事犯の取り扱いに関する事項 ・その他議事運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ・議会及び議員にかかわる条例、請願、陳情等。ただし、議員の報酬等に関する条例は、例外として総務委員会に付託 議長の諮問に関する事項 ・議場の秩序維持に関する事項 ・執行機関の附属機関等の議会選出委員の選考に関する事項 ・市議会報の発行に関する事項 ・議会関係各種会議、行事等に関する事項 ・その他議長が必要と認めた事項</p>	<p>【構成】</p> <p>委員選出要件 特になし 条例定数 6人 現行定数 6人 正副議長 常時出席（議長のみ） 代理出席 不可能</p> <p>【委員以外の議員の扱い】</p> <p>委員会条例の定めるところによる。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【協議事項】</p> <p>議会の運営に関する事項 ・会期に関する事項 ・議事日程に関する事項 ・議事の進行に関する事項 ・発言の取り扱いに関する事項 ・委員付託に関する事項 ・議会において行う選挙、選任に関する事項 ・議会関係の条例及び規則並びに内規等に関する事項 ・意見書、決議その他議員の提出する議案の取り扱いに関する事項 ・特別委員会の設置に関する事項 ・議員の辞任に関する事項 ・懲罰事犯の取り扱いに関する事項 ・その他議事運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ・議会及び議員にかかわる条例案等の提出 議長の諮問に関する事項 ・議場の秩序維持に関する事項 ・議会関係各種会議、行事等に関する事項 ・その他議長が必要と認めた事項</p>	<p>【構成】</p> <p>委員選出要件 副議長は委員となる 条例定数 7人 現行定数 7人 正副議長 常時出席（副議長は委員として出席） 代理出席 不可能</p> <p>【委員以外の議員の扱い】</p> <p>会議規則に定めるところによる。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【協議事項】</p> <p>議会の運営に関する事項 ・会期に関する事項 ・議事日程に関する事項 ・議事の進行に関する事項 ・発言の取り扱いに関する事項 ・委員付託に関する事項 ・議会において行う選挙、選任に関する事項 ・議会関係の条例及び規則並びに内規等に関する事項。ただし、議員の報酬等に関する事項は、議会全員協議会で協議 ・意見書、決議その他議員の提出する議案の取り扱いに関する事項 ・特別委員会の設置に関する事項 ・議員の辞任に関する事項 ・懲罰事犯の取り扱いに関する事項 ・その他議事運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ・議会及び議員にかかわる条例案等の提出。 議長の諮問に関する事項 ・議場の秩序維持に関する事項 ・議会関係各種会議、行事等に関する事項 ・その他議長が必要と認めた事項</p>	<p>【構成】</p> <p>委員選出要件 各常任委員長は委員となる 条例定数 4人 現行定数 4人 正副議長 常時出席 代理出席 不可能</p> <p>【委員以外の議員の扱い】</p> <p>委員会条例に定めるところによる。</p> <p>【任期】 2年</p> <p>【協議事項】</p> <p>議会の運営に関する事項 ・会期に関する事項 ・議事日程に関する事項 ・議事の進行に関する事項 ・発言の取り扱いに関する事項 ・委員付託に関する事項 ・議会において行う選挙、選任に関する事項 ・議会関係の条例及び規則並びに内規等に関する事項は、議会全員協議会で協議 ・意見書、決議その他議員の提出する議案の取り扱いに関する事項 ・特別委員会の設置に関する事項 ・議員の辞任に関する事項 ・懲罰事犯の取り扱いに関する事項 ・その他議事運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ・議会及び議員にかかわる条例案等の提出。 議長の諮問に関する事項 ・議場の秩序維持に関する事項 ・議会関係各種会議、行事等に関する事項 ・その他議長が必要と認めた事項</p>	<p>委員選出要件、委員任期、協議事項等が各市町で異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員選出要件 相模原市 所属議員3人以上の会派 城山町 要件なし 津久井町 副議長は委員 相模湖町 各常任委員長は委員 代理出席 相模原市 議案等審査以外は可能 城山町、津久井町、相模湖町 不可能 委員任期 相模原市 1年 城山町、津久井町、相模湖町 2年 議会の運営に関する協議事項 津久井町、相模湖町 議員の報酬等に関する事項は、全員協議会で協議 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する協議事項 相模原市 議員の報酬等に関する条例は総務委員会付託 議長の諮問に関する協議事項 相模原市 執行機関の附属機関等の議会選出委員の選考、市議会報の発行に関する事項 傍聴資料 相模原市 貸与10部（日程は配布） 城山町 希望者に貸与（日程は配布） 津久井町、相模湖町 希望者に委員長の許可を得て写しを配布 視察 相模原市 年1回県外視察 城山町、津久井町 必要に応じ派遣 相模湖町 予算計上なし 	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 議会部会		相模原市の課等の名称 議会事務局議事調査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 議会運営委員会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【運営方法】 採決の前提として、出席委員全員の合意を得るよう最大限の努力をする。 委員会で決定した事項は、法的効力を有するもの以外についても、遵守をする。</p> <p>【附属機関等の選出基準】 原則として法令等で定めのあるもの以外、選出しない。</p> <p>【傍聴】 傍聴者の有無に関わらず、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 貸与10部（日程は配付）</p> <p>【記録】 発言等を記載した会議録のほかに、決定事項等のみを記載した結果を作成</p> <p>【視察】 議会運営に関する調査のため、年1回県外視察を行う。 予算額 1人70,000円</p>	<p>【運営方法】 採決の前提として、出席委員全員の合意を得るよう最大限の努力をする。 委員会で決定した事項は、法的効力を有するもの以外についても、遵守をする。</p> <p>【附属機関等の選出基準】 原則として法令等で定めのあるもの以外、選出しない。</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 希望者に貸与（日程は配付）</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議報告書を作成</p> <p>【視察】 必要に応じ、委員を派遣（当初予算計上なし）</p>	<p>【運営方法】 採決の前提として、出席委員全員の合意を得るよう最大限の努力をする。 委員会で決定した事項は、法的効力を有するもの以外についても、遵守する。</p> <p>【附属機関等の選出基準】 （議会全員協議会にて選出）</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員会に諮る。 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを配布</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 審査、調査の必要に応じ委員を派遣（宿泊を伴わない）。 予算額 1人2,200円</p>	<p>【運営方法】 採決の前提として、出席委員全員の合意を得るよう最大限の努力をする。 委員会で決定した事項は、法的効力を有するもの以外についても、遵守する。</p> <p>【附属機関等の選出基準】 議会運営委員会及び全員協議会にて選出</p> <p>【傍聴】 傍聴希望者がある場合、委員会の冒頭、委員長に諮る。 資料 希望者に委員長の許可を得て写しを配布</p> <p>【記録】 職員（書記）が会議録を1部作成</p> <p>【視察】 予算計上なし</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 議会部会		相模原市の課等の名称 議会事務局議事調査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 任意の協議組織					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	議会事務局庶務課、議事調査課	議会事務局	議会事務局	議会事務局		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【全員協議会】</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決対象とならない重大な事柄について ・突発的に発生した重大な事件、事故等について ・将来的に大きな影響を与える施策等について ・その他議員が必要とする事項について <p>運営方法</p> <p>議長が招集し、座長を務める。市長等の出席を求め、協議案件について質疑等を行う。</p> <p>傍聴 許可しない</p> <p>記録</p> <p>速記者により会議録を1部作成</p> <p>【代表者会議】</p> <p>位置付け</p> <p>会派代表者による協議組織（会派は所属議員2人以上）</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初議会の運営に関する1回目の協議 ・各会派間で調整が必要な事項等 <p>運営方法</p> <p>議長が招集する。</p> <p>傍聴 許可しない</p> <p>記録</p> <p>事務局職員による要約筆記</p> <p>【部会】</p> <p>位置付け</p> <p>委員会委員による協議組織</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決の対象とはならない、所管事項にかかわる事柄について ・突発的に発生した所管事項にかかわる事件、事故等について ・将来的に影響を与える所管事項にかかわる施策等について ・その他委員が必要とする事項について <p>運営方法</p> <p>協議案件について質疑等を行う。</p> <p>傍聴 許可しない</p> <p>記録</p> <p>速記者により会議録を1部作成</p>	<p>【全員協議会】</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決の対象とならない重大な事柄について ・突発的に発生した事件、事故等について ・将来的に大きな影響を与える施策等について ・議会の役割について ・議席の指定（変更）について ・執行機関の附属機関等の議会選出委員の選考について ・その他議長が必要と認める事柄について <p>運営方法</p> <p>議長が招集し、座長を務める。必要に応じ町長等の出席を求め、協議案件について質疑等を行う。</p> <p>傍聴 非公開</p> <p>記録</p> <p>記録は取らない</p> <p>【代表者会議】</p> <p>該当なし</p> <p>【部会】</p> <p>該当なし</p> <p>【議会活性化検討委員会】</p> <p>委員選出方法</p> <p>会派比例代表により組織（委員数7人）</p> <p>協議事項</p> <p>議会の活性化に関する事項</p> <p>運営方法</p> <p>委員長が召集</p> <p>傍聴 原則非公開</p> <p>記録</p> <p>職員（書記）が会議報告書を作成</p>	<p>【全員協議会】</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決の対象とならない重大な事柄について ・突発的に発生した事件、事故等について ・将来的に大きな影響を与える施策等について ・議会の役割について ・議席の指定（変更）について ・執行機関の附属機関等の議会選出委員の選考について ・議員の報酬等に関する事柄について ・その他議長が必要と認める事柄について <p>運営方法</p> <p>議長が招集し、座長を務める。必要に応じ町長等の出席を求め、協議案件について質疑等を行う。</p> <p>傍聴 公開を原則（議長の判断による）</p> <p>記録</p> <p>記録は取らない（確認事項は、議長の管理のもとに保存し、閲覧、公表はしていない）</p> <p>【代表者会議】</p> <p>該当なし</p> <p>【部会】</p> <p>該当なし</p>	<p>【全員協議会】</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決の対象とならない重大な事柄について ・突発的に発生した事件、事故等について ・将来的に大きな影響を与える施策等について ・議会の役割について ・議席の指定（変更）について ・執行機関の附属機関等の議会選出委員の選考について ・議員の報酬等に関する事柄について ・その他議長が必要と認める事柄について <p>運営方法</p> <p>議長が招集し、座長を務める。必要に応じ町長等の出席を求め、協議案件について質疑等を行う。</p> <p>傍聴 公開を原則（議長の判断による）</p> <p>記録</p> <p>記録は取らない</p> <p>【代表者会議】</p> <p>該当なし</p> <p>【部会】</p> <p>該当なし</p>	<p>代表者会議、部会は各町にはなく、又全員協議会の協議事項等も市と町では異なる。</p> <p>【全員協議会】</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山町、津久井町、相模湖町 ・議会の役割について ・議席の指定（変更）について ・執行機関の附属機関等の議会選出委員の選考について <p>傍聴</p> <p>相模原市 許可しない</p> <p>城山町 非公開</p> <p>津久井町、相模湖町 公開を原則</p> <p>記録（会議録）</p> <p>相模原市 1部作成</p> <p>城山町、津久井町、相模湖町 記録なし</p> <p>【議会活性化検討委員会】</p> <p>城山町 設置</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 議会部会		相模原市の課等の名称 議会事務局議事調査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 14	事務事業名 委任専決事項					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	議会事務局議事調査課	議会事務局	議会事務局	議会事務局		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	地方自治法	地方自治法	地方自治法	地方自治法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【委任専決事項】 工事請負契約について、議決契約金額の1割以内の変更契約を締結すること(3億円未満) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定にかかる額が1,000,000円以下のもの(交通事故に関するもので自動車損害賠償保障法の適用を受けるものは同法に規定する当該保険金額の最高額の範囲内) 目的物の価額が1,000,000円以下の事件について訴えの提起、和解、調停を行うこと 住居表示又は土地区画整理事業の実施に伴い、公の施設及び機関の位置の表示の変更に係る条例改正を行うこと 法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該条例の改正を行うこと</p>	<p>【委任専決事項】 地方自治法第96条第1項第12号の規定するもののうち、軽易と認められるもの 法律上町の義務に属する1件の金額100万円以下の損害賠償の額を決定すること 工事又は製造の請負契約について、議決契約金額の500万円以内の変更契約を締結すること</p>	<p>【委任専決事項】 工事請負契約について、議決契約金額の1割以内の変更契約を締結すること 交通事故に関する和解及び公務災害の損害賠償額が1,000,000円未満のもの</p>	<p>【委任専決事項】 工事請負契約について、議決契約金額の1割以内の変更契約を締結すること 交通事故に関する和解及び公務災害の損害賠償額が1,000,000円未満のもの</p>	委任専決事項の内容が市と町で異なる。	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名	相模原市の課等の名称	
30	各種事務事業の取扱い			議会部会	議会事務局議事調査課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク	調整済の可否	
				A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分		
				現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
15	議会刊行物					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	議会事務局庶務課、議事調査課	議会事務局	議会事務局	議会事務局		
歳出予算額（平成16年度）	1,190千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	74千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【議会刊行物】</p> <p>「市政の概要」 内容：議会活動の充実に資することを目的に、市政全般について、前年度に実施した施策・事業の概略と成果を中心に掲載。 発行数：240部×年1回 配布先：議員、図書館等 有償刊行物として販売している。</p> <p>「調査時報」 内容：議会活動の充実に資することを目的に、本市と人口規模が類似している都市の予算、決算や地方自治の動向等を中心に調査編集。 調査対象市：30市 発行数：200部×年4回 配布先：議員、調査対象市等</p> <p>「議会月報」 内容：議会活動の充実に資することを目的に、各議員から依頼された調査事項（理事者側からの回答等）を中心に掲載。 発行回数：原則月1回 1回の発行部数：60部 配布先：議員等</p> <p>「議会史」 内容：明治22年の市制町村制施行時から昭和54年までの約90年間を対象に掲載。 「資料編」2巻、「記述編」2巻、「年表編」1巻の全5巻。 発行年月：平成3年3月～8年3月 発行部数：各1,000部 有償刊行物として販売している。</p> <p>「議会関係例規集」 内容：議会に関連する条例、規則等のハンドブックとして作成。 発行頻度：4年毎（改選期） 発行部数：100部 配布先：議員等</p>	該当なし	該当なし	該当なし	特になし	合併時に相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 30	合併協議事項 各種事務事業の取扱い		専門部会名 議会部会		相模原市の課等の名称 議会事務局議事調査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 15	事務事業名 議会刊行物					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>「議会パンフレット」 内容：議会の運営等を市民に理解してもらうため、議会のあらまし等について掲載。 発行頻度：4年毎（改選期） 発行部数：3,000部 配布先：傍聴者、議場見学者等</p> <p>【歳出内訳】（印刷製本費） 市政の概要：610千円 調査時報：580千円</p> <p>【特定財源の概要】 物品売払収入 市政の概要、議会史の売払収入：74千円</p>					